

R059.71-G69ㄅ



1200500766173

R  
059.71  
9



始





R  
059.71  
G69



外務省監修  
濠洲調查所譯

# 濠洲年鑑

(一九四〇年版)

株式會社  
科學社  
刊





## 序 文

大東亞戰爭勃發以來、皇軍の精銳は到る所に、米英の牙城を屠り、今や東亞の全域に皇威洽ねからんとし、八紘爲宇の規模雄大なる理想は着々と、その具顯の過程をたどりつつある。御稜威の下 北方の護り嚴として固く、南方の建設また日に進捗をつけ  
てゐる。

然るに世界制覇の野望に燃え、いまだ我國の正義を覺らざる米英は對日反攻を呼號して、北はアリューシャン、南はニューギニヤ、ソロモンに執拗なる反撃を企圖しつつある。而して我が南方の生命線を脅し、東亞新秩序の建設を妨害せんとする敵米英の大據點は、實に濠洲にほかならないのである。

今後に於ける大東亞戰爭の進展が如何なるものにせよ、濠洲がその尤大なる地域と豊富なる資源と、その地政學的樞要地位と相俟つて、必然的に我國にとつて、大なる關心の的となることは疑ひを俟たない處である。

然るに我國民の濠洲に關する社會的認識は實に驚くべき貧困なるものである。今次大東亞戰爭勃發以來、舊蘭印諸領に關しては比較的整理されたる認識を持ちつつあるも、それより南方の廣大なる大陸に就ては、我國民は何ら體系的な知識を有してゐないと云ふも過言ではない。

この事實に當面して、本調査所はその第一事業として濠洲聯邦政府の編纂刊行せる「濠洲年鑑」を譯出することとした。同原書はその内容の精細周到なること世界的に定評あり、濠洲關係資料の集大成にして、濠洲を認識するに必須不可缺の基礎的文獻である。従つて同原書を我國語に移すことにより、初めて廣大なる南方大陸の全貌を國民の前に明示し、その構成を細部に互つて、體系的にこれを露呈せしめ、今後の研究調査に於ける唯一確實なる根拠を提供し、更に凡ゆる意味の我が對濠施策に科學性を與ふる基礎資料の一つたらしめ得ることを疑はないのである。

創設後、間もなき本調査所が、同原書の尤大、内容の複雑多岐にも拘らず、敢てこの大業を果さんことを企圖した所以も茲に盡



本調査所は、昨春、一九三九年版により同年鑑の翻譯に着手した。濠洲社會の全般に亘り、微に入り細を穿つ全項目の譯出に、多くの専門家、在濠經驗者の教示を受け、尙且つ濠洲独自の事物制度に、時には筆を投じて暗中に摸索し、辛じて解明の微光を探り得ること屢々、適譯を得んがために多くの時間を論議に費すこと一再ではなかつた。然る處、偶々、同年鑑一九四〇年版（一九四一年九月發行）を入手し、茲に於て一九三九年版を棄てて、一九四〇年版を直ちに底本とし、斯くて本調査所の總力を擧げ、拙速に走ることなく、巧速に時期を失はざるやう努めつゝ、一方官民より多大なる同情聲援を得て、茲に漸く邦譯「濠洲年鑑」の刊行をみるこゝになつたのである。

本譯書によつて、我國に於ける濠洲研究の基礎が据えられ、その認識の水準の昂まらんことを念じてやまない。本書の刊行に際し、種々御懇篤なる御援助と御鞭撻を賜はり、且つ全面的監修に多忙中多大の時間を割かれた外務省、其他官廳、學校、新聞、通信社、専門家各位に深く感謝の念を捧げ度い。

昭和十八年三月

濠 亞 調 査 所 識

原 序

濠洲聯邦憲法に基き、聯邦議會は「聯邦の平和、秩序及び良好政治のために國勢調査及び諸統計に關する法律制定」の權限を與へられてゐる。かくの如く付與されたる權限により一九〇五年「國勢調査及び統計法」が可決され、次で翌年「聯邦國勢調査統計局」が創設された。政府年鑑第一巻は早くも一九〇八年に刊行された。こゝに提示するのは聯邦政府の權限に依り發行せる政府年鑑第三十三卷である。

本書の内容概念は次掲目次の一覽によつて得られる。卷末の特別索引（通常の一般索引に續く）は各章に掲げた参考文献と共に本巻に於ては紙面制限のために省略し、若しくは充分に掲載し得なかつた事項を見出す助とならう。近年の經濟的財政的諸條件によつて、財政、貿易、物價、生産及び人口の諸事項に關して新なる調査資料、又は新なる表現を用いた調査資料に對する要求が生じ、これら統計部門を扱ふ章を現代の要求に應ぜしめんと努力した結果、最近に於ては幾分の進歩を示し、一方近年の主要なる財政經濟事情の年表を最終章の後へ挿入した。

戦時の檢閲規定により或種の統計はその發表を妨げられ、本巻第五章通信及び運輸、第十四章貿易は主にその影響を受け、國防の章は除外された（譯註「國防」は一九三九年度年鑑により附録に収録）。併しこれは將來發行する年鑑に掲載するであらう。各章が印刷に付されて後入手せる最近の調査資料は附録に収録した。

各版の資料は常に周到に検討し、誤謬はすべて取り除いた積りであるが、その缺陷を指摘し、示唆を與へらるゝ大方の好意を切望する。本年鑑の調査の大部分の基礎資料を蒐集編纂された州統計官の努力を多とし、又聯邦政府及び州省局の責任を有する職員諸氏及び好意をもつて調査資料を提供されたる諸氏に感謝の意を表す。特に擧ぐべきは、本巻の圖表作製に責任をもたれた内務省土地測量部製圖主任の努力である。

本書の大部分はドクター・ローランド・ウイルソン氏が労働及び國家勞務省書記官に就任される以前に、その監修によつて完成されたものである。本年鑑編纂者S・H・ペグリー氏の貴重なる勞作及び本書各關係章校閲の義務を盡された聯邦國勢調査統計局各部の職員諸氏の盡力に對して最大の感謝の念を示したい。

一九四一年六月十八日 濠洲聯邦國勢調査統計局

濠洲聯邦統計官 S・R・カーヴァー



凡 例

- 1 本書は Commonwealth Bureau of Census and Statistics : OFFICIAL YEAR BOOK of The Commonwealth of Australia, no. 33—1940, Canberra, C 譯である。
- 2 一九三九年版に掲載され、一九四〇年版に於て削除された「國防」の章は、三九年版により譯出の上、附録として収録した。又、讀者の便を圖り、本調査所編による濠洲地圖を挿入した。
- 3 譯に就ては、原文の嚴密性を失はないやうになるべく原文を生かす方針を採り、直譯體を厭はず、嚴正正確を期した。職名、官廳、團體名は外務省の意見を參照し、適宜原語又はルビを附した上、邦語譯を當て、濠洲固有の事物に關しては、各部専門家の意見を徴した上、適當に譯出した。
- 4 本年鑑本文中に於て頻繁に附記される「既刊本年鑑參照」に就ては、わが國に現存する既刊年鑑の尠少なるため、遺憾乍ら記載全卷につき對照することを得なかつたが、一部分は整理譯出の上、發表する豫定である。
- 5 本年鑑特有の用語「總生(製)産額、地方(現地、農場)生産額、純生産額」等の評價方法に關しては、第二十八章「雜」參照。
- 6 本書は豫定の頁數を超過すること、實に五〇〇頁に達したため、索引の作成に十分なる時間を割くことができなかつたが、近く作成添付の豫定につき希望者は申出でられたい。
- 7 本年鑑に於て使用せられる度量衡單位の主なるものは次の如くである。  
 磅—英磅約一七四一五錢(爲替相場一志二片の場合) 濠磅約一三四七一錢(英磅一〇〇に對し二二五)  
 哩——一、六〇九三呎—一四町四五間、ブッシュル—二、〇一六一斗、封度—〇、四五三六疋—一、二〇・九六匁、センチタル—一〇〇封度  
 c w (ハンドレット・ウェイト)—一三封度、噸—二、二四〇封度、オンス—一六封度—二八、八五グラム—七、五六匁、ス  
 ーパー—吹—二吹×二吹×一吹
- 8 尙、本年鑑は一九四一年九月に發刊されたもので、原書には一九四〇年版としてあるが、日本では或年度の年鑑は、該年度の前年度に發行されるのを通例とする故、本書は、日本式にいへば「一九四二年版」に相當するものである。
- 9 本書の翻譯、出版に當つては、内容の特殊的性質よりして、各部門の専門家及び官民の在濠經驗者多數の懇切なる御示教を得たが、時間の制限其他各種の事情により所期の成果を擧げ、御教示に副ひ得なかつた點なしとしないのを遺憾とするも、幸ひ讀者各位の忌憚なき叱正を以て、改版の際に完璧を期したい。御教示に吝かならぬやう御願ひする。

目 次

譯 者 序

濠 洲 調 査 所

統計概要	一	三西 濠洲	三
濠洲年表	八	四南 濠洲	三
第一章 濠洲の發見、植民及び聯邦	五	五 ニュージールランド	三
第一節 濠洲に關する初期の知識及びその發見	七	六 ビクトリア	三
一 緒言	七	七 クイーンズランド	三
二 初期の傳説	七	第四節 濠洲聯邦の成立	三
三 濠洲の發見	七	一 概説	三
四 英國人による發見	七	二 北部領の聯邦政府への移讓	三
第二節 濠洲の併合	八	三 濠洲首魁領の聯邦政府への讓渡	三
一 一七七〇年濠洲東部の併合	八	四 英領ニューギニア即ちパプアの讓渡	三
二 ニューサウスウェールズの原區域	八	五 ノーフォーク島の讓渡	三
三 一八二五年ニューサウスウェールズの西方への擴張	八	六 ニューギニア領	三
四 一八二七年西濠洲の併合	八	七 ナウル島	三
第三節 植民地の創設	九	八 アツシユモア及びカーチア諸島領	三
一 ニューサウスウェールズ	九	九 濠洲南極領	三
二 タスマニヤ	九	第五節 濠洲探検	三
		第六節 州及び聯邦の憲法	三



- 一 概 説……………三〇
- 二 聯邦憲法……………三〇
- 三 布告……………三〇

第二章 地理及び氣候

第一節 濠洲概説

- 一 地理的位置……………三〇
- 二 外國面積との比較……………三〇
- 三 行政区劃別面積……………三〇
- 四 海岸地形……………三〇
- 五 濠洲の地理的形狀……………三〇
- 六 濠洲の動植物帯、地質及び地質……………三〇

第二節 濠洲の氣候と氣象

- 一 緒言……………三〇
- 二 氣象關係刊行物……………三〇
- 三 設 備……………三〇
- 四 濠洲概観……………三〇
- 五 氣象區分……………三〇
- 六 氣 温……………三〇
- 七 濕 度……………三〇
- 八 蒸 發……………三〇
- 九 降 雨……………三〇
- 一〇 顯著なる降雨量……………三〇
- 一一 降 雪……………三〇

- 一二 降 雪……………三〇
- 一三 風 壓……………三〇
- 一四 風 向……………三〇
- 一五 颶風及び暴風雨……………三〇
- 一六 濠洲の氣候に對する諸影響……………三〇
- 一七 各都市の雨量及び氣温……………三〇
- 一八 氣 候 表……………三〇

第三章 政治一般

第一節 議會政治

- 一 概 観……………三〇
- 二 總督及び州知事の權限と職能……………三〇
- 三 總督及び州知事……………三〇
- 四 内閣及び政府……………三〇
- 五 議員數及び歳費……………三〇
- 六 議會の法律制定……………三〇

第二節 議會及び選舉

- 一 被選舉人及び選舉人資格……………三〇
- 二 聯 邦 政 府……………三〇
- 三 聯 邦 選 舉……………三〇
- 四 聯邦人民投票……………三〇
- 五 ニューサウスウェールズ議會……………三〇
- 六 ビクトリア議會……………三〇

- 七 クイーンズランド議會……………三〇
- 八 南 濠洲議會……………三〇
- 九 西 濠洲議會……………三〇
- 一〇 タスマニア議會……………三〇

第三節 行政及び立法

- 一 聯 邦 議 會……………三〇
- 二 總督及び内閣……………三〇
- 三 州 内 閣……………三〇
- 四 立 法 經 過……………三〇
- 第四節 議會經費……………三〇
- 第五節 政府職員數……………三〇
- 第六節 濠洲駐在外國領事……………三〇

第四章 土地保有及び移住

第一節 緒 言

- 一 概 説……………三〇
- 二 州土地法規……………三〇
- 三 北部領の土地法規……………三〇
- 四 濠洲首都領の土地法規……………三〇
- 五 官有地の管理及び區分……………三〇
- 六 土地保有權の分類……………三〇

第二節 無條件讓渡及び留保

- 一 ニューサウスウェールズ……………三〇
- 二 ビクトリア……………三〇

第三節 自由保有地の無條件購入

- 一 ニューサウスウェールズ……………三〇
- 二 ビクトリア……………三〇
- 三 クイーンズランド……………三〇
- 四 南 濠洲……………三〇
- 五 西 濠洲……………三〇
- 六 タスマニア……………三〇
- 七 北 部 領……………三〇

第四節 自由保有地の條件付購入

- 一 概 説……………三〇
- 二 ニューサウスウェールズ……………三〇
- 三 ビクトリア……………三〇
- 四 クイーンズランド……………三〇
- 五 南 濠洲……………三〇
- 六 西 濠洲……………三〇
- 七 タスマニア……………三〇

第五節 土地法による貸下及び免許

- 一 概 説……………三〇
- 二 ニューサウスウェールズ……………三〇



三	ビクトリア	二六
四	クインズランド	二七
五	南 洋 洲	二八
六	西 洋 洲	二八
七	タスマニア	二八
八	北 部 領	二八
九	南洋 首 都 領	二八
第六節 鑛業法による貸下及び免許		
一	概 説	二八
二	ニューサウスウェールズ	二八
三	ビクトリア	二九
四	クインズランド	二九
五	南 洋 洲	二九
六	西 洋 洲	二九
七	タスマニア	二九
八	北 部 領	二九
九	概 説	二九
第七節 集約 移住地		
一	概 説	二九
二	ニューサウスウェールズ	二九
三	ビクトリア	二九
四	クインズランド	二九
五	南 洋 洲	二九

六	西 洋 洲	三三
七	タスマニア	三三
八	概 説	三三
第八節 歸還陸海軍人移住地		
一	概 説	三三
二	ニューサウスウェールズ	三三
三	ビクトリア	三三
四	クインズランド	三三
五	南 洋 洲	三三
六	西 洋 洲	三三
七	タスマニア	三三
八	概 説	三三
九	軍人移住地による損失	三三
第九節 外國人の土地保有		
第十節 移住者への貸付金		
一	概 説	三六
二	ニューサウスウェールズ	三六
三	ビクトリア	三七
四	クインズランド	三七
五	南 洋 洲	三七
六	西 洋 洲	三七
七	タスマニア	三七
八	北 部 領	三七

九 貸付金に関する概要		
第十一節 官有地の拂下及び占有		
一	概 説	三九
二	ニューサウスウェールズ	三九
三	ビクトリア	四〇
四	クインズランド	四〇
五	南 洋 洲	四〇
六	西 洋 洲	四〇
七	タスマニア	四〇
八	北 部 領	四〇
九	南洋 首 都 領	四〇
一〇 濠洲全土地の保有状態を示す圖表		
第十二節 農場の數及び面積		
第五章 運輸及び通信		
A 海 運		
第一節 記 録 方 法		
第二節 國 外 海 運		
一	總 計	四七
二	各州へ出入港せる國外船舶總計	四七
三	國外との船舶交通	四七
四	國外船舶の國籍	四七
第三節 入港船舶噸數		
第四節 建造及び登録船舶		

一	建 造 船 舶	四七
二	登 録 船 舶	四七
三	世界船舶噸數	四七
第五節 州 間 海 運		
一	記 録 方 法	四七
二	入港船舶噸數及び噸數(直接他州)	四七
三	各州航行國外船舶(他州經由國外)	四七
四	各州間船舶運航合計	四七
五	各州間交易のみ從事せる船舶	四七
六	各州間及び沿岸營業	四七
第六節 船 荷 噸 數		
一	國外及び各州間船荷	四七
二	國 籍	四七
第七節 雜		
一	燈 臺	四七
二	海上 距 離	四七
三	貨物運送貨率	四七
四	主要港の水深	四七
五	船 舶 事 故	四七
六	聯邦航海及び海運立法	四七
七	港 灣	四七
B 鐵 道		
第一節 概 要		



一 緒言	一五
二 鐵道統計の改善	一五
三 鐵道交通	一五
四 國有鐵道	一五
五 グラフトン・南ブリスベン(統一軌軌)線	一五
六 營業全路線哩數	一五
七 鐵道便の比較	一五
八 國有私鐵道軌軌別分類	一五
九 經營概要	一五
第二節 國有鐵道	
一 建設設備費	一七
二 收入、借入金より支出せる建設設備費	一七
三 總收入	一八
四 營業費	一八
五 純收入	一八
六 利益及び損失	一八
七 利益及び損失	一八
八 運轉	一八
九 車輻	一八
一〇 事故	一八
一一 石油及び燃料の消費	一八
一二 從業員	一八
第三節 私鐵道	
一 營業哩數	一六
二 一般交通用路線	一六
三 市街軌道	一六
四 運輸の方式	一六
五 電氣軌道	一六
D 自動車	
一 自動車及び自動車工業	一六
二 登錄	一六
三 公家用自動車	一六
四 乘合自動車	一六
五 自動車登錄其他	一六
六 新發給自動車	一六
七 世界自動車統計(一九四〇年)	一六
E 交通事故	
一 概説	一六
二 記錄事故總數	一六
三 傷害事故	一六
F 航空	
一 歷史	一六
二 民間航空管理局	一六
三 航空事業	一六
四 航空救護事業	一六
五 操縦士の訓練	一六

六 滑空事業	一六
七 航空事業への氣象的援助	一六
八 飛行場及び着陸地	一六
九 無電設備	一六
一〇 夜間飛行設備	一六
一一 民間航空用器材及び部分品	一六
一二 航空機維持	一六
一三 統計概要	一六
一四 ニューギニア民間航空	一六
G 郵便、電信、電話	
第一節 概説	
一 聯邦郵務省	一六
二 郵便事業	一六
三 郵務省總收入	一六
四 郵務省支出	一六
五 郵務省損益計算	一六
六 郵務省資產勘定	一六
第二節 郵便	
一 取扱郵便物	一六
二 代金引換郵便	一六
三 海上郵便業務	一六
四 郵便物輸送費總額	一六
五 事故郵便局の處分件數	一六

六 郵便爲替	一六
第三節 電信	
一 概説	一六
二 電信局、電信線延長	一六
三 發信電報數	一六
四 書信電報	一六
五 收益及び支出	一六
六 電信度數	一六
第四節 國外海底・無線電信通信	
一 舊世界との最初の海底電信	一六
二 一般海底電信業務	一六
三 海底電信及び無線電信關係事業の併合	一六
四 國外海底電信及び無線電信	一六
五 海底・無線電信料金	一六
第五節 電話	
一 電話業務	一六
二 電話業務收入	一六
第六節 無線電信電話	
一 概説	一六
二 無線電信免許證	一六
三 放送事業	一六
四 國外無線電信	一六
五 技術資格證	一六



第六章 教 育

第一節 教育制度の發達 ..... 三三〇

一 各州教育制度 ..... 三三〇

二 州教育制度の爾後の發達 ..... 三三一

三 學 塾 ..... 三三一

四 濠洲教育研究評議會 ..... 三三一

第二節 調 査 記 録 ..... 三三二

一 被教育者數 ..... 三三二

二 就學者の年齢 ..... 三三三

三 不就學者の百分率 ..... 三三三

四 學徒の宗教 ..... 三三三

第三節 州立學校 ..... 三三三

一 概 説 ..... 三三三

二 州立學校、教員、在校生 ..... 三三三

三 教育施設の分布 ..... 三三三

四 養 成 學 校 ..... 三三三

五 經 費 ..... 三三三

六 學 校 銀 行 ..... 三三三

第四節 私立學校 ..... 三三七

一 私立學校、教員、在校生平均出席數 ..... 三三七

二 私立學校の發展 ..... 三三九

三 私立學校の登録 ..... 三三九

第五節 無料幼稚園 ..... 三三九

第六節 大 學 ..... 三三九

一 創設と發展 ..... 三三九

二 教員及び學生 ..... 三三九

三 大學の收入 ..... 三四〇

四 大學經費 ..... 三四一

五 大學公開講義 ..... 三四一

六 キャンベラ分科大學 ..... 三四一

七 ニューイングランド分科大學 ..... 三四一

八 勞働者教育協會 ..... 三四一

第七節 技 術 教 育 ..... 三四三

一 概 説 ..... 三四三

二 學校、教師及び生徒數 ..... 三四三

三 費 用 ..... 三四三

第八節 實業學校及び速記學校 ..... 三四三

第九節 雜 ..... 三四三

一 科 學 會 ..... 三四三

二 圖 書 館 ..... 三四三

三 公衆博物館及び美術館 ..... 三四三

四 州の教育、科學及び藝術用支出 ..... 三四三

第七章 司 法 警 察 ..... 三四九

第一節 下級裁判所 ..... 三四九

一 概 説 ..... 三四九

二 地方法務官 (Magistrate) の權限 ..... 三四九

三 下級裁判所裁判件數 ..... 三四九

四 有 罪 判 決 ..... 三四九

五 重 罪 判 決 ..... 三四九

六 有罪判決比率 ..... 三四九

七 上級裁判所送附件數 ..... 三四九

八 混 醉 ..... 三四九

九 初 犯 者 ..... 三四九

一〇 少年審判所 ..... 三四九

第二節 上級裁判所 (Superior Courts) ..... 三五七

一 上級裁判所有罪判決 ..... 三五七

二 常 習 犯 ..... 三五七

三 死 刑 ..... 三五七

第三節 民事裁判所 (Civil Courts) ..... 三五七

一 下級裁判所 (Lower Court) ..... 三五七

二 上級裁判所 (Superior Court) ..... 三五七

三 離婚及び判決別居 ..... 三五七

四 遺 言 檢 認 ..... 三五七

五 破 産 ..... 三五七

六 濠洲大審院 ..... 三五七

七 聯邦仲裁調停裁判所 (Commonwealth Court of Conciliation and Arbitration) ..... 三五七

第四節 警察及び刑務所 ..... 三五七

一 概 説 ..... 三五七

第八章 社 會 事 業

第一節 緒 言 ..... 三五七

第二節 大規模慈善施設 ..... 三五七

一 公立病院(精神病院を除く) ..... 三五七

二 慈善救貧院 ..... 三五七

三 孤兒院、職業學校其他 ..... 三五七

四 孤 寡 養 老 所 ..... 三五七

五 精 神 病 院 ..... 三五七

六 精神耗弱者保護 ..... 三五七

七 單 住 民 保 護 ..... 三五七

八 王立人命救助協會 ..... 三五七

九 王立水難救濟會 ..... 三五七

一〇 其他慈善施設 ..... 三五七

一一 慈善施設支出總額 ..... 三五七



第九章 衛生

第一節 社會衛生立法及び管理……………二八五

第二節 食物、藥品の検査及び販賣……………二八五

第三節 搾乳場及び牛乳供給等の取締……………二八五

一 概 説……………二八五

二 登録搾乳場数……………二八五

第四節 國民保健醫學研究會議……………二八五

第五節 聯邦保護省……………二八五

一 概 説……………二八五

二 聯邦血清試驗所……………二八五

三 聯邦衛生試驗所……………二八五

四 社會衛生及び熱帯醫學專門學校……………二八五

五 濠洲解剖學會……………二八五

六 北部領醫務事業……………二八五

七 體 位 向 上……………二八五

八 學 齡 前 兒 童……………二八五

九 瘧 疾 滅 菌 團……………二八五

一〇 動物衛生及び植物検疫……………二八五

第六節 傳染病取締……………二八五

一 概 説……………二八五

二 檢 疫……………二八五

三 届 出 疫 病……………二八五

四 種 痘……………二八五

第七節 學童の健康診断……………二八五

一 概 説……………二八五

二 ニューサウスウェールズ……………二八五

三 ビクトリア……………二八五

四 クイーンズランド……………二八五

五 南 洋 洲……………二八五

六 西 洋 洲……………二八五

七 タスマニア……………二八五

八 濠洲首都領……………二八五

第八節 幼兒の監督及び保護……………二八五

一 概 説……………二八五

二 政 府 事 業……………二八五

三 養 育 事 業……………二八五

第十章 歸還兵保護 (Repatriation)……………二八五

第一節 概 説……………二八五

第二節 戦 時 年 金……………二八五

一 概 説……………二八五

二 上 告 裁 判 所……………二八五

三 現 行 戦 時 年 金……………二八五

四 年 金 受 領 者 数 及 び 支 給 額……………二八五

五 管 理 費……………二八五

第三節 軍 務 年 金……………二八五

一 概 説……………二八五

第十一章 聯邦諸領

二 年度内に於ける軍務年金事業……………二八五

第四節 軍務に依り不具廢疾となれる歸還兵の醫務……………二八五

第五節 雜……………二八五

一 其他の諸事業概要……………二八五

二 歸還兵保護省經費……………二八五

北 部 領……………二八五

第一節 面積、人口……………二八五

一 緒 言……………二八五

二 人 口……………二八五

第二節 立法及び行政……………二八五

第三節 地 理……………二八五

一 熱 帯 性……………二八五

二 地形及び自然的特徴……………二八五

第四節 氣候、動植物……………二八五

一 季 節……………二八五

二 動 物……………二八五

三 植 物……………二八五

第五節 生 産……………二八五

一 面 積……………二八五

二 農 業……………二八五

三 牧 畜……………二八五

四 礦 産……………二八五

五 異 珠、海鼠其他の水産……………二八五

第六節 土 地 保 有……………二八五

第七節 貿易、海運、航空……………二八五

一 貿 易……………二八五

二 海 運……………二八五

三 航 空 事 業……………二八五

第八節 領 内 交 通……………二八五

一 鐵 道……………二八五

二 郵 信……………二八五

三 電 信……………二八五

濠洲首都領 (Australian Capital Territory)……………二八五

一 緒 言……………二八五

二 議 會 の 移 轉……………二八五

三 行 政……………二八五

四 建設事業經過……………二八五

五 林 業……………二八五

六 土 地……………二八五

七 鐵 道……………二八五

八 人 口……………二八五

九 家 畜……………二八五

一〇 教 育 施 設……………二八五

一一 財 政……………二八五

ノーフォーク島……………二八五

一 面積、位置等……………二八五



二 植民	三六八
三 行政	三六八
四 人口	三六八
五 家畜	三六八
六 生産商業等	三六八
七 交通	三六八
八 社会状況	三六八
九 財政	三六八
<b>バ</b>	
<b>ブ</b>	
<b>ア</b>	
第一節 概 要	三三三
一 初期行政	三三三
二 濠洲聯邦による行政	三三三
三 面積 其他	三三三
第二節 人 口	三三三
第三節 原住民の労働、租税、保健其他	三三三
一 原住民労働	三三三
二 原住民税	三三三
三 混血兒保健	三三三
第四節 土地保有	三三三
一 土地取得の方法	三三三
二 官有地	三三三
第五節 生産	三三三
一 概 説	三三三

二 農 業	三三三
三 林 業	三三三
四 家 畜	三三三
五 漁 業	三三三
六 礦 業	三三三
七 水 力	三三三
第六節 貿易	三三三
一 關 稅	三三三
二 輸 出 入 額	三三三
三 輸 出 入 國	三三三
第七節 財政・海運	三三三
一 財 政	三三三
二 海 運	三三三
第八節 バブアの發展	三三三
ニユーギニヤ委任統治領	三三三
第一節 概 観	三三三
第二節 政 治	三三三
一 軍事的占領	三三三
二 委任統治	三三三
三 ニユーギニヤ法	三三三
四 立法 會議	三三三
五 ドイツ人財産處分	三三三
六 行政部門及び區域	三三三

七 國際聯盟への報告	三三三
第三節 人 口	三三三
一 白人人口	三三三
二 アジア人口	三三三
三 原住民人口	三三三
第四節 原 住 民	三三三
一 概 説	三三三
二 土地保有	三三三
三 調査	三三三
四 教育	三三三
五 原住民の保健	三三三
六 教育	三三三
第五節 土地政策	三三三
一 土地の取得	三三三
二 現政體の土地政策	三三三
三 地 權 登 録	三三三
第六節 生 産	三三三
一 概 説	三三三
二 農 業	三三三
三 家 畜	三三三
四 木 材	三三三
五 漁 業	三三三
第七節 貿 易	三三三

一 關稅定率表	三三三
二 輸 出 入 額	三三三
三 國別輸出入額	三三三
第八節 海運及び交通	三三三
一 概 説	三三三
二 一九三八—三九年國外航路船舶噸數	三三三
三 領内航路	三三三
四 陸 運	三三三
五 航 空	三三三
第九節 歳 入 出	三三三
ナウル(委任統治領)	三三三
一 概 説	三三三
二 歴 史	三三三
三 行政	三三三
四 人口	三三三
五 保 健	三三三
六 教育	三三三
七 裁判	三三三
八 宗 教	三三三
九 勞 働 課	三三三
一〇 質 床	三三三
一一 質 入	三三三
一二 質 出	三三三
第十三章 礦 業	三三三



第一節 濠洲の礦物資源

- 一 濠洲發展に對する礦業の使命..... 頁五〇
- 二 礦業資源の範圍..... 頁五〇
- 三 一九三八年產出數量及び價額..... 頁五一
- 四 一九三四—三九年產出價額..... 頁五一
- 五 一九三八年末迄の全產出額..... 頁五一
- 六 石 材..... 頁五一
- 七 地球物理學的採礦法..... 頁五一

第二節 金

- 一 各州に於ける金礦發見..... 頁五二
- 二 各期の產出高..... 頁五三
- 三 產金額に於ける各州の相對的地位の變動..... 頁五三
- 四 世界產金額に於ける濠洲の地位..... 頁五四
- 五 金礦從業者數..... 頁五六
- 六 金 稅..... 頁五六
- 七 產金獎勵金..... 頁五七

第三節 白金及び白金金屬

- 一 白 金..... 頁五七
- 二 オスミウム、イリジウム其他..... 頁五七

第四節 銀、鉛、亜鉛

- 一 各州に於ける產出狀態..... 頁五七
- 二 產 出 高..... 頁五七
- 三 濠洲銀產出高..... 頁五八

- 四 世界銀產出高..... 頁六〇
- 五 濠洲鉛產出高..... 頁六一
- 六 鉛の戰時契約..... 頁六一
- 七 銀、鉛、亜鉛の價格..... 頁六一
- 八 銀、鉛、亜鉛礦山に於ける從業者數..... 頁六二

第五節 銅

- 一 產 出 高..... 頁六三
- 二 產 出 地..... 頁六三
- 三 世界に於ける銅產出高..... 頁六三
- 四 戰 時 契 約..... 頁六四
- 五 價 格..... 頁六四
- 六 銅礦業從業者數..... 頁六四

第六節 錫

- 一 產 出 高..... 頁六五
- 二 產 出 地..... 頁六五
- 三 世界產出高..... 頁六五
- 四 價 格..... 頁六六
- 五 錫礦業從業者..... 頁六六

第七節 亞鉛

- 一 產 出 州..... 頁六七
- 二 濠洲產出高..... 頁六七
- 三 世界產出高..... 頁六八
- 四 戰 時 契 約..... 頁六八

五 價格及び從業者

第八節 鐵

- 一 概 説..... 頁六八
- 二 產 出 高..... 頁六八
- 三 鐵 鋼 補助金..... 頁六九
- 四 鐵鋼世界產出高..... 頁六九

第九節 其他金屬礦物

- 一 ウォルフラム及び重石..... 頁七〇
- 二 カドミウム..... 頁七一
- 三 コ ー ル ト..... 頁七一
- 四 其 他..... 頁七一

第十節 石 炭

- 一 各州 產 出 高..... 頁七二
- 二 各州に於ける石炭の分布及び產出高..... 頁七三
- 三 各 國 產 出 高..... 頁七三
- 四 輸 出..... 頁七三
- 五 濠洲の石炭消費量..... 頁七三
- 六 價 格..... 頁七三
- 七 英國に於ける價格..... 頁七三
- 八 炭 礦 從 業 者..... 頁七三
- 九 炭坑に於ける事故..... 頁七三

第十一節 コ ー ク ス

- 一 概 説..... 頁七三

二 ニューサウスウェールズ

三 クイーンズランド

第十二節 油母頁岩及び鑛油

- 一 油 母 頁 岩..... 頁六八
- 二 石 炭 液 化 油..... 頁六八
- 三 天 然 石 油..... 頁六八

第十三節 其他非金屬礦物

第十四節 寶 石 類

- 一 ダイアモンド..... 頁六八
- 二 サファアシア..... 頁六八
- 三 貴 蛋 白 石..... 頁六八
- 四 其他の寶石類..... 頁六八

第十五節 鑛業從業者數、賃銀、事故

- 一 從業者總數..... 頁六八
- 二 鑛業支拂賃銀..... 頁六八
- 三 一九三八年事故數..... 頁六八

第十六節 鑛業に對する政府の補助

- 一 聯 邦..... 頁六八
- 二 ニューサウスウェールズ..... 頁六八
- 三 ビクトリア..... 頁六八
- 四 クイーンズランド..... 頁六八
- 五 南 洋 洲..... 頁六八
- 六 西 洋 洲..... 頁六八



七 タスマニア ..... 三六七

八 北部 ..... 三六八

第十七節 産出及び輸出礦石の金屬含有量 ..... 三六七

一 國內産出高 ..... 三六七

二 輸出礦石、精錬其他の金屬含有量 ..... 三六八

第十八節 礦石、金屬其他國外輸出額 ..... 三六八

第十三章 畜産業 ..... 三五五

第一節 畜産業の創始と發達 ..... 三五五

一 初期統計 ..... 三五五

二 其後の統計 ..... 三五五

三 家畜の増加 ..... 三五五

四 變動 ..... 三五五

五 家畜と人口との關係 ..... 三五五

六 家畜と面積との關係 ..... 三五五

七 其他家畜 ..... 三五五

八 主要畜産品純輸出額 ..... 三五五

九 畜産品價値 ..... 三五五

一〇 肉の消費量 ..... 三五五

第二節 馬 ..... 三五五

一 濠洲に於ける馬匹育成の適應性 ..... 三五五

二 濠洲に於ける馬の分布 ..... 三五五

三 州に於ける分布率 ..... 三五五

四 人口との關係 ..... 三五五

五 諸外國との比較 ..... 三五五

六 馬匹國外貿易 ..... 三五五

第三節 牛 ..... 三五五

一 飼養目的 ..... 三五五

二 濠洲に於ける分布 ..... 三五五

三 諸外國との比較 ..... 三五五

四 牛の輸出入額 ..... 三五五

五 屠殺牛 ..... 三五五

六 牛肉の生産及び消費 ..... 三五五

七 冷凍牛肉輸出額 ..... 三五五

八 戰時契約 ..... 三五五

九 オタワ會議に於ける肉に關する協定 ..... 三五五

一〇 英國の冷凍冷凍牛肉輸入額 ..... 三五五

第四節 羊 ..... 三五五

一 牧羊業の起源 ..... 三五五

二 濠洲牧羊分布 ..... 三五五

三 州及び領に於ける比率 ..... 三五五

四 其他諸國との比較 ..... 三五五

五 羊の輸出入額 ..... 三五五

六 屠殺羊 ..... 三五五

七 羊肉、羔肉の生産及び消費高 ..... 三五五

八 冷凍羊肉及び羊肉の輸出額 ..... 三五五

九 戰時契約 ..... 三五五

一〇 オタワ會議の決議 ..... 三五五

一一 英國の冷凍羊肉、羊肉輸入額 ..... 三五五

第五節 羊毛 ..... 三五五

一 概説 ..... 三五五

二 脂肪羊毛及び洗上羊毛 ..... 三五五

三 生産高 ..... 三五五

四 剪毛量比較の注意 ..... 三五五

五 世界羊毛生産高 ..... 三五五

六 戰時契約 ..... 三五五

七 一九三九—四〇年期評價 ..... 三五五

八 國內加工羊毛消費量 ..... 三五五

九 羊毛輸出額 ..... 三五五

一〇 羊毛の輸出額及び國內販賣額 ..... 三五五

一一 價値 ..... 三五五

一二 英國の羊毛輸入 ..... 三五五

一三 主要輸入國及び供給地 ..... 三五五

一四 羊毛業の調査 ..... 三五五

第六節 獸皮の貿易 ..... 三五五

一 貿易額 ..... 三五五

二 毛付羊皮 ..... 三五五

三 毛無羊皮 ..... 三五五

四 獸皮 ..... 三五五

五 其他獸皮 ..... 三五五

第十四章 農業 ..... 三五五

第一節 概説 ..... 三五五

第二節 農業の發達 ..... 三五五

一 初期の記録 ..... 三五五

二 耕作の發達 ..... 三五五

三 栽培牧草 ..... 三五五

四 濠洲農會議 ..... 三五五

第三節 作物の分布、生産及び價格 ..... 三五五

一 作物の分布 ..... 三五五

二 州及び領の作付別面積比較 ..... 三五五

三 濠洲主要作物作付面積 ..... 三五五

四 主要作物平均總生産高 ..... 三五五

五 主要作物エーカー當り平均生産高 ..... 三五五

六 農産物總價額 ..... 三五五

七 生産物價額、總價額、純價額 ..... 三五五

第四節 小麦 ..... 三五五

一 小麦産業王立調査委員會 ..... 三五五

二 小麦栽培の發達 ..... 三五五

三 小麦農場 ..... 三五五

四 濠洲及び外國の小麦生産高 ..... 三五五

五 小麦價格 ..... 三五五

六 小麦及び小麦の輸出額 ..... 三五五

七 主要小麦粉輸出額 ..... 三五五



八 主要小麦輸入額……………頁  
 九 濠洲小麦消費量……………頁  
 一〇 小麦收穫高……………頁  
 一一 播種小麦の品種……………頁  
 一二 小麦及び小麦作庫高……………頁  
 一三 任意的小麦プール……………頁  
 一四 戰時小麦市場販賣……………頁  
 一五 小麦産場の分類……………頁  
 第五節 燕 麥……………頁  
 一 耕作の進歩……………頁  
 二 世界生産高……………頁  
 三 燕麥の價格……………頁  
 四 輸出 入 額……………頁  
 五 オートミル其他……………頁  
 六 燕麥收穫高……………頁  
 第六節 玉 蜀 黍……………頁  
 一 玉蜀黍生産州……………頁  
 二 耕作の發達……………頁  
 三 世界生産高……………頁  
 四 玉蜀黍價格……………頁  
 五 輸出 入 額……………頁  
 六 玉蜀黍粉……………頁  
 七 玉蜀黍收穫高……………頁

第七節 大 麥……………頁  
 一 耕作の發達……………頁  
 二 諸外國との比較……………頁  
 三 世界生産高……………頁  
 四 價 格……………頁  
 五 輸出 入 額……………頁  
 六 麥芽輸出 入 額……………頁  
 七 大麥收穫高……………頁  
 第八節 米……………頁  
 第九節 其他の穀物及び豆類……………頁  
 第十節 馬 鈴 薯……………頁  
 一 栽培の發達……………頁  
 二 輸出 入 額……………頁  
 三 馬鈴薯收穫高……………頁  
 第十一節 其他の根菜及び球根作物……………頁  
 一 概 説……………頁  
 二 輸出 入 額……………頁  
 第十二節 乾 草 (秣)……………頁  
 一 概 説……………頁  
 二 外國との比較……………頁  
 三 輸出 入 額……………頁  
 四 乾草收穫高……………頁  
 第十三節 綠 草 (Green forage)……………頁

一 種類及び面積……………頁  
 二 綠草收穫高……………頁  
 第十四節 甘蔗及び甜菜……………頁  
 一 甘 蔗……………頁  
 二 甜 菜……………頁  
 三 砂糖獎勵金……………頁  
 四 聯邦政府による砂糖買上……………頁  
 五 濠洲に於ける砂糖協定、輸入禁止其他……………頁  
 六 國際砂糖協定……………頁  
 七 甘蔗栽培純益……………頁  
 八 砂糖輸出 入 額……………頁  
 九 砂糖副産物……………頁  
 一〇 砂糖價格……………頁  
 一一 戰時契約……………頁  
 第十五節 葡 萄……………頁  
 一 栽培の發達……………頁  
 二 葡萄酒輸出 入 額……………頁  
 三 其他葡萄産物……………頁  
 四 乾葡萄及び無核葡萄の輸出 入 額……………頁  
 五 戰時契約……………頁  
 第十六節 果 樹……………頁  
 一 栽培の發達……………頁  
 二 作物の種類……………頁

三 主要果實作物……………頁  
 四 果實輸出 入 額……………頁  
 五 林檎及び梨の買上……………頁  
 第十七節 其他 作物……………頁  
 一 概 説……………頁  
 二 市場向蔬菜園……………頁  
 三 牧草及び其他種子……………頁  
 四 鹽 草……………頁  
 五 南瓜及びメロン……………頁  
 六 ホ ッ プ……………頁  
 七 亞 麻……………頁  
 九 種 苗……………頁  
 一〇 棉 花……………頁  
 一一 コ ー ヒ ー……………頁  
 一二 其他 作物……………頁  
 第十八節 獎 勵 金……………頁  
 一 獎 勵 金……………頁  
 二 其他の經濟的援助……………頁  
 第十九節 肥 料……………頁  
 一 概 説……………頁  
 二 肥 料……………頁  
 三 輸 入 額……………頁  
 四 輸 出 額……………頁



五 國內使用量	四九
六 國內生産高	五〇
第二十節 保藏飼料	五〇
一 政府の生産援助	五〇
二 保藏飼料生産高	五〇
第二十一節 農業學校及び農事試驗場	五一
一 概説	五一
二 農業學校及び農事試驗場	五一
三 農業牧畜省	五一
第二十二節 農業雇傭者	五一
第十五章 酪農 農業 其他	五七
第一節 緒言	五九
一 概説	五九
二 酪農業に對する政府監督	五九
三 價格安定計畫	五九
四 多角農業	五九
五 工場組織	五九
六 バター、チーズ工場	五九
七 オタワ會議	五九
八 從業者數	五九
第二節 乳牛及び酪農生産品	五九
一 乳牛	五九
二 牛乳	五九

三 バター、チーズ	五二
四 煉乳及び濃乳	五二
五 バター、チーズ及び保存牛乳の戰時契約	五二
六 バター、チーズ及び牛乳の國外貿易	五二
七 バター、チーズ國內消費量	五二
第三節 豚及び豚製品	五二
一 豚	五二
二 豚肉消費量	五二
三 戰時契約	五二
四 ベーコン、ハム	五二
五 豚製品の國外貿易	五二
第四節 酪農總生産高	五二
第五節 酪農製品價額	五二
第六節 家禽業	五二
一 概説	五二
二 主要種類數	五二
三 家禽生産品價額	五二
四 戰時契約	五二
五 家禽生産品國外貿易	五二
第七節 養蠶業	五二
一 概説	五二
二 蠶及び蠶織生産高	五二
三 生産品價額	五二

四 養蠶生産品國外貿易	五三
第八節 酪農其他生産品輸出額	五三
第九節 酪農生産品の英國輸入高	五三
一 數量及び價額	五三
二 バター	五三
三 チーズ	五三
四 ベーコン、ハム	五三
五 豚肉	五三
六 其他生産品	五三
第十六章 林業	五九
第一節 概説	五九
一 林業の目的	五九
二 森林の分布	五九
三 森林面積必要比率	五九
第二節 聯邦政府の森林政策	五九
第三節 州林務關係官廳	五九
一 機能	五九
二 森林保存	五九
三 植林用苗圃及び植林地	五九
四 收穫	五九
第四節 濠洲林業學校	五九
第五節 林業會議	五九
第六節 林産	五九

一 木	五九
二 丸太粗材在荷高	五九
三 其他林産物	五九
四 生産品價額	五九
五 從業者數	五九
第七節 主要濠洲材の用途	五九
一 概説	五九
二 名稱の不統一	五九
第八節 國外貿易	五九
一 輸入	五九
二 輸出	五九
三 輸出入材の分類	五九
第十七章 水産業	五九
第一節 概説	五九
一 魚	五九
二 水産業の發達	五九
三 魚類消費量	五九
四 牡蠣採取業	五九
五 眞珠貝、眞珠、海鼠等	五九
第二節 水産業	五九
一 船舶從業者、漁獲高	五九
二 生産高	五九
三 魚類の貯藏	五九



四 水産業よりの州収入……………五五七

第三節 水産物の國外貿易……………五五八

一 魚類輸入額……………五五八

二 魚類輸出額……………五五九

三 眞珠貝其他貝類輸出額……………五五九

第四節 濠洲水産業の發展……………五五七

第五節 濠洲水域に於けるトロール漁業……………五五七

第十八章 工業

第一節 工場数……………五六一

一 州別工業数……………五六一

二 部門別工場数……………五六一

第二節 従業者数別工場分類……………五六一

一 州別……………五六一

二 濠洲……………五六一

第三節 工場に於ける動力装置……………五六一

一 概説……………五六一

二 中央發電所以外の工場に於ける原動機の馬力……………五六一

三 通常使用原動機の馬力……………五六一

四 中央發電所装置原動機發電機の容量……………五六一

第四節 工場の雇備……………五六一

一 従業者数……………五六一

二 増加率……………五六一

三 部門別従業者数……………五六一

四 業務別従業者数……………五六一

五 年齢別による従業者の分布……………五六一

第五節 工場従業者性別……………五六一

一 女子雇備……………五六一

二 従業者性別分布……………五六一

三 性別増減率……………五六一

四 工場従業者男子率……………五六一

五 特殊工場に於ける女子の雇備……………五六一

第六節 工場に於ける少年労働……………五六一

一 少年労働の條件……………五六一

二 少年労働者平均数……………五六一

三 従業者総数に對する少年の比率……………五六一

四 少年労働者使用工場……………五六一

五 徒弟……………五六一

第七節 支拂給料賃銀及び製産價額……………五六一

一 概説……………五六一

二 支拂給料賃銀……………五六一

三 光熱動力……………五六一

四 原料價額……………五六一

五 總製産額……………五六一

六 純製産額……………五六一

七 總製産額及び生産價額……………五六一

第八節 土地建物、工場施設、機械價額……………五六一

一 概説……………五六一

二 土地建物價額……………五六一

三 工場施設及び機械の價額……………五六一

四 土地建物、工場施設、機械の銷却……………五六一

第九節 各種工業……………五六一

一 概説……………五六一

二 化學藥品、藥劑……………五六一

三 石油、鹼、燭……………五六一

四 化學肥料……………五六一

五 農具……………五六一

六 機械製造……………五六一

七 鐵、鋼の鑄造、轉鍊、精鍊、壓延……………五六一

八 非鐵金屬及び合金の抽出、精鍊……………五六一

九 鐵道、市街軌道……………五六一

一〇 自動車及び自動自轉車……………五六一

一一 電氣機器、電機……………五六一

一二 ラジオ器具……………五六一

一三 毛織物……………五六一

一四 綿織物……………五六一

一五 メリヤス其他織物製品……………五六一

一六 靴……………五六一

一七 靴製造……………五六一

一八 男子服、既製服裁種……………五六一

一九 婦人子供服、服飾品……………五六一

二〇 シャツ、カラー、下着類……………五六一

二一 ベーコン……………五六一

二二 バター、チーズ、煉乳……………五六一

二三 豚肉、魚肉貯蔵……………五六一

二四 パン……………五六一

二五 ジャム、果物類、漬物、ソース、酢……………五六一

二六 糖菓……………五六一

二七 製粉……………五六一

二八 製糖……………五六一

二九 精糖……………五六一

三〇 ビール類醸造……………五六一

三一 酒精醸造……………五六一

三二 煙草……………五六一

三三 製材……………五六一

三四 家具、室内裝飾品類……………五六一

三五 印刷製本……………五六一

三六 自動車及び自動自轉車用タイヤ……………五六一

三七 電燈電力……………五六一

三八 ガス……………五六一

第十九章 貯水及び灌漑……………五六一

第一節 地下……………五六一

一 概説……………五六一



- 二 大濠洲自噴井地域..... 空二
- 三 西濠洲諸自噴井地域..... 空二
- 四 マレー河地域..... 空三
- 五 自噴井水の起源(火成説と氣象説)..... 空三
- 六 自噴井及び準自噴井..... 空三
- 第二節 灌 溉..... 空三
  - 一 概 説..... 空三
  - 二 灌溉地面積..... 空三
  - 三 灌溉地農作物..... 空三
- 第二十章 人 口..... 空七
  - 第一節 人口調査及び推定..... 空七
  - 第二節 推定数の正確性..... 空七
  - 第三節 國勢調査統計表..... 空七
    - 一 一九三三年國勢調査..... 空七
    - 二 一八八一年調査以降の増加..... 空七
  - 第四節 人口の分布及び變動..... 空七
    - 一 現 在 數..... 空七
    - 二 増加及び分布..... 空七
    - 三 平均 人 口..... 空七
    - 四 各州面積人口比率、男子率及び人口密度(州別一九三九)..... 空七
    - 五 郡邑及び農村の人口分布..... 空七
    - 六 濠洲及び露外國首府人口..... 空七
    - 七 主要郡邑地域..... 空七

- 八 地方郡邑地域..... 空七
- 九 世界主要都市..... 空七
- 第五節 人口増加の要素..... 空七
  - 一 自 然 増 加..... 空七
  - 二 移 民..... 空七
  - 三 増 加 總 數..... 空七
  - 四 増 加 率..... 空七
- 第六節 人口の季節的變動..... 空七
  - 一 自然増加に於ける變動..... 空七
  - 二 移民に於ける變動..... 空七
- 第七節 人口増加及び分布の諸原因..... 空七
- 第八節 人 口 密 度..... 空七
  - 一 概 説..... 空七
  - 二 英國の位置..... 空七
- 第九節 性別、年齢別、宗教別、國籍人口等..... 空七
  - 一 性 別..... 空七
  - 二 年 齡 分 布..... 空七
  - 三 婚 姻 狀 態..... 空七
  - 四 一六歳未満要扶養兒數..... 空七
  - 五 孤 兒 數..... 空七
  - 六 教 育 別..... 空七
  - 七 兵 役 別..... 空七
  - 八 宗 教 別..... 空七

- 九 出 生 地 別..... 空七
- 一〇 濠洲在住期間別..... 空七
- 一一 國 籍 別..... 空七
- 一二 人 種 別..... 空七
- 一三 外 國 語 別..... 空七
- 一四 產 業 別..... 空七
- 一五 業 務 別..... 空七
- 一六 失 業..... 空七
- 一七 收 入 別..... 空七
- 第十節 住 居..... 空七
  - 一 住 居 數..... 空七
  - 二 住居の等級..... 空七
  - 三 室 數..... 空七
  - 四 居住者の種別..... 空七
  - 五 週 賃 借 料..... 空七
  - 六 三—六室の個人住宅..... 空七
- 第十一節 移 民..... 空七
  - 一 本世紀に於ける移民..... 空七
  - 二 入國者乘船國及び出國者行先國..... 空七
  - 三 國籍又は人種..... 空七
  - 四 出入國者分類..... 空七
- 第十二節 補助移民、移民規則等..... 空七
- A 濠洲への補助移住..... 空七

- 一 聯邦及び各州協同政策..... 空七
- 二 渡 航 補 助 金..... 空七
- 三 渡 航 費 補 助 者 數..... 空七
- 四 大戦中に於ける補助渡航制の中止..... 空七
- B 濠洲移民法..... 空七
  - 一 聯邦の制限及び法令..... 空七
  - 二 濠洲移入民の條件..... 空七
  - 三 警取試験免除許可人員..... 空七
  - 四 非歐洲人出國數..... 空七
- C 族 券..... 空七
- 第十三節 歸 化..... 空七
  - 一 歸化に關する法令..... 空七
  - 二 歸化證明書..... 空七
- 第十四節 聯邦諸領人口..... 空七
- 第十五節 濠洲原住民數..... 空七
- 第十六節 支 那 人..... 空七
- 第十七節 太平洋諸島嶼人..... 空七
- 第二十一章 生 死 統 計..... 空七
  - 第一節 生 兒 出 生..... 空七
    - 一 一九三九年..... 空七
    - 二 出 生 率..... 空七
    - 三 各國出生率..... 空七
    - 四 男兒出生率..... 空七



- 五 庶子、私生子出生..... 七五
- 六 納出 認定..... 七六
- 七 多 分 焼..... 七六
- 八 兩親の年齢..... 七六
- 九 兩親の出生地..... 七六
- 一〇 父親の職業..... 七六
- 一一 母親の年齢、婚姻期間、出生..... 七六
- 一二 婚姻と初産の間隔..... 七六
- 一三 出生及び出生登記の間隔..... 七六
- 第二節 死 産..... 七六
- 第三節 婚 姻..... 七六
- 一 一九三九年婚姻数..... 七六
- 二 婚 姻 率..... 七六
- 三 各國婚姻率..... 七六
- 四 婚姻の年齢及び状態..... 七六
- 五 婚姻前の状態..... 七六
- 六 婚姻者出生地..... 七六
- 七 婚姻男子の職業及び年齢..... 七六
- 八 婚姻の多産期..... 七六
- 九 婚姻の儀式..... 七六
- 第四節 死 亡..... 七六
- 一 死 亡..... 七六
- 二 死 亡 率..... 七六

- 三 死 亡 指 数..... 七六
- 四 各國死亡率..... 七六
- 五 幼児死亡数及び死亡率..... 七六
- 六 年齢群別死亡数..... 七六
- 七 各年齢別及び年齢別死亡数..... 七六
- 八 百歳以上の死亡..... 七六
- 九 死亡者濠洲居住期間..... 七六
- 一〇 死亡者出生地..... 七六
- 一一 死亡男子の職業..... 七六
- 一二 死 亡 因..... 七六
- 一三 主要特殊原因による死亡..... 七六
- 一四 死 亡 の 分 類..... 七六
- 一五 既婚男女の死亡年齢及び子女数..... 七六
- 一六 死亡男女の婚姻年齢及び子女数..... 七六
- 一七 死亡既婚男子出生地及び子女数..... 七六
- 一八 死亡既婚男子の職業子女数..... 七六
- 第五節 濠洲生命統計表..... 七六
- 第六節 濠洲首都領に於ける出生、死亡、婚姻の登記..... 七六
- 第二十二章 地 方 行 政..... 七六
- 第一節 緒 言..... 七六
- 一 概 説..... 七六
- 二 道路、橋梁、其他..... 七六
- 三 地方自治體..... 七六

- 四 上 下 水 道..... 八六
- 五 港 灣..... 八六
- 六 消 防 部..... 八六
- 第二節 道路、橋梁、其他..... 八六
- 一 ニューサウスウェールズ..... 八六
- 二 ビクトリア..... 八六
- 三 クイーンズランド..... 八六
- 四 南 洋 洲..... 八六
- 五 西 洋 洲..... 八六
- 六 タスマニア..... 八六
- 七 道路、橋梁用純借入金支出額の概要..... 八六
- 第三節 地 方 自 治 體..... 八六
- 一 面積、人口及び擔稅資産價額..... 八六
- 二 歳 入 出..... 八六
- 三 新規借入、債務及び利子..... 八六
- 第四節 上下水道及び排水..... 八六
- 一 ニューサウスウェールズ..... 八六
- 二 ビクトリア..... 八六
- 三 クイーンズランド..... 八六
- 四 南 洋 洲..... 八六
- 五 西 洋 洲..... 八六
- 六 タスマニア..... 八六
- 第五節 港務委員會、港務トラスト..... 八六

- 一 ニューサウスウェールズ..... 八六
- 二 ビクトリア..... 八六
- 三 クイーンズランド..... 八六
- 四 南 洋 洲..... 八六
- 五 西 洋 洲..... 八六
- 六 タスマニア..... 八六
- 第六節 消 防 部..... 八六
- 一 ニューサウスウェールズ..... 八六
- 二 ビクトリア..... 八六
- 三 クイーンズランド..... 八六
- 四 南 洋 洲..... 八六
- 五 西 洋 洲..... 八六
- 六 タスマニア..... 八六
- 第二十三章 勞働、賃銀及び物價..... 八六
- A 小賣價格及び物價指數..... 八六
- 第一節 小賣價格及び家賃の報告集計..... 八六
- 第二節 小賣物價及び家賃指數作成..... 八六
- 一 概 説..... 八六
- 二 生 計 費 目 (Reckoning)..... 八六
- 三 大 量 單 位..... 八六
- 四 類及び項の相對的重要性..... 八六
- 五 指數基準期..... 八六
- 六 統計作成法..... 八六
- 第三節 食料、雜貨小賣價格及び家賃(B種)の指數..... 八六



一 概 説…………… 六八

二 百府小賣價格指數(一九〇七—三九)…………… 六八

第四節 全項目(C種)小賣物價指數…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 三〇都邑の小賣物價指數…………… 六八

三 百府小賣物價指數(一九一四—二〇)…………… 六八

四 類別支出比較…………… 六八

五 各州百府小賣物價金額指數(一九一四—四〇)…………… 六八

第五節 二百都邑小賣物價指數…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 二百都邑小賣物價指數(一九三五—三九)…………… 六八

第六節 生計費目の變化…………… 六八

B 卸賣價格及び卸賣物價指數…………… 六八

第一節 メルボルン卸賣物價指數…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 指 數…………… 六八

第二節 基礎物資及び食料…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 指 數…………… 六八

C 貨 銀…………… 六八

第一節 貨銀委員會及び産業調停法の運用…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 裁定、判定及び協定…………… 六八

三 官設委員會及び現に効力を有する裁定其他…………… 六八

第二節 貨銀率及び労働時間…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 週賃銀率(一九三五—三九)…………… 六八

三 相對的労働時間及び時間賃銀率(一九三五—三九)…………… 六八

四 成年男子週名目労働時間評量平均…………… 六八

五 名目及び實質賃銀…………… 六八

第三節 濠洲に於ける基準賃銀…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 聯邦基準賃銀…………… 六八

三 州 基 準 賃 銀…………… 六八

四 一九二〇年王立基準賃銀委員會…………… 六八

第四節 濠洲に於ける子女手當…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 ニューサウスウェールズ…………… 六八

三 聯邦公共事業部…………… 六八

四 聯 邦 案…………… 六八

D 雇 傭…………… 六八

第一節 労働 争 議…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 一九三九年操業停止に至れる産業別労働争議…………… 六八

三 一九三五—三九年濠洲労働争議…………… 六八

四 一九三五—三九年争議一覽(操業停止に至れる)…………… 六八

五 一九三九年主要争議…………… 六八

六 一九三九年労働争議繼續期間…………… 六八

七 労働争議の原因(一九一三—三九)…………… 六八

八 労働争議の結果…………… 六八

九 解決 方 法…………… 六八

第二節 就業の 變 動…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 失 業…………… 六八

三 季節的 就業…………… 六八

四 就業状態の直接的測定…………… 六八

五 失業救済に對する特別立法…………… 六八

第三節 徒 弟…………… 六八

E 團 體…………… 六八

第一節 労働 團 體…………… 六八

一 登 録…………… 六八

二 勞 働 組 合…………… 六八

三 使用人口修正…………… 六八

四 中央労働機關…………… 六八

五 労働條件關係法規…………… 六八

第二節 雇 主 團 體…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 各州雇主團體…………… 六八

三 産業別雇主團體…………… 六八

四 雇主團體聯合…………… 六八

F 比 較 指 數…………… 六八

第二十四章 貿 易…………… 六八

第一節 緒 言…………… 六八

第二節 外國貿易關係の聯邦立法…………… 六八

一 概 説…………… 六八

二 關 稅 定 率…………… 六八

三 ブライメージ(運賃割當)稅…………… 六八

四 戰時特別稅…………… 六八

五 特 惠 關 稅…………… 六八

六 五 惠 關 稅…………… 六八

七 英國の特惠稅率…………… 六八

八 通 商 協 定…………… 六八

九 濠洲の貿易轉換…………… 六八

一〇 米濠洲の通商關係…………… 六八

一一 日本向輸入制限…………… 六八

一二 關 稅 局…………… 六八

一三 產 業 保 護…………… 六八

一四 貿 易 明 細…………… 六八

一五 一九三九年に成立の法律…………… 六八

第三節 通 商 代 表…………… 六八

一 外 國…………… 六八

二 濠 洲…………… 六八



第四節 輸出入記録方法..... 六九

一 輸入 價額..... 六九

二 輸出 價額..... 七〇

三 關稅 區域..... 七〇

四 輸出入品の統計的分類..... 七一

五 貿易 年 限..... 七二

六 既往年度の記録..... 七三

七 船舶 用品..... 七四

第五節 外 國 貿 易..... 七五

一 外國貿易總額..... 七五

二 貿 易 尻..... 七六

三 國 際 收 支..... 七六

第六節 外國貿易の相手國..... 七七

一 原産國別輸入額..... 七七

二 諸外國より輸入額比率..... 七八

三 輸 出 仕 向 國..... 七八

四 諸外國に對する輸出の比率..... 七九

五 主要國との貿易尻..... 八〇

六 諸外國の主要輸出入..... 八〇

第七節 東洋諸國との貿易..... 八一

一 主要 輸 出 品..... 八一

二 商品輸出仕向國..... 八二

三 東洋諸國よりの商品輸入額..... 八三

第八節 外國貿易の分類概要..... 一〇〇

一 輸 入 額..... 一〇〇

二 輸 出 額..... 一〇一

三 主要商品輸入額..... 一〇二

四 濠洲主要生産品輸出..... 一〇三

五 商品、正貨及び地金輸入額..... 一〇四

六 商品、正貨及び地金輸出額..... 一〇五

七 關稅分類による輸入額..... 一〇六

八 輸入額及び純關稅收入..... 一〇七

九 保護及び收入關稅..... 一〇八

第九節 船 舶 用 品..... 一〇九

第十節 正貨及び地金の移動..... 一〇九

一 輸 出 入 額..... 一〇九

二 各國別輸出入額..... 一〇九

第十一節 産業別輸出額..... 一一〇

一 分 類..... 一一〇

二 産業の相對的重要性..... 一一一

三 産業別濠洲生産額及び輸出額..... 一一二

第十二節 輸出價格指數..... 一一三

一 舊 年 次 指 數..... 一一三

二 月 次 新 指 數..... 一一四

三 月 次 指 數 (固定評量)..... 一一五

四 月 次 指 數 (變動評量)..... 一一六

第十三節 濠洲及び諸外國の貿易..... 一〇九

一 比較の要點..... 一〇九

二 各國の「特殊貿易」..... 一一〇

第十四節 競争國と比較せる英國の濠洲貿易..... 一一一

第十五節 歴年別外國貿易..... 一一二

第十六節 消 費 稅..... 一一三

第十七節 各地間の貿易..... 一一四

第二十五章 金 融..... 一一五

A 概 説..... 一一五

B 銀 行..... 一一六

第一節 小切手支拂銀行(普通銀行)..... 一一六

一 銀 行 法 規..... 一一六

二 通貨・銀行制度王立調査委員會..... 一一七

三 銀行統計に關する注意..... 一一八

四 現行銀行資本勘定其他..... 一一九

五 聯 邦 銀 行..... 一二〇

六 其他小切手支拂銀行..... 一二一

七 全小切手支拂銀行..... 一二二

八 預 金 利 率..... 一二三

九 手形交換所統計..... 一二四

一〇 爲 替 相 場..... 一二五

第二節 貯 蓄 銀 行..... 一二六

一 概 説..... 一二六

二 聯邦貯蓄銀行..... 一二六

三 最近の合同..... 一二七

四 便益の擴張..... 一二八

五 預金殘高の分類..... 一二九

六 口 座 數..... 一三〇

七 預 金 利 率..... 一三一

八 統 計..... 一三二

九 全 貯 蓄 銀 行..... 一三三

一〇 聯邦貯蓄銀行..... 一三四

一一 州 貯 蓄 銀 行..... 一三五

C 會 社..... 一三六

第一節 概 説..... 一三六

第二節 管理會社、執行會社及び代理會社..... 一三七

第三節 登記濟建築會社及び投資會社..... 一三八

一 概 要..... 一三八

二 負債及び資産..... 一三九

第四節 協 同 組 合..... 一四〇

一 概 説..... 一四〇

二 負債及び資産..... 一四一

D 保 險..... 一四二

第一節 概 説..... 一四二

第二節 生 命 保 險..... 一四三

一 概 説..... 一四三



二 營業團體	107
三 濠洲營業	108
四 收支	107
五 負債及び資産(一九三五—三九年)	107
六 濠洲に於ける新組發行保險證券(一九三九年)	107
七 中絶保險證券	107
八 濠洲生命保險法一覽	107
第三節 火災、海上及び一般保險	107
一 濠洲會社	107
二 全濠洲保險事業	107
E 共濟組合	107
一 概説	107
二 組合、支部及び組合員數	107
三 疾病及び死亡統計表	107
四 收支	107
五 基金	107
F 遺言檢認書	107
一 遺言檢認書及び遺産管理狀	107
二 無遺言死亡者遺産	107
第二十六章 財政	107
A 概説	107
B 聯邦財政	107
第一節 概説	107

一 憲法の財政關係事項	107
二 聯邦政府會計	107
第一節 一般會計	107
第一節 一般會計の性質	107
第二節 概説	107
一 概説	107
二 租稅	107
三 政府事業收入	107
四 其他財源	107
第三節 歳出	107
一 聯邦歳出の性質	107
二 一般經常歳入より歳出内譯	107
第四節 各州關係支拂	107
一 緒言	107
二 統一關稅	107
三 西濠洲特別關稅	107
四 聯邦歳入の配分	107
五 特別補助金	107
六 聯邦補助金委員會	107
七 道路建設補助金	107
八 支出額	107
第三節 信託會計	107
第四節 聯邦公債會計及び公債	107

一 概説	107
二 兩濠洲よりの肩替り公債	107
三 公共事業公債償還用基金	107
四 各州よりの移管財産	107
五 英國政府よりの戰時(一九一四—一九一九年)公債	107
六 戰時(一九一四—一九一九年)内債	107
七 戰時(一九三九—四〇年)内債	107
八 ロンドン借款公債	107
九 起債(一九三八—三九年及び一九三九—四〇年)	107
一〇 聯邦負債	107
一一 減債基金	107
第五節 戰費及び歸還兵經費	107
第六節 養老及び廢疾年金	107
一 概説	107
二 養老年金	107
三 廢疾年金	107
四 管理費	107
五 概要	107
第七節 產婦手当	107
一 概説	107
二 各州に於ける申請許可	107
第八節 聯邦官吏退職恩給基金	107
第九節 通貨及び透幣	107

一 濠洲造幣局	107
二 量目及び貨幣の品位	107
三 金受入額及び發行額	107
四 金價價格	107
五 銀貨及び青銅貨	107
六 兌換券發行	107
七 法貨現在額	107
C 州財政	107
第一節 概説	107
一 州政府の機能	107
二 州政府會計	107
三 聯邦財政及び州財政の相互關係	107
第二節 一般會計	107
第一節 概説	107
一 概説	107
二 受入歳入	107
三 歳入源	107
第二節 歳出	107
一 歳出	107
二 總支	107
三 歳出内譯	107
第三節 餘金	107
第三節 州信託會計	107



- 一 概 別.....二七
- 二 内 容.....二七
- 第四節 州公債會計.....二七
- 第一節 公債支出.....二七
  - 一 概 説.....二七
  - 二 公債支出額.....二七
  - 三 公共事業及び施設関係公債純支出額（一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年）.....二七
  - 四 一九四〇年六月三十日迄の公債純支出總額.....二七
  - 五 公債支出總額（一九三五—三六年乃至一九三九—四〇年）.....二八
- 第二節 州 公 債.....二八
  - 一 概 説.....二八
  - 二 州 債（一九三六—四〇年）.....二八
  - 三 起 債 地.....二八
  - 四 利 率.....二八
  - 五 償 還 期 日.....二八
  - 六 減 債 基 金.....二八
- D 聯邦及び州財政.....二八
  - 一 歳入及び歳出.....二八
  - 二 租 稅.....二八
  - 三 公 債.....二八
  - 四 聯邦、各州間の財政協定.....二八

- 第二十七章 統計機關及び各種資料の源泉.....三二
- 第一節 濠洲統計の發展.....三二
- 第二節 濠洲統計關係刊行物.....三二
  - 一 概 説.....三二
  - 二 聯邦刊行物.....三二
  - 三 州刊行物.....三二
  - 第三節 濠洲文獻書目.....三二
- 第二十八章 雜.....三三
- 第一節 特許、商標及び意匠.....三三
  - 一 特 許.....三三
  - 二 商標及び意匠.....三三
- 第二節 著 作 權.....三三
  - 一 法 規.....三三
  - 二 出願及び登録.....三三
- 第三節 酒類販賣に關する地方別選擇權及び免許減少.....三三
- 第四節 ロード・ホウ島.....三三
- 第五節 聯邦科學産業研究委員會.....三三
  - 一 概 説.....三三
  - 二 科學産業研究法（一九二〇—三九年）.....三三
  - 三 科學産業補助金法（一九二六年）.....三三
  - 四 委員會の事業.....三三

- 第六節 濠洲解剖學會.....三六
- 一 學會の創立.....三六
- 二 蒐集品の追加.....三六
- 三 講義及び講義用寄附金.....三六
- 四 解剖學會の領域.....三六
- 第七節 聯邦天文臺.....三六
  - 一 設置の理由.....三六
  - 二 創立の歴史.....三六
  - 三 天文臺用地.....三六
  - 四 設 備.....三六
  - 五 觀 測 事 業.....三六
- 第八節 濠洲規格統一協會.....三六
- 第九節 濠洲生産額の評價.....三六
  - 一 生 産 價 額.....三六
  - 二 生 産 力.....三六
- 第十節 生産指數.....三六
- 第十一節 商 品 消 費.....三六
  - 一 濠 洲.....三六
  - 二 諸外國との比較.....三六
- 第十二節 映 畫 檢 閲.....三六
  - 一 法 規.....三六
  - 二 映 畫 輸 入.....三六

- 三 映 畫 輸 出.....三六
- 第十三節 濠洲商品の市場賣買.....三六
  - 一 緒 言.....三六
  - 二 酪農生産物.....三六
  - 三 乾 果.....三六
  - 四 罐 詰 果 實.....三六
  - 五 布 荷.....三六
  - 六 肉 類.....三六
  - 七 林 産 物 及 び 梨.....三六
  - 八 小麥産業助成法（一九三八年）.....三六
  - 九 輸出保證法.....三六
  - 一〇 濠洲農會議.....三六
- 第十四節 原始産業生産物の戰時取引.....三六
  - 一 概 説.....三六
  - 二 羊 毛.....三六
  - 三 肉 類.....三六
  - 四 パ ー タ.....三六
  - 五 チ ー ズ.....三六
  - 六 鶏 卵.....三六
  - 七 砂 糖.....三六
  - 八 鉛.....三六
  - 九 亞 鉛.....三六
  - 一〇 罐 詰 果 實.....三六



濠洲年表  
統計概要

『濠洲年鑑』目次終

一 林檎及び梨	一五
二 小麦及び小麦粉	一五
一三 大 麥	一五
一四 乾 果	一五
一五 皮 革	一五
一六 兎皮及び帽子	一五
一七 羊 皮	一五
第十五節 濠洲安全評議會	一五
第十六節 國際聯盟	一五
第十七節 軍事保護ホーム	一五
經濟 日誌	一五
附錄 國 防	一五
第一節 陸 軍	一五
一 各州の組織	一五
二 聯邦の組織	一五
第二節 海 軍	一五
一 各州の海軍	一五

二 現代の海軍組織	一五
第三節 空 軍	一五
一 概 説	一五
二 編 制	一五
三 航 路	一五
四 民間航空	一五
第四節 軍事費	一五
第五節 軍需品の整備	一五
一 概 説	一五
二 工 場	一五
三 研 究 所	一五
四 檢 査 部	一五
第六節 軍馬補充部	一五
第七節 派遣濠洲軍	一五
一 概 説	一五
二 濠 洲 軍(世界大戦)	一五
第八節 戦時賜金	一五
第九節 特別國防法	一五
索 引(別冊)	一五



# 統計概要

## 濠洲統計概要

濠洲聯邦國勢調查統計局調查

項目	人口 (A)		出生		死亡		婚姻		農業		小麥		燕麥	
	計	女	實數	比率	實數	比率	實數	比率	面積 (1)	平均 (2)	面積 (1)	平均 (2)	生產高 (3)	平均 (4)
一八八一年度	1,397,619	1,059,627	21,300,766	1.52	16,000	0.73	17,300	0.76	2,945,840	7.6	2,043,840	7.1	47,548,840	23.2
一八九一年度	1,765,677	1,580,588	23,040,945	1.30	110,147	0.47	14,800	0.67	3,344,947	9.0	2,675,355	7.3	57,766,566	28.7
一九〇一年度	2,004,848	1,800,077	24,820,923	1.24	103,945	0.42	15,300	0.64	5,155,945	13.9	3,856,629	10.4	97,798,844	48.8
一九一一年度	2,583,333	2,191,554	26,783,786	1.03	131,193	0.49	17,700	0.78	7,477,844	19.6	5,636,357	15.4	116,618,844	58.5
一九二一年度	3,799,844	3,271,533	25,200,945	0.66	156,121	0.61	23,945	1.04	9,799,844	25.8	7,048,844	18.8	131,277,844	64.6
一九三一年度	4,333,377	3,800,079	26,553,621	0.61	181,549	0.68	28,076	1.26	11,071,844	29.4	8,621,844	22.4	151,198,844	75.6
一九三九年	5,544,844	4,946,533	26,997,366	0.48	233,621	0.86	36,147	1.55	12,446,844	33.1	9,648,844	25.3	174,448,844	87.3











# 濠洲年表

## — 植民地設立以後主要事項年表 —

注意——タスマニヤ（フアン・デューメンズ・ランド）が別個の植民地となつた一八二五年迄は、政府はシドニーに置かれてゐた。本表中現在の州名は地方を示すに用ひる。

NSW ニューサウスウェールズ、VIC ビクトリア、Qld クイーンズランド、WA 西オーストラリア、Tas 塔スマニヤ

- 一七六六年 NSW — 第一艦隊「ボタニー」艦に到着、附近の土地は植民に不適當と判明し、遠征隊はシドニーに入る。二月七日公式の植民地宣言。植民支所をノーフォーク島に設立。フランス航海家ラペルーズ、ボタニー艦を訪ふ。小波及び大波の最初の栽培。葡萄苗の最初の移植。
- 一七六六年 NSW — シドニー近傍パラマッタに於ける最初の小麦收穫。ホータスベリ河発見。
- 一七六六年 NSW — 第二艦隊「ボート」・ジャクソンに到着、ニューサウスウェールズ艦の上陸。
- 一七六六年 NSW — 第三艦隊「到着」・キング總督土地領有の國權を持参。
- 一七六六年 NSW — 最初の外國商船「イラデルフィア」就來。
- 一七六六年 NSW — 最初の自由移民ベロナに到着。最初の濠洲教會シドニーに開かる。Tas — 「セントルカスト」・ダーウエン河を發見。
- 一七六六年 NSW — ホータスベリ河に植民地設立。
- 一七六六年 NSW — 最初の印刷所をシドニーに設立。失蹤家畜の子孫「ビーン河カウパス」で發見さる。
- 一七六六年 NSW — 最初の濠洲劇場シドニーに開場。ニューカッスルにて漁夫石炭を發見す。

- 一七八年 NSW — プライ總督免職。
- 一七八年 NSW — アイザック・ニコラス外國書狀配達監督に任命さる。
- 一八〇〇年 NSW — 郵便局正式にシドニーに設置され、アイザック・ニコラス初代局長となる。シドニー、ハイダーバードに於て濠洲最初の競馬會舉行。Tas — 最初のタスマニヤ新聞紙發行。
- 一八〇二年 NSW — ウェントウオース、ロウソン及びブラタスランド等ブリニー山嶺を發見。エヴァンス、マツタオリ河を發見。
- 一八〇四年 NSW — 「ニューホーランド」の名を廢して「オーストラリア」と命名せんことを提唱す。民事裁判所創設。
- 一八〇五年 NSW — 最初の蒸汽機關シドニーに設置さる。エヴァンス、ラタラン河を發見。Tas — 自由移民を載せたる最初の移民船到着、初めてシドニーへ小波を輸出す。
- 一八〇六年 NSW — 植物園シドニーに開設さる。
- 一八〇七年 NSW — オクスリー第一回内地探検。ミーハン及びヒューム、ジョージ湖、バサースト湖、ゴウルバートン平野を發見。濠洲最初の銀行「ニューサウスウェールズ銀行」シドニーに創立さる。
- 一八〇八年 NSW — オクスリー、リバプール平野、ビール河、ヘースチングス河、マンニング河を、キャプテン・キング、ボート・エシントンに發見。
- 一八〇九年 NSW — 最初の貯蓄銀行シドニーに創立。
- 一八〇九年 Tas — 純メリノ種羊を初めて輸入。
- 一八二〇年 Tas — マツタオリ、ハーバーに囚人植民地設置。
- 一八二〇年 NSW — ニューサウスウェールズ裁判所法可決。副調査官マツタオリ河を、フィッシュ河に金を發見。Qld — オクスリー、プリズベーン河を發見。
- 一八四四年 NSW — 王領植民地制定。行政參事會組織さる。シドニーに大審院を設け陪審裁判制を布く。濠洲最初の法律通貨法案立法參事會で可決さる。出版自由の聲明。最初の砂糖製造。Vic — ヒューム及びホウグネル、シドニー發大陸を横斷してコロオ島に達す。Qld — 囚人植民地モートン島（プリズベーン）に設置。フォート・ダンドス植民地、北部領メルヴィル島に設置さる。
- 一八五二年 NSW — 子午線一二九度迄西方境界を擴大す。Tas — フアン・デュー

- 一七九九年 NSW — 葛望峰よりメリノ種羊移入。
- 一七九九年 Tas — パス及びフリンダースの旅行によりタスマニヤの島なること判明。
- 一八〇〇年 NSW — ハンター河英領作業開始。濠洲最初の税關局をシドニーに設置。フリンダース國地圖發行。
- 一八〇〇年 NSW — 毛布及び亞麻布、初めて製造さる。
- 一八〇〇年 Vic — リネウテナント・マレー、ボート・フィリップを發見。Qld — フリンダース、ボート・カーチス及びボート・ボウエンを發見。SA — フリンダース、スペンサー灣及びセントウインセント灣を發見。
- 一八〇〇年 NSW — 最初の濠洲羊毛キャプテン・マツタオリにより英國へ送らる。最初の濠洲新聞シドニー「ガゼット」創刊。Vic — コリンズ、ボート・フィリップへ計畫移民を行ふ。グライムス、ヤラを發見。Tas — リネウテナント・ボウエン、リスドンへ最初に移住。
- 一八〇〇年 NSW — キャスルヒルにて囚人暴動を起す。Vic — ボート・フィリップ植民中止。Tas — コリンズはホバートに、コロネル・パターソンはヨータタウンに夫々植民地設立。
- 一八〇〇年 NSW — キャプテン・マツタオリ、カムデンに最初の大規模の羊牧場を設く、ノーフォーク島よりの移民の一部タスマニヤへ移さる。
- 一八〇〇年 NSW — 食料品缺乏す。Tas — ロウンヒストンへ植民。
- 一八〇〇年 NSW — ノーフォーク島よりの囚人最終引上。商業用羊毛（二四五封度）英國向け最初の積出。

- 一八〇〇年 NSW — イラワラ地区に植民。Vic — キャプテン・ライト、ウェスタイン・ボートのコロネラに植民地を組織す。
- 一八〇〇年 NSW — 植民地自給自足に達す。Qld — アラン・カンニンガム、ダリリング・ダウンス及びコンダメイン河を發見す。WA — ロックキャー少佐キング・ジョージ・サウンドに軍人植民地を設立。全濠洲に對する英國主權を初めて公式に聲明す。
- 一八〇〇年 NSW — 第二憲法。第一回國勢調査。ダリリング河下流へのスタート探検。シドニーにガス初めて使用さる。ロウス大尉、リチモンド河及びタラレンス河を發見。Vic — ウェスタイン・ボート植民地。Qld — カニンガム、プリズベーンよりダリリング・ダウンスへ至る道路を發見し、プリズベーン河を調査。
- 一八〇〇年 NSW — スタート、マランビジー河下流を探検。WA — スワン河に植民地設立。パースの設立。
- 一八〇〇年 NSW — パースにて囚人暴動起る。スタート、マランビジー河及びマレー河を下つてアレクサンダリア湖に達す。Tas — 原住民との紛争起る。原住民をタスマン半島に追込むためのブラッック・ラインを設けしも失敗す、されど一八三〇—三五年間にジョージ・ロビンソンは友好的説得によつて少數の原住民残部（二〇三人）をフリンダース島に移住せしむるに成功。
- 一八二〇年 NSW — 官有地初めて一般の發賣に附さる。ミッチェル、リバプール平野北部を探検。英國より最初の汽船ソフィア・ジェーン號シドニー着。濠洲最初の建造汽船「ブライズ」號シドニーにて進水。ニューカッスルに於て濠洲農業會社により最初の石炭積出はる。ニューサウスウェールズに最初の補助移民を送る。SA — ウェクフィールドの最初の植民委員會設立。WA — 行政・立法參事會組織。
- 一八三二年 NSW — 州立貯蓄銀行設立。
- 一八三二年 NSW — 最初の美術學校シドニーに設立。
- 一八三二年 NSW — フワフォールド灣に最初の植民。Vic — ヘンティ兄弟、ボートランド灣に植民地を組織。SA — 南濠洲協會組織さる。WA — ビ



ンジャラーに於て土民に苛酷なる報復を行ふ。

一八五五年 Vic—ジョン・パットマン、ポート・ワイリツプに到着。土民と土地六〇萬エーカー委譲の協約を締結。後、帝國政府は右の権利を否認。メルボルの創設。

一八五六年 NSW—ミツチメル、シドニー發大陸横断旅行をなし、ノーザンバールランドに達す。Vic—ポート・ワイリツプ地区を植民地として開放する旨宣言。SA—ハインドマリーシュ知事によつてアデレードに植民地設立。

一八五七年 NSW—ロンドンに於て特別運輸委員設立。Vic—バータ知事によつてメルボルン命名。シドニーよりの最初の陸地横断者ポート・ワイリツプに到着。

一八五八年 NSW—囚人刑當の廢止。Qld—ブリスベーンにドイツ布教團植民SA—ホウデン及びボンニーによつて、マレー通路に沿つてシドニーよりアデレードへ家畜の「横断」行はる。ポート・エウシントン(北部領)への植民キャブテン・ブレマーによつて行はる。

一八五九年 NSW—ストレーゼンキー伯クルド溪谷に金を發見。SA—エーア、トレンス湖を發見。ストータス、ポート・ダーウインを發見。WA—キヤブテン・グレイ、マリーチソン河を發見。

一八六〇年 NSW—ニューサウスウェールズへの流刑を廢止。土地費規則制定し土地費却上金を公共事業經費及び移民經費支拂に適用。Vic—北方境界の決定。Qld—囚人植民地廢止され、モートン灣地方開放。SA—エーア、アデレードよりキング・ジョージ・サウンドへの横断旅行の途に就く。

一八六一年 NSW—W・B・クラーク、ハートリー近傍に金を發見。WA—エーア、アデレード、キングジョージ・サウンド間の旅行を終了。Tas—流刑を更新。

一八六二年 NSW—シドニー法人となる。Vic—メルボルン法人となる。SA—カブテンに銅發見。

一八六三年 NSW—最初の代議制憲法(一八四二年法による)制定。初めてスコッチ織物製造。Qld—モートン灣地方立法代表權を認めらる。

一八六四年 NSW—ラインハート、ポート・エウシントンへ探検旅行。SA—ス

通。バララット金礦に暴動起る。十二月三日ユレカ・ストークードを襲撃。

一八六五年 NSW—シドニー、バラマツタ間鐵道開通。造幣局開設。

一八六六年 NSW—ビクトリアン島民、ノーフォーク島に移さる。WA—A・C・グレゴリー、ラインハート探検隊を行ふ。

一八六七年 NSW—男子普通選挙制及び投票制制定。シドニー、メルボルン、アデレード間電信開通。Qld—カヌーの金礦に群集致す。

一八六八年 NSW—タインランド別個の植民地と宣言。Tas—最初の海底電線線サーキエラー岬及びキング島經由オトウエー岬まで敷設。

一八六九年 Vic—パーク及びウイリス、メルボルン發、大陸横断してカーペンタリア灣に達す。SA—ワラルー及びムーリタにて銅礦發見。マクドワール・ステュアート大陸中心地に達し、「中央ステュアート山」と命名。

一八七〇年 NSW—ラムビンダ・フラット及びバラゴン金礦地帯に支那人排斥暴動起る。シドニーに最初の軌道敷設。支那人移民規則施行。Vic—パーク及びウイリス、南洋洲インナミンカ近傍クーパーズ・クリークにて死亡。

一八七一年 NSW—宗教に對する州の補助廢止。不動産法制定。SA—ステュアート、大陸を南北に横断。WA—眞珠貝を初めて輸出。

一八七二年 Vic—メルボルンに植民地會議開催。SA—北部領を引續ぐ。WA—西北地區への植民創始。ヘンリー・マクスウェル・ルフロイ、現在タールガーデー・カルグリー金礦地帯に編入されてある地域を發見して之を横断す。

一八七三年 Qld—最初の鐵道敷設され、開通す。タインランド蔗甘藷より初めて砂糖製出さる。Tas—英國艦艇初めて積込に成功。

一八七四年 NSW—シドニーのセント・メリー寺院火災に罹る。

一八七五年 NSW—ヘンリー・パークスの公立學校法可決。SA—探検其他用に駱駝を移入。

一八七六年 Vic—保護關稅を試験。Qld—ジムビーに金を發見。

タート最後の内陸探検を行ふ。

一八七七年 NSW—ミツチメル、パークを調査。Qld—ミツチメル及びケネディ調査を行ふ。SA—バーラ銅礦發見。スタート、クーパーズ・タリートを發見。

一八七八年 NSW—肉貯蔵を開始。Qld—ポート・カーチスに植民地設けらる。SA—北洋洲の宣言。WA—ニュー・ノルシア(ベネディクト派)布教團の創立。

一八七九年 NSW—鐵製礦事業をベリマ近傍に開始。大陸横断郵便シドニー、アデレード間に開通。Vic—メルボルン市制實施。Qld—ラインハート、バーネット及びケネディ等調査を行ふ。

一八八〇年 Qld—ラインハート最終旅行を行ふ。ケネディ、ヨーク半島にて土人に槍殺さる。支那人牧羊者として移入さる。

一八八一年 NSW—囚人船ハッシュミエの到着に對して移民廢止。カリフォルニアの金礦へ人口移動。Vic—ランドルフ發囚人船陸を妨げらる。Qld—ハッシュミエによる囚人ダリリング・ダウンスの租借者に割當てらる。WA—西洋洲への流刑開始。

一八八二年 NSW—流刑制度終に廢止。洋洲最初の鐵道路面工事初めてシドニーにて行はる。シドニー大學創立。Vic—W・キャンベル、タルリンズに金を發見。代議政體承認さる。SA—代議政體承認さる。WA—リユウテナント・ヘルブマン、木曜島嶼に眞珠貝を發見。Tas—代議政體承認。

一八八三年 NSW—ハーグレイヴズ、ルイス・ボンズ及びサム・ヒル・タリークに有利な金礦を發見。電信初めて使用さる。Vic—ポート・ワイリツプを分離し、ビクトリアの名の下に獨立植民地となる。各地方に金を發見。二月六日の「黒い木曜日」酷暑に襲はる。WA—立法參事會法。

一八八四年 NSW—英國よりの最初のP・O・郵便汽船サウスランド。SA—汽船、初めてマレー河を通航してダリリング河合流點に達す。Tas—最初の選挙會、流刑に抗議す。有利なる金礦をフィンガル近傍ガナツタ及びナイン・マイル・スプリングスに發見。

一八八五年 Tas—流刑廢止。Vic—メルボルン大學創立。

一八八六年 Vic—最初のビクトリア鐵道フランダーズ街ポート・メルボルン間開

一八八七年 NSW—シドニー近傍タロンターフにてエジンバラ公贈裝を企てし者あり。WA—最後の囚人船アゴモンタ號到着。Tas—最初の鐵道(ロウネストン、ウエスタントン)の工事開始式エジンバラ公によつて舉行。

一八八八年 WA—パリス、フリマントル間に初めて電信開通。

一八八九年 NSW—植民地博覽會シドニーに開催。英帝國軍隊引揚ぐ。Vic—植民地大會メルボルンに開催。SA—大陸横断電信工事開始。

一八九〇年 NSW—常備軍隊を徵募。WA—初等教育法可決。フォレスト探検隊を引率出發す。Tas—ビショップ山に錫發見。ロウネストン、ウエスタントン間鐵道開通。

一八九一年 NSW—萬國博覽會シドニーに開催。Vic—造幣局開設。SA—ジャワ、ポート・ダーウイン間に海底電線敷設。大陸横断電信線完成。

一八九二年 NSW—植民地會議シドニーに開催。義勇兵野營初めて行はる。サンフランシスコとの郵便事務開始。

一八九三年 NSW—三年制議會法可決。植民地會議。WA—ジョン及びアレクサンダー・フォレスト、マリーチソンよりオヴァランド・テレグラフに到着。SA—アデレード大學創立。

一八九四年 Qld—ポート・オルバニー植民地を木曜島に移す。

一八九五年 NSW—シドニー(ラ・アルズ)ウエリントン(ワカブアカ)間海底電線完成。WA—ジャイルス東より西へ横断。Tas—タスマニヤ最後の原住民トルガニニ死亡。

一八九六年 WA—南洋洲との電信開通。

一八九七年 Qld—支那移民を制限。洋洲へ電話移入。

一八九八年 NSW—キアラに初めて自噴井を掘鑿。萬國博覽會シドニー、ガールデン・パレスに開催。最初の蒸汽軌道車出現。WA—A・フォレスト、キン

一八九九年 パーレー地方を調査しアイツロイ牧場地方を發見。

一九〇〇年 NSW—公衆教育法可決。Vic—最初のビクトリア萬國博覽會メルボルンに開催。最初の洋洲電話交換局メルボルンに開設。

一九〇一年 NSW—支那人移民を更に制限。

一九〇二年 NSW—アルポート・ウイタター殿下及びジョージ殿下洋洲を訪問。

一九〇三年 WA—レボーン、コサック間に金塊發見。



一八六五年 NSW—プロクターンヒルに誤発見。ニューサウスウェールズ、ビクトリア間鐵道完成。Qld—ニューギニアを併合せしめ、帝國政府に否認さる。

一八六四年 聯邦會議シドニーに開催。聯邦評議會創設。

一八六三年 聯邦法案、ビクトリアに於て可決され、ニューサウスウェールズにて否決さる。ニューギニア英保護領と宣言さる。

一八六二年 NSW—スーダンへ遠征軍派遣。プロクターンヒル誤発見開始。WA—キンバリー地区マーガレット及びオード河にて探検家金を発見。Tas—銀鉛をジーンハン山にて発見。

一八六一年 Tas—金、銅をライエル山にて発見。

一八六〇年 第一回聯邦評議會一月二十六日ホバートにて開催。

一八五九年 NSW—ブライズランドに採掘者(死者八一名)。SA—萬國博覽會アデレードに開催。WA—突風のためナインティ・マイル・ビーチ沖真珠貝採取船の殆ど全部破壊され、死者二〇名に達す。ザン・タロスにて金発見。

一八五八年 第一回「植民地」會議ロンドンに開催。海軍法案可決。

一八五七年 NSW—本州移住百周年記念祭行はる。支那人に百磅の人头税を課する制限法案可決。Vic—第二回ビクトリア萬國博覽會メルボルンにて開催。Qld—シドニー、ブリスベーン間に鐵道開通。

一八五六年 支那人移民問題に關する濠洲各州大臣協議會シドニーに開催。オーストラリア科學振興協會第一回會合シドニーに開催。

一八五五年 Qld—ブリスベーン、アデレード間に直通鐵道開通。WA—新憲法立案。Tas—タスマニア大學創立。

一八五四年 WA—責任政府承認。

一八五三年 オーストラリア聯邦協會メルボルンに開催。

一八五二年 NSW—労働黨員三五名下院に選出さる。濠洲補助艦隊到着。補助移民を中止。WA—マーチン河に金発見。

一八五一年 第一回聯邦制定會議シドニーに開催。草案起草の上、可決。

一八五〇年 WA—タールガーダイにてペレー及びフアード等金を発見。

一八四九年 NSW—移民ロイヤル・タリ試にて「新濠洲」へ出發。

一八四八年 金融恐慌發生し、主として東部諸州影響を蒙る。

一八五五年 NSW—自由貿易關稅を賦課。地租、所得税を定む。

一八五四年 各州首相聯邦協會ホバートに開催。

一八五三年 NSW—人民聯邦協會パーストに開催。

一八五二年 聯邦制定會議アデレード、シドニー、メルボルンに開催。

一八五一年 NSW—輸出向小麥初めて過剩す。

一八五〇年 聯邦憲法案、ビクトリア、ニューサウスウェールズ、南濠洲及びタスマニアに於て投票に附せらる。ニューサウスウェールズにては法定必要票數に達せず。

一八四九年 濠洲軍第一派遣部隊南阿に派遣さる。聯邦憲法案修正首相會議メルボルンに開催。人民投票法案ニューサウスウェールズ、ビクトリア、タインズランド、南濠洲及びタスマニアの各地方にて採用さる。最初の労働黨政府組織(タインズランド)。

一八四八年 NSW—養老年金制施行。

一八四七年 海軍分遣隊を支那に派遣。聯邦政府憲法法案七月六日に英帝國の承認を得。聯邦宣言書九月十七日に署名さる。エドモンド・バートン氏(後にサー)第一次聯邦内閣を組織。

一八四六年 Vic—養老年金制施行。

一八四五年 聯邦宣言シドニーにて行はる。第一次聯邦評議會、ヨータ公によつてメルボルンに開催。各州間自由貿易確立。

一八四四年 NSW—ケムブラ山炭坑爆發(死者六五名)。WA—金銀地帯への給水の爲、ノーラムに揚水所を開設。太平洋海底電線(全部英資本)完成。最初の聯邦關稅を施行。

一八四三年 WA—タールガーダイ及びカルグーリー給水計畫完成。

一八四二年 聯邦大審院開設。

一八四一年 NSW—補助移民を再び移入。

一八四〇年 ビクトリアのタインズクリフ、タスマニアのデヴォンポート間に無線電信敷設。パプア、聯邦政府に引繼がらる。

一八三九年 NSW—シドニー、メルボルン間電話開通。最初の長距離首府間(シドニー・メルボルン間)電話開通。

一八三八年 帝國會議ロンドンに開催。

一八三七年 キャンベラ濠洲首都敷地として選定さる。米國艦隊濠洲を訪問。

一八四九年 帝國國防會議ロンドンに開催され、聯邦政府は一艦隊として驅逐艦二隻一等巡洋艦一隻を註文。キツチナリ濠洲を訪問し、聯邦國防に關して報告勸告をなす。タインズランド大學創立。

一八四八年 聯邦及び諸州間財政關係に關して人民投票施行。一片郵便制を施行。濠洲海軍のために初めて建造されたヤラ及びパタマタ到着。濠洲紙幣法可決。最初の聯邦紙幣發行さる。提督サー・R・ヘンダスン濠洲を訪問し、海軍國防に就て勸告。

一八四七年 第一回聯邦國勢調査施行。濠洲首都領及び北部領を聯邦に編入。強制軍事訓練採用。英帝國全土に一片郵便制を施行。西濠洲大學創立。

一八四六年 聯邦銀行開業。産兒奨励金を初めて支拂ふ。ボート・オーガスタにて濠洲横斷鐵道(ボート・オーガスタ、カルグーリー間)工事開始式を舉行。

一八四五年 濠洲首都をキャンベラと命名。定礎式を舉行。各州委員會設立。

一八四四年 國防計畫報告のためサー・イアン・ハミルトン將軍來訪。聯邦議會上下兩院解散。英國科學振興協會役員來訪。ノーフォーク島聯邦政府へ編入さる。

一八四三年 歐洲戰爭八月四日宣戦。濠洲海軍は英海軍管下に移る。軍艦二萬を裝備の上、派遣するとの濠洲の申出承認さる。西南太平洋の獨領、濠洲海軍及び遠征軍に占領さる。獨逸洋艦エムデン號十一月九日コス島に於てシドニーに擧沈さる。最初の遠征軍エジプトに上陸。濠洲、ニュージーランド軍(アンザック)サー・ウィリアム・バードウッドによつて編成。

一八四二年 NSW—ニューカッスルにプロクターンヒル鐵工場創業。海軍省創設。

一八四一年 四月二十五日濠洲ニュージーランド軍ガリボリに上陸。八月六日、サー・ペリア(ロビン・バイン)に戦ふ。十二月十八日二十日撤退。濠洲艦艇は大戦後期間中、英艦隊と共に大西洋、マレー海其他に在り。

一八四〇年 聯邦政府汽船を購入。

一八三九年 騎兵師團及び騎銃隊にて濠洲ニュージーランド騎馬部隊編成され、其後エジプト、パレスティン、シリアに作戰。八月四日ロマンの戦。其他の部隊は後援部隊を得て歩兵四箇師團(第一、第二、第四、第五)に編成され、フランスに派遣さる。七月十九日プロムメル、七月一日十一月十八日ソナム(ボジエール、ムータ・ファーム、フレール)にて戦闘。濠洲編成の第三師團フランスに上陸。撤兵制施行第一回提案、人民投票にて敗る。

一八三七年 舉國一致内閣組織。カルグーリー、ボート・オーガスタ間鐵道完成。

一八四九年 獨逸軍ソナムより撤退、アラス攻撃(ブルターレ戦四月十一日及び五月三日)メタシン戦六月七日、第三回イブブル戦、七月一日十一月十日(ムナン街、ボリゴン森林、ブルードセイデン、パツシエンデル)等にて戦闘。パレスティンガザ戦三月二十六日、四月十九日、十月三十一日(ヘルシエバ)。濠洲空軍、パレスティン及びフランスにて英空軍と協力。

一八四八年 撤兵制施行第二回提案、人民投票に敗る。

一八四七年 濠洲人口五百萬に達す。濠洲會館(ロンドン・ストランド街)英國皇帝臨席の下に開館。

一八四六年 一月一日フランス駐屯濠洲五箇師團を軍團に編成。五月三十日サー・ジョン・モナッシュ、サー・ウィリアム・バードウッドの後任となる。三月二十一日四月二十五日ソナム防戦(デルナンタール及びヴィエルク・ブルトンヌ)。四月九日二十九日リス戦(ハセザルツク)、七月四日ハメル戦、八月八日ミアン戦、八月三十一日モン・サン・カンタン戦、九月十八日十月五日ヒンデンブルグ線攻撃、九月十九日パレスティンメジド戦、十月一日ダマスカス戦。十一月十一日對獨逸戦。歸還兵保護省創設。

一八四五年 ヒューズ、タック、平和會議濠洲代表となる。濠洲軍歸還。サー・ロス・スミス大尉及びサー・ケイス・スミス中尉英國より濠洲へ飛行。六月二十八日ヴェルサイユにて平和條約調印。

一八四四年 英國皇太子殿下濠洲訪問。卸賣價格、一九一四年水準の二倍以上に達す。

一八四三年 第二回聯邦政府國勢調査施行。ドイツ賠償金決定(濠洲割當分約六三、〇〇〇、〇〇〇磅)。ニューギニア濠洲の委任統治下に置かる。英濠間最初の無線新聞通信開通。

一八四二年 マレー河最初の水門、南濠洲プランチ・タウンに設置、開通す。タインズランド上院廢止。

一八四一年 キャンベラ聯邦議事堂敷地定礎式舉行。

一八四〇年 英國巡洋艦來訪。聯邦銀行理事任命。濠洲公債委員會創設。

一八三九年 米國艦隊來訪。天文臺をキャンベラに設立。シドニー、ブリスベーン間直通の爲、ブリスベーン・グラフトン線工事開始。シドニー港橋起工。

一八三八年 濠洲人口六百萬に達す。科學産業研究委員會設立。英帝國會議開催。自治領の地位決定。

一八三七年 聯邦政府所在地をメルボルンよりキャンベラへ移す。ヨータ公臨席の下に



二五六年

新議事堂開院式舉行。ビーム無電設立。英國經濟使節團、濠洲資源開發に關する報告のため來訪。聯邦政府各州政府財政協定成立。公債委員會再編成。州債引揚ぎに決定。十一月人民投票施行。

二五五年

輸出價格の下落始まる。聯邦銀行、金準備運用の權限を附與さる。年末に多量の金準備輸出はる。

二五四年

諸外國との無線電話業務開始。輸出價格一九二八年水準の半ばに下落。外國債募集の中止。輸入品に禁止税を課し、又割當を行ふ。英國銀行サー・オットー・ニーマイヤ財政問題討議のため來訪。金準備の大量輸出。爲替手形プール組織。借替公債二千八百萬鎊全額認購。産金補助金下附。政府赤字總額千百萬鎊に達す。最初の濠洲國人、大審院長サー・アイザック・アルフレッド・アイザック、濠洲總督に任命さる。アデレード、パース間に長距離電話線敷設され、本土各州全部電話にて連絡。

二五三年

不況續く。一月、英貨との爲替相場一三〇となり實質上金本位制を離脱。聯邦基準貨銀一割引下げ。英濠往復郵便航空最初の試験實施。ニューサウスウェールズ貯蓄銀行營業停止、後聯邦銀行に合併さる。對英國戰債減償基金支拂二年間延期。經濟狀勢檢討のため首相會議開始。聯邦政府銀行法を改正し、兌換券發行に對する準備額を臨時引下ぐ。金準備の大量輸出。戰債に對するワーグラー支持撥款決定。九月英國金本位制より離脱。濠洲鎊の英鎊に對する比率低下持續。小麥獎勵金下附。聯邦銀行爲替相場を管理し、一二五に引下ぐ。政府赤字總額一九三〇—三一年度に二千五百三十七萬鎊に達す。

二五二年

シドニー港橋開通。濠洲放送委員會設立。ニューサウスウェールズ政府の利子支拂不履行分を聯邦政府にて支拂ふ。聯邦政府、ニューサウスウェールズ政府間に紛争起る。ニューサウスウェールズ政府ラング内閣辭職。輸入に對する非常時制限緩和。法律改正によりスターリング貨證券、兌換券發行準備として認められ、英本國への金輸送可能となる。帝國經濟會議オタワに開催され、關稅協定行はる。砂糖協定改正。小麥生産者への減租及び補助を行ふ。政府赤字總額一九三二—三三年度千九百五十萬鎊に減少。第三回聯邦國勢調査。インベリアル・エアモール「アストラリア」號一到着。ロンドンに世界經濟會議開催。濠洲、國際聯盟加盟國に選ばる。聯邦脱退

二五一年

ロンドンに世界經濟會議開催。濠洲、國際聯盟加盟國に選ばる。聯邦脱退

人民投票舉行(WA)。上院議員數減員及び制限の人民投票舉行(NSW)。軍國會議ロンドンに開催。小麥收穫最高記録(二一三、九二七、〇〇〇ブッシュル)。南極地方及びアシモニア、カーテイア島、濠洲に移管。政府赤字總額一九三二—三三年度四百五十萬鎊に減少。

二五四年

ビクトリア百年祭典出席のためグロスター公來訪。東洋への親善使節派遣。團長J.G.レーサム。ビクトリア及び南濠洲新知事任命。スコット及びブラックによる七一時間の英濠記録飛行(百年記念航空競争)。英濠航空郵便開始。

二五三年

ジョージ五世陛下即位二十五年記念式舉行。首相ライオンズ、式典列席のためロンドン訪問。帝國統計會議オタワに開催。日本親善使節來訪。英國醫學協會合濠洲にて始めて開催。

二五二年

ジョージ五世陛下崩御。南濠洲百年祭。日本と貿易紛争起る。小麥價格騰貴。聯邦、州聯合市場統制計畫、英國樞密院の決議によつて無効とさる。(ジニムス・ケース)。英國専門家サー・ウォルター・キンニア及びG.H.インズ來訪。國民保險に關して勸告。エドワード八世退位。

二五一年

聯邦政府に依る航空及び市場統制案人民投票敗る。ジョージ六世戴冠式。帝國會議ロンドンに開催さる。新教育者會議各州に開催さる。聯邦基準貨銀五志増額。濠洲貨幣銀行制度王立調査委員會報告。小兒麻痺病主としてビクトリアに猖獗。

二五〇年

ニューサウスウェールズ百五十年祭典。オタワ協定檢討のため、濠洲貿易委員任命。指定補助移民の再開。三ヶ年六千三百萬鎊支出の新國防計畫成立。民兵軍七萬人に増加。日本と新貿易協定成立。濠洲首相ライオンズ死去。國民勞働登録。歐洲戰爭勃發。大規模の英帝國航空訓練計畫に参加。國防上、強制軍事訓練を再び採用。海外派遣のため特別義勇軍二萬名を登録。訓練を施す。英國政府羊毛全額、バター、チーズ、卵、肉、砂糖、鉛、亜鉛、銅の輸出餘額を購入。

一九〇年

濠洲—カナダ、濠洲—米國間代表者交換及び日本派遣濠洲公使任命。濠洲人口七百萬人に達す。濠洲軍海外勤務のため派遣。シドニー海軍船塢工事開始。キャンベラの航空事故により内閣大臣三名—G.A.ストリート、J.V.フェアバン、サー・ヘンリー・ガレット及び參謀總長サー・ブルードネル・ホワイト死去。石油割當制採用。聯邦選舉施行。

# 第一章 濠洲の發見、植民及び聯邦

第一節 濠洲に關する初期の知識及びその發見

第二節 濠洲の併合

第三節 植民地の創設

第四節 濠洲聯邦の成立

第五節 濠洲探檢

第六節 州及び聯邦の憲法



# 第一章 濠洲の發見、植民及び聯邦

## 第一節 濠洲に關する初期の知識及び

### その發見

- 一 緒言
- 二 初期の傳説
- 三 濠洲の發見
- 四 英國人による發見

### 一 緒言

ここでは、濠洲發見の初期の歴史に關する重要な事實を要約するだけに止めたい。これ以上完全な説明は、關係文獻資料と共に、本年鑑第一卷(四五―五二頁)に掲載してある。但し、その説明はその後の研究に照して幾部分訂正を要する點がある。

### 二 初期の傳説

印度南方に南の國(Can Austral Land)が存在してゐることに就ては早くもカレドニヤ時代に言傳へがあつたやうである。時の經つにつれて、この風聞は歐洲へ傳はり、印度洋からの旅行者、特にアレキサンダー大王(西紀前三五六―二三四)に從つて印度へ行つたギリシア兵によつて、喧傳されたらしい。この「テラ・アウストラリス」(Terra Australis 南の大陸)に就ては、エリアヌス(西紀二〇五―二三四)、マニリウス(アウグスツス若しくはチベリウス・ケイザルと同時代らしい)及びプロトレミー(一〇七―一六一)の著作の中に見出される。中世初期のある地圖には、「テラ・アウストラリス」の存在に關する認識を推測せしめるやうな證據があり、十四、五世紀の地圖や

稿本には南の國の想像圖が見られるが、初期の地圖作製は多少空想的で、所謂「テラ・アウストラリス」と濠洲とを明確に關聯せしめる證據はない。

### 三 濠洲の發見

(一) 概説 ヴエネチアの旅行家マルコ・ポーロ(一二五四―一三二四)は、ロカクといふ國に言及してゐるが、之はその意味を誤解したため永らく濠洲だと考へられてゐた。併しマルコ・ポーロはジャバ南方の國に就ては何も知つてゐなかつたし、何れにせよ、所謂ロカクの國の記述は、象のことなどを語つてゐる點からして、濠洲には當嵌められないものであらう。英國博物館にある一四八九年前に作製された世界圖の一つには、濠洲西海岸を示すような海岸線が記載されてゐる。ウツド其他の調査によつて、それはほんの空想的なものにすぎないと證明された。現存の地球儀で最も古く、一四九二年に作られたマーチン、ペハイム地球儀も濠洲の海岸線の一部だとされるものを載せてをり、パリで發見された地球儀にも、「テラ・アウストラリス」が一四九九年に發見されたことを記載してゐる。併しこれらの地球儀には、其他の國々を記してゐるが、それは在り得ない場所記してゐる。だが、「テラ・アウストラリス」の語が又現在フェゴ島として知られてゐる地域を指示してゐる點からみても、これらは何ら重要なものではない。

ドーファン地圖(一五三〇―一五三六年頃)の大ジャバ國(Tava in Grande)を濠洲だと想像した人々があつたが、其處に棲むといふ空想的動物及びそれに附隨する圖形を見ると、その考へには重きを置かれない。實際のところ、この地圖の多くは南半球の陸地面は北半球のそれと釣合はなければならぬといふ古い思想を支持する試みにすぎなかつたのである。



(二) アラビヤ人の探検 ボルトガル人、スペイン人、オランダ人より先にアラビヤ人が濠洲へ来たと言はれたが、その證據となるものはない。

(三) スペイン人ボルトガル人の探検 十五世紀の最後の十年間及び十六世紀初期には新世界開發を目指して無數の探検隊がスペイン、ボルトガルの港で準備された。ボルトガル人は一四八七年に喜望峯を廻り、それから十一年後に東の方印度に突き進んだ。スペイン人は世界が球形だといふ科學的結論を信賴して西方から慎重に出發して東方を目指し、かくてマゼランは一五二一年にフィリッピン群島に到達した。

一六〇六年、キイロスが、彼がエスピリトウ・サントの名をつけた島(ニュー・ヘブリデス群島最大の島)に達し、南方の大陸を發見したと思ひ、その爲その群島に「ラ・アウストラリア・デル・エスピリトウ・サント」と命名した。ニュー・ヘブリデス群島を離れてから、キイロスは舟を東に向けたが、彼の副指揮者トレスは西方に航路をとり、現在彼の名を有してゐる海峡を通過した。あらゆる點から考へて、彼は濠洲大陸を目撃した筈なのだが、彼の記録は、その點に一つも觸れてゐない。この航海は南洋發見事業に於けるスペイン人の活動の終焉を印づけるものである。

(四) オランダ人による發見 ボルトガル、スペイン人の制海權の喪失に伴ひ、オランダ人に發見の機會が到來した。一五九七年ルージュンで發行された英語版のコレネリウス・ウイトフリートの地圖には、濠洲の東部及び西部海岸やカーペンタリア灣が大まかに描かれてゐる。次の屢々引用される文章はウイトフリートの「ブトレミー解説増補」(Descriptiones Ptolemaei Augmentum)中に掲げてある。「アウストラリス・テラはすべての國の中で最も南方である。ニューギニアとは狭い海峡で隔てられてゐる。その海岸は今迄のところ殆んど知られてゐない。それは航海毎に航路が見捨てられてしまひ、再び訪ふ者もなく偶々難破した水夫達がそこへ辿りついた位のものであるからである。このアウストラリス・テラは赤道から一、二度の所に始まり、面積が非常に大きいので十分に探検したら世界の五分の一と看做されるであらうと言はれてゐる。」ウツドの説によれば、右の文章はマゼラン海峡横斷の航海及び濠洲にあらざるフエゴ島の發見から書か

れたものだといふ。オランダ東印度會社がバンタムからダイフケン號を派してニューギニア諸島を探検せしめた時、オランダ人が濠洲を發見したのであつた。一六〇六年三月ダイフケン號はニューギニア南岸に沿うて航行し、ケーブ・ヨーク半島西岸に沿ふて遙かケールウエール(タアン・アゲイン再び引返せの意) 岬を迂つた。ディルク・ハルトホ(彼の航海を記録してあるアムステルダム博物館所蔵の畫板には(Dirk Hartog)と書かれてある)は一六〇六年にエンドラハト號に投じてこの大陸の西岸のかなりの部分に沿うて航海した。注意すべきは、この航路は的確に選ばれたものではなく、喜望峯からジャバへの通常の航路の遙か東を進んだにすぎないことである。

一六〇八年ゼーウルフ號は南緯二〇度一五分に陸地を發見し、翌年フレデリク・ハウトマンは現在ハウトマンズ・アプロホルムとして知られてゐる西海岸の暗礁を發見した。

一六二二年オランダ船レウイン號は大陸西南部の現在その名を持つ岬を廻り、又一六二三年オランダ船ベラ號及びアルネム號はカーペンタリア灣西側の半島アルネム・ランドを發見した。カーペンタリア灣はオランダ東印度會社總督ビーター・カーペンチエルの讚辭としてその名を付けられたのである。

一六二七年、グルデ・ゼーベルト號の指揮者フランシス・ティスはオランダ十七人會議員ビーター・ヌイツを乗船せしめて、濠洲海岸の一部に沿うて航行した。一六二八年ヴァーネン號の指揮者デ・ウイトは北西部、即ち南緯二一度邊に陸地を發見した。フランシス・ベルサルトの指揮するバタバヤ號は一六二九年濠洲西岸で難破した。ベルサルトは濠洲西岸に就ての正確な報告を歐洲へ廣した最初の人であつた。併しその報告は最も不利に記されてある。アムステルダム號及びウエーゼル號二隻のヨットはグリット・プールの指揮下に一六三六年カーペンタリア灣を訪れた。

アベル・ヤンスゾーン・タスマンはヘームスケルク號及びゼーヘン號の二隻の船を指揮して、大南方大陸の大きさを確める爲一六四二年バタバヤを出帆した。彼はファン・デューメン・ランドが濠洲本土の一部だと想像して、さう命名し、更に北東に航行してニューレランドを發見し、バタ

ビヤへ歸港した。一六四四年の第二回航海でタスマンは濠洲北岸を探り、カーペンタリア灣を廻つて西北岸に沿ひ遙か南回歸線迄下つた。

ウイリアム・ド・ウラミンは一六九六年末スワン河口に上陸し、マルチン・ファン・デルフトの率ゐる探検隊は一七〇五年に西北岸の一部を探り、それに命名したが、オランダ人の發見時代はタスマンの第二回航海を以て終了したと言ふことができる。制海權の喪失と共に、濠洲發見に對するオランダの關心は消失してしまつた。

四 英國人による發見

かゝる間に、英國人が一六八八年濠洲海岸に初めて現はれるに至つた。即ちウイリアム・ダムビアは、海賊になつた船員の乗つてゐた商船シダネット號の積荷宰領として西北海岸に來たのであつた。ダムビアは、この國のことを記述しながら、それがアジア、アフリカ又はアメリカと結合してゐないことは確かだと述べた。一六九九年彼は英國船レーバック號に乗つて再び濠洲に來り、歸國後彼の觀察した樹木、草花、鳥類、爬蟲類及び土着民との衝突を述べた報告を公表した。

タスマニヤとニューギランドが濠洲の一部を成すものか、分離してゐるのか、又は大南極大陸の一部であるか否かは、十七世紀末に於て一つの問題であつた。キャプテン・ジェームズ・クックの最初の航海は、第一にはオタヒイト(タヒタイ島)から金星の太陽面通過を観測するのを目的としてゐたが、又南半球の未探検部分が廣大な水にすぎないのか、別の大陸を含んでゐるのかを確めることをも目的としてゐた。オタヒイトに於ける金星の太陽面通過を観測した後、三七〇噸の小帆船エンデヴァー號に約八五名を載せ、サー・ジョセフ・バンクス、博物學者ソランダー博士、天文学者グリーン、製圖者や召使を伴つて、クックはニューギランドへ向ひ、一七六九年十月七日ボヴァテイ灣附近で同島を認めた。北島、南島を周航して、彼はニューギランドが、想像された南極大陸とも濠洲とも連結してゐないことを明かにし、英國王の名に於て公式にこれを領有した。一七七〇年四月二十日午前六時、クックは最初の發見者である彼の部下の名を

附けたヒックス岬で濠洲本土を認めたのであつた。北航して一七七〇年四月二十九日にボタニー灣を發見した。エンデヴァー號は錨を投じて、同日クックは上陸した。クックは海岸に沿つて北方に一、三〇〇哩程航行したが、一七七〇年六月十一日、エンデヴァー號はトリニティ岬の附近で珊瑚礁に衝突して大破するに至つた。其修繕に約二個月を費し、エンデヴァー號は更に其航路を北方にとり、トレス海峡を通過して、一七七一年七月十三日ダウンスに投錨した。一七七二年クックはレゾリューション號及びアドヴェンチュア號を指揮し、大南方大陸の存否を確かめようとしたが、たとひ存在しても、餘りに南方に位し貿易植民の地としては有用でないと思はれたが、一七七四年に英國へ引返した。クックの最後の航海は一七七六年に行はれたが、一七七九年二月十四日遂に死去した。其日迄に濠洲の全海岸は事實上探検され盡した。唯一つ殘つてゐた重要な發見はタスマニヤと濠洲間の海峡の存在であつたが、それは一七九八年フリランダース及びバスによつて確かめられた。

第二節 濠洲の併合

- 一 一七七〇年濠洲東部の併合
- 二 ニューサウスウェールズの原因
- 三 一八二五年ニューサウスウェールズの西方への擴張
- 四 一八二七年西濠洲の併合

前節に記した諸國民の代表者達は一六、一七世紀に種々の機會に濠洲海岸に上陸し又は上陸したと主張したけれども、濠洲の歴史が西方文明と明確に政治的に繋がれたのは、漸く一七七〇年八月二十三日のことであつた。其日にキャプテン・クックが「ジョージ三世陛下の權利に依つて南緯三八度より一〇度二分の一に至る全東部海岸」を領有した。併しクックが英國の主權を宣言したのは現在のニューサウスウェールズ及びクインズラ



ンドの東部にすぎず、英國王による濠洲全東部及びタスマニアの公式の領有は一七八八年一月二十六日迄は行はれなかつた。即ち此の日に、曩に一七八六年十月十二日にキャブテン・フィリップに初めて發せられ、一七八七年四月二日に敷設された委任狀が、彼と共に「第一艦隊」で来た人々に讀み上げられたのであつた。

此時期に關する詳細な史的敘述に就ては Historical Records of New South Wales, vol. 1, parts 1, 2. 参照。

### 二 ニューサウスウェールズの原因

委任狀によつてフィリップは「南緯一〇度三七分所在のノーザン・ケープ、即ちヨーク岬と呼ぶ海岸の北の極點より南緯四三度三九分所在のサウス・ケープなる南の極點に至り、グリニチ子午線より計算して東經一三五度迄の西方全内地、及び南緯一〇度三七分乃至南緯四三度三九分の内太平洋の近接全諸島を含めたるニューサウスウェールズと呼ぶる、我が領土の司令官及び總督」に任命された。

キャブテン・クックは一七六九年十一月にニュージールランド北島を、一七七〇年一月に南島をも領有したのだが、キャブテン・フィリップの委任狀が書かれた時に、ニュージールランドが果して「太平洋上の近接諸島」の一と考へられたか否かは疑はしい。ニュージールランド在住英國人が一八二三年の大審院法(帝國)によつてシドニーにある法廷の裁判管轄下に置かれた一方、一八三九年英國政府の側よりニュージールランドに領事を置く提議が行はれた事實により此事は問題とされる。蓋し英國政府は領域外裁判管轄權を設定する以上の意圖が無かつたのかも知れぬからである。併し各種の旗を掲揚したのにも拘らず、ニュージールランドは一八四〇年迄はつきり英國とはなつてゐなかつた。同年一月二十九日キャブテン・ホブスンがアイランズ灣に到着した。翌日彼は、ニューサウスウェールズ植民地の境界を擴張してニュージールランド諸島をも包括せしめる旨の委任狀を讀んだ。二月五日、土著民首領との間に締結されたワイタンギ協約が署名され、遂に五月二十一日ニュージールランド諸島に對する英國主權が明白に宣言さ

れた。同日より一八四一年五月三日迄ニュージールランドはニューサウスウェールズの一屬領であつた。

### 三 一八二五年ニューサウスウェールズの西方への擴張

一八二四年二月十七日バザースト伯はサー・トマス・プリンスペーンに、國王陛下にバザースト島西岸とコブルグ半島東側の間の海岸を領有する爲に、ニュー・ホーランド西北岸に軍艦一隻を派遣されるやう奏請した旨を通知した。此目的の爲に選抜されたタマー艦長ジェームズ・ジェー・ゴルドン・ブリュウアーは一八二四年九月二十日東經一三五度から一二九度迄の海岸を領有した。一八二五年七月十六日これら境界間の全地域はダリーングの委任狀にはニューサウスウェールズの境界内に屬すると記され、かくて、面積五一八、一三四平方哩を増加し、ニュージールランドを含み、タスマニヤを除けば二、〇七六、三〇八平方哩、ニュージールランドをも除けば一、九七二、四四六平方哩となつた。

### 四 一八二七年西濠洲の併合

ジョージ三世海峽に植民地を建設すべくニューサウスウェールズ總督陸軍中將サー・ラルフ・ダリーングの派遣したロッキヤ少佐指揮の探検隊は一八二六年十一月九日シドニーを出帆し、同年十二月二十六日同地に上陸し英國旗を掲揚した。キャブテン・スターリングはサクセス號を指揮してジョージ三世サウンド探検隊が出發して數週後、シドニーに到着した。彼は西海岸に於ける據點を得、植民地としての適否を報告する爲にスワン河へ行く總督の許可を得た。スターリングは一八二七年一月十七日シドニーを出帆し、翌年四月歸還し、熱烈な報告書を提出し、同地が「富めるロマンティックなる土地」なることを記し、植民の爲に占有するの必要を強調した。彼は多くの妨害に屈せず、同じ熱意を以てその主張を続けつゝ一八二七年七月再び英國を出發した。遂に彼は成功を見ることができたが、それは主として、自己の資本を有し前途に期待を持つた移民の團體を組織したことに依る。彼は總督代理に任せられ、一群の移民者を引連れて一八二

九年六月バリエリア號に乗つてスワン河附近のガーデン島に到着した。其前月二日キャブテン・フリマントルは軍艦チャレンジャー號を指揮してスワン河南端に到達して英國旗を掲揚し「ニューサウスウェールズの領域に屬せぬニューホーランドの全地域」の領有を重ねて主張した。かくして一八二九年中頃迄に濠洲聯邦として現在知られてゐる全地域は英國の屬領となるに至つた。

### 第三節 植民地の創設

- 一 ニューサウスウェールズ
- 二 タスマニヤ
- 三 西濠洲
- 四 南濠洲
- 五 ニュージールランド
- 六 ビクトリア
- 七 クインズランド

#### 一 ニューサウスウェールズ

一七八六年のフィリップ總督の委任狀では、濠洲本土は東經一三五度の子午線で二分されてゐた。最初の移住者達は現在のタスマニヤが本土と實際に連つてゐると信じてゐたが、事實は其の反對であると判つたのは漸く一七九八年に至つてであつた。其年、フリントダースとバースとがバス海峡を通過して島であることを證明した。本来のニューサウスウェールズと、クックの行つた併合は一八四〇年迄實現されなかつたが、それに含めてもよいニュージールランドとの地域は一、五八四、三八九エーカーから成る。西方境界が東經一二九度迄擴張された一八二五年には更に五一八、一三四平方哩の面積が付加された。其後、この地域は他の植民地を設ける爲に各種地域を分離したので、聯邦政府成立の時にはニューサウスウェールズの面積は三一〇、九四二平方哩であつた。

#### 二 タスマニヤ

一八二五年タスマニヤの以前の名であるファン・デールメンズ・ランドはニューサウスウェールズから政治的に分離され、同年六月十四日に別個の植民地と成つた。面積は二六、二一五平方哩であつた。

### 三 西 濠 洲

面積九七五、九二〇平方哩を占める子午線一二九度以西の地域は一八二九年六月西濠洲の名の下に一植民地を形成した。西濠洲は常にニューサウスウェールズとは區別され、獨立してゐた。尤も一八三一年迄は、キング・ジョージ・サウンド植民地はニューサウスウェールズの管轄の下に在つた。

### 四 南 濠 洲

一八三四年八月十五日、ウィリアム四世法第四、五第九五章が可決され、南濠洲は「プロヴィンス」とされ、一八三六年末に植民が行はれた。初代總督ハイランドマーシュ海軍大佐は一八三六年十二月二十八日ホルドファースト灣に到着し、同日新植民地が公式に宣言された。新植民地は三〇九、八五〇平方哩の地域を占め、南緯二六度線以南、東經一四一、一三二度間に互つてゐる。一八六一年十二月十日ビクトリア帝國法第二四、二五第四四章によつて、南濠洲の西方境界は西濠洲の東方境界、即ち子午線一二九度と合致する迄擴張された。擴張地域は約七〇、二二〇平方哩であつた。約二年後、一八六三年七月六日、五二三、六二〇平方哩を占める北部領は特許狀によつて南濠洲の管轄下に置かれ、南濠洲はそれにより九〇三、六九〇平方哩を管理するに至つた。

### 五 ニュージールランド

ニュージールランドは名目上はキャブテン・クックによつて併合され、形式的には一八四〇年ニューサウスウェールズの屬領と宣言され、同年十一月十六日付特許狀によつて、一八四〇年八月七日のビクトリア法第三、四第六二章に基いて別個の植民地を成したものである。分離の宣言は一八四一年五月三日に行はれた。其面積は一〇三、八六二平方哩であつた。

### 六 ビクトリア



一八五一年、ニューサウスウェールズのプロット・フィリップ地方として知られてゐたものが、ビクトリア植民地を成し、「ハウキョリマレー河最近水源に至る直線及び南濠洲植民地東境に至る同河流によつて北及び北西に限られる」。新植民地の面積は八七、八八四平方哩を占め、一八五一年七月一日、上院議員第一回選挙命令發布に際して、その分離を見た。

### 七 クインスランド

モートン、ダーリング・ダウンス、バーネット、ワイド・ベア、マラノア、ライヒハート及びポート・カーチス等北方放牧地方は有名なスタンリー地方と共に獨立の行政を認められ、一八五九年六月六日付特許状によりクインスランドの名の下に獨立の植民地とされた。併しニューサウスウェールズからの分離は初代總督の就官により同年十二月十日に行はれた。新植民地に含まれた地域は太平洋上の全近接島嶼と共に、南緯約二八度八分のデンジャー岬海岸から、マクファースン、大分水嶺及びダマレスク河に沿うて西方マッキンタイア河に至り、それより南緯二九度線に沿うて西行し、南濠洲の東境をなす東經一四一度の子午線に至る線の北方にあるニューサウスウェールズの一部である。其面積は五五四、三〇〇平方哩である。一八六二年四月十二日に植民大臣からクインスランド總督に下付された一八六一年三月十三日付特許状によつて、クインスランドの面積は、「南緯二六度線北方、カーベントリア灣の全近接島嶼を含む東經一四一度、一三八度間にあるニューサウスウェールズの部分」を併合した爲に増加し、六七〇、五〇〇平方哩に達した。

### 第四節 濠洲聯邦の成立

- 一 概説
- 二 北部領の聯邦政府への移譲
- 三 濠洲首都領の聯邦政府への移譲
- 四 英領ニューギニア即ちパプアの譲渡
- 五 ノーフォーク島の譲渡
- 六 ニューギニア領
- 七 ナウル島
- 八 アッシュモア及びカーティア諸島領
- 九 濠洲南極領

一九〇九年十月十八日聯邦及びニューサウスウェールズは聯邦政府所在地として九一平方哩の地域の聯邦政府への譲渡受理の協定を行つた。一九〇九年十二月關係法案は聯邦及びニューサウスウェールズ議會で協賛を經、同協定は承認され、一九一〇年十二月五日同地域を一九一一年一月一日より聯邦政府が所管する宣言が發せられた。一九一五年ジャヴィス灣受理法によつて、一九一三年の協定に従ひニューサウスウェールズが譲渡したジャヴィス灣の二八平方哩の地域は聯邦政府に一九一五年九月四日から委讓された。

### 四 英領ニューギニア即ちパプアの譲渡

聯邦の統治下にはあるが、聯邦に含まれないのは、一八八四年英國政府に結局併合された英領ニューギニア即ちパプアである。この地域は長年クインスランド政府の統治下にあつたが、一九〇五年十一月十六日のパプア法（聯邦）に基く一九〇六年九月一日の宣言によつて聯邦に譲渡された。パプアの面積は約九〇、五四〇平方哩である。

### 五 ノーフォーク島の譲渡

本島は、ニューサウスウェールズ政府によつて多年統治されてゐたが、一九一三年ノーフォーク島法により一九一四年七月一日聯邦政府に譲渡される迄別個の直轄植民地であつた。ノーフォーク島は南緯二九度三分四五秒、東經一六七度五八分六秒に位置し、面積八、五二八エーカーを占めてゐる。

### 六 ニューギニア領

聯合諸國によつて、赤道及び南緯八度間、東經一四一度及び一五九度二五分間の前獨領地方島嶼を濠洲の統治に委任する旨協定された。同委任状は一九二〇年十二月十七日國際聯盟から發せられた。聯邦政府總督は一九二〇年ニューギニア法により委任状を受領する権限を付與された。同法は同

### 一 概説

一九〇一年一月一日、上記諸植民地はニュージブランドを除き「濠洲聯邦」の名の下に聯合された。それと同時に植民地といふ呼稱は、「領」と呼稱されてゐる北部領を除き、「州」といふ呼稱に變更された。濠洲聯邦の全面積は二、九七四、五八一平方哩である。各州の創立の年及び最後の境界調整を行つた後の面積は次表に示す通りである。

### 濠洲聯邦各州面積其他

州	獨立植民地設立年	現在面積(平方哩)	州	獨立植民地設立年	現在面積(平方哩)
ニューサウスウェールズ	一七八八	三〇、七三二	タスマニア	一八二五	二六、二二五
クインスランド	一八五九	八、八八四	北部領	一八六二	五三、六三〇
ビクトリア	一八五〇	七〇、七〇〇	聯邦面積	—	三、七〇、八二〇
クインスランド	一八五〇	七〇、七〇〇			
南極洲	一八六〇	九、九〇〇			
西濠洲	一八六〇	九、九〇〇			

註 (a) 九一平方哩を占める濠洲首都領及びジャヴィス灣二八平方哩を含む。下掲「三」参照。

### 二 北部領の聯邦政府への移譲

一九〇七年十二月七日聯邦及び南濠洲は、聯邦及び同州議會の協賛を條件として北部領を聯邦政府へ譲渡受理すべき協定を行つた。この協定は一九〇七年北部領譲渡法により南濠洲議會（一九〇八年十一月十四日協賛）及び一九一〇年北部領受理法により聯邦政府議會（一九一〇年十一月十六日協賛）によつて行はれた。其により同領は一九一一年一月一日聯邦政府に正式に引渡され、濠洲北部領となつた。

### 三 濠洲首都領の聯邦政府への譲渡

地域がニューギニア領の名に於て濠洲政府治下の直轄領たる旨宣言したものである。同領は約九三、〇〇〇平方哩を有し、委任統治は一九二一年五月九日から開始された。

### 七 ナウル島

一九一九年英國、濠洲及びニュージブランド諸政府間に於て、英帝國に委任されたナウル島の統治及び同地講議の開發に關する協定が行はれた。同島は東經一六六度、赤道南方二六哩に在り、約五、四〇〇エーカーを含む。同協定によれば、同島の統治は、最初は聯邦政府が任命し、其の後は三國政府の決定に従ひ任命する行政官に委される。同協定は一九一九年ナウル島協定法により聯邦議會によつて承認され、同島統治に直接關係する政府に同行政官に對するより廣汎な監督権を付與する補足的協定が一九二三年五月三十日に行はれ、一九三二年に承認された。委任統治は一九二〇年十二月十七日から開始され、行政官は現在に至る迄聯邦政府が任命してゐる。

### 八 アッシュモア及びカーティア諸島領

一九三一年七月二十三日付勅令（1931年勅令）によつて濠洲西北海岸沖、印度洋上に在り、ミドル、イースト及びウェスト諸島として知られてゐるアッシュモア諸島及びカーティア島は聯邦治下に移された。同諸島は一九三三年アッシュモア及びカーティア諸島受理法により、アッシュモア及びカーティア諸島領の名の下に聯邦政府によつて受理され、一九三四年五月十日に引渡された。

### 九 濠洲南極領

一九三三年二月七日勅令は、南緯六〇度に位置するアデリー・ランドを除き、東經一六〇度より西經四五度間の全島嶼及び領域よりなる南極領を聯邦政府治下に置いた。同領は一九三三年濠洲南極領受理法により濠洲南極領の名の下に聯邦政府の受理するところとなつた。



第五節 濠洲探檢

簡單ではあるが、濠洲探檢に關するかなり完全な説明は本年卷第二卷二〇三九頁に掲載され、重要關係事實の概要は第二卷迄の諸卷本章中に述べられてある。

第六節 州及び聯邦の憲法

一 概説 二 聯邦憲法 三 布告

一 概説

各植民地(現在の州)の憲法の發達並びに濠洲聯邦創設の歴史概要に就ては本年卷第二卷迄の本章に記載してある。

二 聯邦憲法

ビクトリア第六十三年及び第六十四年第十二章濠洲聯邦憲法、即ち「濠洲聯邦構成法」は一九〇六年憲法改正(上院議員選舉)一九〇九年憲法改正(州債)及び一九二八年憲法改正(州債)により修正されたものであるが、次に全文を掲げる。

濠洲聯邦憲法 第六十三年及第六十四年第十二章

「濠洲聯邦構成法」(一九〇〇年七月九日)

「ニューサウスウェールズ」「ビクトリア」「南濠洲」「クイーンズランド」及「タスマニア」ノ人民ハ諸ミテ全能ノ神ノ恩恵ニ倚藉シ 大不列顛及愛爾蘭聯合王國ノ

王位ノ下ニ 且茲ニ定メラレタル憲法ノ下ニノ確乎タル聯邦國家ニ統一セラルルコトニ同意セルニ因リ

且又爾來ノ濠洲ニ於ケル女王ノ植民地及所領地ノ聯邦加入ニ備フル便アラシカ爲ニ

茲ニ女王陛下ハ 本國會ニ召集セラレタル上院及下院ノ勸告及同意並ニ女王ノ權限ニ依リ次ノ如ク制定ス

第一條 本法ハ濠洲聯邦憲法ト稱スルコトヲ得

第二條 本法中女王ニ關スル條項ハ女王ノ後繼者又ハ聯合王國主權繼承者ニ適用ス

第三條 女王ハ本法裁可ノ日ヨリ一年以内ノ定メラレタル日ニ「ニューサウスウェールズ」「ビクトリア」「南濠洲」「クイーンズランド」及「タスマニア」ノ人民並ニ陛下カ其ノ同意ヲ寓セラルル場合西濠洲ノ人民モ共ニ濠洲聯邦ノ名ノ下ニ聯邦國家ニ統一セラルルコトヲ布告ニ依リ權密院ノ進言ヲ經テ宣言スルハ憲法ナリ但シ女王ハ布告後如何ナルトキニ於テ聯邦總督ノ任命ヲ爲シ得ルモノトス

第四條 別ニ定メタル日ヨリ聯邦ハ成立シ 聯邦憲法ハ效力ヲ發生ス 但シ諸植民地議會ハ 本法可決後如何ナル場合ニ於テモ本法效力發生ニ依リ行ヒ得ヘキ法律ヲ制定スルコトヲ得 右法律ハ一定ノ日ヨリ效力ヲ發生ス

第五條 本法並ニ憲法ニ依リ聯邦議會ノ制定シタル法律ハ何レノ州ノ法律ニモ概スルコトナク聯邦各州及各地ノ裁判官及人民ヲ拘束スルモノトス 又聯邦ノ法律ハ女王ノ軍艦ヲ除キ最初ノ出陣地及目的港カ聯邦ナル凡テノ英國船ニ對シテ效力ヲ有ス

第六條 「聯邦」トハ本法ニヨリ定メラレタル濠洲聯邦ヲイフ

第七條 「州」トハ「ニューサウスウェールズ」「クイーンズランド」「タスマニア」「ビクトリア」「西濠洲」「南濠洲」ノ北部領ノ如キ現ニ聯邦ヲ構成スル植民地及將來州トシテ聯邦ニ加入又ハ聯邦ニ依リ創設セララルル如キ植民地若クハ領地ヲイフ 聯邦ノカナル部分ヲ「州」ト呼ブ

第八條 州トハ聯邦成立當時其ノ一部タリシ州ヲイフ

第九條 一八八五年濠洲聯邦議會法ハ茲ニ廢止ス 但シ濠洲聯邦議會ニ依リ可決ナレ聯邦成立當時施行中ノ法律ニハ影響セズ

第十條 右法律ニシテ州ニ關スルモノハ聯邦議會ニ依リ 州トナラサル植民地ニ關スルモノハ當該植民地議會ニ依リ廢止スルコトヲ得

憲法

本憲法ハ次ノ如ク分類ス

第一章 總則

第二章 上院

第三章 下院

第四章 議會兩院

第五章 議會ノ權限

第六章 行政部

第七章 司法部

第八章 財政及貿易

第九章 州

第十章 新州

第十一章 補則

第十二章 憲法改正

第十三章 表

第十四章 議會

第十五章 總則

第十六章 聯邦ノ立法權ハ聯邦議會ニ屬シ聯邦議會ハ女王 上院及下院ヲ以テ成立ス 以下之ヲ「議會」又ハ「聯邦議會」ト稱ス

第十七條 女王ノ任命スル總督ハ聯邦ニ於ケル女王ノ代表者タルモノトシ女王ノ命

スル期間本憲法ニ從ヒ聯邦ニ於テ女王ノ委託セル女王ノ權限並ニ職務ヲ代行ス

ルモノトス

第三條 聯邦ハ總督ノ傳給トシテ女王ニ對シ議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り其ノ一般經常收入基金ヨリ年額一萬磅ヲ支持フモノトス

第四條 總督ハ其ノ任期中變更スルコトヲ得

第五條 本憲法中總督ニ關スル規定ハ現任總督又ハ女王カ聯邦政府行政ニ任シタル者ニ適用ス 但シ斯ル者ノ就任中他ノ職務ヲ兼任スルモノ聯邦ヨリ傳給ヲ受タルノ資格ナキモノトス

第六條 總督ハ適當ト認メタルトキニ議會開會ノ期日ヲ定メ又布告其ノ他ノ手段ニ依リ臨時議會ヲ休會シ又同様ニ下院ヲ解散スルコトヲ得

第七條 總督ニ於ケル召集令狀返還期日ヨリ三十日以内ニ議會ヲ召集スヘシ

第八條 議會ハ毎年一回以上之ヲ召集スヘク前會期終了ヨリ次會期開會マテニ十二ヶ月ヲ經過セシムヘカラス

第九條 議會ハ總督ノ傳給トシテ女王ニ對シ議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り一州一選舉區トシテ投票スル州民ニ依リ直接選舉セラレタル各州選出議員ヲ以テ組織ス

第十條 但シ聯邦議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り「クイーンズランド」州議會ハ同州カ原州タル限り同州ヲ區分シ各區選出上院議員數ヲ規定セル法律ヲ定ムルコトヲ得

第十一條 斯ル條項ナキ場合ハ同州ハ一選舉區タルモノトス

第十二條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り各原州選出上院議員ハ各々六名トス 議會ハ各州選出議員數ヲ増減スル法律ヲ定ムルコトヲ得 但シ原州選出議員數ハ同數タルヘク且六名以下ナルコトヲ得

第十三條 上院議員ノ任期ハ六年トシ各州選出上院議員ノ氏名ハ州知事之ヲ總督ニ確認スヘシ

第十四條 各州ニ於ケル上院議員選舉人資格ハ本憲法又ハ議會ノ規定セル下院議員選舉人資格トス 但シ上院議員選舉ニ於テハ各選舉人ハ一回ノミ投票ナシ得

第十五條 聯邦議會ハ上院議員選舉方法ヲ規定スル法律ヲ定ムルコトヲ得 但シ右方法ハ全州ニ同一タルコトヲ要ス 右法律ニ從ヒ各州議會ハ同州選出上院議員選舉方法ヲ規定スル法律ヲ定ムルコトヲ得

第十六條 州議會ハ當該州選出上院議員選舉日時及場所ヲ定ムル法律ヲ制定スルコトヲ得



第十條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限リ 但シ本憲法ノ定ムル所ニ從ヒ州下院議員選舉ニ關スル現行法律ハ實行シ得ル限リ州選出上院議員選舉ニ關スル州スヘシ

第十一條 上院ハ其ノ代表ヲ選出セザル州アルトキトイヘトモ議事ノ進行ヲ爲スコトヲ得

第十二條 州知事ハ同州上院議員選舉ノ令狀ヲ發スルコトヲ得 上院解散ノ場合解散布告ノ日ヨリ十日以内ニ令狀ヲ發スヘシ

第十三條 上院最初ノ集會後及解散後ノ上院最初ノ集會後直ニ上院ハ各州選出上院議員ヲ能フル限リ同數ノ二部ニ分ツヘシ 第一部所屬上院議員ノ議席ハ任期開始ヨリ三年(第三年)ノ滿期ニヨリ空席トナリ 第二部ノ議席ハ任期開始ヨリ六年(第六年)ノ滿期ニヨリ空席トナリ 以後上院議員ノ議席ハ凡テ任期開始ヨリ六年ヲ以テ任期滿了スルモノトス

空席ニ對スル選舉ハ空席トナル以前一年以内(滿期トナルヘキ年)ニ施行スヘシ

本條規定ノ目的ニ關シテ 上院議員ノ任期ハ選舉日後ノ七月(一月)一日ニ開始スルモノトス 但シ上院第一回選舉及上院解散後ノ選舉ノ場合ヲ除ク 此ノ場合ハ其ノ選舉日前ノ七月(一月)一日ニ開始スルモノトス

註一 一九〇六年憲法改正(上院選舉)第二條ニヨリ修正 括弧内ノ語ハ廢止セラレ 修正部分ニ傍點ヲ附ス

第十四條 州選出上院議員數カ増シ又ハ減シタル場合ハ 聯邦議會ハ州選出上院議員數ノ空席ニ關シ 其ノ更代ノ定期性ヲ維持スル爲ニ必要ナル條項ヲ定ムルコトヲ得

第十五條 上院議員ノ議席ニシテ同議員任期滿了以前ニ空席トナリタル場合ハ同議員ヲ選出セル州議會兩院ハ同一議場ニ於テ同時ニ投票シ同議員ノ任期滿了マテ又ハ後ニ規定セルカ如キ後繼者選出マテ 其ノ何レカ最初ノ時期マテ 右議席ヲ占ムヘキ者ヲ選出スヘシ 但シ空席ヲ通知セラレタルトキ州議會兩院閉會中ナル場合ハ州知事ハ該州行政會議ノ進言ニヨリ右議席ヲ占ムヘキ議員ヲ任命スルコトヲ得 該議員ノ任期ハ州議會次回會期開始後十四日又ハ後繼者選出ノ何レカ最初ノ時期ニ至ルマテトス

下院議員次期選舉又ハ州選出上院議員次期選舉ノ何レカ最初ノ場合ニ於テ任期滿了シテラサルトキハ選出ノ日ヨリ任期滿了マテ議席ヲ占ムヘキ後繼者ヲ選舉スヘシ

新シテ選舉又ハ任命セラレタル上院議員ノ氏名ハ州知事之ヲ總督ニ確認スヘシ

第十六條 上院議員ノ資格ハ下院議員ト同等タルヘシ

第十七條 上院ハ議事ニ入ルニ先立テ上院議員一名ヲ上院議長ニ選舉スヘシ 議長ノ職缺ケタルトキハ常ニ上院ハ上院議員一名ヲ議長ニ選舉スヘシ 議長ハ上院議員タルヲ止ムルトキハ議長タルヲ止ム 議長ハ上院ノ投票ニ依リ其ノ職ヲ免セラレ又ハ總督宛文書ニヨリ其ノ職或ハ其ノ議席ヲ辭スルコトヲ得

第十八條 議長不在中又ハ其ノ以前ニ於テ上院ハ議長不在中ノ職務ヲ遂行スヘキ議員一名ヲ選出スルコトヲ得

第十九條 議員ハ議長宛又ハ議長ヲ缺カカ成ハ議長聯邦外ニアルトキハ總督宛文書ニヨリ自己ノ地位ヲ辭スルコトヲ得 右ノ場合該地位ハ空席トス

第二十條 上院議員ハ議會開會中上院ノ許可ナクシテ引續キ二ヶ月以上上院ニ出席セザル場合ハ議席ヲ失フ

第二十一條 上院ニ空席ヲ生シタルトキハ議長 若シ議長ヲ缺如シ又ハ議長聯邦外ニアル場合ハ總督 右空席ノ代表スル州知事ニ對シ空席ニ付通知スヘシ

第二十二條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限リ少クとも上院議員總數ノ三分ノ一出席スルニ非サレハ 上院ノ權限行使ノ爲メ議事ヲ開クコトヲ得ス

第二十三條 上院ニ於ケル議事ハ多數決ニ依リテ決シ 各上院議員ハ一票ヲ有ス 議長ハ如何ナル場合ニモ一票ヲ有ス 賛否同數ナル場合ハ否決サレタルモノトス

第三節 下院

第二十四條 下院ハ聯邦人民ニヨリ 直接選舉セラレタル議員ヲ以テ組織シ 下院議員數ハ能フル限リ上院議員數ノ二倍タルヘシ

(一) 滿二十一年ニシテ 下院議員選舉投票資格ヲ有スル選舉人又ハ選舉人タル資格アルモノタルヲ要シ 且選出當時存在セル聯邦ノ領域内ニ少クとも三年間居住セル者タルヲ要ス

(二) 出生ニヨリ又ハ聯合王國 州ヲナス植民地 聯邦又ハ州ノ法律ニ依リ歸化セル後少クとも五年ヲ經過セル女王ノ臣民タルヲ要ス

第三十五條 下院ハ議事ニ入ルニ先立テ下院議員一名ヲ下院議長ニ選舉スヘシ 議長ノ職缺ケタルトキハ更ニ下院議員一名ヲ議長ニ選舉スヘシ 議長ハ下院ノ投票ニヨリ其ノ職ヲ免セラレ又ハ總督宛文書ニ依リ其ノ職或ハ其ノ議席ヲ辭スルコトヲ得

第三十六條 議長不在中又ハ其ノ以前ニ於テ下院ハ議長不在中ノ職務ヲ遂行スヘキ議員一名ヲ選出スルコトヲ得

第三十七條 議員ハ議長宛又ハ議長缺タルカ成ハ議長聯邦外ニアルトキハ總督宛文書ニ依リ自己ノ地位ヲ辭スルコトヲ得 右ノ場合該地位ハ空席トス

第三十八條 下院議員ハ議會開會中下院ノ許可ナクシテ引續キ二ヶ月以上下院ニ出席セザル場合ハ議席ヲ失フ

第三十九條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限リ 少クとも下院議員總數ノ三分ノ一出席スルニ非サレハ 下院ノ權限行使ノ爲メ議事ヲ開クコトヲ得ス

第四十條 下院ニ於ケル議事ハ議長ヲ除キ多數決ニヨリ決ス 議長ハ賛否同數ナル場合以外投票スルコトヲ得ス 同數ナル場合ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四節 議會兩院

第四十一條 州議會下院議員選舉權ヲ有シ又ハ取得スル丁年者ハ右權利ノ失ハハナル限リ 聯邦ノ法律ニ依リ聯邦議會兩院議員選舉權ヲ失フコトナシ

第四十二條 上院及下院各議員ハ就任以前ニ總督又ハ總督ニ依リ權限ヲ與ヘラレタル者ノ面前ニ於テ 本憲法附屬表所定ノ形式ニヨリ忠誠ノ誓約又ハ證書ヲ爲シ 且之ニ署名スヘシ

第四十三條 議會兩院ノ何レノ議員モ他院議員トシテ選舉セラレ又ハ他院議員ト

但シ本條ノ規定ニ拘ラス各州州選出議員數ハ少クとも五名タルヘシ

第二十五條 前條ニ關シ若シ州法律ニ依リ或人種全員カ該州議會下院議員選舉資格ヲ缺ク場合ハ 該州在住該人種全員ハ該州又ハ聯邦人口計算ヨリ除カルモノトス

第二十六條 第二十四條ノ規定如何ニ拘ラス第一回選舉ニ於テ各州選出議員數ハ次ノ如シ

ニューサウスウェールズ	二三名	南 澳洲	六名
ビクトリア	二〇名	タスマニア	五名
クイーンズランド	九名		
西澳洲州トナル場合ハ議員數ハ次ノ如シ			
ニューサウスウェールズ	二六名	南 澳洲	七名
ビクトリア	二三名	西 澳洲	五名
クイーンズランド	九名	タスマニア	五名

第二十七條 本憲法ニ紙觸セザル範圍ニ於テ議會ハ下院議員數ヲ増減スル法律ヲ定ムルコトヲ得

第二十八條 各下院ハ同院最初ノ集會ヨリ三年間存續シテ終了シ ソレ以上ヲ許サス 總督ハソレ以前ニ之ヲ解散スルコトヲ得

第二十九條 聯邦議會別段ノ規定ヲ爲ササル限リ州議會ハ下院議員ヲ選出スヘキ州ニ於ケル選舉區及各區選出議員數ヲ決定スル法律ヲ定ムルコトヲ得 選舉區ハ異レル州ノ數區域ヲ以テ構成スルコトヲ得

第三十條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル下院議員選舉資格ハ州ノ法律ニ依リ該州議會ノ下院議員選舉資格ト定メタル所ト同シ 但シ議員選舉ニ於テ選舉人ハ一回ノミ投票ヲナスコトヲ得

註一 議會ハ一九一八—一九三四年聯邦選舉法第三十九條ニ依リ別段ノ規定ヲ爲ス(一九〇二年) 聯邦選舉權法ニ依リ從前ノ規定ハ同時ニ廢止サル

第三十一條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限リ但シ本憲法ニ從ヒ州議會下院議員選舉ニ關スル各州現行法律ハ實行可能ナル限リ州ニ於ケル聯邦下院議員選舉ニ適用セラレヘシ

第三十二條 行政會議ニ於ケル總督ハ下院議員總選舉ノ令狀ヲ發スルコトヲ得

第三十三條 下院ニ空席ヲ生シタルトキハ議長ハ新議員選舉ノ令狀ヲ發スヘシ

議長ノ職ヲ缺カカ又ハ議長聯邦外ニアルトキハ行政會議ニ於ケル總督ハ令狀ヲ發スルコトヲ得

第三十四條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限リ下院議員ノ資格ハ次ノ如シ

(一) 滿二十一年ニシテ 下院議員選舉投票資格ヲ有スル選舉人又ハ選舉人タル資格アルモノタルヲ要シ 且選出當時存在セル聯邦ノ領域内ニ少クとも三年間居住セル者タルヲ要ス

(二) 出生ニヨリ又ハ聯合王國 州ヲナス植民地 聯邦又ハ州ノ法律ニ依リ歸化セル後少クとも五年ヲ經過セル女王ノ臣民タルヲ要ス

第三十五條 下院ハ議事ニ入ルニ先立テ下院議員一名ヲ下院議長ニ選舉スヘシ 議長ノ職缺ケタルトキハ更ニ下院議員一名ヲ議長ニ選舉スヘシ 議長ハ下院ノ投票ニヨリ其ノ職ヲ免セラレ又ハ總督宛文書ニ依リ其ノ職或ハ其ノ議席ヲ辭スルコトヲ得

第三十六條 議長不在中又ハ其ノ以前ニ於テ下院ハ議長不在中ノ職務ヲ遂行スヘキ議員一名ヲ選出スルコトヲ得

第三十七條 議員ハ議長宛又ハ議長缺タルカ成ハ議長聯邦外ニアルトキハ總督宛文書ニ依リ自己ノ地位ヲ辭スルコトヲ得 右ノ場合該地位ハ空席トス

第三十八條 下院議員ハ議會開會中下院ノ許可ナクシテ引續キ二ヶ月以上下院ニ出席セザル場合ハ議席ヲ失フ

第三十九條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限リ 少クとも下院議員總數ノ三分ノ一出席スルニ非サレハ 下院ノ權限行使ノ爲メ議事ヲ開クコトヲ得ス

第四十條 下院ニ於ケル議事ハ議長ヲ除キ多數決ニヨリ決ス 議長ハ賛否同數ナル場合以外投票スルコトヲ得ス 同數ナル場合ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四節 議會兩院

第四十一條 州議會下院議員選舉權ヲ有シ又ハ取得スル丁年者ハ右權利ノ失ハハナル限リ 聯邦ノ法律ニ依リ聯邦議會兩院議員選舉權ヲ失フコトナシ

第四十二條 上院及下院各議員ハ就任以前ニ總督又ハ總督ニ依リ權限ヲ與ヘラレタル者ノ面前ニ於テ 本憲法附屬表所定ノ形式ニヨリ忠誠ノ誓約又ハ證書ヲ爲シ 且之ニ署名スヘシ

第四十三條 議會兩院ノ何レノ議員モ他院議員トシテ選舉セラレ又ハ他院議員ト



シテ出席スルヲ得ス  
第四十四條 次ニ掲タルモノハ上院議員又ハ下院議員トシテ選舉サレ又ハ議員トシテ出席スルヲ得ス

- (一) 外國ニ對シ忠誠 服從又ハ從屬ヲ承認セル者又ハ外國ノ國民又ハ公民タリ或ハ國民若クハ公民タル權利又ハ特權ヲ有スルモノ
- (二) 叛逆罪ニ依リ公權ヲ剝奪セラレシ者又ハ聯邦或ハ州ノ法律ニ依リ一年以上ノ禁錮ニ該當スヘキ犯罪ニヨリ刑ヲ受ケシ者 判決ヲ受ケシ者 審理繼續中ノ者
- (三) 復讐セサル破産者又ハ家資分散者
- (四) 王ノ下ニ利益アル職ヲ有スル者又ハ王ノ定ムル期間聯邦ノ議入ヨリ年金ヲ受タル者
- (五) 聯邦ノ公務ニ關聯スル契約ニヨリ直接間接ノ金銀關係ヲ有スル者 但シ二十五名以上ノ法人會社ノ一員トシテ且他ノ社員ト共同ニ利害關係ヲ有スル場合ヲ除ク

但シ第四項ハ聯邦國務大臣又ハ州大臣ノ職ニアル者及海軍又ハ陸軍將兵トシテ俸給休職給年金ヲ受タル者又ハ聯邦陸海軍武官或ハ部員トシテ俸給ヲ受タル者ニシテ其ノ職務ノ全部力聯邦内ニ在ラサル者ニ適用セス

第四十五條 上院議員又ハ下院議員ハ次項ニ該當スル場合ハ直ニ其ノ地位ヲ失フ  
(一) 前條所定ノ缺格原因ノ一ニ該當スルニ至リタル場合  
(二) 破産又ハ家資分散者ニ關スル法律ニ關シ干渉 和解其ノ他ニヨリ利益ヲ得ル場合  
(三) 聯邦ニ爲セシ職務ニ對シ又ハ個人或ハ州ノ爲ニ議會ニ於テ爲セシ職務ニ對シ直接間接ニ報酬又ハ謝禮ヲ取得シ又ハ取得ニ同意セル場合

第四十六條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り本憲法ニ依リ上院又ハ下院議員トシテ議會ニ出席スルヲ得サル旨宣告セラレタル者ニシテ議會ニ出席シタル場合ハ管轄裁判所ニ出訴セル者ニ對シ各出席日ニ付金一〇〇磅ヲ支拂フ義務ヲ有ス

第四十七條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り上院又ハ下院議員ノ資格又ハ各院ニ於ケル出席ニ關スル問題及各院議員選舉爭議ニ關スル問題ハソレノ住セシ院ニ於テ決セラルヘシ

第四十八條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り上院及下院ノ各議員ハ就任ノ日ヨリ

起算シ四百磅ノ歳費ヲ受ク  
註一 議員歳費ハ一九〇七年ニ六百磅一九二〇年ニ千磅ニ増額サレタルモ大區兩院議長委員長ノ歳費ハ八百磅ニ定ムラレテ財政緊縮法ニヨリ數次ノ減俸行ハレ一九三二年ニ歳費七五〇磅ニ減シタルモ最後ノ減俸ハ一九三八年五月ニ撤廢サレ千磅ニ復舊シ同時ニ議長委員長ノ歳費ヲ千磅ニ増額セ

第四十九條 上院及下院 兩院議員及委員會ノ權限特權及免除ハ議會ノ定ムル所ニ依リ又議會ノ定ムルマテハ聯邦設立當時ニ於ケル聯合王國議會下院 下院議員及委員會ト同シ

第五十條 議會各院ハ次ノ各項ニ關シ規則命令ヲ定ムルコトヲ得  
(一) 各種ノ權限 特權及免除權ヲ行使及維持スル方法  
(二) 各院個別又ハ共同シテ爲ス事務議事ノ處理及規程

第五十一條 議會ハ本憲法ニ從ヒ 聯邦ノ治安公序及善政ノ爲ニ次ノ各項ニ關シ法律ヲ定ムル權限ヲ有ス  
(一) 對外國及各州間ノ貿易及商業  
(二) 課税 但シ各州間及各州ノ地方間ヲ差別スルヲ許サス  
(三) 物品ノ生産及輸出ニ對スル獎勵金 但シ右獎勵金ハ聯邦ヲ通シテ均一ナルヘシ

(四) 聯邦公債ノ發行  
(五) 郵便 電信 電話其他之ニ關スル事業  
(六) 聯邦及數州海陸防備及聯邦法律ノ執行維持ノ爲ノ國家權力ノ管理  
(七) 監獄 燈臺船 信號所及浮標  
(八) 天文臺及氣象臺  
(九) 檢疫所  
(十) 領海外ノ濠洲水域ニ於ケル漁業  
(十一) 關稅調查及統計  
(十二) 通貨 總貨及法貨  
(十三) 州營以外ノ銀行業 州城外ニ五州銀行 銀行合併及紙幣ノ發行  
(十四) 州營以外ノ保險 州城外ニ五州保險業

第五十二條 議會ハ本憲法ニ從ヒ 聯邦ノ治安公序及善政ノ爲ニ次ノ各項ニ關シ法律ヲ定ムル權限ヲ有ス  
(一) 聯邦政府ノ所在地及公的諸目的ノ爲ニ聯邦ノ有スル一切ノ場所  
(二) 本憲法ニ依リ聯邦行政部ニ監督權ヲ移管セル公務各部ニ關スル事項  
(三) 本憲法ニ依リ議會ノ對對的權限ニ關シト宣明セラレタル事項

第五十三條 議入又ハ金銀ヲ充當シ或ハ課税ヲ爲ス法律案ハ上院ニ於テ發議スルコトヲ得ス 但シ罰金又ハ其ノ他ノ科料ノ課税若クハ充當シ又ハ許可料及該法律案ニ依リ役務ニ對スル手数料ノ請求 支拂又ハ充當ニ關スル條項ヲ含ムノ故ノミニ依リ該法律案ヲ議入又ハ金銀ヲ充當シ又ハ課税ヲ爲スモノト看做スコトヲ得ス

上院ハ課税法律案又ハ政府ノ通常年度事務ノ爲ニ議入又ハ金銀ヲ充當スル法律案ヲ修正スルヲ得ス  
上院ハ人民ニ對シ課税セラルヘキ課税又ハ負擔金ヲ増額センカ爲ノ法律案ヲ修正スルヲ得ス  
上院ハ何時ニテモ其ノ修正權ヲ有セサル法律案ヲ下院ニ返附シ 書面ニヨリ右法律案中ノ箇條 項目ノ削除 修正ヲ要求スルコトヲ得 此ノ場合下院ハ適當ト思考スル場合ハ變更ヲ加ヘ又ハ加ヘスシテ右刪除修正ヲナスコトヲ得  
本條規定ノ場合ヲ除キ上院ハ凡テノ法律案ニ關シ下院ト同等ノ權限ヲ有ス

第五十四條 政府ノ通常年度事務ノ爲ノ議入又ハ金銀充當法律案ハ斯ル金銀充當ノミニ關スルモノトス  
第五十五條 課税法律ハ課税ノミニ關スルモノタルヘク 右法律中他ノ事項ニ關スル條項ハ無効トス  
課税法律ハ關稅法及消費稅法ヲ除キ課税ナル一事項ノミヲ取扱フモノトス 但シ關稅法ハ關稅ノミヲ取扱フヘク 消費稅法ハ消費稅ノミヲ取扱フモノトス

第五十六條 議入又ハ金銀ノ充當ニ關スル投票 決議又ハ法律案ハ同會期中ニ充當ノ目的カ該案提出議院ニ對スル總督ノ教書ニヨリ推戴セラルルニ非サレハ可決スルコトヲ得ス  
第五十七條 下院法律案ヲ可決シ 上院該法律案ヲ否決シ 又ハ可決セス 又ハ下院ノ同意セサル修正ヲ爲シテ可決シ 且三月ノ後下院再ヒ同會期又ハ次同會期ニ於テ 上院ノ爲シタル提案 又ハ同意セル 修正ヲ認容シ 又ハ認容セ

- (十五) 度量衡
- (十六) 爲替手形及約束手形
- (十七) 破産及家資分散
- (十八) 著作權 發明意匠特許權及商標
- (十九) 歸化及外國人
- (二十) 外國法人及聯邦地域内ニ於ケル商業及金融法人
- (二十一) 婚姻
- (二十二) 離婚 婚姻訴訟及ソレニ關スル親權 未成年者ノ保護後見 廢疾及養老年金
- (二十三) 聯邦ヲ通シテ州裁判所ノ民事及刑事訴訟及判決ノ事務及執行
- (二十四) 聯邦ヲ通シテ州法律 條令公式記録及州訴訟手續等ノ認定
- (二十五) 特別法ノ必要ヲ認メラレタル各州原住人種以外ノ人種ニ屬スル人民 移入民及移出民
- (二十六) 犯罪人ノ入國
- (二十七) 外政
- (二十八) 聯邦ノ太平洋諸島トノ關係
- (二十九) 議會カ有スル立法ノ權限内ニ於ケル凡テノ目的ノ爲ニ州又ハ個人ヨリノ公正ナル條件ニ依リ財產ノ取得
- (三十) 聯邦陸海軍用輸送ノ爲ノ鐵道管理
- (三十一) 聯邦州間ノ契約ニ基キ州ノ同意ヲ得タル州有鐵道ノ取得
- (三十二) 州ノ地域ヲ超エタル產業爭議ノ防止及解決ノ爲ノ調停及仲裁
- (三十三) 議會カ別段ノ規定ヲ爲スマテ本憲法ノ規定スル事項
- (三十四) 一州若クハ數州ノ議會ニヨリ聯邦議會ニ委託セラレタル事項 但シ該法律ハ該事項ヲ聯邦議會ニ委託シタル州又ハ後ニ該法律ヲ採用セシ州ノミニ適用セラルヘシ
- (三十五) 本憲法制定當時ニ於テ 聯合王國議會又ハ濠洲聯邦會議ニ依リテノミ行使サレ得ル權限ノ ソレト直接關係アル凡テノ州議會ノ請求又ハ同意ニ依リ聯邦内ニ於ケル施行
- (三十六) 本憲法ニ依リ與ヘラレタル議會又ハ議會各院又ハ聯邦政府又ハ聯邦裁判所又ハ聯邦各省又ハ其ノ官吏ノ權限行使ニ附隨スル事項



スシテ該法律案ヲ可決シ 而シテ上院該法律案ヲ否決シ 又ハ可決セス 又ハ  
下院ノ同意セサル修正ヲ爲シテ該法律案ヲ可決セル場合ハ 總督ハ上院及下院  
ヲ同時ニ解散セシムルコトヲ得 但シ時ノ經過ニヨリ六ヶ月以内ニ下院滿期ト  
ナルトキハ解散セシムルコトヲ得ス  
右解散ノ後下院再ヒ上院ノ爲セル 提案セル又ハ同意セル修正ヲ爲シ又ハ爲サ  
スシテ該法律案ヲ可決シ 上院該法律案ヲ否決シ 又ハ可決セス 又ハ下院ノ  
同意セサル修正ヲ爲シテ該法律案ヲ可決セル場合ハ 總督ハ上院及下院議員ヨ  
リ成ル協議會ヲ召集スルコトヲ得  
協議會ニ出席セル議員ハ 最後ニ下院ノ提出セル法律案及修正ノ行ハレタル場  
合ハ一院カ爲シ 他院ノ同意セザリシ修正ニ付合同シテ審議シ得ヘタ 且合同  
シテ議決スヘシ 上院及下院ノ議員總數ノ絕對多數ニ依リ承認セラレタル修正  
ハ可決セラレタルモノトシ 法律案ニシテ若シ修正アルトキハ前述ノ如ク可決サ  
レタル修正ヲ付シ 上院及下院ノ議員總數ノ絕對多數ニ依リ可決セラレタルトキ  
ハ 議會ノ兩院ニ依リ正當ニ可決セラレタルモノト看做シ女王ノ裁可ヲ得ヘタ  
總督ニ回付スヘシ  
第五十八條 議會兩院ノ可決セル法律案ハ女王ノ裁可ヲ得ヘタ總督ニ回付セラレ  
タルトキハ 總督ハ自己ノ判斷ニ依リ 但シ本憲法ニ從ヒ女王ノ名ニ於テ同意  
シ又ハ同意ヲ留保シ 又ハ女王ノ裁斷ニ委ヌヘキ旨ヲ宣言スヘシ  
總督ハ前項ニ依リ 回付セラレタル法律案ヲ提案セル院ニ返附シ 且該法律案  
ト共ニ總督ノ推薦スル修正案ヲ送付シ兩院ハ右修正ヲ審議スルコトヲ得  
第五十九條 女王ハ總督ノ同意セル法律案ヲ其ノ同意ヨリ一年以内ニ否認スルコ  
トヲ得 總督カ議會ノ各院ニ對スル演說又ハ教督ニ依リ斯ル否認ヲ告知スルヤ  
該法律案ハ否認ノ告知セラレシ日ヨリ其ノ效力ヲ失フ  
第六十條 女王ノ裁斷ニ委ヌラレタル法律案ハ 女王ノ裁可ヲ受ヘタ總督ニ回付  
セラレシ日ヨリ二年以内ニ 總督 議會ノ各院ニ對スル演說又ハ教督ニ依リ又  
ハ布告ニ依リ該法律案カ女王ノ裁可ヲ得タル旨告知セラレハ 且告知セザル内  
ハ如何ナル效力ヲモ有スルコトナシ

第二章 行政 部

第六十二條 聯邦ノ行政權ハ女王ニ附與セラレ 女王ノ代表トシテ總督ニ行儀

シ 本憲法及聯邦ノ法律ノ執行維持ニ及フ  
第六十二條 聯邦ノ政治ニ付總督ニ進言スヘキ聯邦行政會議ヲ設ケ 會議員ハ總  
督之ヲ選出シ且召集シ 行政會議員トシテ任命セラレ 總督ノ定ムル期間其ノ  
職ヲ保ツ  
第六十三條 行政會議ニ於ケル總督ニ關スル本憲法ノ條項ハ聯邦行政會議ノ進言  
ヲ得テ行動スル總督ニ關スルモノト解スヘシ  
第六十四條 總督ハ行政會議ニ於ケル總督ノ設ケ得ル各名ヲ管理スヘキ官吏ヲ任  
命スルコトヲ得  
右官吏ノ任期ハ總督ノ定ムル所ニ依ル 同官吏ハ聯邦行政會議員及聯邦國務大  
臣タルヘシ  
第一回總選舉後 國務大臣ハ上院議員又ハ下院議員タルニ非サレハ三月以上  
其ノ職ヲ保ツヲ得ス  
第六十五條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り國務大臣ハ總數七名ヲ超ユルヲ得ス  
且議會ノ規定シ又ハ該規定ヲ缺ク場合ハ總督ノ命スル職ニ就クヘシ(註)  
第六十六條 議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り年額一萬二千磅ヲ超ニサル額ヲ  
國務大臣ノ俸給トシテ聯邦ノ固定歳入基金ヨリ女王ニ支拂フヘシ(註)  
註 國務大臣ハ一九一五年八月 一九一七年九月 一九三五年十月 一九三  
八年十一月ニ増員サル 増員セラレタル各國務大臣ノ爲ニ國務大臣俸給年  
支出額ニ一六五〇磅追加セラレ一九二〇年議會歳費法ハ八年八百磅ノ歳費  
ヲ各國務大臣ニ支給ス 財政緊急法ニ依リ減俸ハ一九三二年其ノ極ニ達  
シ 國務大臣俸給三割 議員トシテノ歳費二割五分減セラレ一九三八年  
モ 減俸ハ漸次増進セラレ一九三八年議會俸給調整法ニ依リ一九三八年  
五月最後ノ歳費ヲ見タリ 本法ハ總理大臣ニ對シ加俸年額千五百磅ヲ支  
給スル規定ヲ有シ 又大臣ニ對スル議會歳費ヲ年八百磅ヨリ千磅ニ増額  
ス

第六十七條

議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り 聯邦政府全官吏ノ任免權ハ行政會

郵便 電信 電話 燈臺 燈臺船 航路標識 浮標 檢疫所  
第七十條 本憲法ニ依リ聯邦行政部ニ移管セラルル事項ニ關シ 聯邦設立當時權  
民地知事又ハ其ノ行政會議ノ進言ヲ受タル植民地知事又ハ植民地ノ他ノ官吏ニ  
附與セラレタル一切ノ權限職權ハ必要ニ應ヒ總督又ハ行政會議ニ於ケル總督又  
ハ聯邦ニテ同様ノ權限ヲ行使スル官吏ニ附與セラレヘシ

第三章 司法 部

第七十一條 聯邦司法權ハ濠洲大審院ト稱スル聯邦最高裁判所及議會ノ設立スル  
其ノ他ノ聯邦裁判所及議會カ聯邦裁判權ヲ附與スル其ノ他ノ裁判所之ヲ行使ス  
大審院ハ院長一名及議會ノ規定スル二名以上ノ裁判官ヲ以テ組織ス  
第七十二條 大審院及議會ノ設置セル其ノ他ノ裁判所ノ判事ハ  
(一) 行政會議ニ於ケル總督之ヲ任命ス  
(二) 議會兩院カ同會期中ニ於テ確證セラレタル不行狀又ハ不適任ヲ理由トシ  
テ解任ヲ要求シ行政會議ニ於ケル總督解任スルニ非サレハ其ノ職ヲ免セ  
ラルコトナシ  
(三) 議會ノ定ムル報酬ヲ受テ 但シ在職中減額セララルコトナシ  
第七十三條 大審院ハ 議會ノ定ムル例外ノ場合ヲ除キ 又其ノ定ムル規定ニ從  
ヒ 次ノ各項ノ審ノ下ス凡テノ裁判 決定 命令 判決ニ對シテ控訴ヲ審理シ  
判決スル裁判權ヲ有ス  
(一) 大審院ノ第一審裁判權ヲ行使スル裁判官  
(二) 他ノ聯邦裁判所又ハ聯邦裁判權ヲ行使スル裁判所 又ハ州最高裁判所又  
ハ聯邦設立當時ニ審判權ニ於ケル女王ニ控訴シ得ル他ノ州裁判所  
(三) 各州委員會 但シ法律上ノ問題ノミニ關ス  
且大審院ノ判決ハ右ノ場合ニ於テハ凡テ最終且終局的ノモノトス  
但シ議會ノ定ムル如何ナル例外又ハ規定モ聯邦設立當時州最高裁判所ヨリ審判  
院ニ於ケル女王ニ對シ控訴シ得ル事項ニ關シ 大審院ノ州最高裁判所ヨリ控  
訴ヲ審理シ判決スルヲ妨タルヲ得ス  
議會別段ノ規定ヲ爲ササル限り州最高裁判所ヨリ審判權ニ於ケル女王ニ對シ爲

サレル控訴ニ關スル條件及制限ハ之ヲ州最高裁判所ヨリ大審院ヘノ控訴ニ適用  
スヘシ  
第七十四條 聯邦ノ憲法上ノ權限及一州又ハ數州ノ憲法上ノ權限 相互間ノ限界  
又ハ 二又ハ其以上ノ數州ノ憲法上ノ權限 相互間ノ限界ニ關スル問題ハ起因  
ノ如何ヲ問ハス右ニ對スル大審院ノ判決ニ付審判權ニ於ケル女王ニ控訴スルヲ  
得ス 但シ該問題ハ審判權ニ於ケル女王ニ依リ決セラレヘキモノナル大審院  
認證セル場合ハ此ノ限りニ非ス  
大審院ハ 特別ノ理由ニヨリ認證書ノ與ヘラルヘキコトヲ確證セル場合ニハ  
前項但書ニ從ヒ認證スルコトヲ得 此ノ場合ハ審判權ニ於ケル女王ヨリ更ニ許  
可ヲ受タルコトナクテ該問題ニ關シテ審判權ニ於ケル女王ニ控訴スルコトヲ  
得 本條規定ノ場合ヲ除キ本憲法ハ大審院ヨリ審判權ニ於ケル女王ヘノ控訴ニ  
對シ特別ノ許可ヲ與フル女王ノ大權ニ依リ 女王ノ行使スル如何ナル權利ヲモ  
侵スコトナシ 議會ハ該許可ヲ求メ得ル事項ヲ制限セル法律ヲ定ムルヲ得ルモ  
右制限ヲ含ム法律案ハ女王ノ裁可ヲ得ル爲ニ總督之ヲ留保スベシ  
第七十五條 次ノ各項ニ關シ大審院ハ第一審裁判權ヲ有ス  
(一) 條約ニ依リ生スル事項  
(二) 外國ノ領事又ハ其ノ他ノ代表ニ關スル事項  
(三) 聯邦又ハ聯邦ヲ代表シテ原告又ハ被告タル個人カ當事者タル事項  
(四) 州間又ハ異州州ノ住民間又ハ州ト他州ト住民間ノ事項  
(五) 聯邦官吏ニ對シ其ノ拘束命令狀又ハ支拂禁止ノ命令狀又ハ禁止命令ノ請求  
セラレタル事項  
第七十六條 議會ハ次ノ各項ニ關シ大審院ニ第一審裁判權ヲ與フル法律ヲ定ムル  
コトヲ得  
(一) 本憲法ニ依リ生スル事項又ハ其ノ解釋ヲ含ム事項  
(二) 議會ノ定ムル法律ニ依リ生スル事項  
(三) 海軍裁判所及海軍審判權ニ關スル事項  
(四) 異州州ノ法律ニ依リ主張セラレタル同一事項ニ關スル事項  
第七十七條 前二條記載事項ニ關シ議會ハ次ノ各項ニ關スル法律ヲ定ムルコトヲ  
得  
(一) 大審院以外ノ聯邦裁判所ノ裁判權ヲ限定セル法律  
(二) 聯邦裁判所ノ裁判權カ州裁判所ニ屬シ又ハ州裁判所ニ附與サレシ裁判權



ヲ排除スル程度ヲ規定セル法律

(三) 州裁判所ニ對シテ聯邦裁判官ニ對シテハ州ニ對シテ訴訟ヲ提起スル權利ヲ與フル法律ヲ定ムルコトヲ得

第四章 財政及貿易

第八十一條 聯邦政府ノ徵收シ又ハ收納セル一切ノ收入又ハ金銀ハ之ヲ一固定歲入基金トシ本憲法ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ課スル責任及義務ニ從ヒ聯邦ノ爲ニ充當ス

第八十二條 固定歲入基金ノ集金管理 收納ニ要スル經費支出ハ該基金ノ第一支出トシ聯邦ノ歳入ハ第一ニ聯邦ノ支出ノ支拂ニ充當ス

第八十三條 法律ニ依リ歳入充當以外ニ聯邦國庫ヨリ金錢ヲ支拂スルヲ得

第八十四條 州行政官ノ聯邦ニ移管セラレタルキハ 省全官更ハ聯邦政府ノ管理ニ服ス

聯邦ノ職務ニ止マラサル官吏ハ州ヨリ其ノ職務ノ廢止ニ際シ州ノ法律ニ依リ支拂ハルヘキ年金 賜金其他ノ報酬ヲ受テヘキ權利ヲ有ス 但シ州行政官ニ於テ同等ノ俸給ヲ受タル他ノ職ニ任セラレタル場合ハ此ノ限リニ非ス

第九十一條 本憲法ノ如何ナル規定モ州ノ爲ス金銀其他ノ金屬採掘ニ對シテ補助金又ハ獎勵金附與又ハ聯邦議會兩院ノ決議ニ依リ同意ヲ得タル物品生産又ハ輸出入ニ對シテ補助金又ハ獎勵金ノ附與ヲ禁ズルコトナシ

第九十二條 統一關稅賦課セラレタル場合ハ各州間ノ貿易商業及交通ハ陸上車馬又ハ海上船舶ノ何レニ依ルヲ問ハズ絕對ニ自由ナルヘシ

第九十三條 統一關稅賦課後五年間及其後議會カ別段ノ規定ヲ定ムルマテ

(一) 一州ニ輸入セラレ後消費ノ爲他州ニ移送セラレタル物品ニ課スヘキ關稅及一州ニ生産又ハ製作セラレ後消費ノ爲他州ニ移送セラレタル物品ニ對シテ課稅ハ前者ニテハナク後者ニテ徵收セラレタルモノト看做ス

(二) 前項ノ規定ニ從ヒ 聯邦ハ統一關稅賦課以前ニ付規定セル如ク州ニ對シテ收入ヲ貸方トシ支出ヲ借方トシ差引キ殘額ヲ支拂フヘシ

第九十四條 統一關稅賦課ヨリ五年後 議會ハ公正認ムル所ニ從ヒ州ニ對シテ聯邦ノ全剩餘收入ノ月賦支拂ヲ規定スルコトヲ得

第九十五條 本憲法ノ規定如何ニ拘ラス 西瀋洲議會ハ同州カ原州タル場合統一關稅賦課後最初ノ五年間該州ニ移送サレ 且本來聯邦地域外ヨリ輸入セラレタル物品ニ對シテ關稅ヲ課スルコトヲ得 且右關稅ハ聯邦ニテ徵收ス

シメタル官吏ハ聯邦ニ移管セラレタル省ニ屬シ聯邦ノ職務ニ服セル官吏ト同一ノ權利ヲ有ス

第八十五條 州行政官ノ聯邦ニ移管セラレシトキハ (一) 該省ノ專用ニ供セシ州ノ全財產ハ如何ナル種類タルヲ問ハズ聯邦ノ所有ニ歸屬ス 但シ關稅消費稅及獎勵金ヲ取扱フ省ニアリテハ行政會議ニ於ケル總督カ必要ト宣言スル期間ノミトス

(二) 聯邦ハ該省ノ專用ニハ非サルモ 其ノ使用ニ供セシ州ノ財產ノ凡テヲ取得スルヲ得 該財產ノ價格ハ成ルヘク公用ニ供セシ土地又ハ土地ノ利益ノ價格カ聯邦設立當時ノ州法律ニ依リ確定セラレタルト同一ノ方法ニ依リテ之ヲ確定ス 但シ別段ノ協定ニ達シ得タルトキハ此ノ限リニ非ス

(三) 聯邦ハ本條ニ依リ聯邦ノ所有ニ歸スル一切ノ財產ノ價格ヲ州ニ補償スヘシ 補償方法ニ關シテ何等ノ協定ニ達シ得サルトキハ右方法ハ議會ノ定ムル法律ニ依リ之ヲ定ム

(四) 聯邦ハ移管セラレシ省ニ關シ州ノ負債ヲ當時ノ義務ヲ移管ノ日ニ引續クヘシ

第八十六條 聯邦設立ト共ニ關稅 消費稅徵收 管理及獎勵金支拂管理ハ聯邦政府ニ移管ス

第八十七條 聯邦設立後十年間及其後 議會カ別段ノ規定ヲ定ムルマテ 關稅及消費稅ヨリ得ラルル聯邦純歳入ノ四分ノ一ヨリ多カラサル額ヲ毎年聯邦ノ支出ニ充テヘシ差引殘額ハ之ヲ本憲法ニ從ヒ州ニ支拂フカ又ハ聯邦引當ノ州債務ノ利子支拂ニ充テヘシ

第八十八條 聯邦設立後二年以内ニ統一關稅ヲ課スヘシ

第八十九條 統一關稅ノ賦課ナルマテハ (一) 聯邦ハ州内ニ於テ聯邦ノ徵收セル歳入ヲ州ニ對シテ貸方トス

(二) 聯邦ハ州ヨリ各日所定ノ費用ヲ州ニ對シテ借方トス

(三) 州ヨリ聯邦ニ移管セラレシ省ニ對シテ移管當時ノ現狀ニ於テ維持及繼續スルカ爲メニ聯邦カ該州ニ於テ支拂フ支出

(四) 聯邦ノ其他ノ支出ニ於テ其ノ人口數ニ比例シテ州ノ負債ヲヘキ引受額

(五) 聯邦ハ毎月若シ州ニ支拂フヘキ殘額アレハ之ヲ州ニ支拂フヘシ

第九十條 統一關稅ノ賦課セラレタル場合ハ 議會ノ關稅及消費稅ノ賦課及物品ノ生産又ハ輸出入獎勵金附與ノ權限ハ絕對ノ權限タルヘシ

第九十六條 聯邦設立後十年間及其後議會カ別段ノ規定ヲ定ムルマテ議會ハ適當スル期間及條件ニテ州ニ對シテ財政的援助ヲナスコトヲ得

第九十七條 州トナリタル又ハ州トナルヘキ領地ニ於テ州民地政府ノ爲メ歳入受領及金銀支出及右受領支出ノ檢查監督ニ關スル該領地ノ法律ハ州ニ於ケル聯邦ノ爲メ歳入受領及金銀支出ニ適用サレ領地又ハ領地政府又ハ其ノ官吏ヲ記載アルトキハ右ハ聯邦政府又ハ其ノ官吏カ記載セラレタルモノト看做スヘシ 但シ議會別段ノ規定ヲ設ケタルトキハ此ノ限リニ非ス

第九十八條 貿易 商業ニ關シ法律ヲ定ムル議會ノ權限ハ航海 海運及州財產タル鐵道ニ及フ

第九十九條 聯邦ハ貿易 商業又ハ收入ニ關スル如何ナル法律又ハ規則ニ依ルモノ一州又ハ其ノ一部ニ對シ他州又ハ其ノ一部ニ對スル以上ニ優先ヲ認ムルコトヲ得

第一百條 聯邦ハ貿易又ハ商業ニ關スル如何ナル法律又ハ規則ニ依ルモノ州住民ノ貯水又ハ灌溉ノ爲ニ河水ヲ適當ニ使用スル權利ヲ侵奪スルヲ得

第一百一條 貿易及商業ニ關スル本憲法條項及右條項ニ基キ規定サル一切ノ法律ノ聯邦内ニ於ケル執行及維持ノ爲ニ議會ノ必要ト認ムル議決及管理權ヲ有スル各州委員會ヲ設ケヘシ

第一百二條 鐵道ニ關シ州又ハ州ノ下ニアル官廳ノ爲メ優先又ハ差別カ他ノ州ニ對シ不當且不合理又ハ不正ナル場合ハ議會ハ貿易又ハ商業ニ關スル法律ニ依リ之ヲ禁ズルコトヲ得 其ノ場合鐵道ノ建設及維持ニ關シ州ノ議會カ財政的負擔ニ對シテハ適當ナル考慮ヲ拂フヘシ 但シ如何ナル優先又ハ差別モ本條ノ意味ニ於テ各州委員會ノ議決ナキ限り他ノ州ニ對シ不當且不合理又ハ不正ト認メラルルコトナシ

第一百三條 各州委員會委員ハ (一) 行政會議ニ於ケル總督之ヲ任命ス

(二) 任期ヲ七年トス 但シ右期間中 議會兩院カ同會期中ニ於テ議決セラレタル不行狀又ハ不適任ノ理由トシテ解任ヲ要求スルトキハ行政會議ニ於ケル總督之ヲ解任スルコトヲ得

(三) 議會ノ定ムル報酬ヲ受テ 但シ右報酬ハ在職中減額セラレルコトナシ



第四百四條 本憲法ノ如何ナル規定キ州財產タル鐵道ニ依ル物品輸送ノ運賃ヲ違法トスルコトナシ 但シ各州委員會ガ該運賃ヲ右州地域ノ發展ノ爲必要ト認め且該運賃カ該州内ノ物品及他州ヨリ該州ヘ輸送セラルル物品ニ對シ平等ニ適用セラルル場合ニ限ル

第四百五條 議會ハ州ヨリ其ノ(聯邦設立當時ノ)公的債務又ハ最近聯邦統計ニ依ル各人口數ニ應ジタル右ノ債務ノ一部ヲ引受タルコトヲ得 且右債務又ハ其ノ一部ヲ借替更新又ハ整理スルコトヲ得 州ハ聯邦引受債務ニ關シ聯邦ニ補償ヲナシ 以後債務ニ關シ支拂フヘキ利子ハ聯邦ノ剩餘收入ノ州ニ支拂ハルヘキ部分ヨリ控除留保スヘシ 若シ右剩餘ノ不充分ナルカ又ハ剩餘ナキ場合ハ不足額又ハ全額ハ州之ヲ支拂フヘシ

註 一九〇九年憲法改正(州債務)第二條ヨリ括弧内字句ハ削除セララル

第四百五條ノ一(一) 聯邦ハ州ノ公債ニ關シ州ト次ノ各日ヲ含ム協定ヲ締結スルコトヲ得

(a) 該債務ノ聯邦ニ依ル引受

(b) 該債務ノ整理

(c) 該債務ニ關スル利子ノ支拂及減價償還基金ノ設置及管理

(d) 該債務ノ整理 更新 借替及銷却

(e) 聯邦引受債務ニ對スル州ノ聯邦ヘノ補償

(f) 州又ハ聯邦ノ借入又ハ州ノ爲ニ聯邦ノ爲ス借入

(g) 議會ハ本條施行前ニナサレタル前記協定ヲ確認スル法律ヲ定ムルヲ得

(h) 議會ハ協定當事者ノ前記協定實行ニ關スル法律ヲ定ムルヲ得

(i) 前記協定ハ其ノ當事者之ヲ變更シ又ハ廢止スルヲ得

(j) 前記協定及其ノ變更ハ凡テ本憲法又ハ州憲法 聯邦又ハ州議會ノ定メタル法律ノ規定ニ拘ラス其ノ當事者タル聯邦及州ニ對シ效力ヲ有ス

(k) 本條ニ依リ與ヘラレタル權限ハ本憲法第五百五條ノ規定ニ依リ何等制限セラルモノト解スヘカラス

註 一九二八年憲法改正(州債務)第二條ニ依リ憲法ハ本條ノ挿入ニヨリ改正セラル

第五章 州

第四百十七條 如何ナル州ニ居住スル女王ノ臣民モ 他ノ州ニ於テ 若シ右他州ニ居住スル女王ノ臣民ナル場合ニハ同様ニ適用セラレサル資格又ハ差別ヲ受タルコトナシ

第四百十八條 聯邦ヲ通シテ 各州ノ法律 公共ニ關スル法令及記録 裁判記録ニ對シ 完全ナル信用ト信頼ヲ與ヘラルヘシ

第四百十九條 聯邦ハ各州ヲ外敵ノ侵入ニ對シ及州行政部ノ請求ニヨリ内亂ニ對シ防禦スヘシ

第四百二十條 各州ハ聯邦ノ法律違反ノ犯罪ノ爲告訴セラレ又ハ有罪判決ヲ受ケシ者ヲ其ノ刑務所ニ拘留シ 且該犯罪ノ爲有罪判決ヲ受ケシ者ヲ處罰スル規定ヲ定ムヘシ 聯邦議會ハ右條項ヲ有效ナラシムル法律ヲ定ムルヲ得

第六章 新州

第四百二十一條 議會ハ新州ノ聯邦ヘノ參加ヲ承認シ又ハ新州ヲ設立シ 且右承認又ハ設立ニ際シ議會ノ適當トスル條件ヲ定メ若クハ附スルヲ得 右條件ニハ議會兩院ニ於ケル代表ノ限度ニ關スル條件ヲ含ム

第四百二十二條 議會ハ州ヨリ聯邦ニ讓渡セラレ 且聯邦ノ受領セル地域又ハ女王ニ依リ聯邦ノ權限ノ下ニ置カレ 且聯邦ノ受領セル地域又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ聯邦ノ獲得セル地域ノ統治ニ關スル法律ヲ定ムルヲ得 且議會ノ適當トスル限度及條件ニ於テ議會兩院ニ於ケル該地域ノ代表ヲ認ムルコトヲ得

第四百二十三條 聯邦議會ハ州議會ノ同意及本問題ニ對シ投票ヲナス州選舉人ノ過半数ノ承認ヲ得テ州ノ境界ヲ協定條件ニ基キ増減又ハ變更スルヲ得 且同様ノ同意ヲ得テ地域ノ増減又ハ變更カ關係州ニ及ボス效果及作用ニ關スル規定ヲ定ムルコトヲ得

第四百二十四條 新州ハ州ヨリ地域ヲ分離シ設立スルコトヲ得 但シ該州議會ノ同意ヲ得ル場合ニノミ限ル 新州ハ二又ハソレ以上ノ諸州又ハ州ノ諸地方ノ結合ニ依リ設立サルコトヲ得 但シ關係州議會ノ同意ヲ得ル場合ノミニ限ラル

第七章 補則

第四百二十五條 聯邦政府所在地ハ議會之ヲ決定シ且聯邦ニ讓渡サレ又ハ聯邦ノ取

第四百六條 聯邦各州憲法ハ本憲法ニ從ヒ 聯邦設立當時ト同シク又ハ州カ承認サレ又ハ設立サレタル當時ト同シク其ノ條ニ存續ス 但シ州憲法ニ依リ改正セララル場合ハ此ノ限ニ非ス

第四百七條 州トナリタル又ハ州トナルヘキ殖民地議會ノ一切ノ權限ハ 場合ニ應ジ聯邦設立當時ト同シク又ハ州ノ承認又ハ設立當時ト同シク存續ス 但シ右權限カ本憲法ニ依リ對地的ニ聯邦議會ニ附與セラレ又ハ州議會ヨリ取消サレタル場合ハ此ノ限ニ非ス

第四百八條 州トナリタル又ハ州トナルベキ殖民地ニ施行中ノ一切ノ法律ニシテ聯邦議會ノ權限ニ屬スル事項ニ關スルモノハ 本憲法ニ從ヒ 該州ニ於テ效力ヲ繼續ス 州議會ハ殖民地州トナル以前ニ殖民地議會ノ有シタル所ニ從ヒ該法律改正及廢棄ノ權限ヲ有ス 但シ聯邦議會カ右ニ關シ規定セル場合ハ此ノ限ニ非ス

第四百九條 州ノ法律カ聯邦ノ法律ト抵觸スルトキハ聯邦ノ法律ハ有效ニシテ州法律ハ其ノ抵觸スル限度ニ於テ無効トス

第四百十條 本憲法ノ州知事ニ關スル條項ハ之ヲ州ノ現任知事又ハ州政府ノ其ノ他ノ行政官又ハ行政長官ニ適用ス

第四百十一條 州議會ハ州ノ一部ヲ聯邦ニ讓渡スルヲ得 右讓渡ヲ爲シ且聯邦之ヲ受領シタルトキハ州ノ該部分ハ聯邦ノ絕對的管轄權ニ服ス

第四百十二條 統一關稅ノ賦課後 州ハ輸出入品ニ對シ又ハ州移出入品ニ對シ 州ノ檢査法施行ニ必要ナル稅ヲ課スルヲ得 但シ右稅額ノ總額ハ聯邦ノ爲ニ使用スヘシ 且檢査法ハ聯邦議會之ヲ廢止スルヲ得

第四百十三條 酒 酒賣 販賣貯蔵ノ爲ニ移ラセラルヘキ州ニアル一切ノ釀造 蒸溜 其ノ他全酒類ハ該州ニテ產出セラレタモノトシテ該州ノ法律ニ從フ

第四百十四條 聯邦議會ノ同意ナクシテ 州ハ海軍又ハ陸軍ヲ編制維持シ 又ハ聯邦所屬ノ一切ノ財產ニ如何ナル稅ヲモ課課スルヲ得ス 又聯邦ハ州所屬ノ一切ノ權利ノ財產ニ如何ナル稅ヲモ課課スルヲ得ス

第四百十五條 州ハ貨幣ヲ製造シ又ハ金銀貨以外ノ貨幣ヲ以テ債務支拂ヒニ於ケル法貨トナスルヲ得ス

第四百十六條 聯邦ハ宗教ヲ設立シ 宗教的儀式ヲ課シ 又ハ宗教ノ自由ヲ禁スル法律ヲ制定スルヲ得ス 聯邦ニ於ケル官職又ハ委託公務ノ資格トシテ宗教上ノ試問ヲ課スルヲ得ス

得セル地域内ニ定ムヘキ 聯邦ニ屬シ「ニユーナウスウエールズ」州ニ在リテ「シドニー」ヨリ一〇〇哩以上ノ距離ノ地域内ニ定ムヘシ 該地域ハ一〇〇〇平方哩ヨリ少カラサル面積ヲ有シ且該地域ノ官有地ヨリ或レ部分ハ無償ニテ聯邦ニ讓渡セララルヘシ 議會ハ政府所在地ニ開カルルマテ之ヲ「メルボルン」ニ置ク

第四百二十六條 女王ハ總督ニ對シ聯邦内任意ノ地域ニ於テ總督代理者タルヘキ且右資格ニ於テ總督カ女王ノ表示セル權限又ハ與ヘタル命令ニ從ヒ該代理者ニ附與スヘキ總督ノ權限及職務ヲ總督ノ命スル期間行使スヘキ者一名乃至數名ヲ共同シテ又ハ別個ニ任命スル權限ヲ與フルコトヲ得 但シ右代理者ノ任命ハ總督自身ニ依ル一切ノ權限職務ノ行使ニ影響セス

第四百二十七條 聯邦 州又ハ聯邦ノ他ノ地方ノ人口計算ニハ原住民ヲ含マス

第八章 憲法改正

第四百二十八條 本憲法ハ次ノ方法ニ依ルニ非サレハ改正スルコトヲ得ス 本憲法ノ改正法律案ハ議會兩院ノ絕對多數ヲ以テ可決セラルルヲ要シ 且兩院通過後二ヶ月以後六ヶ月以内ニ該法律案ハ各州ニ於テ下院議員選舉資格者ニ提示スルコトヲ要ス

但シ若シ一院該法律案ヲ絕對多數ヲ以テ可決シ他院否決シ又ハ可決スルコトヲナク又ハ一院ノ同意セサル修正ヲ附シテ可決シ 且若シ三ヶ月後一院同意期又ハ次ノ會期ニ於テ他院ノ爲セル又ハ同意セル修正ヲ附シテ又ハ附セスシテ該法律案ヲ絕對多數ヲ以テ可決シ 且他院該法律案ヲ否決シ又ハ可決セス又ハ一院ノ同意セサル修正ヲ附シテ可決シタルトキハ 總督ハ一院ノ最後ニ提出セル法律案ヲ兩院ノ同意セル修正ヲ附シテ又ハ附セスシテ各州ニ於ケル下院議員選舉資格者ニ提示スルヲ得

該法律案選舉人ニ提示セラレタルトキハ議會ノ定ムル方法ニ從ヒ投票ヲ行フヘシ但シ下院議員選舉人資格カ聯邦ヲ通シテ統一セラルルマテハ成年選舉權ノ行ハル州ニ於テハ該法律案ニ賛成又ハ反對投票ヲ爲ス選舉人ノ二分ノ一ノミヲ計算スヘシ

過半数ノ州ニ於テ投票選舉人ノ過半数カ該法律案ニ同意セル場合及全投票選舉人ノ過半数カ該法律案ニ同意セルトキハ該法律案ハ女王ノ裁可ヲ得ル爲ニ總督



ニ送附セラルヘシ  
議會ノ一院ニ於ケル州ノ比例代表數又ハ下院ニ於ケル代表數少限數ヲ減シ又ハ  
州ノ限界ヲ増減變更シ又ハソレニ關スル本憲法ノ條項ニ何等カノ影響ヲ及ホス  
ヘキ改正ハ該州ニ於ケル投票選舉人ノ過半數カ該法律案ニ同意スルニ非サレハ  
法律タルヲ得ス

誓言及證書

誓言

余某々ハ、ビクトリヤ女王陛下、女王皇嗣及法定繼承者ニ對シ信實ニシテ眞ノ忠  
誠ヲ傾テヘキコトヲ誓フ、神ヨ、女王ニ恩寵ヲ垂レ給ヘ

證書

余某々ハ、ビクトリヤ女王陛下、女王皇嗣及法定繼承者ニ對シ信實ニシテ眞ノ忠  
誠ヲ傾テヘキコトヲ嚴肅ニ、且誠實ニ誓ヒ、且宣言ス  
註、其ノ時々ノ大不列顛愛爾蘭聯合王國ノ王又ハ女王ノ御名ヲ用フヘシ

三 布告

前述の法律は一九〇〇年七月九日女王の裁可を得、それにより濠洲  
人民が結合して聯邦を組織する旨宣言することが適法となつた。一  
九〇〇年九月十七日發布し、一九〇一年一月一日より聯邦を構成せ  
しめた本布告は次の如し。

女王布告

女王ビクトリヤ(親詔)

朕カ治世ノ第六十三年及第六十四年ニ可決セル「濠洲聯邦憲法」ト名ツケラレタ  
ル議會法ニ依リ、本法ニ定メラレタル本法可決後一年以上ヲ經サル日及其日以後  
ニ於テ「ニューサウスウェールズ」「ビクトリヤ」「南濠洲」「クイーンズランド」及  
「タスマニア」ノ人民並ニ陛下カ其ノ同意ヲ嘉セラルル場合「西濠洲」ノ人民ノ同  
意ヲ嘉セラルル場合西濠洲ノ人民モ共ニ濠洲聯邦ノ名ノ下ニ聯邦國家ニ統一セラ  
ルルコトヲ布告ニ依リ、權密院ノ諮詢ヲ經テ女王ノ宣言スルハ適法ナリト定メラレ  
タルニ因リ  
且朕ハ西濠洲ノ臣民ノ同意シタルヲ嘉尙セルニ因リ  
朕ハ朕ノ權密院ノ進言ニ依リ本布告ヲ發布スルヲ適當ナリト思考ス  
仍ツテ朕ハ一九〇一年一月一日及其以後「ニューサウスウェールズ」「ビクトリヤ」  
「南濠洲」「クイーンズランド」「タスマニア」及「西濠洲」ノ臣民ハ濠洲聯邦ノ名ノ  
下ニ聯邦國家ニ統一セララルヘキ旨ヲ茲ニ宣言ス  
朕カ主ノ一九〇〇年、朕カ治世第六十四年九月十七日、朕カ、パルモラル宮ニ於  
テ之ヲ發布ス  
神ヨ女王ニ恩寵ヲ垂レ給ヘ

第二章 地理及び氣候

第一節 濠洲概觀

第二節 濠洲の氣候と氣象

第三節 濠洲の標準時



## 第二章 地理及び氣候

### 第一節 濠洲概観

- 一 地理的位置 二 外國面積との比較 三 行政区別面積 四 海岸地形 五 濠洲の地理的形狀 六 濠洲の動植物帯、地質及び地震

#### 一 地理的位置

(一) 概説 濠洲島大陸たる濠洲本土及びタスマニア島を含む濠洲聯邦は南半球に位し總面積約二、九七四、五八一平方哩、本土のみにて約一、九四八、三六六平方哩を占めてゐる。西及び東は夫々印度洋及び太平洋に圍まれ、東徑一一三度九分、一五三度三九分の間であり、北限及び南限は南緯一〇度四一分及び三九度八分、タスマニアを含めば四三度三九分の線に及ぶ。北はチモール海、アラフラ海及びトールレス海峡に、南は南方洋及びバス海峡に面してゐる。西端地點はステイブ岬、東端はバイロン岬、北端はヨーク岬、南端はウイロン岬、タスマニアの南東岬である。

(二) 熱帯及び温帯地方 濠洲全地域の約四割は熱帯に屬する。南回歸線を南緯二三度三〇分(一九三九年度平均値二三度二六分四九・九九秒)として熱帯及び温帯地方は大約次の通りである。

地域	タイムス	西濠洲	北部領	計
熱帯	3,900,000	2,100,000	2,100,000	8,100,000
温帯	2,100,000	2,100,000	900,000	5,100,000
全州	6,000,000	4,200,000	3,000,000	13,200,000
熱帯地	0.55	0.57	0.42	0.54
温帯地	0.45	0.43	0.58	0.46
全州	1.00	1.00	1.00	1.00

右の如く熱帯地方は上記三地方の約二分の一(〇・五三〇)、若しくは全濠洲の約一三分の五(〇・三八六)を占める。

#### 二 外國面積との比較

濠洲の面積は殆ど米國に等しく、カナダの五分の四、英帝國の五分の一強、全歐洲の約四分の三、英本國及びアイルランドの約二五倍ある。この大きな面積は、少數の人口と相俟つて、濠洲開發問題の解決を特に困難なものとしてゐる。濠洲及び諸外國の面積を次表に示す。

國名	面積	國名	面積
大陸別		ア	3,200,000
ヨーロッパ	5,211,000	ス	3,700,000
アジア	16,077,000	メ	3,700,000
アフリカ	22,291,000	イ	3,700,000
北米	8,624,000	ラ	3,700,000
南米	7,077,000	ン	3,700,000
大洋洲及ポリネシア	3,900,000	ド	3,700,000
計(南北極大陸を除く)	51,380,000	ラ	3,700,000
英	29,000,000	ド	3,700,000
米	3,700,000	ド	3,700,000
日	3,700,000	ド	3,700,000
ソ	3,700,000	ド	3,700,000
フ	3,700,000	ド	3,700,000
計	39,000,000	ド	3,700,000



アフリカ	五、八〇〇、〇〇〇	南アフリカ	四、七〇〇、〇〇〇
メソポタミア	四、七〇〇、〇〇〇	エジプト	三、八〇〇、〇〇〇
支那	一、〇〇〇、〇〇〇	シベリア	一、〇〇〇、〇〇〇
英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
英領印度自治領	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
アラビア	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
印度	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
イタリヤ	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
フランス	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
ドイツ	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
日本	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
アメリカ	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
オーストラリア	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
その他	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇

アフリカ	五、八〇〇、〇〇〇	南アフリカ	四、七〇〇、〇〇〇
メソポタミア	四、七〇〇、〇〇〇	エジプト	三、八〇〇、〇〇〇
支那	一、〇〇〇、〇〇〇	シベリア	一、〇〇〇、〇〇〇
英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
英領印度自治領	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
アラビア	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
印度	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
イタリヤ	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
フランス	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
ドイツ	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
日本	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
アメリカ	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
オーストラリア	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
その他	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	南アフリカ	一、〇〇〇、〇〇〇

北極圏	五、三〇〇、〇〇〇	南極圏	一、七〇〇、〇〇〇
計	七、〇〇〇、〇〇〇		

四 海岸地形

(一) 概説 海岸地形には著しい変化はなく、最も目につく湾入は北部のカリベンタリア湾と南部の濠洲大湾とである。北端のヨーク岬半島は輪廓線の唯一の特徴をなしてゐる。本年鑑第一巻には濠洲海岸線の形状を記載してある(六〇—六八頁参照)。

(二) 海岸線 小さい湾入を除いた各州及び全大陸の海岸線の長さ及び海岸線一哩當り面積は次表に示す如くである。

州	海岸線一哩當り面積	海岸線一哩當り面積
北極圏	一、〇〇〇	一、〇〇〇
南極圏	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇

全濠洲聯邦の海岸線は一、二、二〇哩、海岸線一哩に對する陸地の平均面積は二四四平方哩である。ストレルビツキーによれば、歐洲は海岸線一哩に付き面積僅か七五平方哩であり、最近の数字によればイングランド及びウェールズは僅か其三分の一、即ち二五平方哩しかない。

(三) 海岸名の歴史的意義 初期航海者が各地の海岸に付けた名によつて彼等の旅行の跡を辿るのは興味深い。例へば、オランダ名は西濠洲の種

三 行政區劃別面積

既述の如く、濠洲は六州及び北部領、濠洲首領より成り、其面積及び全濠洲に對する比は次表の如し。

州又は領	面積(平方哩)	全體への比(%)
北極圏	五、三〇〇、〇〇〇	一〇・四
南極圏	一、七〇〇、〇〇〇	二・九
計	七、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇

五 濠洲の地理的形状

既刊本年鑑には、特殊の地理的要件に就て詳細に記述されてゐる。各巻當該記事内容、記載箇所は、巻末地圖表索引に續く特別索引参照。

六 濠洲の動植物帯、地質及び地震

これらに就ての特別記事は既刊本年鑑には掲載されたが、紙面の制限によつて各巻に反復しない。併し、上記「五」で指摘した如く、右記事の内容に就ては特別索引を参照。

第二節 濠洲の氣候と氣象

一 緒言 二 氣象關係刊行物 三 設備 四 濠洲概観 五 氣象風分 六 氣温 七 湿度 八 蒸發 九 降雨 一〇 顕著なる降雨量 一一 降雪 一二 降雪 一三 氣壓 一四 風 一五 局風及暴風雨 一六 濠洲の氣候に對する諸影響 一七 各都市の雨量及氣温 一八 氣候表

二 氣象關係刊行物



中央氣象局刊行物に就ては本年誌第二卷四〇、四一頁参照。其後刊行の分は次の如し——「西瀛洲降雨観測業績」一九二七年に至る全年度。航空關係瀛洲平常氣象狀況圖。H. A. ハント著「季節的豫報の基礎」。報告一八號「北部瀛洲に於ける貿易風降雨豫測」。報告一九號「瀛洲の雷雨」。報告二〇號「瀛洲に於ける相對的生理的快適帶」。同二一號「東部瀛洲の氣象」。同二二號「太陽黒點周期に於ける瀛洲の降雨」。同二三號「瀛洲地方平均降雨」。同二四、二五號「タスマン海航空に影響する天候條件」。報告書「霜害と其豫測」。瀛洲地方氣象資料を含む冊子。「タスマニヤに於ける降雨観測業績」一冊。「ビクトリア降雨観測業績」一冊（一九三六年増補版）及び「一一・〇〇〇時に於ける訂正平均海面壓力の平均日差」一冊。

### 三 設 備

- 氣候観測資料の決定は次の器具の記録によつて行はれる。
- (一) 降雨量 降雨量は普通直徑八吋圓筒形計器で測定する。
  - (二) 氣温 氣温は最高最低自記寒暖計によつて記録し、毎日其度を讀み調節する。
  - (三) 濕度 濕度は乾濕球寒暖計より記録した表によつて決定する。
  - (四) 氣壓 氣壓はキユウ式（又はフォーチン式）水銀氣壓計で測定する。
  - (五) 蒸發 使用中の蒸發計は水垂付直徑三呎圓筒形鉛引き鐵製タンクから成り、同形のコンクリート製タンクも使用される。
  - (六) 風速及風壓 風速はロビンソン式風速計で測定する。時間當り風速に應ずる風壓はP=0.003V<sup>2</sup>として測定される。Pは平方呎當り封度で示した壓力、Vは一時間當り示した哩速力。

### 四 瀛洲 概 観

瀛洲の三大部分、即ちクインズランド、西瀛洲及び北部領の著しい部分（〇・五三〇）は、南回歸線北方に含まれ、一、一四九、三二〇平方哩以上が熱帯に屬し、一、〇二〇、七二〇平方哩が温帯に屬す。併し、瀛洲の全

キャンベラ	二、八七	三〇	二一	二五	ダブボク	八〇	三二	一八	二一
デーウイン	三〇	三三	二二	二五	ラダアト	二五	二六	二二	二二
アブリダス	二、五八	二二	二二	二二	（西瀛洲）	二二	二二	二二	二二
スプリングス	二、五八	二二	二二	二二	デイルガ	二二	二二	二二	二二

### 六 氣 温

(一) 諸外國との比較 瀛洲の一般的氣温に就て云へば、華氏七〇度年平均等温線は南米、南阿に於ては南緯三三度迄擴がつてゐるが、瀛洲では僅か南緯三〇度迄に過ぎぬことを指摘する要があらう。それによつて瀛洲は大體緯度からすると南半球の他の場所よりは温和な氣候であると言ふことができやう。

北半球を含めて比較をすると一層温和である。例へば、米國では七〇度等温線は數州に於て北緯四一度迄擴がつてゐる。歐洲では同じ等温線は殆どスペイン南岸に達し、更にアフリカ北岸に沿つて紅海に迄達し、シリアに至る地中海東岸に沿つて北方へ彎曲してゐる。アジアでは北緯四〇度の南方地域全體が七〇度以上の高氣温を持つてゐる。

最高氣温は瀛洲の殆ど全體で一〇〇度以下であるが、極く僅かの個所では一〇〇度以上になる。内陸地帯では大部分七〇度乃至九〇度で、海岸地方はいくらもそれより低い。アジア及び北米の數個所では、最高氣温は一三〇度を越え、ある個所では一五〇度に達する。

瀛洲北岸の氣温は非常に均一してゐる。例へば、デーウインでは最寒、最暑月の平均差は僅か八度五分で、年の最高最低氣温の差異は五〇度以下である。

(二) 最寒最寒地方 海岸及び内陸観測所記録氣温の比較は瀛洲では諸外國の如く海岸からの距離の増すにつれ較差も増すことを示してゐる。

瀛洲内陸で例外的に乾燥した夏季には、氣温が日蔭で一三〇度又はそれ以上になることがあり、乾燥した冬季には温帯の大部分の地方に降雪を見る。本大陸最寒の土地は西瀛洲北部マープル・バー及びメラジン金鐵地帯

温帯地域は一、八二五、二六一平方哩で、熱帯地域は全體の約〇・三八六若しくは約一三分の五に當り、温帯地域は熱帯地域の二分の一である。（正確には一・五八八）。地理條件が島嶼的であり、著しい地形變化に缺けてゐる爲に、瀛洲は全體として地球上の他の部分の同面積を持つた地域より氣候が極端でなく、どの緯度に於ても瀛洲は比較的温和である。

瀛洲の地表の最高高度は七、三〇〇呎を少し越す程度である。氣候は非常に多くの特徴を有し、本質的に熱帯的なものから、大分水嶺の南部に付けられた瀛洲アルプスの名で或程度示されるやうな本質的に高山的なものに至る迄の特徴を持つてゐる。

海岸地方では、雨量は相當豊富で、大氣は濕潤であるが、内陸地方の一部は雨量が極限せられてをり、大氣は乾燥してゐる。それ故、氣候的影響を伴ふ森林分布は非常に不均等である。内陸地方では場所により優れた樹木帯があるが、樹木がなく、夏季には空氣が熱して極度に乾燥する廣い地域も存在する。また海岸地方では南緯三五度迄も植物の繁茂は熱帯的で或程度迄熱帯的特性を有してゐる。従つて、氣候上瀛洲は非常に變化に富んでゐるといつてよからう。

### 五 氣 象 區 分

- (一) 概 説 聯邦氣象観測官の採用した區分に就ては本年誌第二二卷四一頁参照。
- (二) 特別氣象観測所 特別氣象観測所の經度緯度及び高度は次表に示す通りである。その氣象的特徴は後に圖表で示す。

所在地	南緯度分			東經度分		
	度	分	秒	度	分	秒
パース	三二	二五	二五	一五	五〇	二〇
アデレード	三二	二五	二五	一五	五〇	二〇
ブリスベーン	二七	一〇	一五	一五	五〇	二〇

### 特別氣象観測所

の近傍で、夏季の最高日蔭氣温は時として數日數週に亘つて連續的に一〇〇度を越える。最寒部はニューサウスウエールズ東南端及びビクトリア極東部瀛洲アルプス地方である。この地方の氣温は最暑季で一〇〇度に達すること殆ど無く冬季には零點下少し下る場合も時々ある。

タスマニヤは大體一年を通じて最も温和な均等な等温線を有してをり、同州東部が熱風によつて一〇〇度に昇ることが時々ある位である。

(三) 月最高最低氣温 平年月最高最低氣温は圖表で示すが最もよくそれにより各年度に於ける變動の本質が明示される。本書の圖表では、瀛洲の代表地九個所を挙げ、上方太線は平均最高氣温を、下方太線は日々の観測に基づく平均最低氣温を、他の線は濕度を示す。

### 七 濕 度

氣温に次いで、濕度は特に人體の快適さ、雨量、貯水等の問題の點から氣候の重要要素である。

本書では、絶対濕度は水蒸氣張力の吋數で圖示する（即ち晴雨計内の水蒸氣による氣壓の吋數）。人體に影響し、大氣の密度の變化に重要な役割を演じ、冷房暖房にも影響するのはこの濕度の總量である。相對濕度と言はれて普通に用ひられてゐる數値は、空氣中に實際に含まれてゐる濕度量が、與へられた温度内で飽和状態に達した場合の全量に對して持つ比率であり、普通百分率で示される。相對濕度はすべての乾燥作用に於ける重要因子であるが、動物の生活に影響を與へる點では絶対濕度ほど重要ではない。

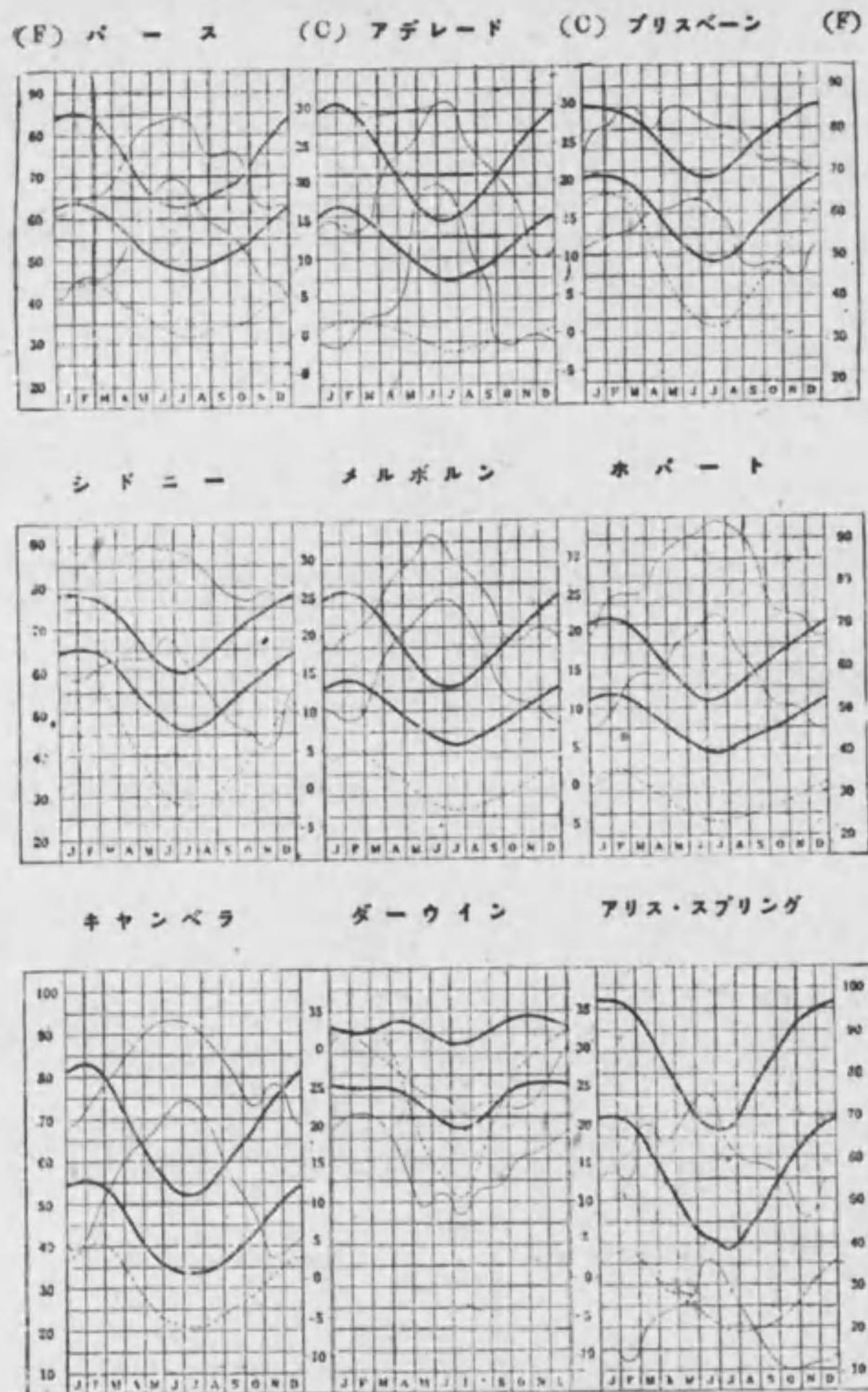
月平均水蒸氣張力も亦府郡市の氣象資料表に附加してゐる。

水蒸氣張力の年曲線は標準月數値から作成したものである。それは、この要素が最高最低氣温曲線と比較されるからであるが、相對濕度は各月最高最低から成るも、大體兩極限の中間を行く平準年變動を示さない。

午前九時観測水蒸氣張力減少の観測所順位はデーウイン、ブリスベーン、シドニー、パース、メルボルン、アデレード、キャンベラ、ホバート、アリスプリングスであり、相對濕度減少の順位はシドニー、キャンベラ、メ



平年最高最低気温・湿度の平均年較差表



説明——各圖表中の上下太線は夫々平均最高最低気温を示す。華氏温度はF、攝氏温度はCで示す。断線は午前九時水蒸気張力で表した平準絶対湿度を示し、F欄の数字は湿度百分一吋を示す。上下細線は相対湿度の最大最小平均を、F欄の数字は百分値を示す。月平均値を合した気温、水蒸気張力の曲線はその年の較差を示すのに利用できるが、各月極限値を合する相対湿度圖表は平準年變動を示さない。最高最低気温曲線の比較は平均日気温較差を示すことができる。例へば、パース一月半ばでは華氏63度—48度の21度の較差を示すが、七月では華氏48度—63度の僅か15度の昇降である。相対湿度曲線は數年間の平均月湿度の極限較差を示す。

ルボロン、ダーウィン、ブリスベン、ホバート、パース、アデレード、アリススプリングスである。

八 蒸 發

(一) 概 説 一地方に於ける蒸發度及び其の量は気温、湿度、氣壓、大氣の移動に影響され、濠洲では重要視される。それ故、乾燥地方では「タンク」(濠洲では人工貯水池をタンクと呼ぶ)及び堰堤で貯水することが屢々ある。蒸發による經濟的損失の量は本書挿入の表から知ることができ、それによればホバートに於ける年約三吋から濠洲中央部に於ける一〇吋以上に至る相異がある。内陸地方では、蒸發量年合計三六吋位の所では蒸發は降雨量と等しい。

(二) 月蒸發量 本書掲載の圖表は濠洲各地の平均月蒸發量を示し、地方により數個月間の量が如何に本質的に相異してゐるかを明かにする。

(三) 蒸發による損失 濠洲内陸では蒸發可能量は實際雨量より大きく蒸發による損失は主として露出面積に依存する故水面面積を最小限に設計したタンクや堰堤が有利である。更に適當な植樹によつて日光の直射及び風からよく保護されれば、それだけ蒸發による損失は減少する。これらの點は濠洲の乾燥地域では普通以上の關心を引くのは當然である。

九 降 雨

(一) 概 説 一地域の降雨は主として風の方向及び通路、風の吹く地上の種々相異なる気温、地形によつて決定される。

濠洲は東南貿易風及び西風の域内にあり、東南貿易風の南方限界は南緯約三〇度の東部海岸に當り、極く僅かの例外を除いて、濠洲大陸最多量の降雨は、同緯度線北方の、太平洋沿岸傾斜面に見られ、それは雨を孕んだ風の吹くニューサウスウェールズ北岸から、木曜島に至る迄の海岸及び山脈の高低によつて多少その量を異にしてゐる。これと反對の例は西濠洲北西海岸に見られ、そこでは風が大洋からではなく大陸内地から吹き、濠洲最小量の海岸降雨を生じてゐる。

南方海岸を吹く西風は西濠洲西南部、南濠洲農業地帯、ビクトリア大部、タスマニア全部の受けてゐる降雨に影響する。

(二) 雨量の分布 濠洲年平均降雨量圖によれば、五〇吋以上の最大年降雨量は北部領の海岸地帯、ヨーク半島及びクインズランド海岸地方の大部、ニューサウスウェールズ西部及びクインズランド西南部からシャーク灣附近に至る大陸内地の大部分は年一〇吋以下の非常に低い平均雨量を有してゐる。多雨及び寡雨の二地域間には廣大な過雨量地域があり、其東南部には最良地方があり、人口及び牧農生産の大部分を占めてゐる。

(三) 降雨の發生頻度及び季節的分布の決定要因 東南貿易風によるクインズランド東北海岸地方の頻繁な降雨及び同様な西風によるタスマニアの降雨に就ては既述した。其他の地方の降雨は主として熱帯及び南方の低氣壓と結びついてゐる。

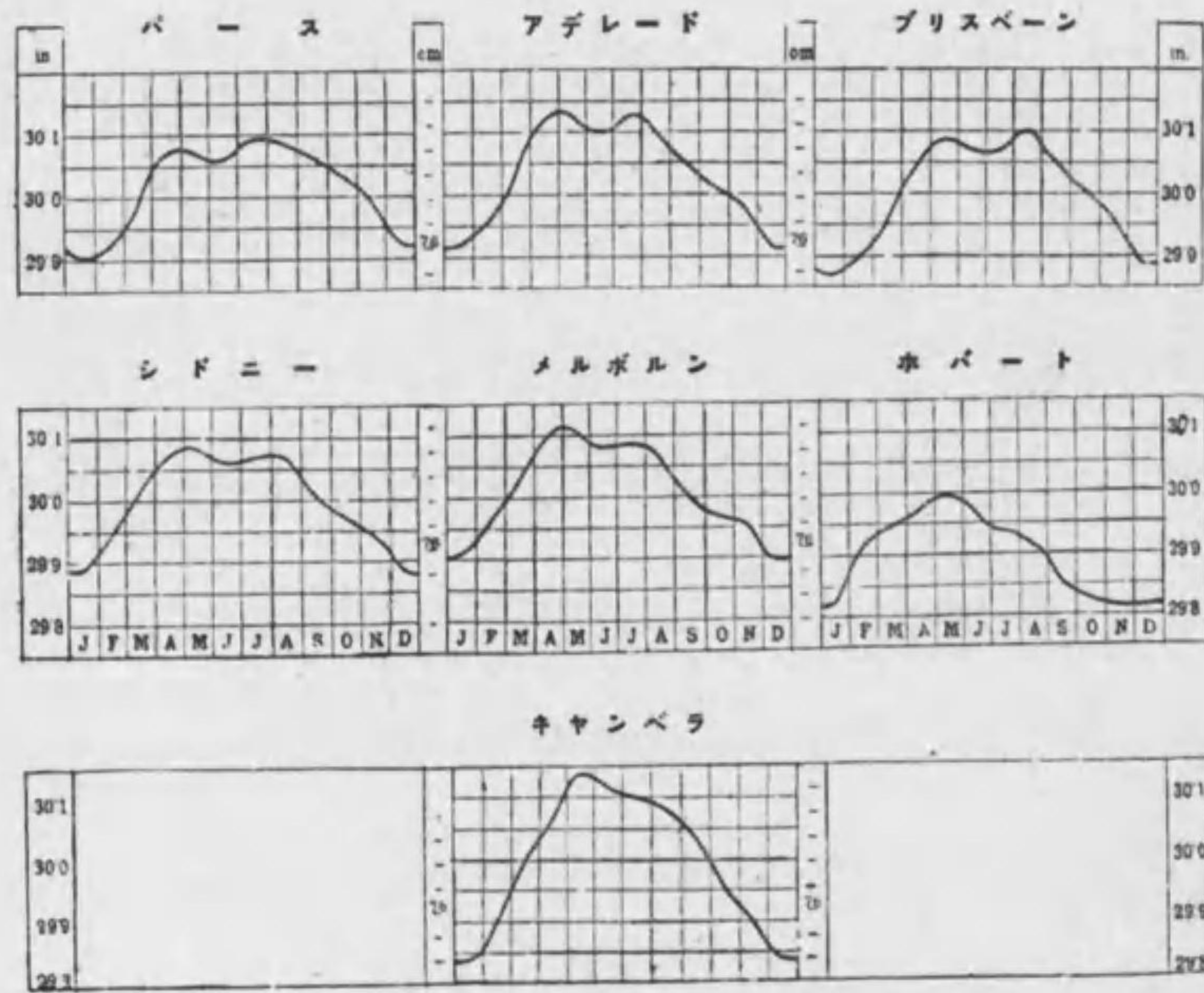
前者は主として大陸の北部東部及び或程度中央部に影響を與へ、溫暖な半年期、主として十二月から三月に不規則に見られ、年々その活動力及び範圍を著しく相異してをり、時には東部西北部海岸沖で非常な暴風雨に發展する。熱帯的暴風雨は時々廣大な地域に亙り、時には大陸の半ばが數日の間過度の降雨乃至非常に多量な降雨を見る。熱帯地域特に海岸近くでは降雨は、或程度規則的に雷雨を伴ふ。併し、これら熱帯降雨は主として上記地域の北部東部に多く、更に内地の他の部分は降雨の量、頻度、確實性が一層少い。一年中幾分の雨が降る東海岸近傍地方を除き、大陸の熱帯地方は五月から九月に有益な降雨を見ることは殆ど無い。

南方の低氣壓は冬季一六—八月一及び春季に最も活潑である。それと結びついた降雨は南濠洲及びタスマニアに於てかなり確實に頻繁であり、其期間に小麦製作の主要要因と成る。この低氣壓は又残りの期間にも種々異つた活動を見せるが、其に伴ふ降雨は輕少なのが普通である。南方の降雨は主として西濠洲西南部、南濠洲、ビクトリア、タスマニア農業地帯及びニューサウスウェールズ南部に有利である。時々には内地の乾燥地方に擴がるが、降雨は稀で不規則である。



個所	雨量	蒸發	個所	雨量	蒸發
パース	34.73	66.27	キャンベラ	23.15	44.65
アデレード	21.15	55.50	ダーウィン	58.99	—
ブリスベーン	44.90	56.11	アリス・スプリングス	10.48	97.25
シドニー	47.00	39.61	ダツボウ	21.87	66.37
メルボルン	25.55	39.08	ラヴアートン(西米洲)	9.08	145.17
ホバート	24.05	31.18	クールガーデー	10.12	85.37

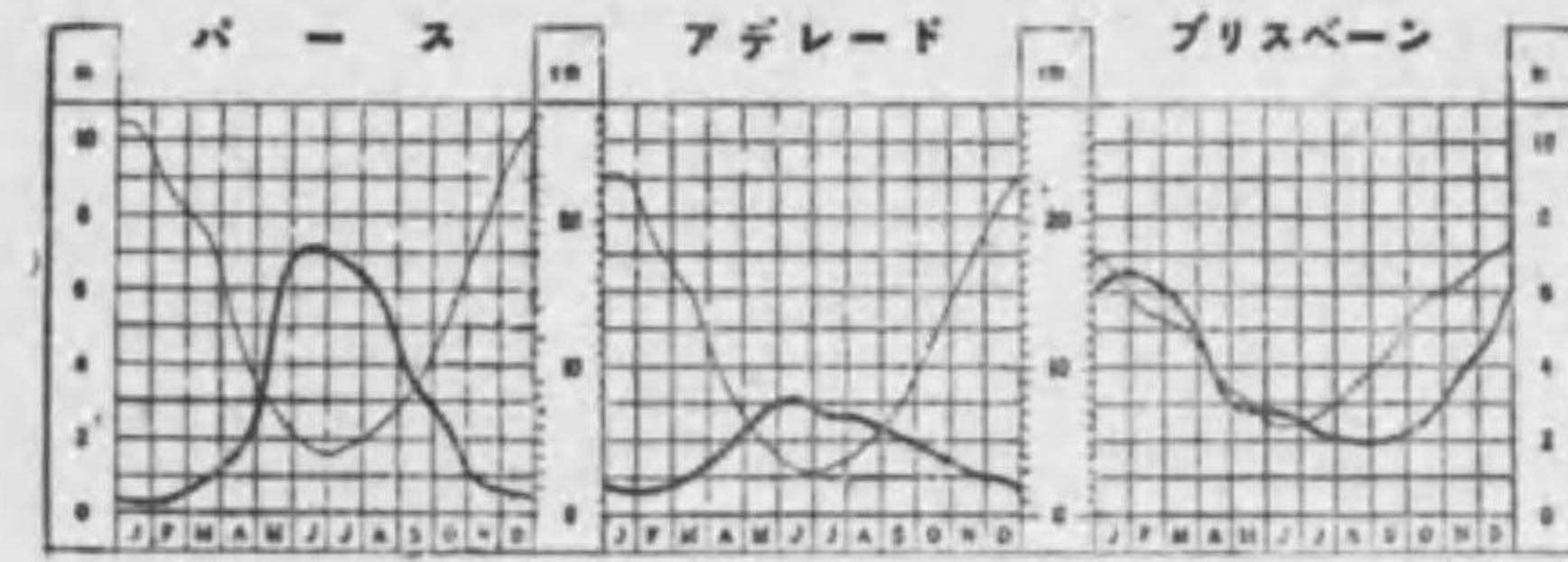
平均気圧—州首府



七四

説明—州首府に於ける気圧の年較差を示す線は長期間の平均で、天気圖表から作製したもの。気圧は吋で示し原表の $2\frac{1}{8}$ 倍に當り、縦数の気圧は内欄に示し、各區劃は一吋を表す。  
説明の爲にブリスベーンを例にとれば、一月半ばの平均気圧は約29.87吋で、五月八月の半ばには約30.09吋の限度を示す。

平均月降雨量及び蒸發量

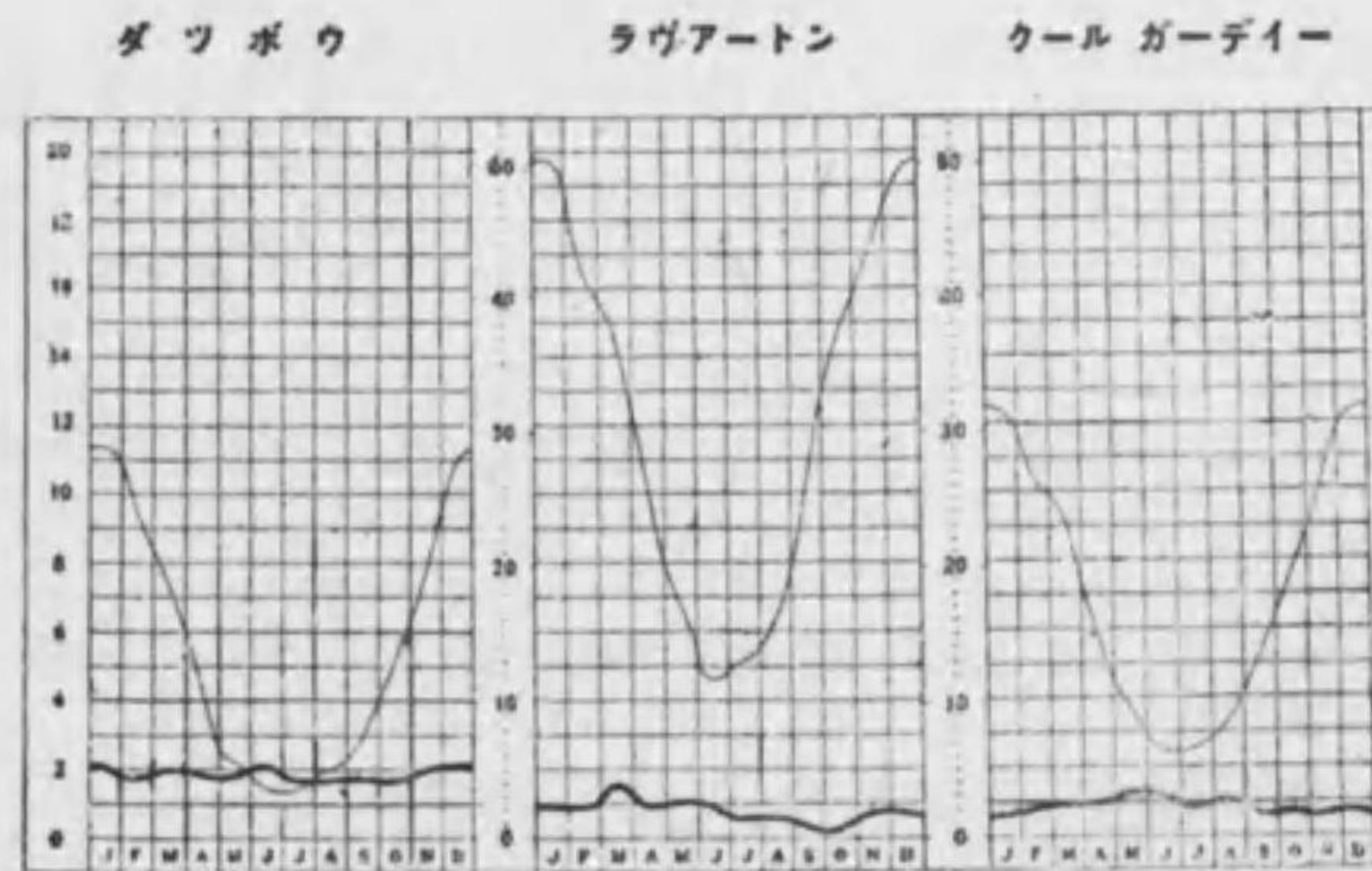
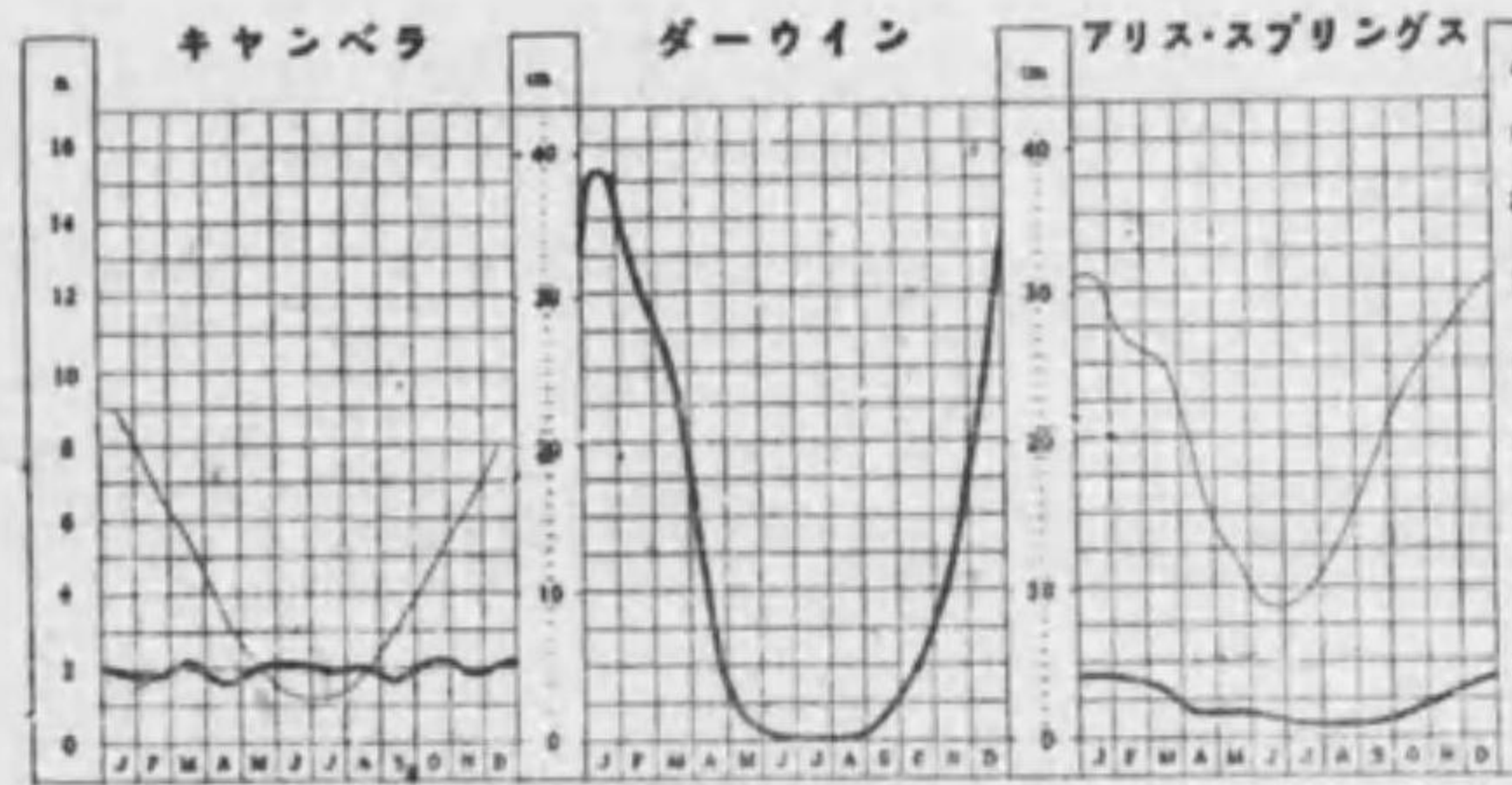
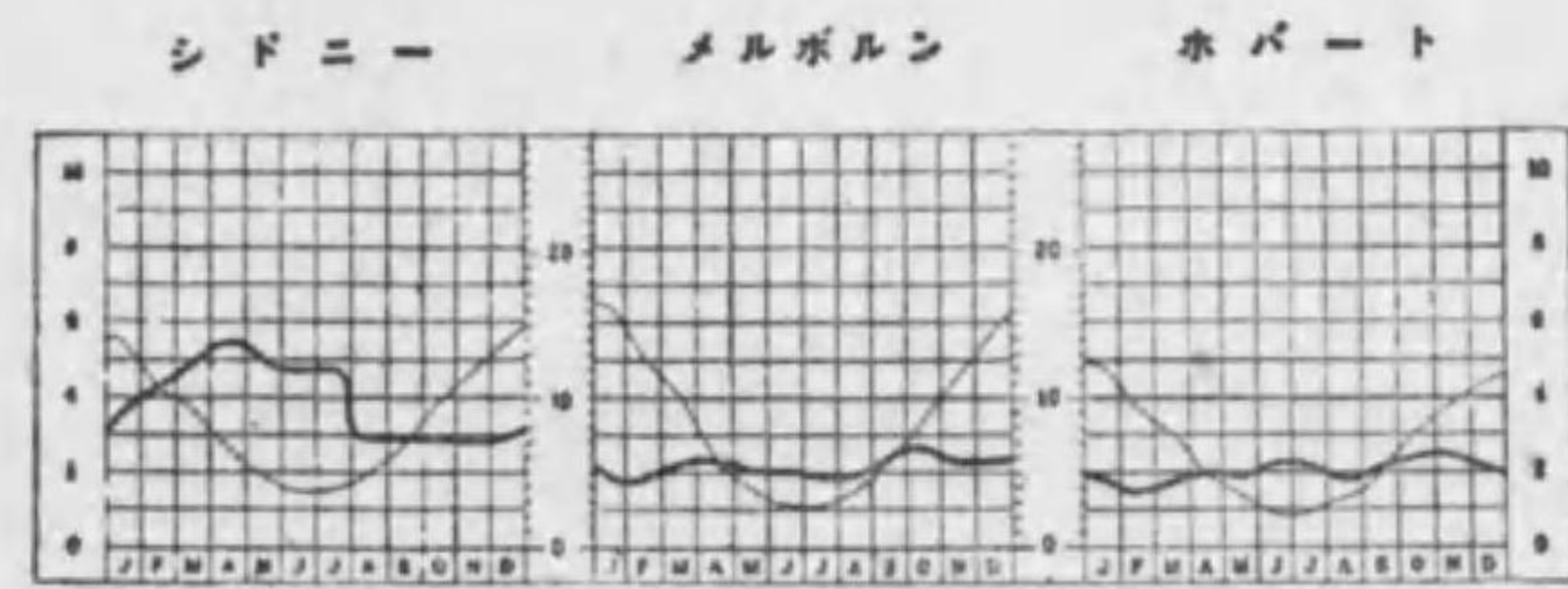


説明—前掲圖表中の太線は雨量を、細線は蒸發量、年を通じての月別雨量蒸發平均値の昇降を示す。圖表外欄は吋で示し、二行の内欄は米で示す。ダーウィンの蒸發量は掲載せず。

パース、アデレード、ブリスベーン、メルボルン、ホバート、キャンベラ、アリス・スプリングス、クールガーデーでは、地中に埋設した包衣タンクにより測定。シドニー、ダツボウでは、包衣なきタンクにより、ラヴアートン(西米洲)の記録は直径八吋の携帯用小形包衣蒸發皿より得たもの。

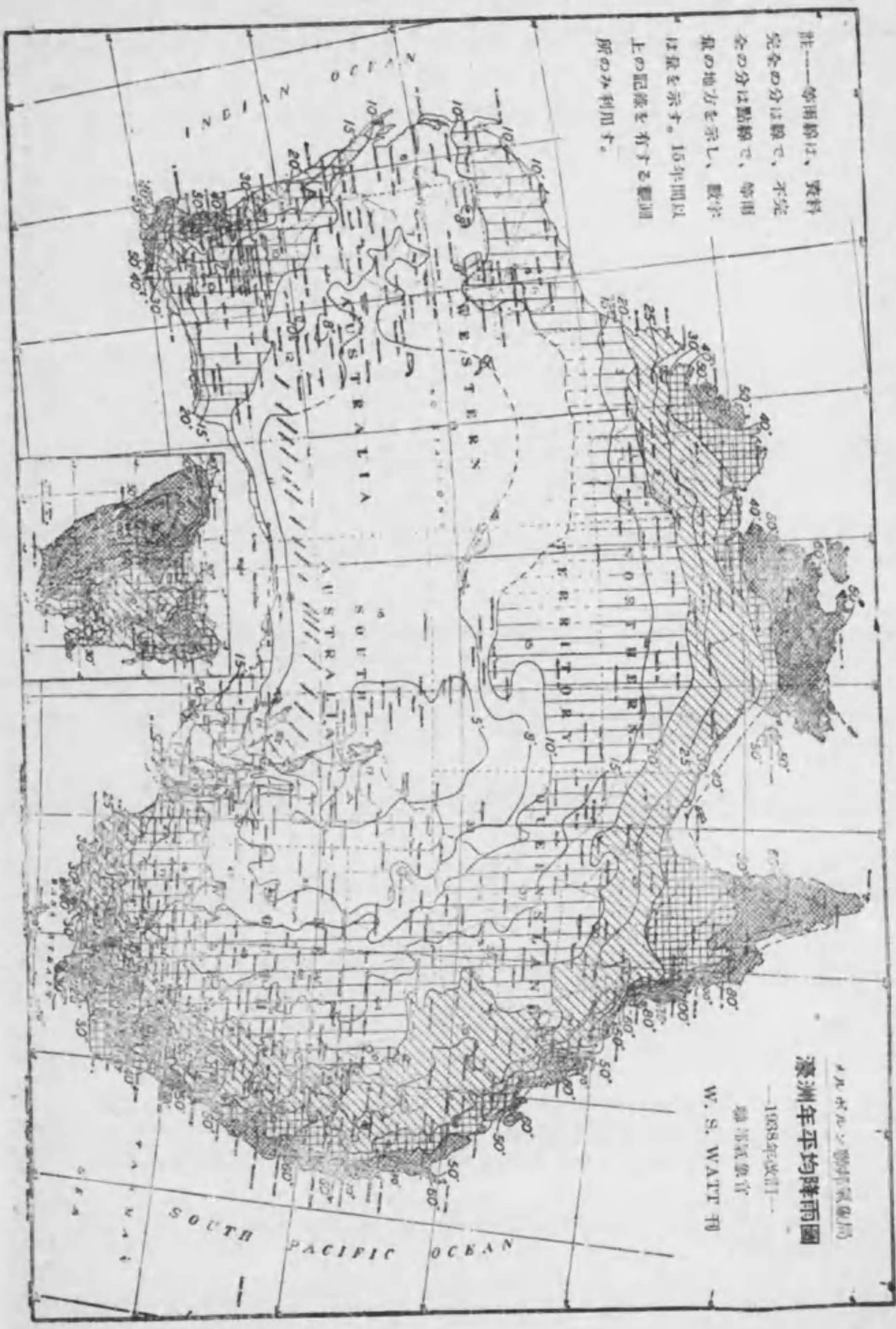
零線から曲線迄の日の間隔は當日降雨量を月當りに計算した平均時数を表す。一月十五日アデレードの曲線を見れば、平均降雨は月約 $\frac{3}{4}$ 吋、つまり年約9吋の割合である。六月十五日には月3吋少し、つまり年約37吋の割合である。ダツボウの蒸發量は一月半ばに月約 $11\frac{3}{4}$ 吋、六月半ばで約 $1\frac{1}{2}$ 吋にすぎない。

上記個所の年平均雨量蒸發量を次表に示す。



四六





注——等雨線は、資料完全の分は點線で、不完全の分は點線で、等雨量の地方を示し、数字は量を示す。15年間以上の記録を有する観測所のみに利用す。

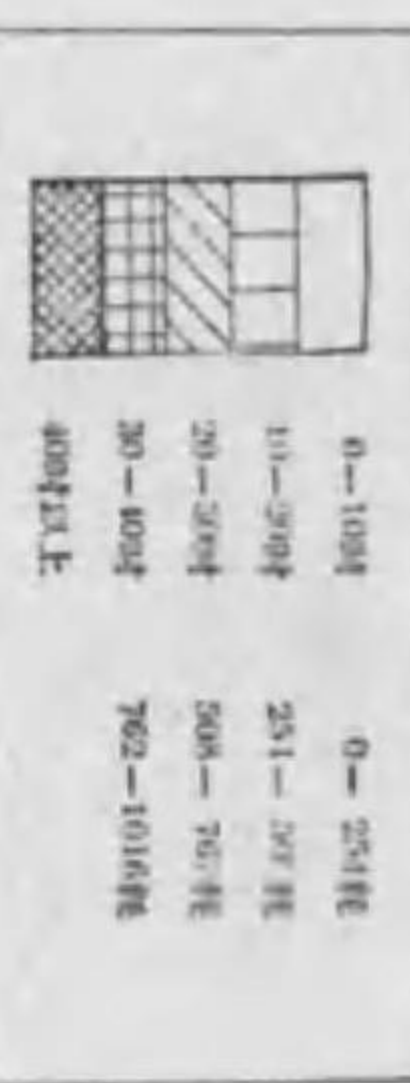
オーストラリアの平均年降雨量  
—1938年統計—  
編者：W. S. WATT 刊

地名索引

- 西 洋 洲
- 1 北キーンダーレー
  - 2 東キーンダーレー
  - 3 西キーンダーレー
  - 4 ヲダレー
  - 5 ノキーンダーレー
  - 6 西ガスコイヌ
  - 7 東ガスコイヌ
  - 8 北 海岸
  - 9 中部海岸
  - 9a 南部海岸
  - 10 中部
  - 10a 中部
  - 11 エクラ
  - 12 南 東
  - 13 北 東
  - 14 北部河川
  - 14a 北部平原
  - 15 北部平原
- 南 洋 洲
- 16 北西中部
  - 17 北中部
  - 18 西 部
  - 19 上部北方
  - 20 北 部
  - 21 下部北方

クイーンズランド

- 22 中央西部
  - 23 中央東部
  - 24 ヲレー郡
  - 25 南東上部
  - 26 南東下部
  - 27 半島北部
  - 28 半島南部
  - 29 カーペンタリア下部
  - 30 カーペンタリア上部
  - 31 パーキンソン
  - 32 ハーバート
  - 33 東中部海岸
  - 34 西中部海岸
  - 35 中央高地
  - 36 中央高地
  - 37 上 西部
  - 38 下 西部
  - 39 ボートカーチス
  - 40 モーアトン
  - 41 東ダーリントン
  - 42 西ダーリントン
  - 43 ヲラリア
  - 44 クレエナ
  - 45 維 南 西
- ニューサウスウェールズ
- 46 トランス・ダーリントン北部
  - 47 トランス・ダーリントン南部
  - 48 シェン・ダーリントン北部
  - 49 シェン・ダーリントン南部



(上圖参照)

ビクトリア

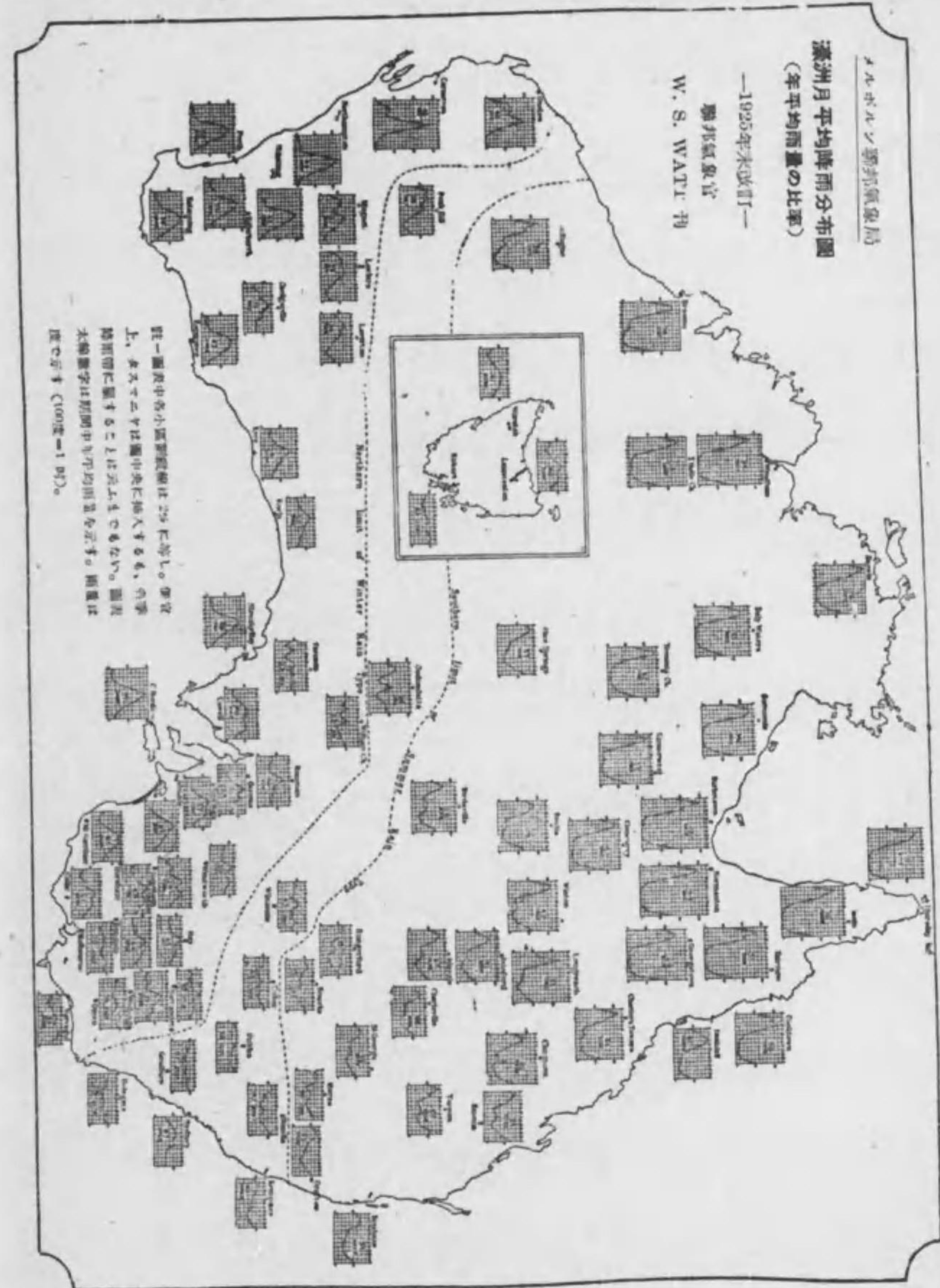
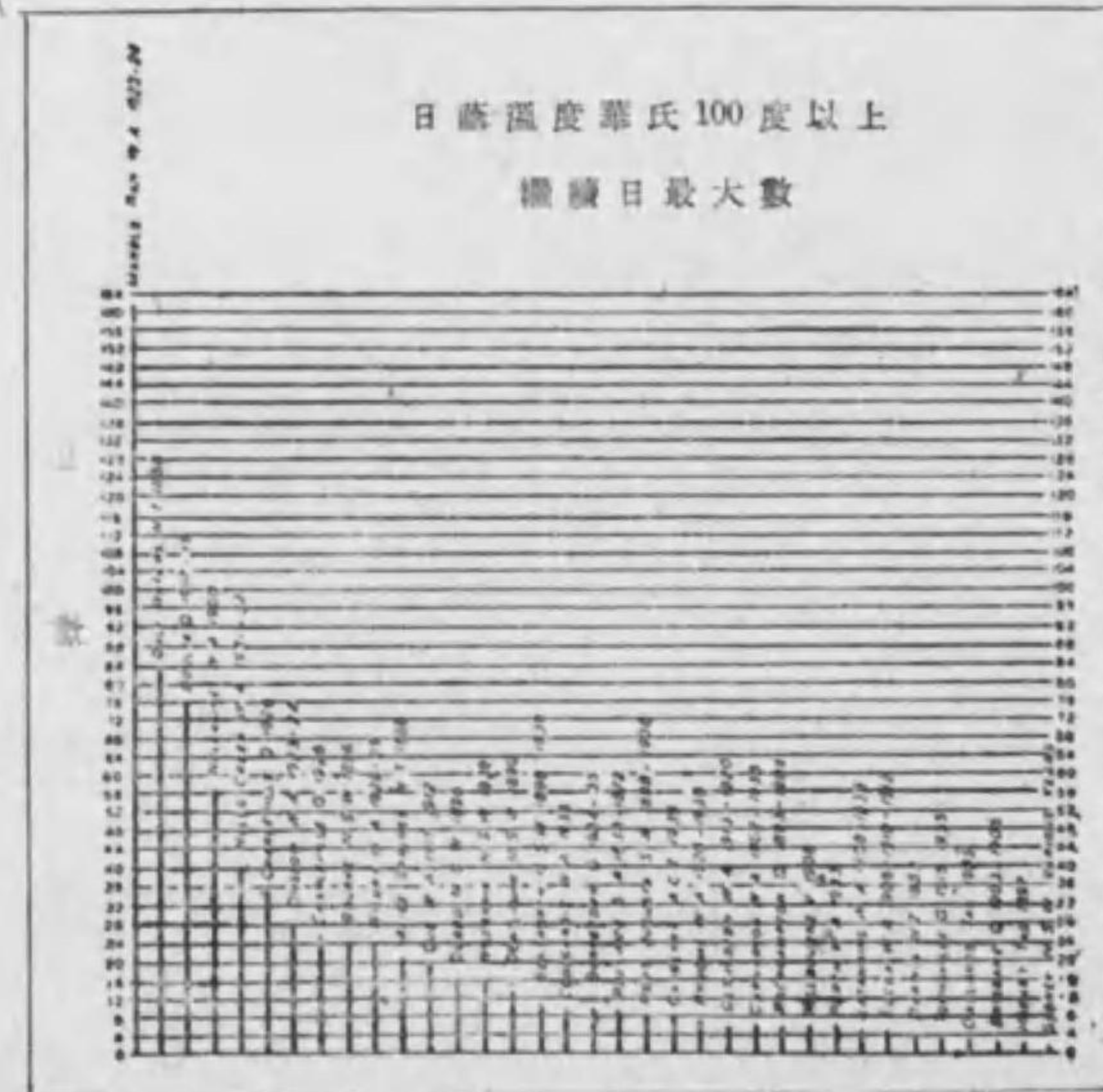
- 50 上部ダーリントン
  - 51 下部ダーリントン
  - 52 西ダーリントン
  - 53 東ダーリントン
  - 54 チェンバーク
  - 55 リバプール平原
  - 56 西ニューサウスウェールズ
  - 57 東ニューサウスウェールズ
  - 58 クラレンス
  - 59 ヲラリア
  - 60 ハンズレー
  - 61 カズリン
  - 62 中部平原
  - 63 中部平原
  - 64 クラレンス高地
  - 65 同
  - 66 シェン
  - 67 ヲレー
  - 68 イララ
  - 69 南 海岸
  - 70 上部ダーリントン
  - 71 シェン・ダーリントン
  - 72 南西傾斜南部
  - 73 同 北部
  - 74 東リヴェラ
  - 75 西リヴェラ
  - 76 西リヴェラ
- クィーンズランド
- 91 北 部
  - 92 東 部
  - 93 中部地方
  - 94 南東部
  - 95 南東部
  - 96 中部平原
  - 97 西部山地
  - 98 キンダーレー
  - 99 フラットヘッド



繼續24時間最高温度華氏100度以上の最長期熱波地域及び繼續時



註一線上の数字は繼續日数を示す。





本書の濠洲月平均雨量分布圖は圓形で降雨量及び傾度の調査を示す。  
 (四) 最濕潤及び最乾燥地方 濠洲で最も濕潤な部分はクインズランド東北海岸、ポート・ダグラスとカードウェルの間で、そこにあるタリー河に跨るタリーの年平均降雨量は一七六・八九吋である。ジョンストン、ラッセル河及其近傍に三個所の観測所があり、年平均降雨量は一四三吋と一六九吋の間である。その最大最小降雨量はタリー一九三六年二三四・三七吋及び一九三八年一三三・二三吋、即ち較差一〇一・一四吋、グウンデー一九四四年二四一・五三吋、一九一五年六七・八八即ち較差一四一・三七吋、インニスフェール一九四四年二二一・二四吋及一九〇二年六九・八七吋、即ち較差一四一・三七吋、ハーヴェー・タリーク一九二一年二五四・七七吋及一九〇二年八〇・四七吋、即ち較差一七四・三〇吋。二〇〇吋以上の雨量を四回記録したのはグウンデーで、その最近の記録は一九一〇年二〇四・八二吋であつた。此観測記録は五三年間に及んでゐる。  
 タリー及びハーヴェー・タリークの記録は各一三年及び三〇年間の短期だ

平均年降雨量分布 (単位平方哩)

年平均雨量	平均年降雨量分布 (単位平方哩)									
	クエーンズランド	ビクトリア	タインズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	北部領	計		
10吋以下	4,767	1,670	8,494	110,600	2,663	1,000	1,000	1,000		
10-15吋	7,680	1,670	8,494	110,600	2,663	1,000	1,000	1,000		
15-20吋	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
20-25吋	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
25-30吋	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
30-35吋	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
35-40吋	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
40-45吋	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
45-50吋	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
50吋以上	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
面積合計	110,600	110,600	110,600	110,600	110,600	110,600	110,600	110,600		

(a) 濠洲首都領を含む (b) 二、七七七平方哩以上に及ぶ地域に就ては資料なし

が二〇〇吋を超えること四回で、一九三六年にはタリーでは二三四・三七吋、ハーヴェー・タリークでは一九二一年には二五四・七七吋といふ記録があり、南ジョンストン砂礫試験場では一九二一年に二〇二・五二吋といふ記録があつた。  
 タスマニアの最濕潤地方は西部海岸地方にあり、マーガレット湖の年平均雨量は一四五吋で、一九二四年には一七五・一二吋の最大量を示した。大陸内の最乾燥地方として知られてゐるのは南濠洲のエア湖地方にあり(唯一の海面下地方)、年平均は僅か五吋で、十二個月に一〇吋を超えることは稀である。  
 西濠洲の内陸地方は皆濠洲最乾燥地方とされたが、同州東部の移住地域の大部に於ける近年の精確な観測によれば年平均は約一〇吋である。  
 (五) 降雨の量と分布 一般的分布は挿入の雨量圖で最もよく判るが、同圖は一定の年平均雨量を有する地域を示す。最近の調査資料による雨量別面積を次表に示す。

次表に掲げる首府観測記録によれば、シドニーは四七・三〇吋の年平均雨量を有して首位を占め、プリズベーン、バース、メルボルン、ホバート、キャンベラ、アデレードはそれに次ぎ、二一・一七吋のアデレードが最乾燥地である。最濕潤年と最乾燥年の絶対較差はプリズベーンに於て最大であり(七二・〇九吋)、アデレードに於て最小である(一九・四八吋)。  
 大陸各地に於て一年を通じての雨量分布を示す爲に、代表的諸都市を選定した(圖参照)。北部領の典型都市たるダーウインの数字は同地での降雨の殆ど全部は夏期に見られ、一年の中頃には極く少く、又絶無なことを示してゐる。大陸西南部を代表するバースの数字は反對に夏期が乾燥し、冬期が非常に濕潤であることを示す。メルボルン、ホバートでは、十二月月を通じてかなりよく分布され、前者では十月、後者では十一月が最大である。アリスプリングス、ダーリウウォーターズの記録は濠洲中央部では大部分の降雨は十一月から三月にかけて見られることを示す。クインズラン

濠洲各州首府雨量(吋)

年 度	キャンベラ (a)		バース		アデレード		プリズベーン		シドニー		メルボルン		ホバート	
	雨量	日数	雨量	日数	雨量	日数	雨量	日数	雨量	日数	雨量	日数	雨量	日数
一九三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

Dの最大雨量は夏期に見られるが、東部では他の季節にも良好な平均雨量を示してゐる。  
 ニューサウスウェールズ海岸では、年初六ヶ月が最濕潤で、秋に最大量を見、年後半の平均は良好で、程よく均等してゐる。大陸面積の約三分の一、主として東、北部は二〇・五〇吋或はそれ以上の年平均雨量を有し、残り三分の二は平均五・二〇吋であるといふに言へる。  
 (六) 雨量・蒸發量曲線 一年を通じて異つた時期に於ける降雨、蒸發の相對量は挿入の圖表に明瞭に示されてゐる。それを検討すれば、水が太陽の直射及び風に完全に曝されてゐる時に蒸發が如何に激しいものであるかが判る。  
 (七) 雨量表 濠洲各首府の長期雨量表は連續年に於ける降雨の變化性を示し、顯著な降雨の表は個々の場合に豫想され得る降雨に關する資料となる。







タスマニア

カレンスワット	一九二・四・五	一一・二	リ・ア・ナ	一九九・四・五	一七・八
グールズ地方	一九二・三・八・一〇	一五・三	グ・ス・ブリン	一九六・一・三・三	一〇・七五
ロ・タ・ー	タ	一八・二〇	トリアブソナ	一九三・六・五	一〇・三〇
マシインナ	一九六・四・五	一三・三			

濠洲首都領

キャンベラ	一九五・五・七	六・八四	ウリアラ	一九五・五・七	六・七五
コックシー	タ	七・二			

一一 降 雪

僅かの雪が、北方南緯三一度迄、大陸西岸から東岸にかけて時々降る。例外の季節には、ニューサウスウェールズ三分二に互つて同時に降り、時は大分水嶺全體に沿つてビクトリアの南端から、北方はクインズランドのトウンベにかけて降雪を見る。冬季数日間、濠洲アルプスは廣範圍に互つて地上を雪に覆はれ、夜間の気温は華氏零度以下になる。濠洲最高峰コシアスコ山近傍の溪谷及び其に似た地方では雪は全部消えてしまふことはない。

一二 降 雹

雹は、冬は大陸南部沿岸に夏は濠洲東部一帯に屢々降る。雹粒の大きさは一般に海岸から遠ざかるにつれて大きくなる。夏何處かの牧場に普通の鶏卵より大きな雹が降らぬことは無く、多くの穴の明いた薄いたタン板は雹の重さ及び透過力の證據となる。雹は、氣壓示度が變化のない不安定な氣壓状態を示してゐる時に主として發生する。旋風又は其氣配のある場合には殆ど一様に雹を伴ひ、東岸で

は降雹する雲は著しいセピア色をしてゐることが屢々ある。

一三 氣 壓

濠洲の平均年氣壓(海面水準及標準重力に訂正せる)は北緯の二九・八〇時、中央部二九・九二時から南部の三〇・〇三時に變化してゐる。一月平均氣壓は北部及中央部の二九・七〇時から南部の二九・九五時に昇降する。七月平均氣壓はグーウィン二九・九〇時からアリスプリングス三〇・一一時に昇降する。平均水準及標準重力に訂正した氣壓示度は大陸内地の高氣壓下では三〇・七八時の高位に昇り(一九〇一年七月二十八日カルグーリー)、二七・五五時に低下した。この最低記録は一九一八年一月二十一日の熱帯颶風マツケイで行はれたものである。二七・八八時といふ殆ど同一の異常示度が一九一八年三月十日似よつた暴風中インニスフェールで記録された。濠洲州府の平均氣壓は挿入圖表に示す。

一四 風

(一) 貿易風 前述の如く濠洲の特色ある二つの風は東南と西方の貿易風である。此風の吹く地球大氣帯は明かに赤道南北の太陽黃道に從つて移るので、其の影響を受ける大陸地域は季節の異なるにつれて相異する。夏期には高氣壓帯は非常に高緯度を過ぎ、それにより南緯三〇度迄南方に東南貿易風を齎す。西方貿易風は濠洲南部へ可成り遠く退去し、暑熱月に現れることは稀である。太陽の通路が赤道北部へ移ると、東南貿易風はそれに從ひ、冬の大部分熱帯北部に影響するに止まる。西風は同時期に緯度の低い方に及び、レウインからホウ岬に至る大陸南部地域を吹き、ある季節には著るしく執拗、強力で、殆ど熱帯緯度に迄入込むことがある。

(二) 陸風及び海風 次に重要な風は陸風及び海風である。東海岸では東北から来る海風は全力を擧げて来る時には、夏期の午後には屢々強風となり、普通午後三時測定の高時速は三五―四〇哩に達する事が珍らしくない。此風は強力ではあるが、普通深さが浅く、九―一二哩以上は内陸へ入らない。

東岸の陸風は夜間西方から吹出す。大陸西岸では方向が反對である。海風は西南から来り、陸風は東北から吹く。

(三) 内陸風 内陸では、風向は主として氣壓の季節的變化によつて變り、冬季は大陸中央部から外へ螺旋形に吹く風を生じ、夏季は海岸から中央部へ向つて螺旋をなして吹く傾きがある。

(四) 各州首府の風向 キャンベラでは主として東及び西北の方向から吹き、東風は幾分多く午前中に吹き、西北風は午後及び寒冷な半年期に吹く。

パースでは、南風(西南乃至東南)が八月から四月に、北北西乃至北北東の風が眞冬に吹く。アデレードでは、夏は西南及び南から、冬は北東から北へかけての風が吹く。

ブリスベーンでは、東南風が一年中、特に一月から四月にかけて吹く。シドニーでは五月から九月の間、西風が吹き、他の七ヶ月は東北風が吹く。

メルボルンの冬風は西北から東北へかけ、夏は西南から東南へかけて吹くが、北風も幾分ある。

ホバートでは一年中の主要風向は西北である。

濠洲の大部分では、一月は最も風のある月、即ち平均して最も強い風の吹く月であるが、最も猛烈な暴風は一年の他の時期に生じる。但し其は緯度の異なるに從つて吹く時を異にする。

一五 颶風及び暴風雨

濠洲の「氣候條件」は普通穏かなもので、破壊的な颶風が各地、特に海岸地方を訪れたことはあるが、それは稀で、當然變則的なものとすべきであらう。

冬期中、大陸南岸は南方低氣壓帯のV字型低氣壓から發生する颶風の暴風に見舞はれ、特に西濠洲西南部一帯から南濠洲東南部迄に亘り、ビクト

リア海岸線を含むバス海峡及びタスマニア西岸にかけて非常に烈しく感じられる。當然、これら颶風から生じる一層狂暴な風は其北半部又は颶風が西北から西南へ循環する地方に經驗される。

クインズランド東海岸には東北熱帯地方から颶風の襲來を受ける。年初四ヶ月間、これらの颶風は南太平洋諸島近隣に發生するものゝ如く、その進路は、最初は西南へ向かひ、最後には東南へ向つて拋物線状をなしてゐる。だが、其大部分はニューカレドニア東部で其進路を曲げ、濠洲に達するもの割合は極く僅かである。

「ワイリ・ワイリス」Wairi Whiris として知られてゐる非常に烈しい颶風が十一月から四月へかけ特に西濠洲西北岸に襲來する。此はケンブリッジ灣附近の洋上に發生し、勢ひを得て南緯二〇―二二度間のコサック及びオンズロウ近くでその全力を發揮し、西南方に進行する。この暴風雨は東北熱帯地方から吹く風と同じく非常に狂暴で破壊的であり、眞珠貝採取者に大恐慌を來たさしめる。最大の風速は東北乃至東風を伴ふ颶風の東南象限中に見られるのが普通である。この暴風は西北岸を離れてから海岸線に沿つて南方へ進行するか、或は大陸を横切つて濠洲大灣へ進むかする。後者の場合に其進んだ跡は、例へばワイムタリクで二十四時間に一回の雨で二九・四一時を記録した程の急流の如き雨に襲はれる。西濠洲北方内地では同様な暴風雨から一〇時及び其以上の降雨が記録されることが屢々ある。

烈しい颶風及び濠洲東部の特徴をなす「サウザリー・ペースター」(South Party bursters)に就つての詳細は既刊本年鑑第六卷八四―八六頁参照。「濠洲の颶風及びそれに類する暴風雨」に關する特別寄稿は本年鑑第一六卷八〇―八四頁に掲載。

一六 濠洲の氣候に對する諸影響

(一) 概 説 植民の進歩が全體としての氣候に具體的な影響を與へたか否かを確めるには、濠洲の歴史はあまりに新しく、土地も充分に利用されてはゐない。だが、地方的な變化は生じてをり、移住と土地處理とは











月	観測年数	水蒸気		相對濕度(%)			雨		量(時)		結露	
		午前九時平均	午後九時平均	最高平均	最低平均	月平均	日平均	月降雨最大日	月降雨最少日	一日最大雨量		
一月	二	0.61	0.47	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
二月	二	0.57	0.43	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
三月	二	0.53	0.39	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
四月	二	0.49	0.35	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
五月	二	0.45	0.31	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
六月	二	0.41	0.27	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
七月	二	0.37	0.23	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
八月	二	0.33	0.19	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
九月	二	0.29	0.15	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
十月	二	0.25	0.11	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
十一月	二	0.21	0.07	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
十二月	二	0.17	0.03	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七
年平均	二	0.36	0.22	76	79	1.9	6.6	1.6	1.9	2.9	4.7	七

六三

濃度・降雨・結露

(a) 資料なし (b) 元/一九三三、三/一九三三 (c) 一九/一九三三、四/一九三三 (d) 一三/一九三三 (e) 年合計

年	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
濃度	55.5	56.3	56.1	54.8	57.6	56.6
降雨	45.0	49.7	55.5	62.5	71.1	56.8
結露	73.0	63.2	68.8	77.7	83.4	72.7
日平均	1.8	2.0	2.1	2.2	2.3	2.1
日最大	5.9	6.6	7.1	7.5	8.1	6.8
日最少	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年合計	55.0	59.2	64.8	71.1	77.4	66.3

日照

月	観測年数	平均氣温(華氏)			日最高氣温の極低	絕對較差	日照最高	草中最低	平均日照時間
		平均	最高	最低					
一月	二	32.4	46.4	19.0	27.4	27	17.7	17.7	170
二月	二	33.1	47.1	19.7	27.4	28	17.7	17.7	170
三月	二	36.0	50.0	22.6	27.4	29	17.7	17.7	170
四月	二	47.0	61.0	32.6	27.4	30	17.7	17.7	170
五月	二	59.7	73.7	45.7	27.4	31	17.7	17.7	170
六月	二	65.2	79.2	51.2	27.4	32	17.7	17.7	170
七月	二	71.1	85.1	57.1	27.4	33	17.7	17.7	170
八月	二	76.7	90.7	62.7	27.4	34	17.7	17.7	170
九月	二	79.5	93.5	65.5	27.4	35	17.7	17.7	170
十月	二	73.0	87.0	59.0	27.4	34	17.7	17.7	170
十一月	二	62.5	76.5	48.5	27.4	33	17.7	17.7	170
十二月	二	55.1	69.1	41.1	27.4	32	17.7	17.7	170
年平均	二	59.9	73.9	53.9	27.4	33	17.7	17.7	170

六二







観測年数	月	水汽気量		相對湿度(%)			降雨		量(吋)		一日最大雨量	結露平均日数
		午前九時平均	午後九時平均	最高平均	最低平均	月平均	月平均日数	月最大雨量	月最小雨量			
一年以上	平均	0.47	0.47	61	61	61	3.3	2.8	0.00	0.00	2.6	9.9
	一月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	二月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	三月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	四月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	五月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	六月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	七月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	八月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	九月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	十月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	十一月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7
	十二月	0.47	0.47	55	55	55	4	2.5	0.00	0.00	1.7	2.7

(a) 一年以上 (b) 種々な年月

アデレード (南澳洲) 南緯三四度五六分、東經一三八度三五分、海拔一四〇呎

氣壓・風・蒸發・電光・雲量・晴天日数

観測年数	月	華氏三二度海拔標準重力打正午後九時午後三時		一日最大雨量	平均風速(吋度)	風向		平均蒸發量(吋)	電光日数	午前九時午後三時平均雲量	晴天日数
		午前九時	午後三時			午前九時	午後三時				
一年計	平均	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	一月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	二月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	三月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	四月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	五月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	六月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	七月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	八月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	九月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	十月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	十一月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7
	十二月	59.95	59.95	1.9	0.7	北東	南西	9.2	2.5	4.9	8.7

(a) 10/4/6, 11/8/6







プリズベーン (タインストランド) 南緯二七度二八分、東經一五三度一分、海拔一二七呎

氣壓・風・蒸發・電光・雲量・晴天日數

観測年数	月	標準重力訂正午後三時		一日最大風速 (m)	平均時 (氣壓封度)	風		平均蒸發量 (吋)	日電光數	午前九時		晴天日數
		氣壓示度	氣壓示度			總哩數	午前九時			午後三時	平均雲量	
年計	平均	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	四・六六六	一〇・二二二	四・六六六	南	一・四九九	六・六六六	六・六六六	四・五五五	二・九九九
十二月	十二月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	五・二七二	一〇・二二二	五・二七二	南	七・〇七〇	九・九九九	九・九九九	五・二二二	二・九九九
十一月	十一月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	四・八八八	一〇・二二二	四・八八八	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	四・八八八	二・九九九
十月	十月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	四・四四四	一〇・二二二	四・四四四	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	四・四四四	二・九九九
九月	九月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	四・〇〇〇	一〇・二二二	四・〇〇〇	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	四・〇〇〇	二・九九九
八月	八月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	三・六六六	一〇・二二二	三・六六六	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	三・六六六	二・九九九
七月	七月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	三・二二二	一〇・二二二	三・二二二	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	三・二二二	二・九九九
六月	六月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	二・八八八	一〇・二二二	二・八八八	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	二・八八八	二・九九九
五月	五月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	二・四四四	一〇・二二二	二・四四四	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	二・四四四	二・九九九
四月	四月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	二・〇〇〇	一〇・二二二	二・〇〇〇	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	二・〇〇〇	二・九九九
三月	三月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一・六六六	一〇・二二二	一・六六六	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	一・六六六	二・九九九
二月	二月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一・二二二	一〇・二二二	一・二二二	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	一・二二二	二・九九九
一月	一月	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一・〇〇〇	一〇・二二二	一・〇〇〇	南	六・六六六	八・八八八	八・八八八	一・〇〇〇	二・九九九
観測年数	平均	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	四・六六六	一〇・二二二	四・六六六	南	一・四九九	六・六六六	六・六六六	四・五五五	二・九九九

(a) 一九一四年八月以前の記録は確實性乏しきを爲除く

氣温・日照

観測年数	月	平均氣温 (華氏)		最高	最低	絕對較差	氣温の極値 (華氏)		平均日照時間
		平均最高	平均最低				日照最高	年中最低	
年計	平均	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
十二月	十二月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
十一月	十一月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
十月	十月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
九月	九月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
八月	八月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
七月	七月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
六月	六月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
五月	五月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
四月	四月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
三月	三月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
二月	二月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
一月	一月	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七
観測年数	平均	七六・〇	五八・八	一〇八・九	一四・三	七三・八	一六・〇	三三・九	二・七・七

(a) 九・八・六、五・一・〇 (b) 二・三・八、四・二・八 (c) 二・三・七、四・一・〇 (d) 年合計



湿度・降・雨・結露

月	觀測年數	水汽張力(吋)		相對濕度(%)		月平均		月最大雨量		月最小雨量		一日最大雨量	日結露平均數
		午前九時	午後九時	最高平均	最低平均	平均降雨量	日平均降雨量	最大雨量	最小雨量				
一	五	0.65	0.65	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
二	五	0.64	0.64	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
三	五	0.63	0.63	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
四	五	0.62	0.62	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
五	五	0.61	0.61	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
六	五	0.60	0.60	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
七	五	0.59	0.59	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
八	五	0.58	0.58	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
九	五	0.57	0.57	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
十	五	0.56	0.56	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
十一	五	0.55	0.55	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
十二	五	0.54	0.54	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5
年	五	0.59	0.59	75	75	0.6	0.6	0.3	1.8	0.3	1.8	2.7	5

(a) 一八六三、一八六九、一八七〇 (b) 種々の年月 (c) 一八七〇、一八七二、一八七三

シドニー (ニューサウスウェールズ) 南緯三三度五二分、東經一五一度二分、海拔一三八呎  
 氣壓・風・蒸發・電光・雲量・晴天日數

月	觀測年數	華氏三二度海抜標準氣壓(吋)	一日最大風數	風 (a)		平均蒸發量(吋)	日電數	午前九時平均雲量	午前九時晴天日數
				平均時氣壓(封度)	總哩數				
一	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
二	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
三	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
四	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
五	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
六	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
七	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
八	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
九	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
十	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
十一	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
十二	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8
年	五	30.8	7	0.6	7	5.8	5.1	5.8	4.8

(a) 初期起算一九二九年訂正。一八六七年——一八八五年九月、二〇%減、一八八五年九月——一九一三年三月、一〇%減







マルボロン (ビクトリア) 南緯三七度四九分、東經一四四度五八分、海拔一一五呎

氣壓・風・蒸發・電光・雲量・晴天日數

觀測年數	月	華氏三二度海抜 標準重力訂正午後三時 氣壓示度		一日最大風數	平均時 氣壓(封度)	風		平均蒸 量(吋)	電 光 日 數	午前九時 午後三時 平均雲量時	晴天 日 數
		△	△			風 向	風 速				
年 平 均 值	計	50.3	50.3	5.5	30.3	北	南	5.2	1.7	5.9	50.3
十二月	十二月	50.8	50.8	7.5	30.6	南	南	5.7	2.0	5.5	48
十一月	十一月	50.9	50.9	5.5	30.5	北	南	5.5	1.8	5.8	48
十月	十月	50.0	50.0	2.5	30.3	北	北	5.3	1.3	6.1	48
九月	九月	50.9	50.9	2.5	30.8	北	北	5.9	0.9	6.3	48
八月	八月	50.9	50.9	2.5	30.8	北	北	5.9	0.9	6.3	48
七月	七月	50.8	50.8	2.5	30.8	北	北	5.8	0.9	6.3	48
六月	六月	50.8	50.8	2.5	30.9	北	北	5.8	0.9	6.3	48
五月	五月	50.8	50.8	2.5	30.6	北	北	5.8	0.9	6.3	48
四月	四月	50.8	50.8	2.5	30.6	北	北	5.8	0.9	6.3	48
三月	三月	50.8	50.8	2.5	30.6	北	北	5.8	0.9	6.3	48
二月	二月	50.8	50.8	2.5	30.6	北	北	5.8	0.9	6.3	48
一月	一月	50.8	50.8	2.5	30.6	北	北	5.8	0.9	6.3	48
年 平 均 值	計	50.3	50.3	5.5	30.3	北	南	5.2	1.7	5.9	50.3

(a) 二一年間訂正 一九一九—一九三九年を含む

氣 温・日 照

觀測年數	月	平均氣温(華氏)		日 高	日 高	最 低	最 低	絕對較差	氣 温 の 極 値 (華氏)		平均日 照時間
		平均最高	平均最低						最高	最低	
年 平 均 值	計	57.7	57.7	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
十二月	十二月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
十一月	十一月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
十月	十月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
九月	九月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
八月	八月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
七月	七月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
六月	六月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
五月	五月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
四月	四月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
三月	三月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
二月	二月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
一月	一月	57.3	57.3	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1
年 平 均 值	計	57.7	57.7	11.1	11.1	31.0	31.0	17.5	11.1	31.0	11.1

(a) 二七/八公時 三/八七

(b) 年合計



湿度・降雨・結露

観測年数	月	水蒸気		相對湿度(%)		月平均	日平均	月最大雨量	月最小雨量	量(吋)		日結露平均
		午前九時	午後九時	最高平均	最低平均					一日最大雨量	結露平均	
三	一	0.66	0.66	75	75	1.6	8	1.6	0.0	1.9	2.7	三
	二	0.64	0.64	75	75	1.5	7	1.9	0.0	1.8	2.3	三
	三	0.65	0.65	75	75	1.7	9	1.9	0.0	1.9	2.5	三
	四	0.69	0.69	75	75	1.7	9	1.9	0.0	1.9	2.5	三
	五	0.60	0.60	75	75	1.7	9	1.9	0.0	1.9	2.5	三
	六	0.56	0.56	75	75	1.8	10	1.9	0.0	1.9	2.5	三
	七	0.57	0.57	75	75	1.8	10	1.9	0.0	1.9	2.5	三
	八	0.56	0.56	75	75	1.8	10	1.9	0.0	1.9	2.5	三
	九	0.57	0.57	75	75	1.8	10	1.9	0.0	1.9	2.5	三
	十	0.57	0.57	75	75	1.8	10	1.9	0.0	1.9	2.5	三
	十一	0.55	0.55	75	75	1.8	10	1.9	0.0	1.9	2.5	三
	十二	0.56	0.56	75	75	1.8	10	1.9	0.0	1.9	2.5	三
年 平均	計	0.58	0.58	75	75	1.8	10	1.9	0.0	1.9	2.5	三

ホバート (タスマニア) 南緯四二度五三分、東經一四七度二〇分、海拔一七七呎  
 気圧・風・蒸發・電光・雲量・晴天日数

観測年数	月	華氏三二度海抜 標準重力訂正午後 九時示度	一日最大風速	風		午前九時	午後三時	平均蒸發量(吋)	日電光	午前九時 午後三時 平均雲量	晴天日数
				平均時	總風速						
三	一	29.85	50	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	二	29.96	45	5.1	北北西	南東	4.7	1.0	6.0	三	
	三	29.85	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	四	29.97	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	五	29.99	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	六	29.97	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	七	29.95	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	八	29.92	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	九	29.85	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	十	29.83	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	十一	29.87	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
	十二	29.83	52	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	
年 平均	計	29.89	50	5.1	北北西	南東	4.8	1.0	6.0	三	



月	平均氣温(華氏)		日蔭氣温の極値		氣温の極値(華氏)		平均日照時間
	平均最高	平均最低	最高	最低	日照最高	草中最低	
一月	七九	五八	一〇〇	三三	七六	一九	一五八
二月	七二	五三	一〇四	三〇	八〇	一〇	一五三
三月	七九	五九	一〇九	二七	八五	一〇	一五八
四月	八六	六六	一一四	二四	九〇	一〇	一六三
五月	九三	七三	一二〇	二一	九五	一〇	一六八
六月	一〇〇	八〇	一二六	一八	一〇〇	一〇	一七三
七月	一〇七	八七	一三二	一五	一〇五	一〇	一七八
八月	一一四	九四	一三八	一二	一一〇	一〇	一八三
九月	一二一	一〇一	一四四	九	一一五	一〇	一八八
十月	一二八	一〇八	一五〇	六	一二〇	一〇	一九三
十一月	一二一	一〇一	一四四	三	一一五	一〇	一九八
十二月	一一四	九四	一三八	〇	一一〇	一〇	二〇三
年平均	一〇九	八八	一二〇	一五	一〇〇	一〇	一八〇

(a) 機械不全の爲、初期記録無数 (b) 毛/英、一/〇〇 (c) 五/公、二/〇五 (d) 一/公、一/五五 (e) 一/公、一/五五 (f) 年合計

湿度・降雨・結露

月	水蒸気		相對湿度(%)		雨		量(吋)		結露
	平均	相対	最高平均	最低平均	月最大雨量	月最小雨量	一日最大雨量	平均日数	
一月	〇・三六	五九	七三	四七	五・九	〇・〇三	二・六	〇・六	一・五
二月	〇・三三	五七	七二	四六	九・五	〇・〇七	四・五	一・五	一・五
三月	〇・三〇	五五	七〇	四五	七・〇	〇・〇三	三・七	一・五	一・五
四月	〇・二七	五三	六八	四四	八・〇	〇・〇七	五・〇	一・五	一・五
五月	〇・二四	五一	六六	四三	八・五	〇・一〇	五・三	一・五	一・五
六月	〇・二一	四九	六四	四二	八・五	〇・一三	五・三	一・五	一・五
七月	〇・一八	四七	六二	四一	八・五	〇・一六	五・三	一・五	一・五
八月	〇・一五	四五	六〇	四〇	八・五	〇・二〇	五・三	一・五	一・五
九月	〇・一二	四三	五八	三九	八・五	〇・二四	五・三	一・五	一・五
十月	〇・一〇	四一	五六	三八	八・五	〇・二八	五・三	一・五	一・五
十一月	〇・〇七	三九	五四	三七	八・五	〇・三二	五・三	一・五	一・五
十二月	〇・〇四	三七	五二	三六	八・五	〇・三六	五・三	一・五	一・五
年平均	〇・二五	四七	六四	四二	八・五	〇・一五	五・三	一・五	一・五

(a) 三/五にも四・六

第三節 濠洲に於ける標準時

一八九五年以前、數個の植民地で採用した公定時は大部分各州首府の平均太陽時であつた。  
一八九二年十一月各植民地測量會議が特に標準時採用の便益を考慮す



る爲にメルボルンに開催された。この制度では、グリニチ子午線を第一子午線とし、地方標準時をグリニチ子午線の東西によつて變更せしめるやう提議された。かくて経度一五度毎に一時間變更し、分秒は各地同一とすべしとされた。

此提案を實現する爲に、濠洲を三地带に分ち各地帯の標準時は夫々東經一二〇度一三五度及び一五〇度の子午線の平均太陽時とし、グリニチ時間に従つて夫々標準時を八、九、一〇時とし、一二〇度地帯は西濠洲を、一三五度地帯は南濠洲及北部地方を、一五〇度地帯はクインズランド、ニューサウスウェールズ、ビクトリア、タスマニヤを含むべしと提議された。此問題は數次の植民地間郵便會議でも考慮され、遂に一八九四年、一八九五年に一八九二年測量會議の勸奨に従つて各植民地で夫々法制化された。

一八九八年南濠洲の法律は初期の條項を修正して、同地の標準時として東經一四二度三〇分を採用し、かくしてアデレードの標準時と東部諸植民地首府の標準時との時差は一時間乃至三十分減少したが、此制度の大きな利便である分秒の世界的同一化は失はれるに至つた。此法制化に關する詳細は次表の通り。

州	法律施行日	標準子午線	グリニチ時間
ニューサウスウェールズ	一八九五年二月一日	東經一五〇度	一〇
ビクトリア	ク	一五〇度	一〇
クインズランド	一月一日	一五〇度	一〇
南濠洲	ク	一三五度	九
南濠洲	一八九九年五月一日	一四二度	九・五
南濠洲	一八九五年十二月一日	三〇分	八
西濠洲	一八九五年九月一日	一五〇度	一〇

濠洲首都領に於ける標準時はニューサウスウェールズと同一である。濠洲横斷鐵道の開通により南濠洲、西濠洲間の時差(一・五時)は各四分の二回の變更を見ることになつた。カルグリーリヤを出發して東方に向ふと、第一回變更は二三五・一八哩離れたロウリンナで行はれ、四五分を進める。同じく四五分の第二回變更は、七九四・〇五哩離れたタークナで行はれる。それ以後では此の南濠洲標準時が用ゐられる。シドニー、メルボルン、アデレード、パースの州觀測所は天文觀測によつて時間を定める。濠洲放送委員會と協定して觀測所の時報は毎日時間を置いて數州で放送される。更に合同無電(オーストララシア)會社は一定外國放送局の時報を中繼する。

### 第三章 政治一般

#### 第一節 議會政治

#### 第二節 議會及び選舉

#### 第三節 行政及び立法

#### 第四節 議會經費

#### 第五節 政府員數

#### 第六節 濠洲駐在外國領事



# 第三章 政治 一般

## 第一節 議會政治

- 一 概説
- 二 總督及び州知事の権限と職能
- 三 總督及び州知事
- 四 内閣及び政府
- 五 議員數及び歳費
- 六 議會の法律制定

### 一 概説

聯邦及び各州の一般立法權に就ての簡單なる説明は既刊本年鑑第一三卷九二七頁、九五二頁、第二卷六四頁參照。

### 二 總督及び州知事の権限と職能

總督及び州知事の権限と職能の詳細な説明は既刊本年鑑第一八卷七八一八〇頁參照。

### 三 總督及び州知事

現總督は陸軍大將ガウリー男 General the Rt. Hon. Alexander Gore Arkwright, Baron Gowrie, V. C., P. C., G. C. M. G., C. B., D. S. O. 一九三六年一月二十三日就任。

聯邦各州知事は次の通り

- ニューサウスウェールズ……ロード・ウェイクハースト Captain the Rt. Hon. Lord Wakehurst, K. C. M. G.
- クヱートン……ウインストン・ジョージン・マジョー General Sir Winston Joseph Dugan, K. C. M. G., G. B., D. S. O.
- タスマニア……ラスリ・オーム・ウィルソン Colonel the Rt. Hon. Sir Leslie Orme Wilson, G. C. S. I., G. C. M. G., G. C. I. E., D. S. O.
- 南澳洲……チャールズ・マルコム・パークレー・ハーヴェー Sir Charles Malcolm Barelley-Harvey, K. C. M. G.

西澳洲副知事……ジェームズ・ミッチェル The Hon. Sir James Mitchell, K. C. M. G.

タスマニア……アーネスト・クラーク Sir Ernest Clark, K. C. B., K. C. M. G., G. B. E.

### 四 内閣及び政府

(一) 概説 聯邦及び州立法議會の政治機構の形式は英帝國政府を原型とし、内閣と國民代表との關係は英本國と同様である。聯邦政府の行政權は行政會議 (Executive Council) に於ける總督に、州政府の行政權は州行政會議に於ける知事に與へられる。聯邦政府及び州に於ける行政會議は、普通は内閣と呼ばれ、多數黨の政權獲得毎に變る各省長官のグループと實際上同じものである。併し、聯邦政府に於ては、ビクトリア及びタスマニアに於けると同じく、總辭職後の内閣員は引續き行政會議員であるが、もはや會議に出席しないのであつて、斯の如く純然たる形式上の政務を扱ふ場合か、又は非政治的問題に就て總督を援助乃至補佐する場合を除き會議に出席してはならない點は、事實上、政府の内閣制度の本質的特徴をなすものである。

(二) 行政會議 本機關は總督(州では知事)及び就任期間中の國務大臣から成る。國務大臣は行政會議員及び各省を管掌する大臣として任命される。其の會合は性格上公式のものであり、總督(知事)を議長とし、議事録の公式記録を作成する書記が列席する。かゝる會議に於て内閣の決定は公式のものとなつて効力を生じ、任免を確認し、議事を命じ、告知、法規の公布を行ふ。

(三) 大臣及び行政會議員の任命 技術的には總督或は知事は自己の意の儘に内閣を組織し且つ廢止し得るが、通常自己の行政會議選擇の表面的なる自由は憲法機關の機能によつて事實上制限されてゐる。内閣が議會又



は投票で敗れる場合には、必ずしも常に不動のものとはいはれないが、聯邦及び州議會では一般に、英帝國議會で行はれる手續に従ふ。内閣の就任難任に關する慣例の手續は本年第九卷九四二頁に充分述べてある。附言する必要があることは、其後の法律改正によつて大部分の州に於ては、責任大臣は任命された場合、議席を去る必要が無くなつたことである。

(四) 上下院に於ける大臣 次表は一九四〇年九月現在、上下院に議席を有する大臣の数を示す。

濠洲上下院諸大臣議席數

計	上院		下院	
	議員	大臣	議員	大臣
計	15	1	21	1
上院	15	1	21	1
下院	15	1	21	1

(a) 一九二二年截止。

(五) 内閣 (a) 概説 内閣の會合は私的で、熟議的のものである。現任大臣が出席するだけで、會議記録を外部に示す事も議事に就て何等公告も行はれない。内閣員は議會に勢力を持つ政黨の指導者で、立法の動向を指導し、國民の信頼及び彼等が諸閣僚となつてゐる總督(又は知事)の信頼をも保持しなければならぬ。又、行政會議に席を有することによつて、社會の全行政力を實際に行使する。議會の召集、閉會、解散の場合、總督(又は知事)は内閣の勅告に従ふのが通例であるが法律上の義務はない。

(b) 聯邦國務大臣 聯邦政府創立以來一九二五年に至る國務大臣の氏名に就ては本年第九卷一八八頁、八三頁参照。

(c) 州内閣 一九四〇年九月現在州内閣員氏名表は本章第三節参照。

五 議員數及び歳費

次表は一九四〇年九月現在、上下院議員數及び歳費を示す。

聯邦及び州議會議員數及び歳費 (一九四〇年)

議員數	上院		下院	
	議員	大臣	議員	大臣
計	15	1	21	1
上院	15	1	21	1
下院	15	1	21	1

(a) 一九二二年截止 (b) 選舉區域及び首府上りの距離による。

上記の「上院」(Upper House) 「下院」(Lower House) なる語は憲法では認められてゐないが、立法議會が聯邦及び數州で異つた名で呼ばれてゐるので、便宜上この語を使ふ。

六 議會の法律制定

聯邦政府では、凡ての法律は國王 (sovereign) 上院 (Senate) 及び下院 (House of Representatives) の名によつて制定される。聯邦議會が立法し得る權限を與へられた事項は憲法に列記されてある。州では、法律は上院 (Legislative Council) (タインズランドを除く) 及び下院 Legislative Assembly or House of Assembly の同意を得て國王の名で制定される。總督又は州知事は議會を通過した法案に國王の名による裁可をなす場合又は國王の特別考慮を要する議案を保留する場合には副王 (Vicerey) として行動する。州では、上下院は一般に、聯邦憲法に従つて、凡ての場合、當該州の爲に立法する權限を附與されてゐる。一定の限度内で、自州の憲法を修正、廢止若しくは變更することが出来る。州の法律が聯邦の法律に抵觸する場合は後者が認められ、前者は抵觸の範圍内で無効となる。

第二節 議會及び選舉

- 一 被選舉人及び選舉人資格
- 二 聯邦政府
- 三 聯邦選舉
- 四 聯邦民投票
- 五 ニューサウスウェールズ議會
- 六 ビクトリア議會
- 七 クイーンズランド議會
- 八 南濠洲議會
- 九 西濠洲議會
- 一〇 タスマニア議會

一 被選舉人及び選舉人資格

本年第九卷第一三卷「政治一般」第四節の概要には、聯邦、州議會に關する一九二〇年現行の細目が述べてあり、各院の議員及び選舉人に必要な資格を明示してある(其の大意は一九四〇年にも適用されるものであるが、一九二二年にタインズランドが上院を廢した點に注意すべきである)。更に、一九二五年聯邦議會は人種的理由により無資格なりしもの、(a) 英領印度人及び (b) 歸化者を資格者と認める法律を通過した事を想起しなければならぬ。議員又は選舉人として除かれてゐる無資格者は精神異常者、叛逆による私権喪失者、一定犯罪により有罪宣告を受けし者、又、議員資格に就ては王の下に所得の場所を有し、政府より給與を受けざる者、二十五人以上の法人會社の一員たる場合を除き政府の契約に金錢上の利益關係を有する者又は未解除破産者は資格を有しない。

二 聯邦政府

上院は三名より成り、各原州より六名宛選出される。本議員は六年の任期で選ばれるが、憲法の條項によつて半数は第三年度末毎に退任する。但し再選される資格はある。憲法に依り、下院議員全定員數は出來得る限り上院の約二倍でなければならない。下院に於ては、州人口數に基づき代

表され、一九四〇年九月には次の如くであつた。—ニューサウスウェールズ二八名、ビクトリア二〇名、タインズランド一〇名、南濠洲六名、西濠洲五名、タスマニア五名、北部領一名、計七五名。北部領を代表する議員は討論には参加できるが、同領の命令を無効とする動議の提出された場合若しくはかかる動議の修正の行はれる場合を除いて投票の權利がない。憲法は各原州に對して五名を最小限としてゐる。下院議員の任期は三年を限度とする議會存続期間に限られる。上院議員選出に際しては、一州全體が選舉區とされる。下院選舉の場合、州は其の州の定員數と同數の定員一名の選舉區に區分される。兩院議員は男女成年選舉によつて選出される。兩院に關する此以上の點は既刊本年鑑に掲載されてゐる。

三 聯邦選舉

聯邦創立以後、十五次の議會が終了した。一九一三年七月九日開會された第五次議會は幾分異常的狀態下に一九一四年七月三十日に解散された。憲法第五七條によつて、下院が通過せしめた法律案を上院が通過させないか、或は修正を加へて通過させ且下院が三ヶ月の期間の後に右の法律案を上院の修正を認めた上、又は除いて通過させ、上院が第二回目に其れを否決、又は下院の同意しない修正を附して通過せしめた場合、總督は同時に兩院を解散することができる。聯邦の歴史に於て初めて上院下院が難局に面したのは第五次議會の第二會期で、上記憲法條項によつて兩院とも總督により解散された。一九二七年迄の議會はメルボルンで、現在ではキャンベラに開かれ、キャンベラ議事堂最初の會合は一九二七年五月九日ヨーク公臨場の下に開かれた。第十五次議會第一會期は一九三七年十一月三十日に開かれた。一九二五年以後の聯邦選舉に就ては次表参照。

聯邦選舉

年月日	上院		下院	
	議員	大臣	議員	大臣
一九二二年	15	1	21	1
一九二七年	15	1	21	1
一九三二年	15	1	21	1
一九三七年	15	1	21	1
一九四〇年	15	1	21	1







ビクトリヤ選挙 上院

年 度	有 権 者 数		競争選挙区有権者数	投票者数	競争選挙区投票者の対有権者比	
	男	女			男	女
一九三三	四三、七〇〇	四三、七〇〇	二六、七二二	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九三五	四九、五〇〇	四九、五〇〇	二七、七五五	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九三六	四四、一六八	四四、一六八	二六、一六八	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九三九	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九四〇	四九、五〇〇	四九、五〇〇	二七、七五五	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九四一	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九四二	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九四三	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九四四	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九四五	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九四六	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二
一九四七	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七	二九、七二

下院

年 度	有 権 者 数		競争選挙区に於ける投票者の対有権者比
	男	女	
一九三三	四三、七〇〇	四三、七〇〇	二六、七二二
一九三五	四九、五〇〇	四九、五〇〇	二七、七五五
一九三六	四四、一六八	四四、一六八	二六、一六八
一九三九	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇
一九四〇	四九、五〇〇	四九、五〇〇	二七、七五五
一九四一	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇
一九四二	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇
一九四三	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇
一九四四	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇
一九四五	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇
一九四六	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇
一九四七	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇

一九〇八年の成人普通選挙法によつて選挙権は女子に擴張され、又選挙投票は一九二六年下院、一九三五年上院の選挙から義務制となつた。

七 クインスランド議會

(一) 構成 前述の如くクインスランド上院は一九二二年に廢止さ

(二) 選挙 クインスランドに責任政府設立されてより、二十七次の議會が終了し、最終議會は一九三八年三月五日に閉會した。第一議會の閉會日は諸説區々で、下院の投票及び議事録によれば同院が最初に閉會したのは、議員が誓約し議長が選出された一八六〇年五月二十二日であつた。併し知事は當日出席できなかったが、一八六〇年五月二十九日に滞りなく

クインスランド下院選挙

年 度	有 権 者 数		投票者数	競争選挙区に於ける投票者の対有権者比	
	男	女		男	女
一九三三	四三、七〇〇	四三、七〇〇	二六、七二二	四七、〇〇八	五九、〇七
一九三五	四九、五〇〇	四九、五〇〇	二七、七五五	四七、〇〇八	五九、〇七
一九三六	四四、一六八	四四、一六八	二六、一六八	四七、〇〇八	五九、〇七
一九三九	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七
一九四〇	四九、五〇〇	四九、五〇〇	二七、七五五	四七、〇〇八	五九、〇七
一九四一	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七
一九四二	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七
一九四三	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七
一九四四	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七
一九四五	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七
一九四六	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七
一九四七	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	二九、〇〇〇	四七、〇〇八	五九、〇七

一九〇七年度選挙はクインスランドに於て初めて女子の参加した州選挙であつた。其特権は一九〇五年選挙法改正法によるものである。

八 南濠洲議會

(一) 構成 本州には二〇名より成る上院及び三九名より成る下院 (House of Assembly) があり、兩院とも選挙による。本州は五地区に分たれ、上院に對して夫々四名の議員を選出し其中二名は交互に離任する。下院は三九區で夫々一名を選出する。一九三八年以前には一九區を代表する

出席し、開院演説を行つた。

一九一五年五月施行の選挙に、義務投票制の原則が濠洲最初に採用された。一九三八年度選挙に登録された有権者数の九二・五％が投票した。一九三三―三八年の選挙に関する統計は次の如し。

四六名が存在した。優先投票制は行はれてゐるが、投票は義務的ではない。

(二) 選挙 南濠洲に責任政府設立されてより、二八次の議會終了し、第一議會は一八五七年四月二十二日に開會した。第二十八議會は一九三三年七月六日に開かれ、其期間は一九三三年憲法 (議會會期五年) によつて三年から五年に延長された。同議會は一九三八年二月十一日に閉會され、第二十九議會は一九三八年五月十九日に開かれた。議會會期五年は一九三九年憲法修正法 (第二) により廢止され、再び三年に復歸した。最近六回の投票に関する詳細は次の如し。



南 濠 洲 選 舉

年 度	有 権 者 数		院 計	投 票 者 数		競 争 選 挙 区 に 於 け る 投 票 者 の 對 有 権 者 比	
	男	女		男	女	男	女
一九二一	六九,九六六	三三,〇三三	九,〇四六	二,〇三九	六四・三三	五九・六六	六二・七〇
一九二〇	六七,四三三	三三,〇一八	八,四四七	一〇,〇三三	六四・七九	五九・九四	六三・〇三
一九一九	一〇〇,三五六	七〇,三五六	一七,七七二	七,七七三	六七・五五	五九・九二	六五・〇六
一九一八	(a)	(a)	一三,三三三	一〇,〇三〇	(a)	(a)	七五・〇六
一九一七	(a)	(a)	一三,二二五	九,二二五	(a)	(a)	七〇・三三
一九一六	六二,二一九	三三,〇三三	三九,二二五	九,二二五	七三・九三	六三・〇三	七〇・三三
一九一五	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九一四	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九一三	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九一二	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)

(a) 不明。  
南濠洲は女子普通選挙権を認めた最初の州であり(一八九四年憲法改正法による)、同選挙権は一八九六年四月二十五日の下院選挙に際して初めて行使された。

九 西 濠 洲 議 會  
(一) 構 成 本州の兩院は選挙制である。上院は三〇名の議員を有

し、各十地区が三名を選出し、其中一名は二年目に離任する。二年毎に選出される議員は六年間其任にあり、六年後に自然的に離任する。下院は五〇名から成り、議員は五〇選挙区から選出される。下院議員の任期は三年である。  
(二) 選 舉 西濠洲に責任政府設立されてより一六次の議會が終了し、其第一議會は一八九〇年十二月三十日に開かれ、第十七議會は一九三

西 濠 洲 選 舉

年 度	有 権 者 数		院 計	投 票 者 数		競 争 選 挙 区 に 於 け る 投 票 者 の 對 有 権 者 比	
	男	女		男	女	男	女
一九一八	五三,八三三	一九,〇七六	七三,八八八	二四,八七二	五二・九九	四一・五五	五〇・五九
一九一七	五〇,三五一	一八,九七二	七三,五八八	二〇,一九一	五二・九九	四一・五五	五〇・五九
一九一六	五七,四五四	一九,八八九	七七,四四三	二七,二二二	五三・三九	四二・五五	五二・六六
一九一五	六二,一六八	三三,三三三	八四,九九一	三二,五五五	五二・九九	四二・五五	五二・六六
一九一四	六三,四〇七	三二,九六七	八五,九九四	一八,四七九	五二・九九	四二・五五	五二・六六
一九一三	六三,九九三	三三,四一九	八六,四二二	一九,一三三	五二・九九	四二・五五	五二・六六
一九一二	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九一〇	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九〇九	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九〇八	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九〇七	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九〇六	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九〇五	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九〇四	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九〇三	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九〇二	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
一九〇一	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)

九年三月十八日に選出された。西濠洲の優先投票制は本年第六卷一一八

四頁に記載されてある。最近の兩院選挙に關する詳細は次表の通り。

女子選挙権は一八九九年の選挙法で認められた。濠洲議會に選出された最初の婦人議員は本州に於ける一九二一年度選挙で選ばれた。下院選挙投票は一九三六年十二月に義務制となり、其第一回選挙は一九三九年三月十八日に施行された。  
(三) 聯邦脱退人民投票 一九三三年四月八日西濠洲民は州の聯邦よりの脱退を歴例的に賛成する投票を行った。賛成一三三、六五三票、反対

一七〇、七〇六票。  
一〇 タスマニア議會  
(一) 構 成 タスマニアには選挙制による上院及び下院(House of Assembly)がある。上院は一八名の議員より成り、任期六年、一五區から一ホバート三名、ロウンセストン二名、其他一三區一名宛選出される。



年に三名宛選任し、上院は全體を解散することはできない。聯邦選舉區に應じて下院選舉區は五地區に分れ、夫々六名を選出し、一九〇九年度選舉からは比例代表制により選舉される（本年憲法第六卷一八五頁參照）。下院の期間は一九三六年憲法によつて三年から五年に延長された。

一九二四年及び一九二五年に再度、下院は財政法案修正に關する上院の權限を不當なりとし、一時的成功を収めたが、事件は一九二六年の憲法によつて落着した。同法によれば財政法案は總て下院に於て發議され、財政

タスマニヤ選舉 下院

年 度	有 權 者 數		計	投 票 者 數		計	競 爭 選 舉 區 に 於 け る 投 票 者 の 對 有 權 者 比	
	男	女		男	女		男	女
一九三三	五、八六六	五、五九一	一一〇、五九九	六、四七五	六、一〇六	六、九〇	六、九〇	六、九〇
一九三二	五、六七〇	五、三三三	一一〇、〇六一	四、三三三	三、二五五	七、二八一	六、一〇六	六、一〇六
一九三〇	五、〇五六	五、八六六	一一〇、九六一	四、七九〇	五、九九九	六、一〇六	六、一〇六	六、一〇六
一九二九	五、〇三〇	五、七〇六	一一〇、七〇三	四、七九〇	五、二二五	六、一〇六	六、一〇六	六、一〇六
一九二八	五、八八〇	五、八〇〇	一一〇、七〇三	五、六七〇	五、九九九	六、一〇六	六、一〇六	六、一〇六
一九二七	六、三三三	五、七七八	一一〇、〇〇一	六、八〇〇	六、五〇〇	六、一〇六	六、一〇六	六、一〇六

法案投票は總て知事の勸告を得べきこと、上院は公金の割當で、若しくは所得税又は地租税率の決定以外の法案を修正し得ることになつた。上院は公金の割當でに關する條項を挿入し或は州民に負擔を課し又はそれを増大する權限を持たない。

(二) 選 舉 タスマニヤ第一議會は一八五六年十二月二日に開會され、一八六一年五月八日に閉會された。責任政府創始以來、二五次の議會が終了した。最近六回の下院選舉投票の詳細は次表の通り。

一 聯邦議會

現在の上院議員は時を異にして選出されたのであるが、一九三九年政終競爭選舉に就ては次の如し。一 有權者數一二、〇二三名、投票數一〇、一一二票、投票者數の對有權者數比八四・一一。

一九〇三年憲法改正法によつて女子に選舉權が認められ、一九二八年選舉法の可決と共に義務投票制が實施された。

第三節 行政及び立法

- 一 聯邦議會
- 二 總督及び内閣
- 三 州内閣
- 四 立法經過

聯邦第一議會は總督ホープタウン伯(後にリンスゴウ侯に昇爵)によつて一九〇一年四月二十九日付布告により召集され、國王陛下が特に遠洲に派遣されたコーンウォール及びヨーク公殿下によつて翌年五月九日に開院された。首相はサー・エドマンド・バートンであつた。

次表は聯邦成立以降の會數及び存続期間を示す。

聯邦議會

議 會	開 院 年 月 日	閉 院 年 月 日
第一	一九〇一年五月九日	一九〇三年十一月二十三日
第二	一九〇四年三月二日	一九〇六年十一月五日
第三	一九〇七年二月二十日	一九一〇年二月十九日
第四	一九一〇年七月一日	一九一三年四月二十三日
第五	一九一三年七月九日	一九一四年七月三十日(4)
第六	一九一四年十月八日	一九一七年三月二十六日
第七	一九一七年六月十四日	一九一九年十一月三日
第八	一九二〇年二月二十六日	一九二二年十一月六日
第九	一九二三年二月二十八日	一九二五年十月三日
第十	一九二六年一月十三日	一九二八年十月九日
第十一	一九二九年二月九日	一九二九年九月十六日
第十二	一九二九年十一月二十日	一九三一年十一月二十七日
第十三	一九三二年二月十七日	一九三四年八月七日
第十四	一九三四年十月二十三日	一九三七年九月二十一日
第十五	一九三七年十一月三十日	一九四〇年八月二十七日

(4) 此の時總督は内閣の勸告に基き憲法第五十七條に従ひ上下兩院の解散を行つたが、此が兩院解散の唯一の事例である。

二 總督及び内閣

次項は總督氏名及び聯邦創立以來聯邦政務を管掌した内閣の名稱を示す

(A) 總 督

Earl of Hopetoun (後 Marquis of Lintithgow) (一九〇一年一月一日—一九〇三年一月九日)

- Hallam, Baron Tenynson. (一九〇二年七月十七日—一九〇三年一月九日代理)
- Hallam, Baron Tenynson. (一九〇三年一月九日—一九〇四年一月二十一日)
- Henry Stafford, Baron Northcote. (一九〇四年一月二十一日—一九〇八年九月九日)
- William Humber, Earl of Dalkeith. (一九〇八年九月九日—一九一一年七月三十一日)
- Thomas, Baron Deunman. (一九一一年七月三十一日—一九一四年五月十八日)
- Sir Ronald Crauford Munro Ferguson. (後 Viscount Novar of Raith) (一九一四年五月十八日—一九二〇年十月六日)
- Henry William, Baron Forster of Lape. (一九二〇年十月六日—一九二五年十月八日)
- John Lawrence Baron Stonelaven. (一九二五年十月八日—一九三一年一月二十二日)
- Lieut.-Colonel Arthur Herbert Tenynson, Baron Somers. (一九三〇年十一月三日—一九三一年一月二十二日、代理)
- Sir Isaac Alfred Isaacs. (一九三一年一月二十二日—一九三六年一月二十三日)
- General Alexander Gore Arkwright, Baron Gowrie. (一九三六年一月二十三日—)

(B) 内 閣

- 1 バートン内閣 一九〇一年一月一日—一九〇三年九月二十四日
- 2 デイキン内閣 一九〇三年九月二十四日—一九〇四年四月二十七日
- 3 ワトスン内閣 一九〇四年四月二十七日—八月十七日
- 4 レイド・マッターリン内閣 一九〇四年八月十八日—一九〇五年七月五日
- 5 デイキン内閣 一九〇五年七月五日—一九〇八年十一月十三日
- 6 ファイシャー内閣 一九〇八年十一月十三日—一九〇九年六月一日
- 7 デイキン内閣 一九〇九年六月一日—一九一〇年四月二十九日
- 8 ファイシャー内閣 一九一〇年四月二十九日—一九一三年六月二十四日
- 9 タッタ内閣 一九一三年六月二十四日—一九一四年九月十七日











計	5 選挙		D		計	人口一人當り
	給料	選挙費・臨時費等	光熱動力水道	郵便電信電話		
計	六、八〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	六、八〇〇	一、〇〇〇
人口一人當り	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇

(a) 總督代理俸給 (b) 在メルボルン建物賃料二、六三九磅、利子、減債基金五、〇七九磅及臨時費一六、〇七四磅を含む (c) 總督の項を含む (d) 内務

省負擔 (e) 資料不十分 (f) 兩院 (g) 上院を含む (h) キャンベラ議事堂利子減債基金四一、四四四磅、州首府議員室維持費八、九四〇磅を含む  
最近五年間各年全經費及び一人當り經費は次表に示す。

年 度	合 計 (磅)		人口一人當り
	聯邦	州	
一九三三—三六	五五、一〇〇	一八、九〇〇	一、〇〇〇
一九三六—三九	五五、五〇〇	一九、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三九—四二	五五、八〇〇	一九、一〇〇	一、〇〇〇
一九四二—四五	五五、九〇〇	一九、二〇〇	一、〇〇〇
一九四五—四八	五六、〇〇〇	一九、三〇〇	一、〇〇〇
一九四八—五一	五六、一〇〇	一九、四〇〇	一、〇〇〇
一九五一—五四	五六、二〇〇	一九、五〇〇	一、〇〇〇
一九五四—五七	五六、三〇〇	一九、六〇〇	一、〇〇〇
一九五七—六〇	五六、四〇〇	一九、七〇〇	一、〇〇〇
一九六〇—六三	五六、五〇〇	一九、八〇〇	一、〇〇〇
一九六三—六六	五六、六〇〇	一九、九〇〇	一、〇〇〇
一九六六—六九	五六、七〇〇	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇
一九七〇—七三	五六、八〇〇	二〇、一〇〇	一、〇〇〇
一九七三—七六	五六、九〇〇	二〇、二〇〇	一、〇〇〇
一九七六—七九	五七、〇〇〇	二〇、三〇〇	一、〇〇〇
一九八〇—八三	五七、一〇〇	二〇、四〇〇	一、〇〇〇
一九八三—八六	五七、二〇〇	二〇、五〇〇	一、〇〇〇
一九八六—八九	五七、三〇〇	二〇、六〇〇	一、〇〇〇
一九八九—九二	五七、四〇〇	二〇、七〇〇	一、〇〇〇
一九九二—九五	五七、五〇〇	二〇、八〇〇	一、〇〇〇
一九九五—九八	五七、六〇〇	二〇、九〇〇	一、〇〇〇
一九九八—〇一	五七、七〇〇	二一、〇〇〇	一、〇〇〇
二〇〇〇—〇三	五七、八〇〇	二一、一〇〇	一、〇〇〇

第五節 政府職員數

濠洲に於ける政府職員數の割合は、濠洲諸州政府が鐵道軌道、水利、電燈等の國では私營事業とされる多數事業を經營してゐる爲、多くの國に比して高率である。一九三九年六月三十日現在政府職員總數は三八八、八五七人に達してゐる。此總計には臨時雇傭者、休職者、不定時雇人及び失業救済の爲の雇労働者及び政府諸事業の經營をなす法定諸團體の使用人も含む。聯邦及び州立銀行の職員も含まれる。詳細は下表の如し。

摘 要	常 勤		臨 時		計
	定 時	不定 時	定 時	不定 時	
聯邦	五七、七九	二八	三六、二五	一〇、〇〇	九六、〇四
州	七、五二	四	三〇、五八	八、八八	四六、九二
其他	五、五二	七	三〇、〇〇	一、九三	四二、〇二
總計	七〇、八三	三九	九六、八三	二〇、八一	一八七、〇三

政府職員數 (一九三九年六月三十日現在)







## 第四章 土地保有及び移住

第一節 緒言

第二節 無條件譲渡及び留保

第三節 自由保有地の無条件購入

第四節 自由保有地の条件付購入

第五節 土地法による貸下及び免許

第六節 鑛業法による貸下及び免許

第七節 集約移住地

第八節 歸還陸海軍人移住地

第九節 外國人の土地保有

第十節 移住者への貸付金

第十一節 官有地の拂下及び占有

第十二節 農場の數及び面積



# 第四章 土地保有及び移住

## 第一節 緒言

一 概説 二 州土地法規 三 北部領の土地法規 四 濠洲首都領の土地法規 五 官有地の管理及び区分 六 土地保有権の分類

### 一 概説

數州の土地保有制度に關する包括的記述は本年鑑第四卷二三五—三三三頁にあり、其後の變更は同卷以後の諸版に記されてゐる。本章では現行土地法規の主要特質の概要を述べる。本年鑑第二卷一三三—一九五頁には

### 州土地法規

官有地取得に關する各種の土地保有條件に就て説明を行つた。(現行法の概要は以下二三參照) 集約移住地、歸還兵移住地及び移住者に對する貸付金に就ては特に項目を設けてあり、各州の拂下地面積及び其他の詳細もこれに含まれてゐる。

### 二 州土地法規

本章に於て取扱はれる官有地、集約移住地、歸還兵移住地其他に關する現行法規は次表に概説す。

州	土地法規
ニューサウスウェールズ	土地法一九二八—一九三五 土地(官有地貸下整理)法一九三六
官有地	土地法一九一〇—一九三七 上部バーネット及びカーリッド移住法一九二三—一九三二 仙人掌地法一九二三—一九三六 製糖労働者選擇法一九二三—一九三六 家畜道路改修及動植物病害驅除法一九三六—一九三八
集約移住法	集約移住法一九〇六—一九三四
歸還兵移住法	集約移住法一九二八—一九三七
移住法	集約移住法一九〇四—一九三八
農業法	農業法一九〇六—一九三五
鑛山法	鑛山法一九二八—一九三七
鑛業法	鑛業法一九〇六—一九三五



鐵區貸下(確認)法一九三五	鐵山(石池)法一九三五 鐵山法一九三七	石炭及鐵油鑛業法一九二二 石油法一九二二—一九二九 鐵夫宅地貸下法一九一三—一九三〇 石炭鑛業法一九二五—一九三八
歸還兵移住法一九一六—一九三八	集約移住法一九二八—一九三四	除隊兵移住法一九一七—一九三二
移住者貸付金法	州貯蓄銀行法一九一五—一九二二 原始生産物貸付法一九一九—一九二二 集約移住法一九二八—一九三四 果實鑛業法一九二八 栽培貸付法一九三一—一九三四 農民貸付法一九三五	州貸付法一九一六—一九三三 農村開發総合貸付法一九三八 農民扶助(負債整理法)一九三五—一九三八 所得(州開發)税法一九三八 鐵線及鐵線網貸付法一九三三 有袋動物防備法一九八八—一九一三
南 洲	官 有 地 法	タ ス マ ニ ャ
官有地法一九二九—一九三九 牧場法一九三六—一九三九	土地法一九三三—一九三九	官有地法一九三五
集約移住法	集約移住法一九二七	集約移住法一九二九—一九三九
鑛業法	鑛業法一九〇四—一九三七 金洗鑛及浸漚法一九九九 石油法一九三六 鐵山取締法一九〇六	鑛業法一九二九 鑛業補助法一九二七 鐵山及工場取締法一九一五
農人移住法	除隊兵移住法一九一八	集約移住法一九二九—一九三九

農科終了生移住法	農科終了生法一九二二—一九三八	農科終了生法一九二二—一九三八
移住者貸付金法	農業銀行法一九三四 農村救済基金法一九三五	州貸付法一九三五 集約移住法一九二九 失業(原始産業者扶助)救済法一九三〇—一九三四 農民負債整理法一九三六

三 北部領の土地法規

北部領に於ける官有地に關する法規は、一九三一—三九九年の官有地令に規定され、又鑛業關係法規は、一九〇三年北部領鑛業法、一九二七—三八年鑛業令、一八九九年金浸漚法、一九一一—二〇年錫浸漚令、一九二二—二三年鑛油及び石炭令、一九三九年鑛業開發法、一九三九年に鐵山取締令、移住者貸付金關係法規は、一九三一—三八年の原始産業獎勵令に規定されてゐる。

四 濠洲首都領の土地法規

濠洲首都領に於ける官有地關係法規は一九一八—三七年土地貸下令、一九三六—三八年都市地域土地貸下令、一九二四—三二年教會土地貸下令及び一九二五—三六年の土地貸下(特殊用途)令である。

五 官有地の管理及び區分

各州には責任ある内閣大臣の所管の下に土地省があつて、一般に官有地の讓渡、占有及び管理に關する法規の施行を司る。殆んど總ての土地省の行政機能は諸州を通過し、區と稱する行政區劃に區分することによつて或程度分散されてゐる。その各土地區には一名の土地官吏の下に土地局があ

六 土地保有權の分類

各州に於て取得、占有し得る官有地の土地保有權を次表によつて示す。北部領では土地貸下(牧地及び「雜用地」を除く)は永代土地貸下が許され、牧地及び「雜用地」は夫々四二年及び二一年以内に制限せられてゐる。土地令は都會地、農業地、園地及び熱帯地の無條件永代借地權の附與を規定



し、同時に放牧、占有及び「雜」用免許證の附與をも規定してゐる。諸區  
貸下及び保有は概して各州と同様である。濠洲首都領に於ては土地貸下の

みが行はれる。

州官有地保有

ニューサウスウェールズ	無條件譲渡及び留保	無條件譲渡、留保	クインズランド
自由保有地の無条件購入	無条件譲渡、留保	無条件譲渡、留保	
譲渡、譲渡後購入、特別購入、土地改良用購入	譲渡		
自由保有地の条件付購入			
居住条件付購入、非居住条件付購入、附加条件付購入、各種借地保有の条件購入への變更、都會貸下地、郊外所有地、歸還兵特別所有地、住居向土地貸下、週末用貸下土地の購入。	居住選擇購入の爲貸下、非居住選擇購入の爲貸下、金銀地貸下、沼澤又は埋立土地条件付購入の爲貸下、マリー樹地、マリー河移住地、特殊移住地域の選擇購入の爲貸下、選擇購入用貸下への變更。		
土地法による貸下及び免許			
条件付貸下、条件付購入の爲貸下、特別条件付購入の爲貸下、農家宅地農場用、農家宅地選擇用、移住用貸下特別貸下、年度貸下、森林地貸下、雪崩地貸下、劣等地貸下、官有地貸下、土地改良用貸下及改良条件付貸下、占有免許、都會地貸下、郊外地保有、週末用貸下、居住用貸下、礦産地貸下、西部地方貸下、林地貸下、林地免許、仙人掌地貸下	永代貸下、金銀地免許、沼澤又は埋立土地貸下、沼澤地又は埋立土地永代貸下、放牧免許、永代貸下（マリー樹地）、種殖貸下及免許、養蜂場免許、養蜂可能地免許、ユーカー油免許、林地貸下、林地免許、林地都市計畫地域、土地（居住地域）	永代貸下用選擇、永代貸下、仙人掌地選擇、永代仙人掌地開發選擇、放牧選擇、開發放牧選擇、仙人掌地開發放牧選擇、牧用所有地、優先牧用所有地、牧用開發所有地、種畜所有、仙人掌地貸下、森林内放牧貸下、占有免許、特別貸下、讓渡方法による永代貸下	
集約移住地	土地買却、条件付購入の爲貸下、山地条件付購入の爲貸下	永代貸下用選擇、移住地農場貸下、都會地郊外地永代貸下	
譲渡及人札買却、譲渡後買却及人札、移住地購入			
譲渡法による貸下地及び免許			

探礦者権利法による保有地、金銀地貸下、礦業地貸下、石炭石油探採用貸下、營業免許、居住地。	探礦者権利法による保有地、金銀地貸下、礦業地貸下、石炭石油探採用貸下、營業免許、居住地。	探礦者権利法による保有地、石油試掘許可、石油地貸下、石炭石油試掘免許、金銀地貸下、礦業地貸下、礦産地貸下、營業地免許、居住地免許、宅地貸下及礦夫宅地永代貸下	
除隊陸海兵士移住地	（土地法及集約移住地法によると同じ）	永代貸下、選擇都市郊外地永代貸下。	
南 洋 洲	無条件譲渡及び留保	無条件譲渡、留保	
無条件譲渡、留保	無条件譲渡、留保	無条件譲渡、留保	
自由保有地の無条件購入	譲渡	譲渡、譲渡後買却、礦業都市の土地買却。	
譲渡、私契約（譲渡譲渡）			
自由保有地の条件付購入	居住の附せる条件付購入、居住の附かざる条件付購入、直接支拂による条件付購入、葡萄酒其他の用地条件付購入、牧地農場、特別移住貸下地。	購入選擇、購入追加選擇、讓渡買却、私契約買却、讓渡後買却、特別移住地域。	
購入契約、購入特別契約（四十年期限）、宅地。			
土地法による貸下及び免許			
永代貸下、特別永代貸下、（無期限）、宅地、永代貸下、礦用地貸下、免許、牧地貸下、灌漑區、灌漑地域、都會割當地、林地貸下。	牧地貸下、特別貸下、都會及郊外地貸下、作付貸下。	放牧用貸下、牧地貸下、ボタン草等の生育地貸下、山地貸下、雜用地貸下、臨時免許、占有免許、居住許可、營業免許、林地貸下、免許及許可。	
集約移住地	条件付購入、都會及郊外地。	購入權付貸下地、特別買却。	
譲渡買却、購入契約、永代貸下、雜用地貸下	条件付購入、都會及郊外地。		
譲渡法による貸下及び免許			
探礦者権利法による保有、試掘免許、金銀地貸下、礦業地貸下、居住地域、礦夫宅地貸下。	探礦者権利法による保有、金銀地貸下、礦業地貸下、營業地域、居住地域、礦夫宅地貸下。	探礦者権利法による保有、試掘免許、金銀地貸下、礦業地貸下	
除隊陸海兵士移住地	通常保有、特別土地保有。	無条件譲渡、通常土地保有、特別土地保有	
永代貸下、牧地貸下、購入契約、雜用地貸下。			



### 第二節 無條件譲渡及び留保

- 一 ニューサウスウェールズ
- 二 ビクトリア
- 三 クイーンズランド
- 四 南洋洲
- 五 西洋洲
- 六 タスマニア
- 七 北部領

#### 一 ニューサウスウェールズ

(一) 無條件譲渡 官有地は公共目的に充當する場合は官報の告示により永代占有地として譲渡し得る。かかる土地は土地大臣の任命する三名以上の管財人の監督管理下に置き得る。

(二) 留保地 大臣は官有地の賣却又は貸下の一時的留保を行ふことがある。

(三) 譲渡地及び留保地の面積 一九三八—三九年度無條件譲渡の手續の行はれた總面積は三五エーカーであつた。同期間に一、〇九五エーカー、口數六六の土地が無條件譲渡として指定され、又永久に留保された。

一九三九年六月三十日現在に於て、臨時留保を含めた留保地總面積は一六、〇五九、一一九エーカーで、其中五、二二六、六一〇エーカーは移動家畜用通路、三、六七九、一一六エーカーは區分未定及び調査中、一、三七八、〇七四エーカーは林野留保地、八五三、一五三エーカーは給水、假泊地用、一、二二八、四三三エーカーは鑛山、殘部は一時的公有地、鐵道休養留保地及び公園、原住民留保地及び其他各種の目的用に當ててある。總留保地面積の大部分は年度、特別、叢林又は林地等各種の借地權、占有免許權又は默許占有權により占有せられ、以下記述の各貸下地保有に夫々包含せられる。

#### 二 ビクトリア

(一) 無條件譲渡 知事は公共目的のため官有地の譲渡、交付又は其他

の處分をなし得る。

(二) 留保地 知事は公共目的に要する官有地の賣却、貸下又は免許を一時又は永久的に留保し又任意の官有地を如何なる職業權に依る職業上の目的のための占有から除外し得る。

(三) 譲渡地及び留保地面積 一九三八年に九一エーカーが無償で譲渡せられ、純面積九〇、八七九エーカーの永久的、一時的留保が行はれた。

一九三八年末留保地總面積は八、二五七、〇四九エーカー、中道路一、七九四、二一八エーカー、貯水池三一三、二九五エーカー、農業學校其他八八、六四四エーカー、森林法による永久林及び木材用留保地が夫々四、二二一、五八二エーカー及び七二三、九七五エーカー、土地法による林地及び木材用留保地三三〇、〇二七エーカー、マリイ樹地留保地四一〇、〇〇〇エーカー及び其他留保地四七五、三〇八エーカーであつた。

#### 三 クイーンズランド

(一) 無條件譲渡 知事は公共目的に必要とし又は必要とせらるべき官有地を信託譲渡し得る。又灌漑法に依る各種事業の目的に使用せらるべき土地は、永代占有地とし灌漑委員會に與へ得る。

(二) 留保地 知事は公共目的に必要とし又は必要とせらるべき官有地を一時的又は永久的賣却又は貸下より留保し得る。この留保地は大臣の認可を得て二ヶ年以内の貸下權限を有する受託者の管理下に置く事もある。

州有林及び國立公園法により知事は永久的に官有地を留保し、之を州有林又は國立公園として布告し得る。

(三) 譲渡地及び留保地面積 一九三八年中無償永代占有地として譲渡せられた面積二五エーカー、留保指定面積六五八、七一七エーカー、留保取消面積九七六、八二八エーカーであつた。一九三八年末の道路を含む留保

#### 四 南 洋 洲

(一) 無條件譲渡 知事は官有地を何等かの公共目的に供し、永代占有を許可し得る。但し永代占有地として政府より譲渡不能の埠頭、波止場又は荷揚地用の海岸及び陸地を除く。

(二) 留保地 知事は原住民の使用及び福祉、國防、保存林、鐵道停車場、公園、又は適當と思惟する其他の目的の爲に官有地を留保し得る。

(三) 譲渡地及び留保地面積 一九三八—三九年度には總計三三三エーカーの無條件譲渡が行はれ、同年度中二、七一八、八九七エーカーの土地が留保された。一九三九年六月三十日現在、測量濟道路、鐵道其他留保地面積は、一九二一年に原住民用に留保された同州北西部の一六、七二六、四〇〇エーカーを含めて一九、二一九、二二九エーカーであつた。

#### 五 西 洋 洲

(一) 無條件譲渡 知事は官有地を公益のため最速と思はれる方法で公共目的の爲に處分し、又は留保地をその留保目的の爲に使用し得るやう永代占有の形で許可し得る。

(二) 留保地 知事は公共目的の爲に官有地を留保し得る。直ちに必要とされない土地は年々貸下られ得る。留保地は地方當局又は受託者にその管理を委託され得る。この場合當局及び受託者は二一年以下の期間貸下權限を與へられる。或は九九年間貸下られ得る。又、臨時留保が公示される場合もある。

(三) 譲渡地又は留保地面積 一九三九年六月三十日終了年度には若干の小地域が永代占有地として譲渡せられ、約六、一五九、〇八四エーカーが各種目的用に留保せられた。右留保地面積は中央洋洲原住民留保地に付

加された五、七九三、四〇〇エーカーを含む。一九三九年六月三十日現在留保地總面積は四八、四四一、四二八エーカーで州有林三、三一、〇〇〇エーカー、木材用留保地一、七六八、〇〇〇エーカー、其他四三、三六二、四二八エーカーであつた。

#### 六 タスマニア

(一) 無條件譲渡 官有地法は土地の無條件譲渡に就て何も觸れておらず、同法による賣却の場合を除き、如何なる土地も宗教上の目的に使用し得ずと明記してある。一九一六年歸還兵移住法により、一九二二年三月三十一日以前に申請した歸還兵は價額一〇〇磅を超えない官有地の無條件譲渡を受ける資格があつたが、その譲渡は適當に土地が改良されることを條件とした。

(二) 留保地 行政會議に於ける知事は公共目的の爲官有地を拂下、又は貸下から除外し、政府の爲に之を留保し、かく留保せられた土地を適當と認める條件で個人又は團體に與へる事が出来る。留保地はその留保條件の破毀又は不履行の場合に沒收せられる。五エーカー以下の學校割當地も留保し得る。

(三) 譲渡或は留保地面積 一九三八年末留保地總面積は聯邦及び州各省の占有する一八、一〇〇エーカーを除いて一、九五〇、〇〇〇エーカーであつた。

#### 七 北 部 領

(一) 留保地 總督は購入權の行使を受けぬ又は購入契約のない官有地を公共目的用に回收し、その目的の爲に回收地の全部又は一部を留保し得る。

(二) 留保地面積 一九三九年六月三十日現在留保地總面積は七一、八二九平方哩で原住民用六七、二四四平方哩、傳道所用地二、五八六平方哩其他一、九九九平方哩であつた。



### 第三節 自由保有地の無条件購入

- 一 ニューサウスウェールズ
- 二 ビクトリア
- 三 クイーンズランド
- 四 南洋洲
- 五 西洋洲
- 六 タスマニア

#### 一 ニューサウスウェールズ

(一) 競買購入 年総計二〇萬エーカーを超えない官有地が都會地は半エーカー、郊外地は二〇エーカー、農村地は六四〇エーカー以内で最低競買開始価格、夫々八磅、二磅一〇志、一五志で賣却し得られる。購入金の少くとも一割は賣却の時に支拂ひ、残金は三ヶ月以内に支拂はねばならぬが、土地大臣は残金の支拂を十年以内の期間四分の利子を附して延期せしめ得る。灌漑地域内の都會區も競買に附することが出来る。

(二) 競買後購入 場合により競買に附したるも賣却せられなかつた土地は競買最低値段で購入できる。従前土地が提供された際の期間及び条件に従つて供託金を要し、若し申請して大臣の認可を得れば購入額の残額は指定の期限及び条件に従つて支拂はるべきものである。

(三) 特別購入 事情に依つては購入者が購入額の外にその土地の測量及び報告に要した費用を支拂へば永代占有権付で賣却されることもあり、エーカー當りの最低値段は競買による賣却の場合と同様である。五エーカーを超えない面積が地方土地部の決定した價格で公認宗教團體及び公共團體に賣却され得る。

(四) 改良の爲購入 鑛業法又は西部土地法によつて金鑛地又は鑛山内に居住占有をなす改良施設所有者は、かかる土地を地方土地部決定の價格で無競買で購入し得るが、その價格はエーカー當り都會地八磅、其他二磅一〇志以上である。面積は都會、村落地では四分の一エーカー其他は二エーカーを超えてはならない、又何人も同様の購入を前回購入地三哩以内の地域で爲す事は出来ない。

(五) 賣却地面積 一九三九年六月三十日終了年度の賣却地總面積は六、四二七エーカー、其中二八二エーカーは競買、一二二エーカーは競買後購入、又二八エーカーは改良の爲の購入で、五、九九五エーカーは五、七〇八エーカーの不要讓渡道路を含めて特別購入により賣却された。全面積賣却額は一〇九、五二三磅であつた。

#### 二 ビクトリア

(一) 概 説 特に競買賣却豫定地として區分された土地は年一〇萬エーカー以内を一エーカー一磅以上の競買最低値段で永代借地として競買に付し得る。購入者は賣却の時に全價額の一割二分五厘の供託金と共に測量費を支拂はねばならぬ。残額は利子を附して半年賦拂均等額で支拂ひ得る。大小都會地の未賣却地、特定賣却區分地、面積五〇エーカーを超えない分散地及び教會又は慈善目的用地は三エーカー以内ならば同一条件で競買に付し得る。沼澤地又は埋立地も所有者が同地域の排水渠等を開放しておく条件で競買により賣却し得る。

(二) 競買及び特別賣却による賣却面積 一九三八年に四、九八四エーカーがこの保有により處分され、その中農村地三、九五一エーカー、都會及び郊外地一、〇三三エーカーが競買により賣却された。

#### 三 クイーンズランド

(一) 概 説 選擇者に自由保有権を與へる選擇に依る土地取得は一九一七年より一九二九年まで法律によつて禁ぜられた。一九二九年に土地自由保有権を認める修正法律案が通過したが、一九三二年の法により撤廢された。

(二) 賣却面積其他 一九三八年に一、〇一〇エーカーの一二ヶ所の無条件選擇地が自由保有地とされた。

#### 四 南 洋 洲

(一) 競買賣却 次の土地は競買により現金で賣却せられる(1) 特別

區劃 (b) 貸下げを公示し二年以内に應募者のなかつた官有地 (c) 都會地及び (d) 知事が土地部の管理から除外する郊外地等である。購入者は購入金の二割を現金で支拂ひ、残額を一ヶ月又は官有地事務官の許可猶豫期限内に支拂はねばならぬ。都會地の賣却には事務官の同意なくして六年以内に讓渡又は抵當に入れることは出来ない條件が附けられる。

(二) 賣却面積其他 一九三九年六月三十日終了年度の競買賣却都會地及び特別區劃面積は八四エーカーであつた、更に五、七九八エーカーが公定價格で賣却され、六五、三四三エーカーの信用購入が行はれ、合計七一、二二五エーカーであつた。

#### 五 西 洋 洲

(一) 競買賣却 都會地、郊外地、村落地は各區劃毎に區分測量し、官報告知後競買により賣却しなければならぬ。購入額の一割は改良施設費と共に現金で支拂ひ、残額は年四回の賦拂で支拂はねばならぬ。尙郊外地は二年内に圍柵を設けなければならず、それ迄は官有地讓渡證は發行されない。

(二) 賣却面積 一九三九年六月三十日終了年度の競買賣却都會地及び郊外地は二三八區劃、六〇一エーカーであつた。

#### 六 タスマニア

(一) 競買による賣却 都會地は、競買により現金又は信用で賣却し得る。價格一五磅以下の都會地は信用賣却はできない。

(二) 競買後の賣却 市から五哩外の都會地にして競買に提供後未賣却の場合は私契約により競買の最低値段で賣却し得る。

(三) 鑛業都市に於ける土地賣却 將來居住又は營業區域の合法的占有者となり、又右の如き區域の競買價格と同額若くは夫以上の價額の土地上に於ける建築物及び恒久的改良施設の所有者たるべき者は、居住又は營業許可證を所有して居れば、かかる區域が告知の通り賣却處分に附せられる日に先立ち、之を何時にても競買時最低額で購入し得る資格が與へられる。

該土地の競買最低値段は改良施設價額、測量費及び許可料を控除して一〇磅以下なることを得ない。斯くして購入される面積は事務官の同意を得れば四分の一エーカーを超え得るが、如何なる場合にも二分の一エーカーを超えることを得ない。

### 第四節 自由保有地の条件付購入

- 一 概 説
- 二 ニューサウスウェールズ
- 三 ビクトリア
- 四 クイーンズランド
- 五 南洋洲
- 六 西洋洲
- 七 タスマニア

#### 一 概 説

數州に於ける条件付購入による官有地取得の各種の方法に就ては若干詳細に既刊本年鑑に記載(第三二四一—九頁参照)。

#### 二 ニューサウスウェールズ

一九三九年六月三十日現在、条件付購入總數は四九、六八九件、面積は一六、七六〇、〇六七エーカーであつた。次表は非居住条件付購入及び特別地域条件付購入を含む一九三九年六月三十日終了年度の条件付購入の明細及び證書發行地總面積を示す。

六月三十日 終了年度	申請受理(a)		申請確認(a)		證書發行地總面積	
	件數	面積(エーカー)	件數	面積(エーカー)	年度中	年末現在
一九三九	三七	一七、六六	六	九、九三	九、九三、九三	六、三三〇、〇六

(a) 他の保有からの變更五〇九件九四、四七八エーカーを除く。

#### 三 ビクトリア

マリ地方の選擇地を除く一九三八年条件付購入地總面積は六四、〇



○三エーカーで、全部居住付である。選擇者数は二三二名であつた。同年中マリイ地方に於ける條件付購入地面積は二、三四一エーカー、全部居住付で、選擇者数は七名である。

更に、マリイ地方以外で八一四エーカー、マリイ地方で一、四二八エーカーの土地の條件付購入に對する最終支拂が同年に行はれた。

#### 四 クインスランド

(一) 概 説 一九一七年より一九二九年の土地法修正法の可決迄自由保有權の取得を伴ふ選擇に依つて土地が取得せられる事は法律により禁じられてゐた。併し一九二九年の法令は此點を修正したが、更に一九三二年十二月一日の修正では一切の自由保有權を禁じた。

(二) 賣却地其他 次の選擇地が一九三八年に自由保有地とされた。即ち農場二三一、〇八一エーカー、農家宅地三、八四八エーカー、仙人掌地選擇地三六、八八九エーカー、仙人掌地開發選擇地二、五九〇エーカーであつた。

#### 五 南 濠 洲

一九三八—三九年の購入契約割當地は三九、五三九エーカー、中エーア半島鐵道敷地三、〇〇五エーカー、マレー鐵道敷地二五エーカー、集約移住地二〇、五三六エーカー、軍人取得地五、〇二二エーカー、剩餘地一、六五九エーカー、農科修了生用地五、二七九エーカー及び其他官有地四、〇二二エーカーであつた。

#### 六 西 濠 洲

一九三九年六月三十日終了年度に條件付拂下地数は八二四件、總面積六〇七、五五九エーカーで、内譯は居住付及び非居住の延期支拂條件付購入が夫々五六〇、四九七エーカー、三、〇四五エーカーであり、自由宅地農場四四、〇一七エーカーであつた。「居住付延期支拂」には牧場地の條件付購入が含まれる。

占有許可	優先	備付	備付
住居用貸下(金銀地及礦地)	1,191	1,191	1,191
教會及び學校敷地	1,191	1,191	1,191
許可占有	1,191	1,191	1,191
仙人掌地	1,191	1,191	1,191
官有地	1,191	1,191	1,191
宅地	1,191	1,191	1,191
宅地選擇及び譲渡	1,191	1,191	1,191
郊外保地	1,191	1,191	1,191
週末用地	1,191	1,191	1,191
都會地	1,191	1,191	1,191
歸還兵特別保有地	1,191	1,191	1,191
灌漑地	1,191	1,191	1,191
西部土地法取扱	1,191	1,191	1,191
條件付貸下	1,191	1,191	1,191
永年貸下	1,191	1,191	1,191
其他長期貸下	1,191	1,191	1,191

更に、同年中に、法定條件を滿した次の如き選擇地に對して官有地讓渡證が發行された。自由宅地農場一七、五八二エーカー及び條件付購入二二二、九七一エーカーである。

#### 七 タスマニヤ

一九三八年五一五、一〇三エーカーの條件付購入が完了した。條件付賣却地面積は購入選擇一六、五四〇エーカー及び都會、郊外割當地二三〇エーカーを含めて一六、七七〇エーカーであつた。同年の申請受理確認件数は夫々九六及び六七であつた。

#### 第五節 土地法による貸下及び免許

- 一 概 説
- 二 ニューサウスウェールズ
- 三 ビクトリア
- 四 クインスランド
- 五 南濠洲
- 六 西濠洲
- 七 タスマニヤ
- 八 北部領
- 九 華洲首都領

州及び領に於ける官有地貸下及び免許の取得方法に關する報告は既刊本年鑑第二二卷一四九—一六三頁に記載。

#### 二 ニューサウスウェールズ

一九三九年六月三十日現在の土地省、貯水灌漑委員會及び西部土地委員會管理下の貸下地及び免許地面積は官有地一一、五〇六、〇五〇エーカーで前年末は一一、三四七、五六七エーカーであつた。次表は一九三八年—三九年の貸下又は免許による讓渡地面積及び同年末の各種貸下及び免許による土地面積を示す。

事 項	同年中取投面積	同年末占有地面積
官有地法取扱	1,191	1,191
占有許可	1,191	1,191
合 計	7,559	11,506,050

#### 三 ビクトリア

一九三八年貸下及び免許に依つて占有された官有地は一時的な多數の放牧免許と共に金産地八五エーカー(免許)を含み、一九三八年貸下及び免許官有地面積は放牧免許(マリイ地方を除く)五、九九一、四七五エーカー、マリイ地方二、〇〇〇、七七五エーカー、金産地(免許)二、三三、〇五九エーカー、沼澤地(免許)五、六六五エーカー、永久貸下(マリイ地方以外)四、九七七エーカー及び一九二八年土地法による永久貸下(マリイ地方)七六、三五五エーカーで總面積八、一〇二、二八八エーカー(前年に比し、二、六二八、一八八エーカーの増加)であつた。

#### 四 クインスランド

一九三八年貸下地又は免許地はドウソン谿谷灌漑地域を含めて二九、六六三、一一九エーカーであつた。内譯—牧地貸下一二、八五九、五六〇エーカー、占有免許五八〇、四四〇エーカー、放牧農場(各種類)六九一、二四七エーカー、放牧場宅地(各種類)一五、〇三二、七六八エーカー、永代貸下選擇地九八、〇一八エーカー、永代貸下仙人掌選擇地五、二五五エーカー、永代貸下仙人掌開發選擇地三〇、〇八四エーカー、移住農場貸下地一、〇〇二エーカー、競賣永代貸下地—都會地一二二エーカー、郊外地六八エーカー、農村地五二六エーカー、特別貸下地二九、〇九五エーカー、留保地貸下四七、八一四エーカー及び林地放牧用地二八七、一二〇エーカー。

一九三八年貸下地總面積二九、六六三、一一九エーカーには放牧農場保有の一八、七八三エーカー及び西北部放牧選擇者救済案による讓渡、開墾放牧地の一四、四九七、六〇五エーカーを含む。



貸下地又は免許地總計は本章末の表参照。

五 南 濠 洲

各種の貸下保有形式による一九三八—三九年度の貸下地總面積は二、二三二、三五八エーカーで、内譯—永代貸下—灌漑及び開墾地五四三エーカー、剩餘地五、八一三エーカー、其他官有地二一〇、五一八エーカー、牧地貸下、九〇一、六〇〇エーカー及び雜用地貸下—放牧及び耕地二〇三、八八四エーカーである。

貸下地總面積は本章末の表参照。

六 西 濠 洲

一九三九年六月三十日終了年度に土地省の貸下許可数は七七五、貸下地總面積は一、八六三、二七〇エーカーで、牧地貸下、六八〇、四〇六エーカー、特別貸下（一九三三年土地法第一一六條による放牧用貸下を含む）一七三、二一六エーカー、留保貸下八、九八七エーカー及び居住地貸下六六一エーカーである。

貸下地總面積は本章末の表参照。

七 タスマニア

一九三八年の牧地貸下面積は一〇〇、九〇〇エーカーであつた。

貸下地總計は本章末表参照。

八 北 部 領

一九三九年六月三十日現在貸下免許及び許可地總面積は二一三、八九九平方哩、内譯—牧用貸下一六二、七九三平方哩、牧用許可六九六平方哩、放牧免許四七、一五〇平方哩、農業用貸下二六二平方哩、水利用貸下を含めた雜用地貸下二、九九八平方哩であつた。

九 濠洲首都領

一九三九年六月三十日迄の一九三六—三八年都市地域貸地令による貸下

三 ビクトリア

一九三八年に二六五件の貸下、免許等（金鑛業用一七二件を含む）が行はれ、面積一〇二、一一九エーカーを占め地代、料金等二、一一八磅に達した。同年末占有地面積は二七五、九〇九エーカー、内譯—採金關係一〇一、六四三エーカー、石油關係一五六、九五五エーカー、石炭關係二二、九六八エーカー（州有炭鑛面積七、五七五エーカー及び州電氣委員會所有地面積二、八〇〇エーカーを含む）雜用地四、三四三エーカーであつた。

四 クインズランド

一九三八年鑛業權認可件数は四、九〇四、營業許可六であつた。次表は一九三八年の貸下地又は免許地面積及び占有地の總計に關し詳細を示す。更に、概算二五、〇〇〇エーカーの土地が一九三八年末に採鑛權及び浸濼權により所有された。

鑛業法による貸下免許地面積（エーカー）

クインズランド（一九三八）

事 項	同年中取投面積	同年末占有地總計
金 鑛 業 用 貸 下	七六	六、三五五
其 他 鑛 業	五七	三、六四
鐵 夫 宅 地 貸 下	五、四〇	一、〇六
石 油 試 掘 許 可	三、三〇	一、六
石 炭 試 掘 許 可	六、六	六、六
石 炭 試 掘 面 積	三、三〇	三、三〇
計	一、九一	一、九一

一九三八年十二月三十一日現在、貸下地のみ面積は四二一、一三二エーカーであつた。

數は（放棄確定分を除く）四三九、價額二〇九、七六三磅であつた。同年中六六が新規に貸下げられた。教會及び學校の爲に教會地及び特殊目的令により一四件の貸下が許可され、更に、永代貸下一件が一九二六年の英國教會土地令により許可された。

第六節 鑛業法による貸下及び免許

一 概説 二 ニューサウスウェールズ 三 ビクトリア 四 クインズランド 五 南濠洲 六 西濠洲 七 タスマニア 八 北部領 九 濠洲

一 概 説

州及び北部領に於ける鑛業法による貸下及び免許の各種形式に關しては既刊本年鑑に記載（第二卷一七〇—七頁参照）。

二 ニューサウスウェールズ

次表は一九三八—三九年度官有地に於ける事業の詳細を示す。

鑛業法による貸下免許地面積（エーカー）

ニューサウスウェールズ（一九三八—三九）

目 的	同年中取投面積	同年末占有地總計
金 鑛 業	二、二五	一七、四〇
其 他 鑛 業	九、〇九	一七、四九
其 他 目 的	一、四六三	一七、四〇
計	一、三〇	一七、四〇
	二、三六	二七、〇五

一九三九年六月三十日現在、貸下地のみ面積は一八八、五九二エーカーであつた。

五 南 濠 洲

次表は一九三八—三九年度の取扱詳細を示す。

鑛業法による貸下免許地面積（エーカー） 南 濠 洲（一九三八—三九）

事 項	同年中取投面積	同年末占有地總計
金 鑛 業 用 貸 下	一五	一、〇六
其 他 鑛 業	一、一八	一、一八
鐵 夫 宅 地 貸 下	一、七六	一、七六
石 油 試 掘 許 可	三、〇四	三、〇四
石 炭 試 掘 許 可	一	一
計	七、二六	一〇、七〇

六 西 濠 洲

次表は一九三八年中の事業の詳細を示すも、採鑛者權及び鑛油免許による保有地を除く。一九三八年の占有地面積中、貸下地は金鑛業用六、四八〇エーカー、其他鑛物探掘用二〇五、鐵夫宅地用四六六及び雜用地一二五合計七、二七六エーカー、殘部は免許地である。

鑛業法による貸下免許地面積（エーカー） 西 濠 洲（一九三八）

事 項	同年中取投面積	同年末占有地總計
金 鑛 業 用 貸 下	一、〇六	一、〇六
其 他 鑛 物 探 掘 用	二、〇五	二、〇五
鐵 夫 宅 地 用	四、六六	四、六六
計	七、七七	七、七七



七 タスマニヤ

一九三八年中の貸下件数一七八、中、一七件金鑛業用面積六六六エーカー及び錫鑛業用四八件、二、三三三エーカーであった。次表は一九三八年度詳細を示す。

鑛業法による貸下免許地面積(エーカー) タスマニヤ(一九三八年)

事項	面積(エーカー)	
	同年中取扱面積	同年末占有地
金鑛	一、七〇六	三、四九二
其他鑛物探採	一、二〇六	六、〇七〇
石油、石炭探査免許	一、二〇六	一、二〇六
其他目的	一、二〇六	一、二〇六
計	五、三二四	一〇、九七四

八 北部領

一九三九年六月三十日現在二七二エーカーを占める一五件の鑛業用貸下及び一、四二二エーカーを占める三九件の金鑛業用貸下とがあり、又六、九四八エーカーに對する金鑛業用貸下申請二三七件、五、四三九エーカーに對する鑛物用貸下申請一六七件、四二〇エーカーに對する金鑛探採五八件、四九〇エーカーに對する鑛探採二九件及び七五エーカーに對する機械及び鑛探採地一八件があり、鑛業貸下による其他面積は一七三エーカーであった。更に一〇平方哩に互る専用試掘免許二件及び一、〇〇〇平方哩に互る鑛油及び石炭免許が行はれた。

九 概 要

次表は一九二三、一九二八、一九三六―三八年に於ける鑛業用貸下及び免許地面積並に占有地總面積を示す。

年 度	官有地、鑛業用貸下及び免許(エーカー)		南 洋 洲 (b)	西 洋 洲 (c)	タスマニヤ (b)	合 計 (d)
	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリア				
一九二三	三九、六六六	一七、七六一	一〇、七五七	一、七〇六	一、二〇六	六〇、〇六六
一九二八	四四、一六六	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	六六、〇六六
一九三六	四四、一六六	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	六六、〇六六
一九三七年	四四、一六六	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	六六、〇六六
一九三八年	四四、一六六	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	六六、〇六六
年度末現在占有地合計	一七、七六一	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	三九、六六六

年 度	官有地、鑛業用貸下及び免許(エーカー)		南 洋 洲 (b)	西 洋 洲 (c)	タスマニヤ (b)	合 計 (d)
	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリア				
一九二三	三九、六六六	一七、七六一	一〇、七五七	一、七〇六	一、二〇六	六〇、〇六六
一九二八	四四、一六六	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	六六、〇六六
一九三六	四四、一六六	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	六六、〇六六
一九三七年	四四、一六六	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	六六、〇六六
一九三八年	四四、一六六	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	六六、〇六六
年度末現在占有地合計	一七、七六一	一七、七六一	一、七〇六	一、二〇六	一、二〇六	三九、六六六

第七節 集約移住地

一 概説 ニューサウスウェールズ 三 ビクトリア 四 クイーンズランド 五 南洋洲 六 西洋洲 七 タスマニヤ 八 概要

一 概 説

數州に於ける集約移住の爲の土地取得、處理方法に關する詳細は既刊本年鑑に記載(第二二卷一六三―九頁参照)。

二 ニューサウスウェールズ

一九〇五年に集約移住地が開始されて以來、四、一四五、〇三二エーカー

集約移住地 (a) ニューサウスウェールズ

六月三十日迄	面積(エーカー)		價 額(磅)	
	取得地	隣接官有地	取得地	隣接官有地
一九三九	一、四三三	三、〇五二	一、五〇七	一、五〇七
一九三九	一、四三三	三、〇五二	一、五〇七	一、五〇七
計	二、八六六	六、一〇四	三、〇一四	三、〇一四

(a) 集約移住地用長期貸下七〇件を含むが、村落用地取得面積三、六六五エーカーを除く。

一に達する一、八五四個所の地所が一般人民及び歸還兵士の集約移住地として政府により購入された。一九三九年六月三十日迄に留保された總面積及び利用可能となつた農場数は上掲の表の如し。次表は一九三九年六月三十日現在、集約移住地購入農場に關する詳細を示す。

集約移住地割當 ニューサウスウェールズ

六月三十日現在	割 當		農場	集約移住地農場關係受取金額總計(磅)
	數	面積(エーカー)		
一九三九	九、〇〇〇	一、二六六、二二二	一、〇〇〇、五五五	二、一五九、六九四

三 ビクトリア

集約移住地委員會は一九三八年十二月三十一日に廢止され、土地移住は土地及び測量省の管理下に置かれた。一九三九年三月三十一日全集約移住地及び除隊兵勘定は統合せられ、移住民勘定は整理調節され、新負債は長期に互る支拂が可能となつた。個々の詳細は不明であるが、以下の記述は、一九三八年六月三十日に至る集約移住法による事業を示す。



集約移住地 (租税地域を含む)

六月三十日迄	取得地積 (エーカー)	購入金額 (総計)	農場割	労働者住宅割	農業労働者割	都會割	留置保及	農場其他	受取金額 (土地及)	元金返済 (土地及)	六月三十日現在積地 (エーカー)
一九三九	1,033,566	107,310,031.36	76	76	8,659	14,755	8,733	10,757	107,310,031.36	76,796	1,008

(a) 譲渡官有地積額を含む (b) 条件付購入用貸下以外の方法による全賣却地を含む。

前表中、集約移住地用に取得された土地の面積及び価格は、一、二四六、七二二磅で購入され、除隊兵士に譲渡された一三三、一八二エーカーの外に、本来の除隊兵移住地用購入地積額四、一二五、八二二磅、五一二、七五七エーカーを含む。

四 クインスランド

再購入地の集約移住地に関する別個の記録は最早土地管理部に保管されず、右項目に関する運用は「土地法による貸下及び免許」なる項目の中に入れている。一九三四年十二月三十一日迄の取得地積額は九七〇、七七八エ

集約移住地 (エーカー) 南濠洲

六月三十日迄	再購入地面積 (以後に他目的に分離された土地を除く)	購入契約同意	宅地としての貸下地積計	永代貸下地	雑用貸下地	賣却地	未占有地積 (道路及割當中の土地を含む)
一九三九	83,529	86,654	333	1,252	5,377	14,329	3,667

一九三九年六月三十日現在、再購入地積額は九一七、四七二エーカー、八八四、六三一磅であつた。之には二八二、七六二磅で購入後に除隊兵士用に充當された六四、七六六エーカー、林地及び水道用留保三、二四エーカー、購入額一六、一八五磅及びマリ河沼澤地開墾に關して一一、五八〇磅で購入した沼澤地其他の土地二六、五六三エーカーも含む。總面積中、八〇五、八二四エーカーが二、七六七名に割當てられ、一人當り平均面積は二九四エーカーである。

六 西濠洲

一九三九年六月三十日迄集約移住地取得地積額は九〇五、七一三エーカー、價額一、一八〇、四四三磅であつた。其の中二一、〇八八エーカーを道路、留保地等に充當し残部八八四、六二五エーカーが選擇用に供された。一九三九年六月三十日終了年度中の集約移住地法適用の詳細は次の如くである。同年中選擇地七四、二七四エーカー、同日迄の割當農場等一、

二六〇、同日迄の占有地總面積七五四、九四二エーカー、選擇用残部二二九、六八三エーカー及び收入總額九四六、〇三〇磅である。

七 タスマニヤ

一九三九年六月三十日迄に三七七地域が集約移住地用に開放された。政府支拂購入金額は三六八、二一〇磅、取得地總面積は官有地二一、〇五三

エーカーを含めて一〇二、三三五エーカーに達した。割當農場数は三三二であつた。

八 概要

次表は、一九三九年六月三十日現在、集約移住法による適用の詳細を示す。

事	項	ニューサウス	ビクトリア	クインス	南濠洲	西濠洲	タスマニヤ	合計
取得地面積計 (c)	エーカー	1,033,566	1,101,110	83,529	1,033,566	1,101,110	1,033,566	8,755,826
購入額 (e) 磅		107,310,031.36	110,110,000	8,659	107,310,031.36	110,110,000	107,310,031.36	8,755,826
割當農場等	エーカー	76	76	76	76	76	76	76

(a) 一九三八年六月三十日現在 (b) 一九三四年十二月三十一日現在 (c) 官有地ニューサウスウェールズ二〇五、五四一エーカー、ビクトリア七〇、四三三エーカー、タスマニヤ二、〇五三エーカーを含む (d) 後に軍人移住地として譲渡され小區割地に分割されたニューサウスウェールズに於ける一、七一〇、二七二エーカー及びビクトリアに於ける一三三、一二八エーカーを含む (e) 私有地のみ (f) 譲渡等による賣却地八六、五九六エーカー (g) 取得地面積。實際に割當てられた面積は不明。

第八節 歸還陸海軍人移住地

- 一 概説
- 二 ニューサウスウェールズ
- 三 ビクトリア
- 四 クインスランド
- 五 南濠洲
- 六 西濠洲
- 七 タスマニヤ
- 八 概要
- 九 軍人移住地による損失

各州の歸還陸海軍人移住地用に供すべき土地に關する資料及びこの種の地の取得條件に就ては既刊本年鑑第一三卷一〇一六―一三三頁及び第一八卷一八七―一八九頁参照。其後手續を簡略にし、所有地取得條件を緩和する

爲に法規の修正が行はれた。各州軍人移住地最近の状態に關する詳細を以下に示す。

一 ニューサウスウェールズ

一九三九年六月三十日現在、軍人用として留保された面積は九、七五五、二六四エーカー、中、一、七一〇、二七二エーカーは價額八、一一三、九五六磅で購入した取得地である。一九三九年六月三十日迄に農場等を割當てられた移住者数は九、六九二名であつた。中、四、九二七人の兵士はその農場を譲渡又は放棄し、残り五、〇一一名が七、一七四、五九一エーカーを占有してゐる。中、五、八〇六、〇六三エーカーは官有地(西部土地法







るやう委任された。一九二九年彼の提出した報告は、州は軍人の移住に關する總ての折衝に當つて、管理の非分割を主張し、財政上の責任は聯邦が補助をなす明確な約定を爲す場合を除き管理に伴ふべきであると主張した。聯邦政府が州政府と均等に軍人移住者に對する低利資金から生ずる損失を負担すべき事は實際上妥協の基礎とせられ、パイタ報告は全損失額が兩政府間に平等に負擔せらるべき事を勧奨した。

二三、五二五、五二二磅と算定された全損失額は次の如き各州内譯となる。ニューサウスウェールズ七、〇〇三、九五〇磅、ビクトリア七、七二一、八九一磅、クインズランド一、八五三、三一五磅、南緯洲三、五六五、八二九磅、西緯洲二、〇五九、三六八磅、タスマニア一、三二二、一六九磅である。聯邦政府による其他の許可譲歩額は其の損失割合を一一、三三三、〇〇〇磅に増加せしめた。

第九節 外國人の土地保有

外國人の土地保有期限及び條件に關する詳細は既刊本年鑑に記載（第一八巻一九〇一頁參照）

第十節 移住者への貸付金

一 概説 二 ニューサウスウェールズ 三 ビクトリア 四 クインズランド 五 南緯洲 六 西緯洲 七 タスマニア 八 北部領 九 貸付金に關する概要

數州及び北部領に於ける移住者貸付金の期限及び條件に關する詳細なる説明は既刊本年鑑にあり（第二巻一七九—一八六頁參照）。本項では集約及び軍人移住地計畫による取得地の處理をも扱ふ州政府貸付機關の募債及び貸付状態を要約する。條件付購入等の方式により賣却せる前官有地に關する勘定は含まれてゐない。

未済額は全貸付額と移住者返済金の實際差額を示さない。それは全州に亘つて地價再評價及び負債切下げの結果負債額が相當額帳消による。

二 ニューサウスウェールズ

次表は一九三九年六月三十日迄の州當局による貸付金等に関する詳細を示す。

貸付金	一九三九年		人員	一九三九年六月三十日現在未済金額
	貸付金(磅)	現在貸付金(磅)		
土地省	四、〇〇〇	一、五〇〇	八、五〇〇	一、三〇〇
集約及び軍人移住地	四、〇〇〇	一、五〇〇	八、五〇〇	一、三〇〇
軍人移住者	九、二〇〇	一、三〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇
集約移住地	八、七〇〇	一、三〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇
農業銀行	八、七〇〇	一、三〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇
農業銀行	八、七〇〇	一、三〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇
政府代理局	六、五〇〇	一、二〇〇	二、六〇〇	一、〇〇〇
困窮農民	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
失業救済及酪農獎勵	三、七〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	〇
農業者救済部	八、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
浸度地	三、七〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	〇
灌溉地	一〇、三〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
政府保證部	一〇、三〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
集約移住地	二、四〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇
計	二、五六、六七	六、〇〇、〇〇	四、八、〇〇	一、五、〇〇

(a) 更に一、九〇七、七〇九磅が軍人移住地改良事業に費された (b) 負債整理用の貸付(聯邦所有金)を含む、未拂額一、四一一、四〇〇磅 (c) 不明。

三 ビクトリア

次表は一九三九年六月三十日迄の州當局による貸付金等に関する詳細を示す。

貸付金	一九三九年		人員	一九三九年六月三十日現在未済金額
	貸付金(磅)	現在貸付金(磅)		
不動産銀行	一、〇五、三九	一〇、八七、二〇	四、〇〇〇	四、一、〇〇
大蔵省	二、一〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	三、七、〇〇
除隊兵	—	六、一五、五二	(a)	三、五、六六
冷凍貯蔵所	—	—	—	—
製糖所	—	—	—	—
土地及び測量省	—	—	—	—
集約移住者	—	—	—	—
軍人移住者	—	—	—	—
土地耕作者	—	—	—	—
集約移住者	—	—	—	—
計	一、〇五、三九	一七、〇二、七〇	一七、〇〇〇	一、九、七、八二

(a) 會社及び協同組合 (b) 移住者整理負債を示す (第四〇九一號法律第三〇項) (c) 一九三二年集約移住地法第三二項による集約移住地委員整理負債 (d) 不明。

四 クインズランド

下表は一九三九年六月三十日迄の貸付金の詳細を示す。數字は土地の處分を除く。

貸付金	一九三九年		人員	一九三九年六月三十日現在未済金額
	貸付金(磅)	現在貸付金(磅)		
土地省	六、三、〇〇	四、七、八、〇〇	一、〇、〇〇	三、八、六、三三
軍人移住者への貸付金	—	—	—	—
計	六、三、〇〇	四、七、八、〇〇	一、〇、〇〇	三、八、六、三三

移住者に對する貸付金 クインズランド

貸付金	一九三九年		人員	一九三九年六月三十日現在未済金額
	貸付金(磅)	現在貸付金(磅)		
農村開發局	三、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一、六、七、〇〇
除隊兵移住地	三、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一、六、七、〇〇
水利	—	—	—	—
穀子用	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
早稲	—	—	—	—
所得稅	—	—	—	—
州失業	—	—	—	—
其他	—	—	—	—
計	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇

(a) 土地省及び農村開發局よりの集約移住地への貸付金を含む (b) 未收利子額を含む (c) 不明 (d) 大部分は農村改善用リングバリーヤング(譯註)樹木の幹の周囲を一まわり皮を剥ぎ切ること樹木を立枯れにする方法) 開墾、垣構等 (e) 不完全。

五 南緯洲

次表は一九三九年六月三十日迄の州當局による貸付金等に関する詳細を示す。

貸付金	一九三九年		人員	一九三九年六月三十日現在未済金額
	貸付金(磅)	現在貸付金(磅)		
土地省	六、三、〇〇	四、七、八、〇〇	一、〇、〇〇	三、八、六、三三
軍人移住者への貸付金	—	—	—	—
計	六、三、〇〇	四、七、八、〇〇	一、〇、〇〇	三、八、六、三三



計	農民補助局	農民救済法	早稲被害地貸付金	灌漑部	一般民に對する貸付金	南滿洲州立銀行	南滿洲州立銀行	南滿洲州立銀行	南滿洲州立銀行	南滿洲州立銀行	南滿洲州立銀行
1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141

次表は一九三九年六月三十日迄の州當局による貸付金等に関する詳細を示す。

貸付金	人員	未済金額
1,141,141	1,141,141	1,141,141

農務大臣	軍人移住者	地所移住者	集約移住者	貸付金	人員	未済金額
1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141

(a) 州により未済とは見做されず (b) 貸付金受領者を含む。

八 北 部 領

一九三九—三九財政年度中、一、一〇九磅が貸付られ、一九三九年六月三十日迄の貸付総額は約二四、九六七磅に達した。一九三九年六月三十日現在、移住者三八名からの未済額は利子を含めて六、八五六磅であつた。

九 貸付金に関する概要

次表は一九三九年六月三十日の各州及び北部領に関する概要を示す。次表は数字の不完全なタインスランドを除き、移住者への貸付総額を示し、各州が集約及び軍人移住地による處分地所の購入改良に費した金額を含み、未済金額は移住者の州に對する負債現在額を示す。帳消し負債及び土地再評價による整理額を除き元利未拂殘金を含む。

州	一九三九年六月三十日現在貸付金	一九三九年六月三十日現在未済金額
ニューサウスウェールズ	1,141,141	1,141,141

作付貸付金	再購入地所	土地購入法による	軍人移住地	鐵條及び鐵條貸付
1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141

(a) 産業助成局より農業銀行への譲渡資金三二七、九八八磅を含む。(b) 利子の元金への繰入額を含む。(c) 早稲救済貸付金及未済債務及滞貸を含む。

七 タスマニア

次表は一九三九年六月三十日迄の州當局による貸付金に関する詳細を示す。集約移住地及び軍人土地移住に関する数字は州當局に依つては未済とは看做されないが、比較の爲次表に含める。かゝる購入地は一九三九年期限で貸下げられ、貸下権所有者は何時でも行使し得る購入権を有する。

貸付金	人員	未済金額
1,141,141	1,141,141	1,141,141

北	南	西	東	計
1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141	1,141,141

第十一節 官有地の拂下及び占有

一 概説 二 ニューサウスウェールズ 三 ビクトリア 四 グリーンランド 五 南滿洲 六 西滿洲 七 タスマニア 八 北部領 九 漆洲官都領 一〇 漆洲全土地の保有状態を示す圖表

本章の数字は夫々拂下済の土地、拂下中の土地又は各種の保有による占有地を別個に示す。次表は入手し得る資料に基く最近の各州、北部領及び漆洲官都領に於ける土地保有状態を概括的に示す。一九二八年以降各年詳細は「生産時報」Production Bulletin 三三號第一九頁にあり。非占有地は道路、永久保留地、林地等を含む。永久拂下禁止地が貸下及免許の形で占有せられる場合もある、それに含める。牧用貸下或は免許に依る占有地は屢々短期保有のみの地とされ、實際上は必要に應じ何時でも移住に利用できた。

二 ニューサウスウェールズ

一九三九年六月三十日現在で、ニューサウスウェールズ、全面積中二四・四%が拂下られ、一〇・二%が拂下手續中、五七・四%が貸下及び免許の形式で保有され、残り八%が未占有又は官有であつた。



次表は一九三九年六月三十日終了年度の詳細を示す。  
**官有地の拂下及び占有** ニューサウスウェールズ  
 (一九三九年六月三十日現在)

事項	エーカー	事項	エーカー
1 拂下 一八六二年以前 譲渡及び買却 一八六二年以降 買却 一八六二年以前 譲渡及び買却 一八六七年以降 譲渡及び買却 公共及び宗教用 譲渡 返却回収による 減少地	七、二四六、五五九 一、八六二、九七九 一、五〇九、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九	3 貸下及免許 による保有 宅地、遊樂地、 譲渡 拂下、得る貸下 長期及び永代 其他長期貸下 短期貸下及一時 的保有 林地貸下及び占 有許可 商業貸下及び許 可	一、六六六、八四四 二、六五二、三三三 七、八四四、五九九 四、六四四、五九九 二、一七五、三三三 一、八六二、九七九
2 拂下 手続中 条件付購入 集約移住地購入 軍人集約購入 其他買却形式	一、八六二、九七九 二、一七五、三三三 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九	4 未占有地 (a) ロード、ハク島の 詳細は不明の爲に 三、二〇〇エーカーは 未占有地に含む (約)	一、八六二、九七九 二、一七五、三三三
計	二〇、二九〇、四六六	計	二、四七二、一四四

州總面積一、九八、〇三七、一〇〇エーカー  
 (a) 本面積中三、二一一、〇九五エーカーのみが選保用、残りは道路及び各種  
 公共目的の留保地、水面、境界地及び河川湖水面積である。

**三 ビクトリア**  
 ビクトリア總面積は五六、二四五、八〇〇エーカー、中、四八・七%が  
 一九三八年末迄に拂下られた。一〇・四%が延拂及び集約移住地計劃によ

る拂下手続中、一四・九%が貸下及び免許による占有、二六・〇%が未占  
 有又は政府の所有地であつた。  
 次表は其區分を示す。  
**官有地の拂下及び占有** ビクトリア  
 (一九三八年十二月三十一日現在)

事項	エーカー	事項	エーカー
1 拂下地	二七、四三三、二七一	3 貸下及免許 土地省によるもの 永代貸下 其他貸下及免許 一時的(年次) 放牧、免許 譲務省によるもの	八、一三三、三三三 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九
2 拂下 手続中 マリイ地及集約 移住地を除く マリイ地(集約移 住地を除く) 集約移住地 村落移住地	一、二四四、六四四 四、二三三、七三三 五、五九九、九九九 五、五九九、九九九	4 政府占有地 は未占有地(a)	一、八六二、九七九
計	五、八六二、九七九	計	一、八六二、九七九

州總面積一、五六、二四五、八〇〇エーカー  
 (a) 此官有地は道路及び各種公共目的の留保地、六七一、〇八七エーカー、水  
 面、境界地、河床、湖水等及び都市町村に於ける未買却地、〇八六、一九九  
 エーカー及び其他の土地(未占有)二、八四三、八五七エーカーを含む。

**四 クインズランド**  
 本州總面積は四二九、一二〇、〇〇〇エーカー、中、一九三八年十二月  
 三十一日現在に四・八%が拂下られ、一・七%が拂下手続中、七九・一%  
 が貸下及び免許による占有、残り一四・四%は未占有又は留保又は道路用  
 保有である。  
 次表は其區分を示す。

事項	エーカー	事項	エーカー
1 拂下 手続中 条件付購入 集約移住地購入 軍人集約購入 其他買却形式	一、八六二、九七九 二、一七五、三三三 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九	3 貸下及免許 による占有 宅地、遊樂地、 譲渡 拂下、得る貸下 長期及び永代 其他長期貸下 短期貸下及一時 的保有 林地貸下及び占 有許可 商業貸下及び許 可	一、六六六、八四四 二、六五二、三三三 七、八四四、五九九 四、六四四、五九九 二、一七五、三三三 一、八六二、九七九
2 未占有地 (a) ロード、ハク島の 詳細は不明の爲に 三、二〇〇エーカーは 未占有地に含む (約)	一、八六二、九七九 二、一七五、三三三	4 政府占有地 は未占有地(a)	一、八六二、九七九
計	二〇、二九〇、四六六	計	二、四七二、一四四

州總面積一、二四三、二四四、八〇〇エーカー  
 (a) 測量済道路、鐵道及び其他の留保地一九、二一九、二九二エーカー、鹽水湖沼  
 七、六八〇、〇〇〇エーカー及び淡水湖二二四、〇〇〇エーカーを含む。

**六 西 濠 洲**

西濠洲總面積は六二四、五八八、八〇〇エーカー、中、一九三九年六月  
 三十日現在で、二・九%が拂下、二・四%が拂下手続中、三二・九%が土  
 地省又は譲務省發行の貸下證及び免許證による占有、殘部六一・八%は未  
 占有地であつた。次表は其區分を示す。  
**官有地の拂下及び占有** 西濠洲(一九三九年六月三十日現在)

事項	エーカー	事項	エーカー
1 拂下 手続中 条件付購入 集約移住地購入 軍人集約購入 其他買却形式	一、八六二、九七九 二、一七五、三三三 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九 一、八六二、九七九	3 貸下及免許 による占有 宅地、遊樂地、 譲渡 拂下、得る貸下 長期及び永代 其他長期貸下 短期貸下及一時 的保有 林地貸下及び占 有許可 商業貸下及び許 可	一、六六六、八四四 二、六五二、三三三 七、八四四、五九九 四、六四四、五九九 二、一七五、三三三 一、八六二、九七九
2 未占有地 (a) ロード、ハク島の 詳細は不明の爲に 三、二〇〇エーカーは 未占有地に含む (約)	一、八六二、九七九 二、一七五、三三三	4 政府占有地 は未占有地(a)	一、八六二、九七九
計	二〇、二九〇、四六六	計	二、四七二、一四四

**官有地の拂下及び占有** クインズランド(一九三八年十二月三十一日現在)

事項	エーカー	事項	エーカー
1 拂下 購入によるもの 無償 計	二〇、二九〇、四六六 九、六八六 三、〇一〇、七八〇	3 貸下及免許 による占有 宅地、遊樂地、 譲渡 拂下、得る貸下 長期及び永代 其他長期貸下 短期貸下及一時 的保有 林地貸下及び占 有許可 商業貸下及び許 可	一、六六六、八四四 二、六五二、三三三 七、八四四、五九九 四、六四四、五九九 二、一七五、三三三 一、八六二、九七九
2 未占有地 (a) ロード、ハク島の 詳細は不明の爲に 三、二〇〇エーカーは 未占有地に含む (約)	一、八六二、九七九 二、一七五、三三三	4 政府占有地 は未占有地(a)	一、八六二、九七九
計	二〇、二九〇、四六六	計	二、四七二、一四四

州總面積一、四二九、一二〇、〇〇〇エーカー  
 (a) 總面積一八、一〇四、二一七エーカーの留保地を含む。

**五 南 濠 洲**

南濠洲の面積は二四三、二四四、八〇〇エーカーで、一九三九年六月三  
 十日現在、五・一%が拂下、一・一%が拂下手続中、五二・八%が貸下及  
 び免許占有、四一・〇%が政府の未占有又は官の占有地であつた。  
 次表は其區分を示す。  
**官有地の拂下及び占有** 南濠洲(一九三九年六月三十日現在)

事項	エーカー	事項	エーカー
1 拂下 購入によるもの 無償 計	二〇、二九〇、四六六 九、六八六 三、〇一〇、七八〇	3 貸下及免許 による占有 宅地、遊樂地、 譲渡 拂下、得る貸下 長期及び永代 其他長期貸下 短期貸下及一時 的保有 林地貸下及び占 有許可 商業貸下及び許 可	一、六六六、八四四 二、六五二、三三三 七、八四四、五九九 四、六四四、五九九 二、一七五、三三三 一、八六二、九七九
2 未占有地 (a) ロード、ハク島の 詳細は不明の爲に 三、二〇〇エーカーは 未占有地に含む (約)	一、八六二、九七九 二、一七五、三三三	4 政府占有地 は未占有地(a)	一、八六二、九七九
計	二〇、二九〇、四六六	計	二、四七二、一四四







年 別	農 場 數 及 び 面 積				南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	洋 洲 首 都 領	計
	ユニバーサル ウエーブルズ	ビクトリア	クイン ドス	面積 (千ヘクタール)					
一九二九—三〇	六,一六六	七,四六一	(a)	三〇,一四六	二二,一〇一	二二,六三三	—	—	(a)
一九三〇—三一	七,四七七	七,四七〇	(a)	三〇,四九六	二二,九一八	二二,四六六	—	—	(a)
一九三一—三二	七,四一〇	七,四九六	(a)	三〇,六四八	二二,九一八	二二,四六六	—	—	(a)
一九三二—三三	七,四七九	七,四九三	(a)	三〇,七三三	二二,九一八	二二,四六六	—	—	(a)
一九三三—三四	七,四九一	七,四九三	(a)	三〇,九六六	二二,九一八	二二,四六六	—	—	(a)
一九三四—三五	七,五〇〇	七,四七三	(a)	三〇,三三三	二二,九一八	二二,四六六	—	—	(a)
一九三五—三六	七,五二一	七,四七三	(a)	三〇,九六六	二二,九一八	二二,四六六	—	—	(a)
一九三六—三七	七,六三九	七,四九三	(a)	三〇,三三三	二二,九一八	二二,四六六	—	—	(a)
一九三七—三八	七,六三三	七,四九三	(a)	三〇,三三三	二二,九一八	二二,四六六	—	—	(a)
一九三八—三九	七,六三三	七,四九三	(a)	三〇,三三三	二二,九一八	二二,四六六	—	—	(a)
一九二九—三〇	一七,五五九	一七,五五九	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)
一九三〇—三一	一七,七三三	一七,七三三	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)
一九三一—三二	一七,七三三	一七,七三三	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)
一九三二—三三	一七,九〇〇	一七,九〇〇	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)
一九三三—三四	一七,九〇〇	一七,九〇〇	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)
一九三四—三五	一七,九〇〇	一七,九〇〇	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)
一九三五—三六	一七,九〇〇	一七,九〇〇	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)
一九三六—三七	一七,九〇〇	一七,九〇〇	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)
一九三七—三八	一七,九〇〇	一七,九〇〇	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)
一九三八—三九	一七,九〇〇	一七,九〇〇	(a)	一三,六三三	一三,六三三	一三,六三三	—	—	(a)

### 第五章 運輸及び通信

<b>A</b>	<b>海 運</b>
第一節	記 録 方 法
第二節	國 外 海 運
第三節	入 港 船 舶 噸 數
第四節	建 造 及 び 登 録 船 舶
第五節	州 間 海 運
第六節	船 舶 噸 數
第七節	雜
<b>B</b>	<b>鐵 道</b>
第一節	概 要
第二節	國 有 鐵 道
第三節	私 有 鐵 道

<b>C</b>	<b>自 動 車</b>
第一節	概 要
第二節	郵 便
第三節	電 信 電 話
第四節	國 外 海 底 無 線 電 信 電 話
第五節	電 話
第六節	無 線 電 信 電 話
<b>D</b>	<b>市 街 軌 道</b>
<b>E</b>	<b>交 通 事 故</b>
<b>F</b>	<b>航 空</b>
<b>G</b>	<b>郵 便、電 信 電 話</b>



# 第五章 運輸及び通信

## A 海 運

### 第一節 記録方法

國外海運統計の記録方法に於て濠洲は一單位と見做されるから、一航海につき只一回の入港と一回の出港とが計算され、船が寄港した濠洲各州の数には關係がない。

濠洲に於ける港への入港出帆は、國外又は他の濠洲港より又は向つての入港出帆の如何によらず、船長又は代理者は當該港の税關に入港届をなし船舶、旅客、貨物に關する一定の報告を提出しなければならない。これらの報告書は各月末に本統計局へ提出される。海路による海外移民及び州間移住民に關する報告もこれと同様な文書によつて得られる。この手續は一九二四年七月一日より行はれてゐる。

貿易及び海運の記録は、一九一四年七月一日以後、毎年六月三十日に終る財政年度で行はれる。次表中、一九三五—三六年以降、補助機關付帆船の分類に變更が行はれた。従前は「汽船」の項に含められてゐたこれら船舶の細目は、新に「帆船」の項に入れられた。この種の船舶の主要推進方法が帆走である事實からして、この分類方法が、より妥當だからである。

### 第二節 國外海運

- 一 總計
- 二 各州へ出入港せる國外船舶總計
- 三 國外との船舶交通
- 四 國外船舶の國籍
- 一 總 計

次表は、一九二八—二九年乃至一九三八—三九年の濠洲諸港入港國外汽帆船の總計を示す。

濠洲入港國外船舶總計

年 度	汽 船		帆 船		總 計	
	隻 數	純 噸 數	隻 數	純 噸 數	隻 數	純 噸 數
一九二八—二九	一,五四四	五,五二七.三五	一六	三九.八六六	一,五六〇	五,五六七.二一六
一九二九—三〇	一,四六九	五,四三三.九五	三	三三.三三三	一,四五二	五,四六六.五八九
一九三〇—三一	一,五二七	五,五〇三.三〇	七	一九.三三七	一,五三四	五,五二二.六八七
一九三一—三二	一,四九七	五,四七五.七三一	三	三三.二七	一,五〇〇	五,五〇九.〇〇八
一九三二—三三	一,五三一	五,八二二.八六	三	四二.四四四	一,五三四	五,八六五.三一四



一九三三—三四	一、五五九	五、五〇〇、五五九	一、三三八	五、五五九、七七一
一九三四—三五	一、五五九	五、五〇〇、五五九	一、三三八	五、五五九、七七一
一九三五—三六	一、五五九	五、五〇〇、五五九	一、三三八	五、五五九、七七一
一九三六—三七	一、五五九	五、五〇〇、五五九	一、三三八	五、五五九、七七一
一九三七—三八	一、五五九	五、五〇〇、五五九	一、三三八	五、五五九、七七一
一九三八—三九	一、五五九	五、五〇〇、五五九	一、三三八	五、五五九、七七一

(a) 上記第一節参照。

入港船舶一隻平均噸数は、一九二八—二九年度の三、五〇九噸より一九三三—三九年度の三、五七七噸に増加した。一八二二年乃至一九二〇—二一年度に於ける各年に於ける國外海運統計に關する細目は本年鑑第一五卷五〇七頁に掲載。

二 各州へ出入港せる國外船舶總計

次表は一九三三—三九年度に諸外國より直接に諸州に出入港せる船舶隻數、噸數を示す。

州又は領	入 港		出 港	
	隻數	純噸數	隻數	純噸數
ニューサウスウェールズ	六三三	二、三〇九、一五五	五九〇	二、〇〇〇、〇一〇
ビクトリア	一八八	六六六、〇一一	一九五	七〇五、七四五
クイーンズランド	三三三	九四九、八七〇	二九二	一、〇〇八、八八二
南 洋 洲	一三三	四四〇、〇〇五	一六三	六三三、〇五二
西 洋 洲	四四五	二、〇七七、六六四	五〇六	二、三二九、〇七三
オーストラリア	七	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇	三、〇〇〇、〇〇〇
北 部 領	一三三	七〇七、九七一	一三三	七〇七、九七一
總 計	一、八七六	六、七〇七、九六九	一、八七六	六、八四七、七三三

外國より直接出入港せる船舶 (一九三三—三九年度)

三 國外との船舶交通

各國より入港又は各國へ出港する船舶の數量に關する記録方法は何れの國に於ても同様であるが、同一船舶が同一航海に於て貨物又は旅客を濠洲から數ヶ國に、若くは數ヶ國から濠洲に運ぶことがあるにも拘らず其の船舶の噸數は一ヶ國に對してのみ記録されるために誤を生じやすい。例へば、英本國よりスエズ運河を経由して濠洲へ至る一航海をなす郵船は、マルセイユ、ジェノヴァ、ポルトサイド、アデン及びコロンボに寄港し得るのに、出港地たる英本國のみ掲げられて、他の寄港國はすべて記録から除外されるのである。また多くの船舶は米國及びカナダを出入港地とする航海に於てニュージブランドに寄港するのであるが、その噸數は濠洲の對ニュージブランド船舶統計に記載されないものである。同様に、南アフリカを経由して濠洲英本國間の交易に従事する海運記録は全部英本國關係の數字の中に含まれるので南アフリカに出入する噸數を明示してゐない。この缺點を是正するため、濠洲に出入する船舶の地域に關する統計は、次表に示す如く主要交易路に當る諸國を一群とするものに限つてゐる。右の如く大地域別を採用すれば、ある程度まで、前記の缺點を補ひ得るが、既に指摘したアフリカ及びニュージブランドの場合は別である。

輸 出 入 噸 數

國 別	輸 入 噸 數		輸 出 噸 數	
	噸數	純噸數	噸數	純噸數
英本國及歐洲諸國	一、八三三、三三三	一、六九三、六三三	一、五〇〇、〇〇〇	一、六六八、〇〇〇
ニュージブランド	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
アフリカ及太平洋諸島	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
南 洋 洲	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
北・中米	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
南 米	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	六、三三三、三三三	六、三三三、三三三	六、三三三、三三三	六、三三三、三三三

四 國外船舶の國籍

濠洲に寄港する船舶の大部分は、英國國籍である。英國船舶噸數の比は一九三三—三九年度には僅か乍ら増加し、一方積荷船舶噸數比は殆ど六分増加した。

濠洲入港國外船舶國籍

國 籍	噸 數	
	噸數	純噸數
英 國	一、八三三、三三三	一、六九三、六三三
美 國	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
日 本	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
他 國	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	六、三三三、三三三	六、三三三、三三三

國 別	輸 入 噸 數		輸 出 噸 數	
	噸數	純噸數	噸數	純噸數
英本國及歐洲諸國	一、八三三、三三三	一、六九三、六三三	一、五〇〇、〇〇〇	一、六六八、〇〇〇
ニュージブランド	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
アフリカ及太平洋諸島	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
南 洋 洲	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
北・中米	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
南 米	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	六、三三三、三三三	六、三三三、三三三	六、三三三、三三三	六、三三三、三三三











其他	外國	合計	總計
二、八四五	四、五五三	三三	二、一九
三〇、七六六	四、五七	九三	七二七
二九、七三三	六、五九	一、四四三	七〇〇
			三、一八六
			六、九四九
			一〇〇・〇
			一〇〇・〇

(a) 大湖船を含む (b) 比島及び大湖船を含む  
上記の数字は「ロイド會社船舶登録簿」により一〇〇噸以上の船舶に限られる。

### 第五節 州間海運

- 一 記録方法
- 二 入港船舶隻数及び噸数
- 三 各州航行國外船舶
- 四 各州間船舶運航合計
- 五 各州間交易にのみ従事せる船舶
- 六 各州間及び沿岸營業

#### 一 記録方法

州間海運は、(a)各州間交易にのみ従事する船舶、(b)濠洲と國外間の貿易に従事し、その航路中一州より他州へ航海する船舶の二者とがある。(特別の事情なき限り、之等船舶は現在では各州間の運輸に従事しない。) (a)類の記録については複雑ではないが、(b)類の國外船舶記録の方法については若干の説明を要する。各州は自州の船舶統計(聯邦統計局で編纂される)に國外との船舶交通を完全に記載されることを希望するが、それと同時に濠洲全體としての統計に重複の生ぜぬやうにしなければならぬ。この二重の要求に應ずるために、國外から一州へは英本國から一他の州經由で一州に到着する船舶は其の州に於て「他州經由」で英本國より來たものとして記録され、それによつて「直接」に國外より入港するものとを區別する。更にそれが續航すると、その船舶は次の州に於ても英本國より他州「經由」で來たものとしてその州の統計に再び記録される。國內航路では、第一の州から第二の州への「出港」は州間の「出港」であり、これは聯邦成立前の各州の方

シドニーよりメルボルン入港	直接他州より
メルボルン出港 アデレード經由英本國行	他州經由國外へ
メルボルンよりアデレード入港	直接他州より
アデレード出港 フリマントル經由英本國行	他州經由國外へ
アデレードよりフリマントル入港	直接他州より
フリマントル出港英本國行	直接國外へ

前掲の方法により濠洲及び各州の記録方法は次の如くにして確められる。(a)「直接國外」として各州の記録した全船舶の總計は濠洲全體に對する國外船舶を示し、(b)「直接國外」として州の記録した全船舶に、「他州經由國外」として記録された分を加へると、同州分の國外船舶の總計が得られ、(c)「他州經由國外」とされた船舶總計は「直接他州」の分と併せて州間船舶の動きを示すものとして利用し得やう。但し全國外船舶は上記の表に示した船舶と同一航路をとるものではないことは勿論である。

#### 二 入港船舶隻数及び噸数 (直接他州)

次表は一九三三—三五年乃至一九三八—三九年度の各年度間に他州より各州に入港せるものとして記録された船舶の隻数及び噸数を示す。ニューサウスウェールズ、ビクトリア、南濠洲間のマレー河の船舶は含まない。

州又は領	隻数				噸数			
	一九三三—三五	一九三六—三八	一九三九—四一	一九四二—四四	一九三三—三五	一九三六—三八	一九三九—四一	一九四二—四四
ニューサウスウェールズ	一、九四三	一、八三三	二、〇七六	二、二一九	二、二一五	二、二一五	二、二一五	二、二一五
ビクトリア	一、九八	一、九八	二、一八	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五
クィーンズランド	五七	五七	五九	六五	六五	六五	六五	六五

法と同様各州間の噸数に計算され、州統計の繼續性を保つてゐる。かく、濠洲全體の立場からは純然たる沿岸航路である船舶の移動も、各州に於てはそれぞれその方向に従つて「他州經由國外より」、若くは「各州間」として記録されねばならない。かゝる移動記録の意義は、例へばフリマントル(西濠洲)に着き、更に南濠洲及びビクトリアの二州を經由して最終港たるシドニーに航海し、同一航路で英國に歸る郵船の濠洲出入航路を示す次表に依つて明瞭となるであらう。

#### 沿岸國外船舶巡回航路

航路	要		記録方法	
	國內向け航路	州及び濠洲に對して	諸州に對して	諸州に對して
國內向け航路	英本國よりフリマントルへ入港 直接國外より	直接他州へ	直接他州へ	直接他州へ
州間航路	フリマントル出港 アデレード行 英本國よりフリマントル經由 アデレード入港	直接他州へ	他州經由國外より	他州經由國外より
州間航路	アデレード出港メルボルン行 英本國よりアデレード經由メルボルン入港	直接他州へ	他州經由國外より	他州經由國外より
州間航路	メルボルン出港シドニー行 英本國よりメルボルン經由シドニー入港	直接他州へ	他州經由國外より	他州經由國外より
州間航路	シドニー出港メルボルン經由英本國行	直接他州へ	他州經由國外より	他州經由國外より

純噸数	南濠洲		西濠洲		北濠洲		計
	隻数	噸数	隻数	噸数	隻数	噸数	
南濠洲	八三三	八、四五	九六八	一、〇六	九六八	一、〇六	一、〇六
西濠洲	三三	三、三	三三	三、三	三三	三、三	三、三
北濠洲	三三	三、三	三三	三、三	三三	三、三	三、三
計	六六六	六、六六	六六六	六、六六	六六六	六、六六	六、六六

#### 三 各州航行國外船舶 (他州經由國外)

國外船舶の各州間運航總計を含む一九三三—三九年度の各州間船舶運航總計を確めるには、他州經由國外より入港又は國外行船舶の隻数及び噸数を示す次表中の数字を前表の数字に付加するを要する。

州又は領	入港		出港		計
	隻数	純噸数	隻数	純噸数	
ニューサウスウェールズ	五四	二、七〇、七四	五三	二、八六、八六	一、〇七六
ビクトリア	五八	一、〇〇、〇三	五五	二、八八、九三	一、〇八三







(二) 主要港 次表は、一九三八—三九年度に主要港に於ける船荷積卸の噸数を示す。  
主要港積卸船荷噸數 (一九三八—三九)

港名	揚			積		
	國外	各州	計(噸)	國外	各州	計(噸)
シドニー	2,000,995	1,199,400	3,200,395	1,345,699	1,854,696	3,200,395
ニューカッスル	3,907,700	1,747,335	5,655,035	1,812,233	3,842,802	5,655,035
ケンブリッジ	6,707,700	9,967,977	16,675,677	1,807,755	14,867,922	16,675,677
其他	—	—	—	3,912,277	1,000,000	4,912,277
ウエールズ	2,391,955	8,822,333	11,214,288	2,037,625	9,176,663	11,214,288
メルボルン	1,188,555	2,335,377	3,523,932	754,876	2,769,056	3,523,932
ジブロン	2,337,700	2,235,500	4,573,200	957,711	3,615,489	4,573,200
其他	17,000	6,000	23,000	8,200	14,800	23,000
ビタトリヤ	2,270,000	2,550,000	4,820,000	868,766	3,951,234	4,820,000
ブリスベイン	2,111,000	5,010,755	7,121,755	3,000,668	4,121,087	7,121,755
ケアンズ	1,550,000	2,000,000	3,550,000	1,900,000	1,650,000	3,550,000
タウンズビル	2,000,000	2,500,000	4,500,000	2,000,000	2,500,000	4,500,000
其他	2,000,000	7,700,000	9,700,000	2,000,000	7,700,000	9,700,000
タインランド	2,250,000	7,000,000	9,250,000	2,250,000	7,000,000	9,250,000
アデレード	2,250,000	8,500,000	10,750,000	2,250,000	8,500,000	10,750,000
ビラ	2,250,000	2,250,000	4,500,000	2,250,000	2,250,000	4,500,000
ワラ	2,250,000	2,250,000	4,500,000	2,250,000	2,250,000	4,500,000

ワイヤラ	—	6,400	—	—	12,800	—	12,800
其他	2,250,000	2,250,000	4,500,000	2,250,000	2,250,000	4,500,000	4,500,000
南洋洲計	6,600,000	11,076,339	17,676,339	3,500,000	12,176,339	17,676,339	17,676,339
フリマントル	5,900,000	2,200,000	8,100,000	907,933	7,192,067	8,100,000	8,100,000
ペンパル	2,000,000	9,000,000	11,000,000	4,800,000	6,200,000	11,000,000	11,000,000
ジェラルトン	2,000,000	2,000,000	4,000,000	700,000	3,300,000	4,000,000	4,000,000
其他	2,000,000	1,876,339	3,876,339	700,000	3,176,339	3,876,339	3,876,339
西洋洲計	7,000,000	2,200,000	9,200,000	1,407,933	7,792,067	9,200,000	9,200,000
ホバート	8,000,000	2,000,000	10,000,000	2,000,000	8,000,000	10,000,000	10,000,000
ロウンセストン	2,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	2,000,000	3,000,000	3,000,000
デグオンポート	2,000,000	2,000,000	4,000,000	2,000,000	2,000,000	4,000,000	4,000,000
其他	2,000,000	8,000,000	10,000,000	1,000,000	9,000,000	10,000,000	10,000,000
タスマニヤ計	9,000,000	5,000,000	14,000,000	3,000,000	11,000,000	14,000,000	14,000,000
ダーウィン(北部領)	4,000,000	2,000,000	6,000,000	2,000,000	4,000,000	6,000,000	6,000,000
洋洲合計	16,600,000	23,276,339	39,876,339	4,907,933	23,968,406	39,876,339	39,876,339

二 國 籍  
下表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度間に於ける積卸國外船荷噸数を運輸船舶の国籍によつて示す。  
積卸國外船荷噸數

船登載港所在國	英	國	澳	本	洲	他	計
英	1,940,155	1,951,000	1,951,000	1,951,000	1,951,000	1,951,000	1,951,000
國	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
澳	5,833,333	5,833,333	5,833,333	5,833,333	5,833,333	5,833,333	5,833,333
本	2,277,777	2,277,777	2,277,777	2,277,777	2,277,777	2,277,777	2,277,777
洲	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
他	8,855,267	8,855,267	8,855,267	8,855,267	8,855,267	8,855,267	8,855,267
計	21,832,339	21,832,339	21,832,339	21,832,339	21,832,339	21,832,339	21,832,339



外 國	英 國	其 他	外 國 合 計	英 國 合 計	其 他 合 計
デンマーク	六、六〇〇	七、九〇〇	一三、五〇〇	一三、五〇〇	一三、五〇〇
フランス	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
ドイツ	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
イタリア	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
日本	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
オランダ	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
ノルウェー	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
スウェーデン	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
その他	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
外 國 合 計	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
英 國 合 計	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
其 他 合 計	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
總 計	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇

(a) 重量噸積噸を合す。(b) 蘭領東印度を含む。

### 第七節 雜

- 一 燈臺
- 二 海上距離
- 三 貨物運送貨率
- 四 主要港の水深
- 五 船
- 六 聯邦航海及び海運立法
- 七 港灣

(一) 一 般 聯邦航海及び海運立法は本年第一七卷一〇五三―五頁にやゝ詳細に掲載。

(二) 最近の立法 航海法の規定によれば、旅客及び貨物に関する聯邦の沿岸交易の権利は同法二八八條によつて許可を得たる船舶に限定されてゐる。右許可は貨銀船員、設備等に關する濠洲の諸條件に適合なる濠洲人所有船舶のみに與へられる。

許可された船舶の運航が不充分な場合には、沿岸に於ける貨物旅客の輸送を無許可英國船に許可するやう航海法中に條項が設けられてゐる。併し許可制は悉く満足なものではなかつた爲、一九二六年同法の修正が行はれ總督が官報の告示により、指定せる船型、速度を有する無許可英國船に特定港間の旅客運輸に従事する許可を與へ得ることになつた。一九三五年の航海法によつて無許可船の就業に法律的基础が與へられた。それに依れば噸數一萬噸、海上速力十四節以上の無許可英國船は、鐵道によつて連結されざる濠洲二港間の旅客輸送を爲し得る。いづれの場合にも、旅行者は旅行の中断、乗換等、又は重複して寄港することを許されず、終始一船舶で旅行を行はねばならない。目的港へ到着した後、旅客は最初の乗船港若しくはそれと鐵道連絡のある同船の最初の寄港地に向けて乗船出来る。

一九三五年航海法は總ての國外航路船舶又は各州交易船舶及び濠洲に於て登録せられ又は沿岸交易に従事する海上全船舶は無電設備を備ふべきことを規定した。

一九三四年の航海(海事協定)法は航海法の改訂であつて、それに依つて聯邦は數年來の海事會議、決定事項を効果的に實行せしめてゐる。その中重要な條項は海上航海に於ける生命の安全及び滿載吃水線に關するものである。

外國の補助による競争より、太平洋に於ける英國船舶の利益を擁護する爲に、ニュージラランド政府は、一九三六年十月濠洲向けの旅客貨物のニュージラランド港に於ける乗船積載を外國船舶に對して禁止する法案を通過せしめた。ニュージラランドのこの立法を補足するために立案された英國海運保護法案が一九三六年十二月三日濠洲上院に提出された。第二讀會

### 一 燈 臺

本局刊行「運輸交通時報」(Transport and Communication Bulletin)第一四號には、濠洲沿岸主要燈臺表が掲載され、位置、番號、光色、特長、期間、燭光、望視度が詳記されてゐる。

### 二 海 上 距 離

濠洲首府の港と對濠洲貿易國の最主要港との海上距離に關しても「運輸交通時報」第一四號に掲載されてゐる。

### 三 貨 物 運 送 貨 率

「濠洲統計要録季報」(Quarterly Summary of Australian Statistics)には外國及び各州内積荷に關する一般商品の現行貨物運賃表が掲載されてゐる。一九四〇年六月三十日現行運賃を示す最近の數字によれば濠洲より英國本國及び大陸向一般商品の運賃は重量若しくは容積噸當り九四志六片である一方、小麥(袋入り)及び羊毛(附付)は、夫々重量噸當り六二志六片及び封度當り一・五片である。

### 四 主 要 港 の 水 深

海事局の資料により編纂せる、一九四〇年一月一日現在濠洲主要港水深表は「運輸交通時報」第三〇號に掲載されてゐる。

### 五 船 舶 事 故

海事査問會議は練達なる補佐役數名と地方法務官一名から成り、必要に應じ各州の主港及びロウンセストン(タスマニヤ)に開かれる。この法院は過失を犯した高級船員の免狀を處分する権限を持つてゐる。一九三九年沿岸及び近海に於いて報告された船舶事故の詳細は「運輸交通時報」第三〇號に掲載されてゐる。その報告も海事局提供による。

### 六 聯 邦 航 海 及 び 海 運 立 法

に於て説明の後、討論は延期された。

### 七 港 灣

特に港灣設備に關して記述した「濠洲に於ける運輸」に關する二卷の報告はサー・ジョージ・バカナンによつて聯邦政府に提出され、二冊の議會文書として刊行された。(一九二七年三月十四日刊第八六號及び一九二七年五月九日刊第一〇八號)。

X	X	X	X
X	X	X	X
X	X	X	X
X	X	X	X



# B 鐵 道

## 第一節 概 要

- 一 概言
- 二 鐵道統計の改善
- 三 鐵道交通
- 四 國有鐵道
- 五 グラフトン・南ブリスベーン(統一軌幅)線
- 六 營業全路線數
- 七 鐵道便の比較
- 八 國有私有鐵道軌幅別分類
- 九 經營概要

### 一 緒 言

鐵道の國有並に國家統制政策は各州もこれを採用し、一九三九年六月三十日現在では濠洲全鐵道二七、九九八哩の中僅か七六五路線哩が民有として残されてゐるに過ぎない。各州政府所有鐵道は二五、〇三二哩に達し聯邦政府所有鐵道は二、二〇一哩である。以下の表では、聯邦所有四線の細目を一纏めの上各州鐵道總計に對照せしめてある。聯邦所有各線別細目は統計局刊行「運輸交通時報」第三〇號又は本年誌第三一巻一二五頁以下に掲載す。

### 二 鐵道統計の改善

既刊本年誌第七卷五九八頁には「濠洲に於ける國有鐵道統計改善の要望」に就て聯邦統計官から内務大臣宛一九〇九年提出の報告の要約が掲載されてゐる。

鐵道委員報告書中の報告の量及びその鐵道統計表中の提示方法の點で著しい改善が近年行はれた。

鐵道委員の示せる數字に一層接近せしめ且一段の統一を圖つて、一九三三―三六年より鐵道統計編纂方法が多少變更された。従つて最近四半間の數字は、それ以前の年度の數字とは必ずしも比較出来ないものであるが、その相違は比較的重要ではない。

### 三 鐵道交通

一八五四年第一路線開通以後、濠洲に於ける鐵道建設の進行狀況は本年誌第六卷六八一頁に、又鐵道交通に關する其他の資料及び各鐵道組織の軌幅統一の計畫案は本年誌第二二卷二五九―二六一頁に詳述。

### 四 國有鐵道

一九三九年に於ける建設中の路線及び認可路線

(一) 建設中の路線 一八七五年以後に於ける各州有鐵道の大擴張及び聯邦政府による各種鐵道の建設にも拘らず、尙ある州に於ては、廣大な地域が未だ實際に開發されず、永久移住地として何ら設備のない處が多い。各州の一般的政策は移住民の増加につれて輕便鐵道の形で現在の路線を奥地へ向け擴張することである。併し近き將來に經濟的に成功するとは思はれない路線が移住獎勵の爲に時折建設されたことは事實であるが、鐵道自營主義の一般原則が維持されてゐる。

(a) ニューサウスウェールズ 下記(b)の他に、サンデイ・ホロウ・メリツェル間(約一四七哩)、サマランド・クロムラ間(六・三哩)及バン・ジエンドー・ア・キヤブテンス・フラット間(二・一八哩)に建設工事が續けられた。又シドニー地下鐵道の工事は設計修正中遅延したが、修正を要さなかつたサキユラー・キー地区の部分では工事が續行された。

(b) ビクトリア 本州では軌幅五呎三吋の路線三五・五〇哩が、ノウイング・ミレワ・サウス間に一部分建設されたが工事は一時中止された。一九二二年州境鐵道法(ビクトリア三一九四)の條項に従つて、ユウストーン・レツト間(三・〇二五哩)の路線が、ニューサウスウェールズ内に建設中である。カオラキー(一四・二五哩)迄の鐵道は開通したが、この地點外の敷設工事は中止された。

(c) タインスランド 本年誌第一五卷五五一頁には、一九一〇年北海岸鐵道法の條項による鐵道建設計畫が詳細に述べられてゐる。一九三九年六月三十日現在では、鐵道建設工事は何ら進展を見せなかつた。次の路線

ン・ナナンゴ間(一六哩)、ブルール・リケニル・ワース間(一〇哩)、ド・ビ・ン・ミヤリー・クリーク間(五〇哩)、ビラモン・ブリンジー方面間(一一哩)。

(d) 南濠洲 議會は、キールバ・マンガロー・ホール間(二六・二五哩)軌幅三呎六吋の路線建設を認可。調査は完了したが、着工には兩院の特別決議を要する。

(e) 西濠洲 一九三九年六月三十日迄に次の路線の建設が認可された。ヤラモノ・メレディン間(八五哩)、ブルツク・ト・ニール・リバー間(二八哩)、ボヤップ・ブルツク・クランブク間(九五・二三哩)、マンジマ・マブ・マウント・パーカー間(一〇七哩)、レイト・ニール・ロップス・ジェティン(四・六二哩)、サザン・クロス南方面間(二七・三八哩)、ユナナリ・ダート・モア間(五二哩)、總距離三九九・二三哩。以上の路線の調査は、ボヤップ・ブルツク・クランブク間、マンジマ・マブ・マウント・パーカー間、レイト・ニール・ロップス・ジェティン間を除いて完了してゐる。

(f) 其 他 一九三九年六月三十日タスマニア政府認可の新線及び聯邦政府認可の新線なし。

### 五 グラフトン・南ブリスベーン(統一軌幅)線

グラフトン(ニューサウスウェールズ)よりブリスベーン(タインスランド)に至る路線は、一九三〇年九月二十七日に開通した。これはシドニー・ブリスベーン間の軌幅の不同を克服するために建設されたもので、本土諸州の各首府間の統一軌幅鐵道交通を實現すべき第一歩であつた。一九三九年六月三十日現在建設及び設備投資額は四、三六二、五〇〇磅、一九三三―三九年利子諸拂二一八、一二五磅であつた。同期間に、ニューサウスウェールズ及びタインスランド鐵道委員會の監理下に在る同線の運営は、ニューサウスウェールズ側に於て三七、八〇二磅、タインスランド側に於て一、三三五磅の損失を示した。その上、次の金額が利子として支拂はれた。ニューサウスウェールズ七二、一七九磅、タインスランド二七、〇二九磅、その他の一一八、九一七磅は聯邦政府の負擔となつた。同線の運営等に就

は一部分建設されたが、工事は一時中止された。グリンズ・イン・カリワ・クリーク間(一八哩)、ヤラカバ・ウエルス・クリーク間(二七哩)、ダジャ・ラ・ムーナー・クリーク間(四一哩)、ランネス・モントウ(六三哩)及ウイ・ント・サ・テイ・セヴン・マイル間(三七哩)合計一八六哩。

(d) 其 他 一九三九年六月三十日現在では南濠洲、西濠洲、タスマニア及び聯邦に於て進行中の鐵道建設工事はなし。

(二) 建設認可路線 (a) ニューサウスウェールズ 一九三九年六月三十日、次の路線が建設を認可されたが、工事は未着手。ギルガンドラ・コ・リリー間(二一・五四哩)、ジェリル・デリーよりデニリキン方面(二五哩)、ランド・ブル・ブレイン間(二七・五五哩)、カノウ・インドラ・グレグラ間(三三・八七哩)、セント・レオナード・イースト・ウツド間(九・〇七哩)、イン・ヴェレル・ア・シュ・フォード(三二哩)、ガワバ・ガ・バレン・ジャンク・ション(三六・二五哩)、グワバ・ガ・ビリガ間(一八・五〇哩)、イースタン・サブ・ア・ブ・ス・ボンド・ダイ間(七・七五哩)、ウエスターン・サブ・ア・ブ・ス・ウエスターン・ロード間(五・五五哩)、總距離二一七・〇八哩。

(b) ビクトリア 次の路線が認可されたが、一九三九年六月三十日までには工事は未着手。軌幅五呎三吋。ラ・ラ・サイ・デイン・グ・ビツグ・パツ・タリク(二・五〇哩)、カスター・ト・ナン・ジ・ラ(九哩)、オーボスト・プロド・リア・ブ(六哩)。一九二二年州境鐵道法によつて、次の路線のニュー・サウスウェールズに於ける建設が認可された。ミルドウ・ラ・ゴル・ゴル間(二二哩)。

(c) タインスランド 工事中の新線の他に議會は大西部鐵道の次の部分の建設を認可した。A 區、キルビー・エロマンガ間(二二〇哩)、B 區、パウエル・ス・クリークより(二二四哩)、C 區、サ・テイ・セヴン・マイル・ス・ブリン・グ・ヴェール(三二四哩)、D 區、モーナー・タリク(二一六哩)。次の路線も建設認可を與へられた。テタ・サ・シル・ヴァ・イス・パー間(九哩)、マ・ウ・ント・エド・ワ・ズ・メ・リ・ウ・ヴェール間(二八哩)、レ・ン・フ・イ・ールド・ロ・ズ・ヴェール間(一七哩)、ガ・ト・ン・マ・ウ・ント・シル・ウ・イ・ア間(一一哩)、ワ・ン・ド・ン・タ・ロ・ム間(四二哩)、デ・イ・ラ・ン・バ・ン・デ・イ・延・長・線(五二哩)、ヤ・ラ・マ



ての数字は、出来得る限り次表中ニューサウスウェールズ及びクィーンズランドの数字に繰込んである。本年第三一巻、一二二頁に同様建設の詳細が掲載されてゐる。

六 營業全路線哩數

(一) 概要 濠洲に於ける一般交通路線の殆ど總ては州又は聯邦政府の所有統制下に在る。私營線は森林地方、鑛業地域、製糖地帯開發の爲に敷設されたものである。これらの線は、旅客一般貨物の輸送には普通用ひられないのであるから、次表中の私營線は濠洲全私鐵の一小部分をなしてゐるにすぎぬものと見られたい。

次表は、一九三四—三五年乃至一九三八—三九年の各年度に於ける各州内聯邦有、州有、私有の一般運輸路線(待避線、轉線を除く)哩數を示す。

國有私有鐵道營業哩數

州又は領	一九三四—三五	一九三六—三七	一九三八—三九	一九三九—四〇
ニューサウスウェールズ	六、三〇六・五五	六、三〇六・五五	六、三〇六・五五	六、三〇六・五五
クィーンズランド	四、七五五・七一	四、七五五・七一	四、七五五・七一	四、七五五・七一
タインズランド	六、八六六・五五	六、八六六・五五	六、八六六・五五	六、八六六・五五
南 濠洲	三、七五五・九〇	三、七五五・九〇	三、七五五・九〇	三、七五五・九〇
西 濠洲	五、〇八九・五〇	五、〇八九・五〇	五、〇八九・五〇	五、〇八九・五〇
タスマニア	七、七六六・六六	七、七六六・六六	七、七六六・六六	七、七六六・六六
北 部 領	四、九七三・七三	四、九七三・七三	四、九七三・七三	四、九七三・七三
濠洲首都領	四、九七三・七三	四、九七三・七三	四、九七三・七三	四、九七三・七三
濠洲	三、七六六・六六	三、七六六・六六	三、七六六・六六	三、七六六・六六
計	三、七六六・六六	三、七六六・六六	三、七六六・六六	三、七六六・六六

一八五五年以降哩數の詳細は本年第一五巻、五三七頁参照。

八 國有私有鐵道軌幅別分類

次表は、(1) 州又は領にある聯邦有鐵道、(2) 州有鐵道、(3) 一般交通用私有鐵道の軌幅別哩數を示す。聯邦所有鐵道は一九三九年六月三十日現在、私有鐵道は一九三九年十二月三十一日現在を示す。

國有私有鐵道軌幅別分類 (一九三八—三九)

州又は領	哩			計
	五呎三吋	四呎八吋	三呎六吋	
南 濠洲	—	—	—	—
西 濠洲	—	—	—	—
北 部 領	—	—	—	—
濠洲首都領	—	—	—	—
計	—	—	—	—

(二) 國有及び私有鐵道 次表は各州毎に(ア)州政府所有及びその州に於ける聯邦政府所有の營業路線哩數及び(イ)公衆により一般に利用し得る私有路線の延長を示す。

國有私有鐵道分類哩數 (一九三八—三九)

州又は領	州	聯邦	一般用私有線	合計
ニューサウスウェールズ	六、二二五・五五	—	—	六、二二五・五五
クィーンズランド	四、七五五・七一	—	—	四、七五五・七一
タインズランド	六、八六六・五五	—	—	六、八六六・五五
南 濠洲	三、七五五・九〇	—	—	三、七五五・九〇
西 濠洲	四、七五五・九〇	—	—	四、七五五・九〇
タスマニア	六、八六六・五五	—	—	六、八六六・五五
北 部 領	—	—	—	—
濠洲首都領	—	—	—	—
濠洲	—	—	—	—
計	—	—	—	—

七 鐵道便の比較

一般交通用路線哩數(國有、私有を含む)は、一九三九年六月三十日現在の人口、地域に比較すると次の表の如くである。

國有私有鐵道便比較

州又は領	人口千人	哩數	人口一千人當り
ニューサウスウェールズ	三、二〇〇	六、三〇六・五五	一九七・〇
クィーンズランド	一、〇〇〇	四、七五五・七一	四七五・七
タインズランド	一、〇〇〇	六、八六六・五五	六八六・七
南 濠洲	一、〇〇〇	三、七五五・九〇	三七五・六
西 濠洲	一、〇〇〇	五、〇八九・五〇	五〇九・五
タスマニア	一、〇〇〇	七、七六六・六六	七七六・七
北 部 領	一、〇〇〇	四、九七三・七三	四九七・四
濠洲首都領	一、〇〇〇	四、九七三・七三	四九七・四
濠洲	一、〇〇〇	三、七六六・六六	三七六・七
計	—	—	—

九 經營概要

次の表には、一九三九年六月三十日終了年度中、濠洲に於ける一般交通用全鐵道の營業の概要を示す。

國有私有別鐵道經營細目 (一九三八—三九)

州又は領	以上全鐵道合計 (哩)			計
	國有	私有	合計	
ニューサウスウェールズ	—	—	—	—
クィーンズランド	—	—	—	—
タインズランド	—	—	—	—
南 濠洲	—	—	—	—
西 濠洲	—	—	—	—
タスマニア	—	—	—	—
北 部 領	—	—	—	—
濠洲首都領	—	—	—	—
計	—	—	—	—